

| 掲載日        | 調達契約件名                                         | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                        |
|------------|------------------------------------------------|--------------------|-------------|------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R8. 4. 8   | <a href="#">収入原符整理業務（単価契約）</a>                 | 株式会社 北洋銀行          | 100,388,954 | R8. 3. 30  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 指定金融機関に搬入された収入原符は、分類から仕分けに至る一連の工程において整理され、収入日の5営業日後には会計室から原局（調達担当課）へ送付ののち、収入の消し込みが行われ保管されて整理が終了する。各原局において市民からの問い合わせ等に対応するためには、収納事務をできるだけ速やかに行い、この収入原符の処理サイクルを確保する必要がある。<br>この処理サイクルを確保するためには、収入原符整理に係る一連の工程において発生しうる誤処理・事故等が発生した場合に、迅速に原因を究明し的確に対応する必要がある。原因究明のためには、払込公金と収入原符を照合することが不可欠であるが、当該照合を最も効率的に行い得る方法は、払込公金と収入原符を整理する窓口を統一して管理するほかにない。<br>以上のことから、誤処理や事故が発生した場合も含め、最も効率的に処理サイクルを確保する方法は、公金を集約する指定金融機関が、原符整理業務の事務管理・点検および札幌市への連絡・報告等を行う以外にない。<br>よって、業務の性質上競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、（株）北洋銀行を「収入原符整理業務」の見積りに特定した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 会）出納課<br>011-211-2144      |
| R7. 8. 13  | <a href="#">札幌市防災情報システム改修業務</a>                | 日本アイ・ビー・エム株式会社     | 19,360,000  | R7. 8. 1   | R7. 8. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、気象庁が提供する防災気象情報及び電文情報に変更されるに伴い、新形式のXML電文に対応するよう本市の防災情報システム及び連携する情報発信システムを改修するものである。<br>防災情報システムは、メーカー独自のパッケージソフトウェアを採用し、構築されていることから、改修業務を行うにあたっては、メーカー固有の専門的な知識に基づき行う必要がある。<br>したがって、本改修については、パッケージソフトウェアの製造元である日本アイ・ビー・エム（株）でなければ、業務を遂行できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                              | 危）危機管理課<br>011-211-3062    |
| R7. 12. 17 | <a href="#">令和7年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務</a>     | 三和物流サービス株式会社       | 4,999,999   | R7. 11. 28 | R7. 11. 28 ～ R8. 2. 27 | 本業務の履行にあたっては、札幌市総合防災訓練内における防災イベントの企画力や運営力を備え、開催実績のある事業者に業務を委託することが効果的であり、受託者の選定においては、幅広く優れた提案を募る必要があったため、公募型企画競争を実施の上、特定随意契約とした。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 危）危機管理課<br>011-211-3062    |
| R7. 6. 25  | <a href="#">札幌市本庁舎エスカレーターハンドレール交換修繕業務</a>      | 日本オーチス・エレベータ株式会社   | 2,541,000   | R7. 4. 10  | R7. 4. 10 ～ R7. 9. 12  | 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の5に該当し、緊急に調達する必要があるため<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R7. 6. 25  | <a href="#">札幌市本庁舎18階議場裏石綿含有耐火被覆板修繕業務</a>      | コニシ工営株式会社          | 2,750,000   | R7. 4. 14  | R7. 4. 14 ～ R7. 8. 29  | 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の5に該当し、緊急に調達する必要があるため<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R7. 12. 17 | <a href="#">札幌市本庁舎ロードヒーティング修繕業務</a>            | フオーク電気株式会社         | 1,650,000   | R7. 11. 4  | R7. 11. 4 ～ R8. 1. 23  | 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の5に該当し、緊急に調達する必要があるため<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R7. 12. 17 | <a href="#">札幌市本庁舎西側駐車場石積擁壁修繕業務</a>            | コニシ工営株式会社          | 1,298,000   | R7. 11. 11 | R7. 11. 11 ～ R8. 1. 15 | 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の5に該当し、緊急に調達する必要があるため<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市本庁舎じん芥収集運搬業務（資源化ごみ）（単価契約）</a>   | 一般財団法人 札幌市環境事業公社   | 4,588,650   | R8. 3. 6   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 札幌市競争入札参加資格者のうち、事業系一般廃棄物の収集運搬業者かつ処分許可業者であるのは、上記1者のみのため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市本庁舎高層用エレベータ保守管理業務</a>           | 株式会社日立ビルシステム       | 8,184,000   | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が高層用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー（（株）日立製作所）が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であることなどもあり、不可能である。<br>従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記1者のみである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市本庁舎低層用エレベータ保守管理業務</a>           | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 10,010,000  | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が低層用及び非常用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー（三菱電機（株））が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、不可能である。<br>従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記1者のみである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R8. 4. 22  | <a href="#">令和7年度 共用車予約管理システムWindowsOS更新業務</a> | 株式会社エストコスモ         | 1,228,590   | R8. 3. 16  | R8. 3. 17 ～ R8. 3. 31  | 本業務の履行にあたっては、本市の所管する既存システムの仕様・機能等を熟知し周辺機器等に関する知識に精通しており、本市の業務アプリケーションプログラムに最適なソフトウェアを提供することが必要不可欠の要件となる。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2055 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">札幌市本庁舎清掃業務 4</a>                   | 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 | 95,755,000  | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会及び就労に必要な知識等の習得に寄与し、自立を支援するため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 総）行政部庁舎管理課<br>011-211-2052 |
| R7. 6. 18  | <a href="#">日本語習得支援事業の実施体制及び支援策の検討業務</a>       | キャリアバンク株式会社        | 2,945,000   | R7. 5. 30  | R7. 5. 30 ～ R8. 3. 6   | 本業務は限られた期間の中で、課題の整理や調査業務を実施し、効果的な実施体制・支援策を提案するものであり、十分な企画力や円滑な調査能力、広範囲な知識などを持つ事業者を選定する必要がある。よって、価格による競争に適しないと判断されるため、予算の上限額を示した公募型企画競争（プロポーザル方式）にて契約相手方を選定した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 総）国際部国際課<br>011-211-2032   |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                            | 契約の相手方                    | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課                      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| R8. 4. 8  | <a href="#">令和8年度さっぽろ外国人相談窓口運営業務</a>                              | 公益財団法人札幌国際プラザ             | 35,735,700 | R8. 3. 31 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められ、令和元年11月に設置した外国人生活者等を対象に暮らしに関わる情報提供や相談を行う一元的相談窓口の運営業務である。本業務については、外国人特有の問題を解消することが求められるといった業務の性質や品質確保の観点から、<br>・これまでも外国人の相談に対応している経験があり高いノウハウがあること<br>・外国人特有の問題を解消するために欠かせない、行政を始めとする各関係機関や専門機関、市民団体とのネットワークを有しているほか、既に在住外国人からも認知されており効果的・効率的な運営が行えること<br>・やさしい日本語を含む多言語対応能力があり、共生施策に精通する職員を複数配置し、またはこうした職員の育成能力を有すること<br>・本市が推進する多文化共生施策と連携し、一体となって実施することが求められる。<br>これらすべての条件を満たす者は、当該相談窓口の設置以前から、外国人の相談対応をはじめとした暮らしやコミュニケーション支援を目的とする数々の事業に取り組み、高い評価を得てきた（公財）札幌国際プラザしかない。<br>なお、（公財）札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。令和元年度から本業務の受託者であり、困難案件に対しても関係機関と連携しながら対応するなど、適切かつ円滑に相談対応を行っている。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 総）国際部国際課<br>011-211-2032 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">令和7年度広報ラジオ番組「突撃！サッポロロッティー」制作放送等業務</a>                 | 株式会社アド・ビューロー岩泉            | 1,299,980  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">令和7年度広報ラジオ番組「GrooveSAPP RO」制作放送等業務</a>                | 株式会社アド・ビューロー岩泉            | 1,299,980  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度広報ラジオ番組「スマイルさっぽろリターンズ」制作放送等業務</a>                | 株式会社北海道博報堂                | 2,200,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度広報ラジオ番組「じゅんきのさっぽろ世間話」制作放送等業務</a>                 | 株式会社電通北海道                 | 2,999,700  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度広報テレビ番組「ウオッチング札幌NEXT100」制作放送等業務</a>              | 北海道クリエイティブ株式会社            | 10,982,400 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度広報テレビ番組「札幌ふるさと再発見」制作放送等業務</a>                    | 株式会社北海道博報堂                | 11,499,840 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度広報テレビ番組「サッポロスマイル」制作放送等業務</a>                     | 株式会社ノヴェロ                  | 10,999,560 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度広報テレビ番組「いい人、いい街＃まいにち金メダル」制作放送等業務</a>             | 株式会社伸クオナムアレンジメント          | 11,000,000 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | テレビ・ラジオ等広報媒体を通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠を確保し、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 4. 23 | <a href="#">情報誌「poroco」を活用した「スポーツのチカラ×まちのミライ」プロジェクトの記事広告掲載等業務</a> | 株式会社えんれいしゃ                | 3,564,000  | R7. 4. 9  | R7. 4. 9 ～ R8. 3. 31  | 本業務において情報発信媒体として選定した「poroco（以下、同誌という）」は、株式会社えんれいしゃが発行する情報誌です。<br>同誌の中心読者層の特徴は、札幌に居住する25～49歳の女性で、札幌居住者の割合が78%であることは、北海道内で発行されているタウン誌の中では最も高く、また読者層の83%がInstagramを活用しているという特徴があります。<br>本市が目指す、多様な主体が連携して取り組む持続可能で魅力あるまちづくりの機運を醸成し、広く波及させるという本業務の目的達成にあたり、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年～中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNSや口コミ等を通じた情報の拡散も期待できるため、同誌に記事広告を掲載することが最も効果的であると考えます。<br>同誌への記事掲載ができるのは、発行者である株式会社えんれいしゃに限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者との特定随意契約とします。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                     | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">イベント冊子配送業務（単価契約）</a>                                  | 特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ | 2,208,679  | R7. 4. 23 | R7. 4. 23 ～ R8. 4. 30 | 障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者を契約の相手方とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                   | 契約の相手方                    | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                      |
|------------|----------------------------------------------------------|---------------------------|------------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| R7. 6. 18  | <a href="#">広報誌一部指定地域配布業務（5区）（単価契約）</a>                  | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター       | 1,432,200  | R7. 5. 26  | R7. 5. 26 ～ R8. 5. 31  | 高齢者の就労の機会を提供するとともに、高齢者の能力の積極的な活用を促進することのできる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センター等で、その所在が札幌市内にあるものに委託することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 6. 18  | <a href="#">広報誌一部指定地域配布業務（単価契約）</a>                      | 特定非常利活動法人札幌障害者活動支援センターライブ | 15,190,796 | R7. 5. 29  | R7. 5. 29 ～ R8. 5. 31  | 障がい者に対して、自立訓練または就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に該当する者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者に委託することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 9. 3   | <a href="#">令和7年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務</a>           | 合同会社Kプロジェクト               | 1,413,500  | R7. 8. 20  | R7. 8. 20 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、広報部公式Instagramアカウントの運用支援を行うとともに、令和6年度に広報部で実施した「時代の変化や事業内容に適した効果的な情報発信の推進に関する調査・分析業務」（以下「令和6年度業務」という。）の追加検証として、Instagramに適したPR内容や手法を調査するものである。<br>選定事業者は、令和6年度業務の受託事業者として、本市複数の事業部局のInstagramアカウントの運用支援等を通し、各課の課題達成につながるPRの内容や手法を検証した。<br>本業務は、令和6年度業務を踏まえ、Instagramに適したPR内容や手法をより具体化させるものであり、令和6年度業務との継続性があることから、確実かつ円滑な遂行のため、令和6年度業務の受託者を選定することが不可欠である。<br>さらに、本業務で媒体として指定する広報部公式Instagramは、本市の重要施策をはじめ、部局横断的に市としてPRが必要な事業等を取り上げ、周知を目指すものであり、全庁にとって効果的な媒体となるよう、新規開設時から多くの注目を集める媒体へ成長させる必要があるところ、当該事業者は令和6年度業務において、多くの閲覧・フォローの獲得や市主催イベントへの来場につなげるなどの実績があり、必要十分な専門知識とノウハウを備えている。<br>上記理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者との特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 10. 22 | <a href="#">「スポーツのチカラ×まちのミライ」プロジェクト実施業務</a>              | 株式会社コンサドレー                | 15,996,200 | R7. 10. 2  | R7. 10. 2 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、令和4年度から広報部で実施している市内プロスポーツチーム（北海道コンサドーレ札幌、レバンガ北海道、エスボーラダ北海道、北海道エエロースターズ、フォルティウス）と道内民放9局（STV、HBC、UHB、HTB、TVh、STVラジオ、HBCラジオ、AIR-G <sup>+</sup> 、northwave）による応援チームを結成し、市民にとって親しみやすい「スポーツ」を切り口とした各種啓発・広報活動を行うことで、まちづくりの機運や、市民の郷土愛の一層の醸成を目指すものです。<br>選定事業者は、令和4～6年度に実施した、上記応援チームを活用しまちづくりを進めるプロジェクト業務（以下、「当該プロジェクト」という）の受託事業者として、プロジェクトの中心であるプロスポーツチームや民法各局との連携調整を担いました。<br>本業務は、これまで当該プロジェクトで活用した統一的なロゴやキャッチコピー、広報物を活用するものですが、選手やアナウンサーの肖像を用いたポスター等広告物の著作権は選定事業者が有しています。<br>今般実施する本事業において、あらためてテレビ・ラジオ番組やCMの制作・放送などの調整や、当該プロジェクトで活用したポスターデザインの再利用を行うにあたり、選手のチーム移籍やスポンサーの変更に伴うデザイン改変は、著作権を持つ選定事業者に依頼する必要があるため、令和4～6年度業務の受託事業者を選定することが必要不可欠です。<br>また、選定事業者は、令和5年に「株式会社まちのミライ」というまちづくり会社を設立し、北海道で暮らす人々の「ウェルネス」「共生」「活性化」の実現を目指した取り組みを進めているほか、他の道内プロスポーツチームと連携したまちづくりの推進にも力を入れています。これは、本業務の目的である市民のまちづくりの機運や郷土愛の醸成に多大に寄与すると判断されます。<br>上記から、当該プロジェクトを活用し、本市と連携して広く効果的な広報を展開できるのは、選定事業者以外ありません。<br>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することといたします。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R7. 12. 10 | <a href="#">サッポロスマイル市政PRコーナー等リニューアル業務</a>                | 株式会社ホワイトカンパニー             | 8,144,400  | R7. 11. 28 | R7. 11. 28 ～ R8. 3. 27 | 高度な企画能力及びデザイン性、豊富な知識や多くの経験が必要となり、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、価格による競争入札等には適さないと考えられるため、公募型企画競争を実施した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |
| R8. 3. 4   | <a href="#">レバンガ北海道のホームゲームにおける「SAPORO SMILE DAY」実施業務</a> | 株式会社レバンガ北海道               | 3,099,000  | R8. 2. 18  | R8. 2. 18 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、(1) 札幌の魅力や再発見、PRする「サッポロスマイルプロジェクト」各メディア、(2) 各プロスポーツチームと連携し、スポーツの持つさまざまなチカラを活用しまちづくりを進める「スポーツのチカラ×まちのミライプロジェクト」の2プロジェクトの周知を通じ、市民のまちへの愛着心やまちづくりの機運の醸成を図ることを目的に、札幌をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「レバンガ北海道」のホームゲームで「SAPORO SMILE DAY」を実施し、冠試合の実施及びPRブースの確保、2プロジェクトのPRに効果的なパネルティの検討及び制作、広報活動等を行うものです。<br>上述のとおり、本業務は、上記2プロジェクトと理念を共通する取り組みを多数実施しているレバンガ北海道のホームゲームと連携した実施を想定しており、また、効果的なPRのため、同チームとのコラボレーショングッズの制作を想定しており、選手の肖像、ロゴなど同社が持つツールを積極的かつ柔軟に活用し、周知啓発することが可能であるのは株式会社レバンガ北海道以外にありません。<br>以上から、本業務の受託者として同社以外に適当なものがおらず、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とします。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 総）広報部広報課<br>011-211-2036 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                           | 契約の相手方       | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課                           |
|-----------|--------------------------------------------------|--------------|------------|-----------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度札幌市公式ホームページ運用等業務</a>            | 株式会社大塚商会     | 8,219,970  | R8. 3. 27 | R8. 4. 1 ～ R8. 12. 31 | 本業務は、札幌市公式ホームページ及び「札幌市公式ホームページ運用システム（以下、システムという。）」の運用管理を安定的かつ確実に行うことを目的としている。<br>札幌市公式ホームページは、市民に対し直接情報を提供できるとともに、市民が必要とする情報を素早く提供できるという、高い即時性を持つ媒体である。<br>市公式ホームページ及びシステムに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、市公式ホームページ及びシステムの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万が一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。<br>システムはパッケージ製品に本市独自の機能を追加しているため、本業務を遂行するためには、受託者がシステムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する必要がある。<br>受託者がシステムを理解するためには、本市がシステムの詳細情報を開示する必要があるが、当該情報はパッケージ製品の著作権の関係から一般に開示することはできない。<br>そのため、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する業者は、平成22年度に実施した「札幌市公式ホームページ再構築業務」を受託し、システムの設計・開発を行い、かつシステムの運用保守業務も受託している（株）大塚商会札幌支店のみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 総）広報部広報課<br>011-211-2036      |
| R8. 4. 8  | <a href="#">令和8年度広報誌レイアウト制作業務（単価契約）</a>          | 株式会社アンバサンド   | 7,000,455  | R8. 3. 31 | R8. 3. 31 ～ R9. 3. 31 | 広報さっぽろは、幅広い世代の方々が読むことを想定して作成しており、特に特集・企画記事を市民が読み進めるような誌面にするためには、レイアウトが親しみやすく、文字や写真、イラストなどを駆使して作成することが重要である。<br>そのため、高度な技術と経験を要するデザイン会社に制作を委託しているが、契約の相手方の選定にあたっては、技術力を価格による競争で判断することが困難であることから、公募による企画競争を実施している。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 総）広報部広報課<br>011-211-2036      |
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和8年度法律相談業務</a>                      | 札幌弁護士会       | 10,560,000 | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 当該業務の実施に当たっては、市役所本庁舎及び区役所（10区）に弁護士を毎日2名・240日派遣する必要があり、当該業務を安定的に履行することが可能な者は、800名を超える弁護士が加入している札幌弁護士会以外にないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 総）広報部市民の声を聞く課<br>011-211-2045 |
| R7. 6. 4  | <a href="#">令和7年度マネジメント研修指導業務</a>                | 株式会社日本マンパワー  | 5,119,400  | R7. 4. 30 | R7. 4. 30 ～ R7. 7. 31 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。<br>しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。<br>よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                          | 総）職員部人事課<br>011-211-2072      |
| R7. 7. 30 | <a href="#">令和7年度講師派遣研修指導業務</a>                  | 株式会社パトス      | 3,330,820  | R7. 7. 24 | R7. 7. 24 ～ R8. 2. 27 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。<br>しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。<br>よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                          | 総）職員部人事課<br>011-211-2072      |
| R7. 8. 13 | <a href="#">令和7年度人事評価システム改修業務</a>                | 富士通Japan株式会社 | 2,189,000  | R7. 7. 31 | R7. 7. 31 ～ R7. 9. 30 | 本役務は、「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム運用保守業務」（以下「運用保守業務」という。）の対象システムである「人事評価システム」に係る改修業務である。人事評価システムの運用に当たっては職員データの出力・取込などにおいて、人事給与・庶務事務システムとの連携が必要となるものであり、これらシステム全体を網羅するかたちで、富士通Japan株式会社による運用保守業務の提供を受けているものである。人事評価システムは人事給与・庶務事務システムと同一基盤であり、既に対応済みであるNEWSネット接続に当たっても、同社が一体的に両システムの改修業務を実施していることから、NEWSネット移行に伴う人事評価システムの機能面での改修業務である本役務についても、相手方はシステム全体を把握している富士通Japan株式会社に限られる。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、本役務は特定者を相手方とする随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                | 総）職員部人事課<br>011-211-2072      |
| R7. 8. 20 | <a href="#">令和7年度新採用職員後期研修（仕事の基礎知識Ⅱ）指導業務【動画】</a> | 株式会社アムリブラザ   | 2,202,475  | R7. 8. 6  | R7. 8. 6 ～ R8. 3. 31  | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。<br>しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。<br>よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                          | 総）職員部人事課<br>011-211-2072      |

| 掲載日        | 調達契約件名                                          | 契約の相手方      | 契約金額（円）   | 契約締結年月日   | 履行期間         | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                        |
|------------|-------------------------------------------------|-------------|-----------|-----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R7. 9. 10  | <a href="#">e ラーニングサービス導入業務</a>                 | 株式会社ビズアップ総研 | 1,804,000 | R7. 8. 27 | ～ R8. 2. 28  | 本市が求める e ラーニングサービスを提供可能な事業者を把握するため、令和7年6月に情報提供依頼を公募により実施した。その結果、左記事業者を含め3社から情報提供依頼があったが、別添のとおり、「(1) 自治体向けの行政基礎知識・地方自治法・地方公務員法に係るコンテンツを用意することが可能」「(2) 1つのIDを複数職員で使いまわす運用が可能」という2つの要件を共に回答したのは左記事業者の提供する e ラーニングサービスのみのみであった。<br>e ラーニングサービスは各提供事業者がそのサービス提供に係る排他的権利を有しているため、当該サービスを提供可能な事業者は左記事業者に限られる。<br>以上のとおり、左記事業者が本件業務の履行に必要な要件を満たす唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務の見積りに特定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                       | 総) 職員部人事課<br>011-211-2072  |
| R7. 10. 22 | <a href="#">令和7年度採用年次別職員研修指導業務</a>              | 株式会社日本マンパワー | 3,105,300 | R7. 10. 8 | ～ R7. 12. 26 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。<br>しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。<br>よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                         | 総) 職員部人事課<br>011-211-2072  |
| R8. 4. 1   | <a href="#">令和8年度新採用職員前期研修（市民応対）指導業務【対面】</a>    | 株式会社バトス     | 1,628,410 | R8. 3. 24 | ～ R8. 10. 30 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。<br>しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。<br>よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                       | 総) 職員部人事課<br>011-211-2072  |
| R8. 4. 1   | <a href="#">令和8年度新採用職員前期研修（仕事の基礎知識）指導業務【対面】</a> | 株式会社バトス     | 1,499,160 | R8. 3. 24 | ～ R8. 10. 30 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。<br>しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。<br>よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                       | 総) 職員部人事課<br>011-211-2072  |
| R7. 7. 2   | <a href="#">令和7年度札幌市職員ストレスチェック業務（単価契約）</a>      | 株式会社インソース   | 6,787,550 | R7. 6. 20 | ～ R8. 2. 28  | ストレスチェックは労働安全衛生法に基づく事業者の責務であり、その目的は職員自身のメンタル状態に気づきの機会を設けるとともに、安全衛生の観点から、職場に内在する問題点を発見し、改善を図ることにある。そのため、単に職員へアンケートを取るだけでは十分とは言えず、アンケート結果に基づく専門的な知識や経験による適切な分析や助言が必要不可欠となる。<br>また、回答率が高いほどより実施に即した状況把握が可能となり、今後の対策を検討するにあたって有益な資料となることから、回答率の向上を図るため、Web受検を活用している。大規模な本市職員のWeb受検にあたり、システムを適切に運営するためには、情報セキュリティやネットワーク等に関する専門的な知識も有していることが必要であることから、価格のみによる競争入札に適さない。このため、本業務の委託業者の選定について、公募型企画競争（プロポーザル方式）により実施することとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                               | 総) 職員健康管理課<br>011-211-2086 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">令和8年度札幌市職員健康管理システム保守業務</a>          | 株式会社HBA     | 3,740,000 | R8. 3. 27 | ～ R9. 3. 31  | 本件は、令和元年度に再構築を行った札幌市職員健康管理システムの運用支援や障害対応業務である。<br>本件システムの運用支援や障害対応を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外は非常に困難である。特定者は、本件システムの開発業務を専属的に行っており、同じく人給、庶務事務システム等の他システムとの連携情報についても熟知している。<br>また、システム間連携も含めたシステム全体を熟知しているため、状況分析や修正対応が必要最小限で済み、費用を抑えることが可能である。<br>仮に、他の者が本件業務を受託した場合、システムの詳細分析や動作確認等の作業に要する期間や経費が膨大となるとともに、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、職員の健康管理業務に重大な支障をきたす恐れがある。<br>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、本件は特定者以外が業務を履行することが適当ではないと判断されることから、特定随意契約とし、特定者を契約の相手方として指名する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 総) 職員健康管理課<br>011-211-2086 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                        | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                       |
|------------|-----------------------------------------------|--------------------|-------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| R8. 4. 1   | <a href="#">令和8年度札幌市職員健康診断業務（単価契約）</a>        | 札幌市共済組合            | 156,538,983 | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本市における健康診断業務については、平成5年1月11日の市長助役会議において、札幌市職員共済組合が健康管理センターを建設の上、任命権者としての職員等の健康管理を実施する方針を決定し、平成8年度から健康管理センターで札幌市職員共済組合が健康診断を実施する現在の体制となっている。<br>本件業務については、以下理由により競争入札に適しておらず、札幌市職員共済組合に業務委託することが適当と考える。<br>1 保健事業との共同実施による効果的・効率的な予防・健康づくり<br>札幌市職員共済組合が健診結果等のデータを分析の上、健康診断業務と一体的に共済組合の自主事業である保健事業を実施することにより、本市職員の効果的・効率的な疾病予防・健康づくりが期待できる。<br>また、札幌市職員共済組合は、保険者として人間ドック等の保健事業を実施しているところ、本市職員の健康診断と共同で実施することにより、効率的に受診することが可能である。<br>2 健診結果データの経年管理による効果的な事後指導、健康教育等の実施<br>健康管理センターでは、健診結果データを経年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施することが可能である。<br>3 健診受診率の維持向上<br>健康管理センターでは、本市が必要と認める健診項目や本市職員の健診日程調整等に柔軟に対応することが可能であり、職員の健診受診率の維持向上が期待できる。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 総）職員健康管理課<br>011-211-2086 |
| R7. 5. 7   | <a href="#">人事給与総合システム「子ども・子育て支援法対応」業務</a>    | 富士通 J a p a n 株式会社 | 53,402,800  | R7. 4. 25  | R7. 4. 25 ～ R9. 3. 31  | 本役務は、「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。<br>本役務は既存システム中のプログラム改修および帳票に係る項目追加を行うものである。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、当該システムにて制度改正やプログラム修正を遂行するには高度な知識と経験が必要であることから、システム提供元である特定者に依頼を行うことで安定運用の便益を享受しているものである。現行システム仕様を知る術がない契約予定の相手方以外では、改修にあたりシステム機能を損なった際に深刻な影響を及ぼすこととなる。<br>以上より、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、契約の相手方は当該システムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                                                                                          | 総）職員部勤務課<br>011-211-2082  |
| R7. 5. 7   | <a href="#">寒冷地手当月額化に係る人事給与システム改修業務</a>       | 富士通 J a p a n 株式会社 | 6,512,000   | R7. 4. 25  | R7. 4. 25 ～ R7. 11. 30 | 本役務は、「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。<br>本役務は既存システム中のプログラム改修を行うものである。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、当該システムにて制度改正やプログラム修正を遂行するには高度な知識と経験が必要である。現行システム仕様を知る術がない契約予定の相手方以外では、改修にあたりシステム機能を損なった際に深刻な影響を及ぼすこととなるため、この条件を満たす者は、当該システムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。<br>以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                        | 総）職員部勤務課<br>011-211-2082  |
| R7. 7. 9   | <a href="#">出退勤時間の出勤簿への反映に伴う人事給与システム改修業務</a>  | 富士通 J a p a n 株式会社 | 49,478,000  | R7. 6. 4   | R7. 6. 4 ～ R8. 3. 31   | 本役務は、「人事給与・庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」、「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」及び「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外では、当該パッケージシステムの選定理由の一つである法改正の自動適用について、対応することができず、仕様書の要件を満たすことができない。また、本システムにて行う給与計算業務は、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されないが、契約予定の相手方以外ではシステム仕様を知る術がなく、本市からの質問に回答するためには開発元への確認の時間を要するため業務に支障を及ぼす。<br>したがって、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、契約の相手方は当該パッケージシステムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                         | 総）職員部勤務課<br>011-211-2082  |
| R7. 7. 30  | <a href="#">給与改定対応に係る会計年度任用職員給与計算システム改修業務</a> | 富士通 J a p a n 株式会社 | 4,994,000   | R7. 7. 24  | R7. 7. 24 ～ R8. 3. 31  | 本役務は、既に契約を締結した役務「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。<br>当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の手続き以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。<br>加えて、選定事業者以外の者の場合、要件定義の段階において、本市独自の人事給与制度や業務フローを理解するために各種ヒアリングを要するため、本業務の開発・テスト期間を考慮すると、本業務を達成することは極めて困難である。<br>よって、本業務は選定事業者から調達する必要がある、上記根拠法令における随意契約理由に適用ものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                              | 総）職員部勤務課<br>011-211-2082  |
| R7. 11. 26 | <a href="#">給特法等一部改正による人事給与システム改修業務</a>       | 富士通 J a p a n 株式会社 | 3,003,000   | R7. 11. 14 | R7. 11. 14 ～ R8. 1. 31 | 本役務は、「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。<br>本役務は既存システム中のプログラム改修を行うものである。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、当該システムにて制度改正やプログラム修正を遂行するには高度な知識と経験が必要である。現行システム仕様を知る術がない契約予定の相手方以外では、改修にあたりシステム機能を損なった際に深刻な影響を及ぼすこととなるため、この条件を満たす者は、当該システムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。<br>以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                        | 総）職員部勤務課<br>011-211-2082  |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                        | 契約の相手方                     | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度 人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム等の運用保守業務</a> | 富士通 J a p a n 株式会社         | 124,625,600 | R8. 3. 19  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本役務は、「人事給与・庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」、「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」及び「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサードパーティにつき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。<br>当該システムは、既契約特定役務において導入したパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外では、当該パッケージシステムの選定理由の一つである法改正の自動適用について対応不可能であり、仕様書の要件を満たすことができない。<br>また、本システムにて行う給与計算業務は、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。仮に契約予定の相手方以外が本業務を遂行する場合、システム仕様を知る術がなく、本市からの質問への回答や障害対応等に際して開発元への確認時間を要するため、業務の適正な執行に支障を及ぼすこととなる。<br>したがって、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、契約の相手方は当該パッケージシステムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | 総) 職員部勤労課<br>011-211-2082  |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度 人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム機器等の保守業務</a> | F L C S株式会社                | 35,590,500  | R8. 3. 19  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、既に契約を締結している借受物品「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム機器等の賃貸借」の保守業務である。<br>本システムにて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、一切の遅延が許されない。<br>また、委託業務には、故障対応や定期点検のみならず、ソフトウェアサポートサービス対応（障害発生時や使用上の疑義への対応）も含まれている。<br>そのため、保守技術の熟練度、迅速な障害復旧体制、予備機材の確保に加え、システム及び構成機器に関する高度な専門知識・経験が不可欠である。これらを踏まえると、本業務を確実に遂行できる者は、当該借受物品の所有者であるFLCS株式会社に限定される。<br>以上の理由により、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、本契約は同社を相手方とする随意契約とするものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                        | 総) 職員部勤労課<br>011-211-2082  |
| R7. 9. 24 | <a href="#">札幌市シティプロモーション動画制作及び広報・広告展開業務</a>                  | 株式会社ノースアンビシャス              | 7,645,000   | R7. 8. 20  | R7. 8. 20 ～ R8. 3. 31  | 多様なライフスタイルを志向する個人や、ビジネス展開を検討する企業経営者層などをターゲットとして、札幌市のポテンシャルと可能性を発信することにより、本市への興味・関心を引き起こすとともに、札幌にゆかりのある方や札幌に関心があり札幌を応援するいわゆる「札幌ファン」のすそ野を広げ、人的ネットワークの創出と拡大を促進することが重要である。<br>この課題に対応するため、主に首都圏在住者を対象に、札幌市の魅力を発信するプロモーション活動を継続的に展開することで、関係人口の創出・拡大や移住促進、企業誘致などの中長期的な施策を推進することとした。<br>本業務の実施にあたっては、高度な企画力や高い創造性、豊富な経験に基づく業務遂行能力が求められるため、価格による競争入札には適さず、複数の事業者から企画案を募り、それらを評価したうえで、最も優秀かつ適切と判断される事業者を選定する「公募型企画競争」を実施することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                              | 総) 東京事務所<br>03-3216-5090   |
| R7. 9. 24 | <a href="#">令和7年度首都圏における札幌市シティプロモーション業務</a>                   | 株式会社TAM                    | 8,800,000   | R7. 8. 28  | R7. 8. 28 ～ R8. 3. 31  | 首都圏において、将来の移住者対象となる年代である20代半ば～40代半ばをメインターゲットとしたシティプロモーションを実施することにより、本市への興味・関心を引き起こすとともに、札幌にゆかりのある方や札幌に関心があり札幌を応援するいわゆる「札幌ファン」のすそ野を広げ、人的ネットワークの創出と拡大を促進することが重要である。<br>本業務の実施にあたっては、高度な企画力や高い創造性、豊富な経験に基づく業務実施能力が求められるため、価格による競争入札等には適さないことから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる事業者を選定する公募型企画競争を実施することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                         | 総) 東京事務所<br>03-3216-5090   |
| R7. 9. 24 | <a href="#">札幌市における公式アプリ等のあり方の検討に向けた調査研究業務</a>                | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 4,994,000   | R7. 9. 9   | R7. 9. 9 ～ R7. 12. 26  | 本調査業務は、今後、本市の公式アプリのあり方を検討するため、本市が抱える行政サービスのスマート化に関する課題を把握するとともに、他自治体や民間事業者等の先進的事例調査、市民へのアンケート調査、SaaS市場調査、各部署等に対する勉強会等の実施結果を踏まえて、具体的に提案するものであり、業務の実施にあたっては、デジタル技術や行政サービスに関する専門的な知識や豊富な実務経験に基づいた、優れた企画力が必要になることから、価格による競争入札等は適さず、公募型企画競争により契約候補者を選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | デ) デジタル企画課<br>011-211-2136 |
| R7. 11. 5 | <a href="#">管理職向けDXマインド研修企画・運営業務</a>                          | ロボフィス株式会社                  | 6,346,450   | R7. 10. 23 | R7. 10. 23 ～ R8. 2. 27 | 本業務は、市内におけるDX推進の基盤を形成するため、管理職層を対象にDXに関する基本的な考え方やマインドセット、支援的マネジメントの在り方を学ぶ研修を実施するものである。<br>当該研修は、基本的に座学形式で実施する予定であるが、単なる知識の伝達にとどまらず、受講者の意識変容を促すためには、講義内容の構成や伝え方に高度な工夫が求められる。特に、自治体業務に対する深い理解を前提とした上で、DXの本質や最新動向を的確に伝えるためには、専門的な知識・経験を有する講師による講義設計が不可欠である。<br>また、対象者が管理職であることから、実務に即した内容や組織マネジメントとの関連性を踏まえた講義が求められ、画一的な研修では十分な効果が期待できない。<br>こうした点において、本業務は高度な創造性、技術力、専門的な知識及び経験を必要とするものであり、単純な価格競争による一般競争入札では、業務の目的を十分に達成できる事業者を適切に選定することが困難である。<br>したがって、提案内容の質を重視した公募型企画競争（プロポーザル方式）により委託の相手方を選定することとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                              | デ) デジタル企画課<br>011-211-2136 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                              | 契約の相手方        | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|---------------|-------------|-----------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| R7. 4. 30 | <a href="#">札幌市コールセンター増席対応業務（戸籍への氏名の振り仮名記載）</a>     | リンケージサービス株式会社 | 14,229,160  | R7. 4. 24 | R7. 4. 24 ～ R7. 10. 31 | 戸籍法改正及び戸籍に記載する振り仮名を記載した通知書の発送に伴う問い合わせ対応については、各区戸籍住民課の事務負担を軽減するため、コールセンターを開設して問い合わせ対応の体制を整備する必要がある。<br>体制の整備にあたっては、通知書発送直後に急増が見込まれる問い合わせの他、令和8年5月頃まで恒常的に一定数の問い合わせが見込まれることから、これらに対応できるよう整備する必要がある。<br>札幌市コールセンターで体制を整備した場合、通知書発送直後に急増が見込まれる問い合わせについては期間を定めてオペレーション席を増席して対応することができ、専用コールセンターを新規開設するよりもイニシャルコストが削減できる。<br>また、契約期間終了後は通常の戸籍住民課関連の問い合わせと同様に平常業務として対応することで恒常的な対応が可能となり、引き続き各区戸籍住民課の事務負担が軽減される。<br>以上の通り、「札幌市コールセンター運営業務」を受託している左記事業者に本業務を委託することは、他の事業者に委託することと比較し、経費の節減が確保でき、各区戸籍住民課の事務負担も軽減できるため、競争に付すよりも有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号） | デ）住民情報課<br>011-211-2296 |
| R7. 5. 14 | <a href="#">令和7年度札幌市戸籍総合システムデータベースサーバ更改等業務</a>      | リコージャパン株式会社   | 1,914,000   | R7. 4. 30 | R7. 4. 30 ～ R7. 7. 31  | 本市が使用している戸籍総合システムは、左記事業者とソフトウェア利用許諾契約を締結して利用しているが、同契約第3条において、ソフトウェアを利用できるハードウェアが指定されており、その変更には事前の承諾が必要とされている。昨年度に同システムの仮想基盤更改に際して同社へハードウェアの変更について確認を実施したところ、別添のとおり機器更新・役務作業にはシステム環境設計及びソフトウェア詳細設定を熟知した同社SEによる作業実施が条件とされたところである。これは、仮に他事業者が当該作業を実施する場合は、調達にあたり、同システムの構成情報等を公開する必要があるため、セキュリティ上の問題が生じるため、必要な制約であると判断される。<br>加えて、左記事業者は、同システムの開発提供元であり、現行システムを熟知していることから、新サーバへの移行を安全に実施することができる事業者は左記事業者以外にはないと考えられる。<br>よって、本市において継続して戸籍総合システムを使用するためには、左記事業者による作業実施が必須であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約（特定）とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                  | デ）住民情報課<br>011-211-2296 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">戸籍システム端末用ソフトウェアライセンス（CAL・VDA）（月額契約）</a> | 株式会社 J E C C  | 2,204,928   | R7. 6. 25 | R7. 7. 1 ～ R10. 6. 30  | 調達対象であるマイクロソフト社製ソフトウェアをリースにて調達する場合、同社が認定した企業からしか調達を行うことができないこととされている。認定企業のうち、本市の登録事業者は左記事業者のみであることから、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、左記事業者との随意契約（特定）とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | デ）住民情報課<br>011-211-2296 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">札幌市戸籍総合システム機器増設に係る設定等作業（令和7年追加分）</a>    | リコージャパン株式会社   | 3,080,000   | R7. 6. 26 | R7. 6. 26 ～ R7. 7. 31  | 本業務は別途調達した端末等機器を現行の戸籍総合システム用端末として稼働できるよう設定するものである。具体的には、現行サーバへの端末情報の設定や既存出力機器へのドライバ設定、生体認証システムへの連携など、現行システム全体に係る理解が必要となる業務である。仮に、本業務を他事業者が実施する場合は、調達に当たって同システムの構成情報等を公開する必要があるため、セキュリティ上の問題が生じる。また、他の端末等機器と同様に、現行システムベンダが実施することで障害時対応が円滑に実施可能となる。<br>よって、情報の機密性・完全性・可用性を確保した上で、システムを安定的に稼働させることができるのは、左記事業者のみである。<br>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約（特定）とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                  | デ）住民情報課<br>011-211-2296 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">札幌市戸籍総合システム標準準拠システム対応業務</a>             | リコージャパン株式会社   | 140,272,000 | R7. 7. 25 | R7. 7. 25 ～ R8. 3. 31  | 本件業務は自治体が管理する戸籍情報システム等における各業務に係る機能を国が示す標準仕様書に適合させるための改修及びバリエーションクラウドへの移行を行う業務である。<br>令和5年度に本市が実施したRFI調査（標準化移行に係るパッケージシステムの開発・提供可否に関するもの）の結果、令和7年度末までに本市に対応する戸籍・附票に係るパッケージシステムを提供できるとした事業者は、現行システムの開発業者である左記事業者以外いなかった。<br>仮に、左記事業者以外が本件業務を受託する場合、本市の環境や現行システムの仕様を確認、十分に考慮した上で、標準準拠システムの構築及び現行システムからの移行を行う必要があり、国の定める今年度末の期限までに完了しない。<br>これらの理由から、既存システムを改修することでは標準化対応ができない。<br>よって、本業務を行うことができるのは左記事業者のみであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約（特定）とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                         | デ）住民情報課<br>011-211-2296 |
| R7. 9. 10 | <a href="#">戸籍総合システム用出力機器設定業務</a>                   | リコージャパン株式会社   | 5,247,000   | R7. 8. 29 | R7. 8. 29 ～ R7. 9. 30  | 当該業務は、現在稼働中の戸籍総合システムに接続している出力機器を更改する業務である。この中で仮想サーバ上の端末への接続や調達機器への行政用ファクシミリ機能の搭載といった作業が発生するため、現行戸籍システムや行政用ファクシミリ機能の構成を把握していることが必要である。<br>そのため、左記事業者以外の者から調達するには入札に当たり本市システムの構成を公開することとなり、セキュリティ上の問題がある。<br>以上の事項から、当該業務を実施できるのは同システム現行保守業務を受託している左記事業者のみである。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約（特定）とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                         | デ）住民情報課<br>011-211-2296 |
| R7. 10. 8 | <a href="#">令和7年度戸籍総合システム複合機保守点検業務（後期）（単価契約）</a>    | リコージャパン株式会社   | 5,996,251   | R7. 9. 30 | R7. 10. 1 ～ R8. 3. 31  | 当該業務は、現在稼働中の戸籍総合システムに接続している複合機を保守する業務である。保守対象の複合機には、「行政用ファクシミリ機能」と呼ばれる、戸籍総合システムのネットワーク内において各業務拠点間での画像データ送受信を行う機能が搭載されているため、戸籍総合システムと切り離しての保守はできない。ゆえに同機能の保守を行うためには、現行戸籍総合システムの構成を把握していることが必要である。<br>そのため、左記事業者以外の者から調達するには本市システムの構成を公開することとなり、セキュリティ上の問題がある。<br>以上の事項から、当該業務を実施できるのは同システム現行保守業務を受託している左記事業者のみである。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約（特定）とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                    | デ）住民情報課<br>011-211-2296 |

| 掲載日     | 調達契約件名                                                                                      | 契約の相手方            | 契約金額（円）     | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 担当課                      |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|----------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| R7.12.3 | <a href="#">札幌市第二マイナンバーカードセンター設置及び運営業務</a>                                                  | キャリアリンク株式会社       | 149,527,004 | R7.11.20 | R7.11.20 ～ R8.3.31 | 本業務の履行に当たっては、カードセンターのレイアウト作成から実際の運用までの一連の業務に係るノウハウを有し、かつ、多機かつ良質なサービスを提供するための高度な企画力とそれを実現する能力を備えた事業者が適切であり、価格により比較する競争入札には適さないことから、公募型企画競争を実施の上、特定随意契約とした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                     | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |
| R8.1.14 | <a href="#">令和7年度後期 戸籍総合システム保守及び稼働支援業務</a>                                                  | リコージャパン株式会社       | 19,569,000  | R7.12.26 | R8.1.1 ～ R8.3.31   | 本市においては左記事業者が制作したソフトウェア「戸籍総合システム」を用いており、保守対象となる機器類についても同ソフトウェアを活用することを前提にシステムが構築されている。本件業務を左記事業者以外の者から調達するには入札に当たり本市システムのソフトウェアを含む機器構成を開示しなければならぬため、セキュリティ上の問題がある。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                       | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |
| R8.1.14 | <a href="#">戸籍総合システムソフトウェアライセンス(令和7年度後期)</a>                                                | リコージャパン株式会社       | 5,813,500   | R7.12.26 | R8.1.1 ～ R8.3.31   | 上記ソフトウェアライセンスは、本市が戸籍事務に用いる戸籍総合システムを利用する上では必須のソフトウェアである。当該ライセンスを提供することができるのは、本市戸籍総合システムの開発ベンダかつソフトウェアライセンスの権利元であり、唯一販売提供を行っている左記事業者のみである。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                 | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |
| R8.1.14 | <a href="#">中央区役所、白石区役所、清田区役所、手稲区役所及び大通証明サービスコーナーにおける現金・キャッシュレス決済一体型セミセルフレジ運搬設置、操作研修等業務</a> | 株式会社寺岡北海道         | 1,452,000   | R8.1.7   | R8.1.7 ～ R8.3.2    | 本市が購入した現金・キャッシュレス決済一体型セミセルフレジについては、選定事業者のグループ本社である株式会社 寺岡精工が開発生産を行っており、寺岡精工の製品を扱うことが出来るのは、株式会社寺岡北海道のみである。<br>このことから、本市において、4区役所及び大通証明サービスコーナーへの設置作業はもとより、レジ及び周辺機器に係る初期設定等、各区職員への操作研修等を遂行することができるのは、選定事業者である株式会社寺岡北海道しか存在しないことから、同社を選定することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                 | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |
| R8.2.4  | <a href="#">振り仮名一括記録処理機能搭載に係るシステム改修業務</a>                                                   | リコージャパン株式会社       | 7,920,000   | R8.1.27  | R8.1.27 ～ R8.3.31  | 当該システムは、左記事業者とソフトウェア利用許諾契約を締結して利用しているが、当該システムの著作権は同社に帰属しており、システム改変は許諾されていない。<br>よって、本業務を行うことができるのは左記事業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                  | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |
| R8.2.11 | <a href="#">札幌市戸籍総合システムファイアウォール機器更改業務</a>                                                   | リコージャパン株式会社       | 1,408,000   | R8.2.3   | R8.2.3 ～ R8.3.31   | 当該業務は、現在稼働中の戸籍総合システムに接続しているファイアウォール機器を更改する業務である。本件作業に際しては既存機器の設定情報を新機器へ適用する作業や、連携先システムとの疎通確認作業を実施するため、現行戸籍システムの構成や設定情報を把握していることが必要である。そのため、左記事業者以外の者から調達するには入札に当たり本市システムの構成等情報を公開することとなり、セキュリティ上の問題がある。<br>以上の事項から、当該業務を実施できるのは同システムの開発事業者である左記事業者のみである。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                 | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |
| R8.3.11 | <a href="#">吸収冷水温水機保守点検業務(旧・中央区民センター施設)</a>                                                 | パナソニック産機システムズ株式会社 | 1,746,800   | R8.3.4   | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は旧・中央区民センター施設の吸収冷水温水機における保守点検を行うものである。<br>当該施設に設置されている吸収冷水温水機は三洋電気株式会社(現・パナソニック)製であり、これを保守点検・調整するためには、機器のデータ採集等を行うための専用ソフトウェアが必要であるが、このソフトウェアは左記事業者所属の技術員以外貸与されないものである。<br>以上の理由から、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、左記事業者を随意契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                            | デ) 住民情報課<br>011-350-5738 |
| R8.4.1  | <a href="#">設備維持管理業務(旧・中央区民センター施設等)</a>                                                     | 株式会社八興            | 13,000,680  | R8.3.23  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 当該施設の設備維持管理業務については、本市と当該施設を区分所有する株式会社福山倉庫との間で手交した規約において、本市及び同社が共同で第三者に委託して当該施設の保守管理を行うこととし、共同で契約を締結することを定めているため、本市の契約に関する規定における競争入札には適さない。<br>また、上記の規約上、第三者との委託契約の締結には本市と福山倉庫が協議を行うことを定めており、契約の相手方について協議を重ねた結果、設備の老朽化が著しい当該施設の適正な維持管理を行う業務の性質上、長年にわたって当該施設の維持管理に従事し、施設を熟知した左記事業者とすることについて合意に至っており、契約の相手方は左記事業者以外にはない。<br>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、左記事業者を随意契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)     | デ) 住民情報課<br>011-350-5738 |
| R8.4.1  | <a href="#">消防設備点検・保守業務(旧・中央区民センター施設等)</a>                                                  | 株式会社日本防災技術センター    | 1,217,700   | R8.3.23  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 当該施設の消防設備点検・保守業務については、本市と当該施設を区分所有する株式会社福山倉庫との間で手交した規約において、本市及び同社が共同で第三者に委託して当該施設の保守管理を行うこととし、共同で契約を締結することを定めているため、本市の契約に関する規定における競争入札には適さない。<br>また、上記の規約では、第三者との委託契約の締結には本市と福山倉庫が協議を行うことを定めており、契約の相手方について協議を重ねた結果、老朽化が著しい消防設備を適切に維持する業務の性質上、長年にわたって当該施設の消防設備点検・保守業務を担い、設備を熟知した左記事業者とすることについて合意に至っており、契約の相手方は左記事業者以外にはない。<br>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、左記事業者を随意契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課<br>011-350-5738 |
| R8.4.8  | <a href="#">令和8年度戸籍総合システム保守及び稼働支援業務(端末更改前)</a>                                              | リコージャパン株式会社       | 72,379,670  | R8.3.31  | R8.4.1 ～ R8.12.31  | 本市においては左記事業者が制作したソフトウェア「戸籍総合システム」を用いており、保守対象となる機器類についても同ソフトウェアを活用することを前提にシステムが構築されている。本件業務を左記事業者以外の者から調達するには入札に当たり本市システムのソフトウェアを含む機器構成を開示しなければならぬため、セキュリティ上の問題がある。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                       | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |
| R8.4.8  | <a href="#">令和8年度戸籍総合システム複合機保守点検業務</a>                                                      | リコージャパン株式会社       | 11,098,652  | R8.3.31  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 当該業務は、現在稼働中の戸籍総合システムに接続している複合機を保守する業務である。保守対象の複合機には、「行政用ファクシミリ機能」と呼ばれる、戸籍総合システムのネットワーク内において各業務拠点間での画像データ送受信を行う機能が搭載されているため、戸籍総合システムと切り離しての保守はできない。ゆえに同機能の保守を行うためには、現行戸籍総合システムの構成を把握していることが必要である。<br>そのため、左記事業者以外の者から調達するには本市システムの構成を公開することとなり、セキュリティ上の問題がある。<br>以上の事項から、当該業務を実施できるのは同システム現行保守業務を受託している左記事業者のみである。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                        | デ) 住民情報課<br>011-211-2296 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                           | 契約の相手方         | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                           |
|-----------|--------------------------------------------------|----------------|-------------|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 8  | <a href="#">令和8年度戸籍総合システムソフトウェアイセシス(端末更改前)</a>   | リコージャパン株式会社    | 17,440,500  | R8. 3. 31 | R8. 4. 1 ～ R8. 12. 31  | 当該業務は、現在稼働中の戸籍総合システムに接続している複合機を保守する業務である。保守対象の複合機には、「行政用ファクシミリ機能」と呼ばれる、戸籍総合システムのネットワーク内において各業務拠点間での画像データ送受信を行う機能が搭載されているため、戸籍総合システムと切り離しての保守はできない。ゆえに同機能の保守を行うためには、現行戸籍総合システムの構成を把握していることが必要である。<br>そのため、左記事業者以外の者から調達するには本市システムの構成を公開することとなり、セキュリティ上の問題がある。<br>以上の事項から、当該業務を実施できるのは同システム現行保守業務を受託している左記事業者のみである。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | デ) 住民情報課<br>011-211-2296      |
| R7. 4. 30 | <a href="#">札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務（令和7年度上期）</a> | 札幌総合情報センター株式会社 | 86,900,000  | R7. 4. 4  | R7. 4. 4 ～ R7. 9. 30   | 本業務は、イントラネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的にDXを推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。<br>履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。<br>左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。<br>また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。<br>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                        | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6479 |
| R7. 5. 28 | <a href="#">NEWSネットアカウント登録システム構築業務</a>           | 札幌総合情報センター株式会社 | 118,932,000 | R7. 5. 7  | R7. 5. 7 ～ R8. 1. 31   | 本業務は、インターネット接続系ネットワーク（以下、「NEWSネット」という。）内でユーザー、端末等のアカウント情報を管理するActive Directoryへのデータ登録、変更、削除等の入力機能や他システムへの連携データの出力機能等を担う「NEWSネットアカウント登録システム」の構築を行う業務である。<br>履行にあたってはイントラネット、NEWSネットをはじめとした現在及び将来的なネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。<br>左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」、本市が進めるNEWSネット構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。<br>また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。<br>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6479 |
| R7. 7. 16 | <a href="#">アカウント登録Webシステム関連システム廃止対応業務</a>       | 株式会社エストコスモ     | 1,529,000   | R7. 7. 1  | R7. 7. 1 ～ R7. 9. 30   | 本業務は、現行メールサーバであるExchangeサーバ及びイントラネットにおけるインターネットブラウザ機能である外周Edgeの運用終了に伴い、アカウント登録Webシステム（以下「本システム」という。）の機能改修等を実施する業務であり、履行にあたっては、本システムに関する知識及び改修に関する技術が必須である。<br>左記事業者は、本システムを構築し、その後の運用保守業務も適正に履行していることに加え、稼働するサーバやネットワークの構成、設定内容を熟知していることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく、限られた期間内で安全確実に業務履行することが可能な唯一の事業者である。<br>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6479 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">NEWSネットクラウド要件定義支援業務</a>              | 札幌総合情報センター株式会社 | 35,816,000  | R7. 9. 10 | R7. 9. 10 ～ R7. 12. 26 | 本業務は、インターネット接続系ネットワーク（以下、「NEWSネット」という。）への移行に際して、業務システムの移行先として利用可能なクラウド基盤（以下、「NEWSネットクラウド」という。）及びその運用ルール等の整備に向けた要件定義支援を行う業務である。<br>履行にあたってはNEWSネットをはじめとした現在及び将来的なネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。<br>左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注するほか、本市が進めるNEWSネット構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。<br>また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。<br>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                           | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6479 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                 | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間                    | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課                           |
|------------|--------------------------------------------------------|--------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 10. 29 | <a href="#">情報通信ネットワーク改修業務</a>                         | パナソニックコネクト株式会社     | 10,505,000  | R7. 9. 25  | R7. 9. 25 ～ R8. 3. 23   | 本業務は、「行政情報系ネットワーク」及び「住民基本台帳ネットワーク」で使用する機器の更新・設定や作業完了後の試験を行うものである。<br>「行政情報系ネットワーク」は、イントラネットをはじめ総合行政システム、基幹系情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報系システムの通信基盤となる非常に重要な設備であり、「住民基本台帳ネットワーク」は、他自治体と連携し、ネットワーク上に住民基本台帳データを伝送している情報通信回線網である。これらのネットワークは、万が一不具合が発生した場合には、各種システムの稼動に支障をきたし、行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。<br>本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備した上で作業する必要がある。また万が一の問題発生時には、迅速かつ確実に対処できなければならない。<br>また、他事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。<br>ついては、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している左記事業者が、上記に掲げた業務を確実・安全に履行できる唯一の事業者である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6879 |
| R8. 1. 28  | <a href="#">GoogleWorkspaceアカウント生成機能改修に向けた要件定義支援業務</a> | 札幌総合情報センター株式会社     | 4,312,000   | R7. 10. 21 | R7. 10. 27 ～ R7. 11. 30 | 本業務は、本市がグループウェアとして採用する「GoogleWorkspace」を利用するためのアカウント生成機能の改修に向けた要件定義支援を行う業務である。<br>履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。<br>左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式IP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注するほか、現在本市が進めるNEWSネットワーク構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。<br>また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。<br>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                              | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6479 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市菊水分庁舎自動制御設備保守点検業務</a>                   | ジョンソンコントロールズ株式会社   | 6,171,000   | R8. 3. 24  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 当該業務の対象となる設備はジョンソンコントロールズ株式会社製である。<br>当該設備の点検や調整をする上で必要なソフトウェアの著作権は、設備の製造会社である左記事業者のみが保有し、その第三者への使用許諾及びライセンス供与を行っていない。<br>また、故障発生時等に必要となる主要機器及び部品について左記事業者のみが供給可能である。<br>よって、当該業務を履行できるのは左記事業者をおいてほかにはない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6279 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市菊水分庁舎中央監視設備保守点検業務</a>                   | 富士通 J a p a n 株式会社 | 1,292,940   | R8. 3. 26  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 本業務の対象となるシステムは、左記事業者が札幌市菊水分庁舎の受変電設備や空調設備等に合わせて構築し、独自の設定を行ったものである。<br>本業務の履行にあたっては、異常発生時に独自の設定に即して迅速な対応を取ることが必要不可欠である。<br>また、左記事業者はこれまで保守点検を履行してきた唯一の事業者である。<br>したがって、本業務を履行できるのは、左記事業者のほかにはない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | デ) 情報、システム調整課<br>011-826-6279 |
| R7. 4. 16  | <a href="#">基幹系システムの標準化移行支援業務（令和7年度）</a>               | 札幌総合情報センター株式会社     | 275,610,500 | R7. 4. 1   | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31    | 本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に係る計画・移行支援等を実施する。<br>本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。<br>標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様に準拠したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務を SNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETのマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結する SNET 以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)                                                                                                                                                                                             | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 4. 16  | <a href="#">大通西2丁目ビル設備運転保守管理業務</a>                     | 株式会社和幸             | 8,606,400   | R7. 4. 1   | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31    | 本業務は、大通西2丁目ビル内外の関係諸設備の定期点検及び保守管理を行うものである。本業務のようなビル設備運転保守管理業務を履行するには建物の仕様を熟知するとともに、安定的な役務の提供を確保できることが必要不可欠とされている。しかし、本業務は単年度契約であるため、新規事業者が複数年度に渡る契約に伴う安定的な役務の提供は困難である。<br>当該事業者は、本業務を従来から受託しており、建物の仕様などを熟知しているとともに複数年度に渡り安定的な役務を提供した実績もあることから当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 5. 7   | <a href="#">マイナンバー利用事務端末の詳細検計・検証業務</a>                 | 札幌総合情報センター株式会社     | 41,800,000  | R7. 4. 1   | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31    | 本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に係る計画・移行支援等を実施する。<br>本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。<br>標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様に準拠したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務を SNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETのマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結する SNET 以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)                                                                                                                                                                                             | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日     | 調達契約件名                                             | 契約の相手方         | 契約金額（円）     | 契約締結年月日 | 履行期間              | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課                           |
|---------|----------------------------------------------------|----------------|-------------|---------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.5.14 | <a href="#">その他税システム改修業務（電子納税対応）</a>               | 札幌総合情報センター株式会社 | 48,988,500  | R7.4.16 | R7.4.16 ～ R8.3.31 | 本業務は、基幹システムの一部であるその他税システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)                    | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.5.14 | <a href="#">固定資産税システム改修業務（相続税法第58条通知対応）</a>        | 札幌総合情報センター株式会社 | 10,230,000  | R7.4.16 | R7.4.16 ～ R8.3.31 | 本業務は、相続税法第58条通知の電子化に対応するために、固定資産税システムの改修を行う業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                        | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.5.14 | <a href="#">法人市民税システム改修業務（令和7年度地方税法施行規則様式改正対応）</a> | 札幌総合情報センター株式会社 | 11,220,000  | R7.4.16 | R7.4.16 ～ R8.3.31 | 本業務は、基幹システムの一部である法人市民税システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                      | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.5.14 | <a href="#">住民税システム改修業務(税制改正対応等)</a>               | 札幌総合情報センター株式会社 | 173,618,500 | R7.4.16 | R7.4.16 ～ R8.3.31 | 本業務は、令和8年度税制改正対応等に対応するため、基幹システムの一部である住民税システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.5.14 | <a href="#">税収納管理システム改修業務（eTAX更改対応）</a>            | 札幌総合情報センター株式会社 | 80,081,100  | R7.4.16 | R7.4.16 ～ R8.3.31 | 本業務は、eTAX更改に対応するための税収納管理システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)                 | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                            | 契約の相手方            | 契約金額（円）    | 契約締結<br>年月日 | 履行期間        | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課                          |
|-----------|---------------------------------------------------|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 5. 14 | <a href="#">滞納整理システム改修業務（eTAX更改対応）</a>            | 札幌総合情報センター株式会社    | 33,367,400 | R7. 4. 16   | ～ R8. 3. 31 | 本業務は、eTAX更改に対応するための滞納整理システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                 | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 5. 28 | <a href="#">インフラ移行業務（R7年度・マイナンバーNW領域）</a>         | B I P R O G Y株式会社 | 21,945,000 | R7. 4. 16   | ～ R8. 1. 30 | 本業務は、「基幹系-インフラ提供サービス業務（第三期）」（以下、「サービス業務」という。）にてサービス提供されている札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャーに対して行う環境変更作業である。<br>サービス業務の受託者は当該事業者であることから、本業務を受託できる事業者は当該事業者以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 5. 28 | <a href="#">インフラ要件・ランドデザイン設計業務（R9年度・マイナンバー領域）</a> | B I P R O G Y株式会社 | 56,804,000 | R7. 4. 16   | ～ R7. 9. 30 | 本業務は、「基幹系-インフラ提供サービス業務（第三期）」（以下、「サービス業務」という。）にてサービス提供されている札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャーに対して行う環境変更作業である。<br>サービス業務の受託者は当該事業者であることから、本業務を受託できる事業者は当該事業者以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 5. 28 | <a href="#">インフラ移行業務（R7年度・ガバクラ環境）</a>             | 札幌総合情報センター株式会社    | 85,250,000 | R7. 4. 16   | ～ R8. 1. 30 | 本業務は、令和6年度の「標準準拠システムインフラ・環境検討業務（令和6年度上期）」（以下、「検討業務（令和6年度上期）」という）、「標準準拠システムインフラ・環境検討業務（令和6年度下期）」（以下、「検討業務（令和6年度下期）」という）にて要件定義、設計を行い構築したガバメントクラウド環境の統合ネットワーク領域について、標準化対象3システムの要件や移行スケジュールに合わせて環境変更作業や移行支援を行う業務である。<br>・「検討業務（令和6年度上期）」および「検討業務（令和6年度下期）」において作成した成果物の内容を理解して、検討・設計内容の背景なども含めて熟知していること。<br>・ネットワークの移行作業規模やリスクを軽減するために、本市のガバメントクラウド環境の統合ネットワーク領域に精通しており、マイナンバー利用事務系ネットワーク（現行の基幹系情報システムネットワーク）との接続設定について熟知していること。<br>・基幹系情報システムのような、マルチベンダ体制によるシステム運用・保守、改修などのプロジェクト体制のマネジメント経験が豊富であること。<br>本事業者は、「検討業務（令和6年度上期）」および「検討業務（令和6年度下期）」を受託し業務を着実に履行した事業者であり、また、マイナンバー利用事務系ネットワークで稼働する基幹系情報システムの運用保守を受託している事業者でもあるため、上記の要件を満たす事業者である。<br>また、本事業者は、総合行政情報システムや基幹系情報システムと同様のマルチベンダ体制によるプロジェクトを、20年以上に渡って経験している。<br>以上のことから、本業務を遂行するための要件を満たす事業者は本事業者以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                   | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 5. 28 | <a href="#">インフラ要件・ランドデザイン設計業務（R9年度・ガバクラ環境）</a>   | 札幌総合情報センター株式会社    | 45,650,000 | R7. 4. 16   | ～ R7. 9. 30 | 本業務は、基幹系情報システムを含む標準化対象20業務及び関連するシステムが利用する、ガバメントクラウドやマイナンバー利用事務系ネットワークに対して、ランドデザインを検討し要件定義を実施する業務である。<br>本業務を遂行するにあたり、以下の要件を満たす必要がある。<br>・ネットワークの移行作業規模やリスクを軽減するために、現行の基幹系情報システムのネットワーク環境を拡張して構築する方針であることから、現行の基幹系情報システムのネットワーク環境や、アプリケーション視点でのシステム要件や設計思想などに精通していること。<br>・ガバメントクラウドへの移行作業規模やリスクを軽減できるよう、現行の基幹系情報システムのインフラ環境に対して、アプリケーション視点で精通していること。<br>・ガバメントクラウドやマイナンバー利用事務系ネットワークに対する要件を明確にできるよう、標準仕様書に適合したシステムを開発・提供するASP事業者であること。<br>・基幹系情報システムのような、マルチベンダ体制によるシステム運用・保守、改修などのプロジェクト体制のマネジメント経験が豊富であること。<br>本事業者は、現行の基幹系情報システムを開発し、運用業務を受託している事業者であることから、現行の基幹系情報システムのネットワークやインフラ環境の構築にも精通している。また、本事業者は、標準化対象業務の大部分を占める、標準化仕様書に適合したシステムを提供するASP事業者である。<br>その他、本事業者は、総合行政情報システムや基幹系情報システムといったマルチベンダ体制によるプロジェクトを、20年以上に渡って経験している。<br>以上のことから、本業務を遂行するための要件を満たす事業者は本事業者以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号） | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日     | 調達契約件名                                                      | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日 | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課                          |
|---------|-------------------------------------------------------------|--------------------|-------------|---------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7.5.28 | <a href="#">高齢・障がい福祉システム改修業務（就労支援・補装具対応）</a>                | 札幌総合情報センター株式会社     | 95,227,000  | R7.4.30 | R7.4.30 ～ R7.11.28 | <p>本業務は、基幹システムの一部である高齢・障がい福祉システムの改修業務である。</p> <p>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。</p> <p>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。</p> <p>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。</p> <p>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）</p>                                                                                  | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.6.4  | <a href="#">手当システム（児童）改修業務（令和6年度制度改正追加対応）</a>               | 札幌総合情報センター株式会社     | 8,030,000   | R7.5.13 | R7.5.13 ～ R7.6.30  | <p>本業務は、「手当システム（児童）改修業務（令和6年度制度改正対応）」にて判明した潜在的な不具合に暫定対応するための、基幹システムの一部である手当システム（児童）の改修業務である。</p> <p>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。</p> <p>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築することが困難となる。</p> <p>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）</p> | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.6.11 | <a href="#">契約基本システム改修業務（納税証明書提出省略対応）</a>                   | 株式会社つうけんアドバンスシステムズ | 4,279,770   | R7.5.21 | R7.5.21 ～ R7.9.30  | <p>本業務は、契約基本システムの入札参加資格申請における納税状況照会への同意の有無を確認する画面の追加、同意書の出力、照会用データの出力機能の追加業務である。本業務の履行には、契約基本システムの仕様を熟知し、現に稼働しているシステムの安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に業務遂行できることが必要不可欠となる。</p> <p>当該事業者は、本システムの開発及び保守業務を受託しており、仕様等を熟知している。</p> <p>ついで、これら仕様の理解がある当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.7.9  | <a href="#">基幹系－基盤運用および運用全体統括業務（行政データ利活用検討環境・デモプログラム作成）</a> | 札幌総合情報センター株式会社     | 4,895,000   | R7.5.30 | R7.5.30 ～ R7.8.29  | <p>本業務は、令和6年度に実施した「基幹系－基盤運用および運用全体統括業務（行政データ利活用追加作業）」による技術検証結果を踏まえて、庁内で行政データ利活用の理解と議論ができるような環境の構築を実施するものである。</p> <p>本業務では、令和6年度に実施した技術検証の内容を理解したうえで、作成したプログラムの修正作業を行うこととなるため、業務の履行にあたっては、令和6年度に実施した技術検証の内容の理解や、作成したプログラムの内容を把握していることが必要不可欠である。</p> <p>このような状況を前提においた場合、当該事業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市の事業に重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を履行できるのは令和6年度に実施した「基幹系－基盤運用および運用全体統括業務（行政データ利活用追加作業）」を受託している当該事業者以外にない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                 | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.7.2  | <a href="#">令和7年度データ要件標準対応業務（移行準備作業等・基幹系）</a>               | 札幌総合情報センター株式会社     | 10,219,000  | R7.6.3  | R7.6.3 ～ R7.7.31   | <p>本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件の標準仕様に適合させるための受入テスト支援作業と移行準備作業を実施する。</p> <p>本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。</p> <p>標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様に準拠したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。</p> <p>仮に本業務をSNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                   | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.7.23 | <a href="#">財務会計システム改修及び連携サーバ構築業務（eLTAX対応）</a>              | 富士通Japan株式会社       | 298,584,000 | R7.6.27 | R7.6.27 ～ R9.3.31  | <p>財務会計システム（以下「本システム」という。）は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。</p> <p>また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。</p> <p>したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者において、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。</p> <p>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.7.23 | <a href="#">税証明システム改修業務（税制改正対応）</a>                         | 札幌総合情報センター株式会社     | 20,509,500  | R7.6.30 | R7.6.30 ～ R8.3.31  | <p>本業務は、基幹システムの一部である税証明システムを改修する業務である。</p> <p>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。</p> <p>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。</p> <p>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                              | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                       | 契約の相手方            | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 担当課                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 7. 23 | <a href="#">住民税システム改修業務（税制改正追加対応）</a>                        | 札幌総合情報センター株式会社    | 245,188,900 | R7. 6. 30 | R7. 6. 30 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、基幹系システムの一部である住民税システムを改修する業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNET による一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNET が改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNET が直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNET が計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準拠版）の利用許諾」を締結するSNET 以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">総合行政情報システム共通基盤用サーバ機器等（再リース）（月額契約）</a>            | ネットワンシステムズ株式会社    | 22,083,930  | R7. 6. 30 | R7. 7. 1 ～ R8. 3. 31  | 本件、「総合行政情報システム」の基盤となる「共通基盤システム」（以下、「本システム」という）の業務において使用するため、総合行政情報システム共通基盤用サーバ機器等を令和2年度にリース契約により調達しており、令和7年6月30日に当該リース期間が満了となります。総合行政情報システムは、令和9年度にクラウドへの移行を予定していることから、それまでの期間は機器を更改せず現行環境を引き続き稼働させることが費用面の観点から有益です。<br>つきましては、現行環境を継続稼働させるため、リース期間満了後の買取りと再リースの見積を比較したところ、再リースの方が安価であり、「札幌市物品・役務契約等事務取扱要領」第55条第5項に基づいた事前検討書にて再リースが可能な条件であることを確認したことから、再リースによる調達を実施します。また、再リースに伴い契約の相手方が限定されることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、随意契約とします。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                           | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">総合行政情報システム共通基盤用仮想マシンのリソース拡張追加機器等（再リース）（月額契約）</a> | ネットワンシステムズ株式会社    | 1,089,000   | R7. 6. 30 | R7. 7. 1 ～ R8. 3. 31  | 本件、「総合行政情報システム」の基盤となる「共通基盤システム」（以下、「本システム」という）の業務において使用するため、総合行政情報システム共通基盤用サーバ機器等を令和2年度にリース契約により調達しており、令和7年6月30日に当該リース期間が満了となります。総合行政情報システムは、令和9年度にクラウドへの移行を予定していることから、それまでの期間は機器を更改せず現行環境を引き続き稼働させることが費用面の観点から有益です。<br>つきましては、現行環境を継続稼働させるため、リース期間満了後の買取りと再リースの見積を比較したところ、再リースの方が安価であり、「札幌市物品・役務契約等事務取扱要領」第55条第5項に基づいた事前検討書にて再リースが可能な条件であることを確認したことから、再リースによる調達を実施します。また、再リースに伴い契約の相手方が限定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とします。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                 | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 8. 6  | <a href="#">基幹系システム基盤改修業務（児童相談システム連携対応）</a>                  | ピースミール・テクノロジー株式会社 | 4,400,000   | R7. 7. 1  | R7. 7. 1 ～ R7. 10. 31 | 本業務では、基幹系情報システム（以下、「当該システム」という。）のシステム基盤の改修を実施する。<br>このシステム基盤の根幹となる基盤フレームワークは、当該システムの構築にあたり、国立研究開発法人産業技術総合研究所が独自開発したフレームワークを本市向けに変更したものである。導入後の維持管理については、知的財産権の流出を防ぐことを目的として、ピースミール・テクノロジー株式会社（以下、「当該事業者」という。）が、一貫して実施している。<br>その内容・構成等に係るノウハウはオープン化されておらず、当該事業者のみが有しているため、本業務を実施可能な事業者は当該事業者以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                    | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 7. 30 | <a href="#">住基ネット中間サーバ改修業務（戸籍の符号取得エラー対応）</a>                 | B I P R O G Y株式会社 | 7,233,600   | R7. 7. 4  | R7. 7. 4 ～ R7. 10. 31 | 本業務は、住基ネット中間サーバ（以下「本システム」という。）にて、連携データの差異を解消するためのデータ連携機能の改修を行うものである。<br>本業務を確実に履行するためには、本システムの機能、アプリケーションの動作、各種設定情報、関連システムとの連携仕様等を熟知している必要がある。<br>B I P R O G Y（株）は、本システムを開発・納入し、納入以降も運用保守業務を継続して受託してきた実績があるほか、改修業務も受託し着実に履行しているなど、本システムを熟知している。<br>以上のことから、当該事業者は本システムの改修を確実に実施できる唯一の事業者であり、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 8. 6  | <a href="#">令和7年度データ要件標準対応業務（移行方式設計等・基幹系）</a>                | 札幌総合情報センター株式会社    | 4,247,100   | R7. 7. 10 | R7. 7. 10 ～ R7. 9. 30 | 本業務は、現行の基幹系情報システムをデジタル庁の示す標準仕様へ適合させるにあたり、移行計画、運用設計および受入テスト支援に係る作業を行うものである。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成すること<br>が困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                        | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                        | 契約の相手方            | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                          |
|-----------|-----------------------------------------------|-------------------|------------|-----------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 8. 20 | <a href="#">令和7年度標準化対応業務（移行要件定義等・基幹系）</a>     | 札幌総合情報センター株式会社    | 38,401,000 | R7. 7. 10 | R7. 7. 10 ～ R7. 9. 30  | 本業務は、現行の基幹系情報システムをデジタル庁の示す標準仕様へ適合させるにあたり、その運用・保守およびデータ移行に関する要件を分析するものである。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                                                                                              | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 8. 20 | <a href="#">令和7年度標準化対応業務（移行方式設計等・基幹系）</a>     | 札幌総合情報センター株式会社    | 27,902,600 | R7. 7. 10 | R7. 7. 10 ～ R7. 9. 30  | 本業務は、現行の基幹系情報システムをデジタル庁の示す標準仕様へ適合させるにあたり、その運用・保守に係る設計作業とデータ移行に係る作業を行うものである。このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                           | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 8. 20 | <a href="#">基幹系システム基盤改修業務（こども誰でも通園制度連携対応）</a> | ピースミール・テクノロジー株式会社 | 2,068,000  | R7. 7. 18 | R7. 7. 18 ～ R7. 10. 31 | 本業務では、基幹系情報システム（以下、「当該システム」という。）のシステム基盤の改修を実施する。<br>このシステム基盤の根幹となる基盤フレームワークは、当該システムの構築にあたり、国立研究開発法人産業技術総合研究所が独自開発したフレームワークを本市向けに変更したものである。導入後の維持管理については、知的財産権の流出を防ぐことを目的として、ピースミール・テクノロジー株式会社（以下、「当該事業者」という。）が一貫して実施している。<br>その内容・構成等に係るノウハウはオープン化されておらず、当該事業者のみが有しているため、本業務を実施可能な事業者は当該事業者以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 10. 8 | <a href="#">令和7年度標準化対応追加業務（移行要件定義等・基幹系）</a>   | 札幌総合情報センター株式会社    | 7,361,200  | R7. 8. 8  | R7. 8. 8 ～ R7. 10. 31  | 本業務は、現行の基幹系情報システムをデジタル庁の示す標準仕様へ適合させるにあたり、その運用・保守、移行方式設計作業及び移行要件定義作業を行う。このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                               | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 10. 8 | <a href="#">固定資産税システム改修業務（個人番号非表示対応）</a>      | 札幌総合情報センター株式会社    | 5,880,600  | R7. 8. 25 | R7. 8. 25 ～ R7. 12. 26 | 本業務は、償却資産申告書入力業務の委託に伴い、当該入力画面の個人番号を非表示とするために、基幹系システムの一部である固定資産税システムの改修を行う業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                                                                                  | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 10. 8 | <a href="#">介護保険システム改修業務（令和7年度税制改正対応）</a>     | 札幌総合情報センター株式会社    | 43,681,000 | R7. 8. 25 | R7. 8. 25 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、「令和7年度税制改正大綱」における改正内容をシステムに反映させ、介護保険料の算定や給付サービスに係る自己負担額を改正後の合計所得金額や課税標準額を判定できるようにするため、基幹系システムの一部である介護保険システムを改修する業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号） | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                                 | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日 | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 担当課                           |
|----------|--------------------------------------------------------|--------------------|-------------|---------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.11.12 | <a href="#">財務会計システム改修業務（予算要求画面、査定画面及びデータ出力）</a>       | 富士通 J a p a n 株式会社 | 34,617,000  | R7.9.4  | R7.9.4 ～ R8.7.31   | 財務会計システム（以下「本システム」という。）は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。<br>また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。<br>したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者において、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.10.1  | <a href="#">税収納管理システム改修業務（電子納税速報金額連携の見直し対応）</a>        | 札幌総合情報センター株式会社     | 1,215,500   | R7.9.10 | R7.9.10 ～ R8.3.31  | 本業務は、税収納管理システムにて行った電子納税速報金額の修正が税滞納整理システムに正しく反映されるようにするために、基幹系システムの一部である税収納管理システムの改修を行う業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネージメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネージメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)     | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.10.15 | <a href="#">基幹系システム運用保守引継業務（団体内統合宛名等）</a>              | 株式会社北海道日立システムズ     | 6,352,500   | R7.9.24 | R7.10.1 ～ R7.12.31 | 本業務は、「基幹系システム運用保守業務（団体内統合宛名等）」（以下、当該運用保守業務とする）の新規受託業者が滞りなく業務を遂行し、システムの安定稼働を維持できるよう、当該運用保守業務のノウハウ・知見を有する現行業者が、新規受託業者に対して作業を引継ぐ業務である。<br>本業務の受託業者は新規受託業者に対し、業務内容や関係するドキュメント説明のほか、残インシデントがある場合は過去経緯や対応方針についての説明も行う必要があるが、直近の運用保守業務の対応状況や最新のノウハウ・知見は、現行業者<br>しか持たせないものである。<br>したがって、株式会社北海道日立システムズを相手方として随意契約を行う。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8.1.7   | <a href="#">基幹系システム運用保守引継業務（高齢障がい・児童福祉）</a>            | 株式会社北海道日立システムズ     | 22,677,600  | R7.9.24 | R7.10.1 ～ R7.12.31 | 本業務は、「基幹系システム運用保守業務（高齢障がい・児童福祉）」（以下、当該運用保守業務とする）の新規受託業者が滞りなく業務を遂行し、システムの安定稼働を維持できるよう、当該運用保守業務のノウハウ・知見を有する現行業者が、新規受託業者に対して作業を引継ぐ業務である。<br>本業務の受託業者は新規受託業者に対し、業務内容や関係するドキュメント説明のほか、残インシデントがある場合は過去経緯や対応方針についての説明も行う必要があるが、直近の運用保守業務の対応状況や最新のノウハウ・知見は、現行業者しか持たせないものである。<br>したがって、株式会社北海道日立システムズを相手方として随意契約を行う。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.10.15 | <a href="#">住基ネット中間サーバ改修業務（戸籍の符号取得エラー対応（追加業務））</a>     | B I P R O G Y株式会社  | 2,032,800   | R7.9.25 | R7.9.25 ～ R7.10.31 | 本業務は、住基ネット中間サーバ（以下「本システム」という。）にて、連携データの差異を解消するためのデータ連携機能の改修を行うものである。<br>本業務を確実に履行するためには、本システムの機能、アプリケーションの動作、各種設定情報、関連システムとの連携仕様等を熟知している必要がある。<br>左記事業者は、本システムを開発・納入し、納入以降も運用保守業務を継続して受託してきた実績があるほか、改修業務も受託し着実に履行しているなど、本システムを熟知している。<br>以上のことから、当該事業者は本システムの改修を確実に実施できる唯一の事業者であり、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.11.5  | <a href="#">基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和7年度下期）</a>   | 札幌総合情報センター株式会社     | 123,005,300 | R7.9.29 | R7.10.1 ～ R8.3.31  | 本業務では、基幹系情報システムに関する運用保守、開発改修、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）といった全体を統括するマネージメントのほか、各プロジェクトのマネージメント支援等を実施する。<br>システム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>現在稼働している基幹系情報システムに対する、運用保守や開発改修の対応と、標準化の対応を両立し、国が定める期限内に標準化を完遂するには、現在稼働している基幹系情報システムの運用保守・開発改修の活動を、標準化の活動と整合性を担保しながら、一体的にマネージメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、本市と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結する SNET 以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.11.12 | <a href="#">基幹系-インフラ提供サービス(第三期)・令和7年度サービス追加業務(その2)</a> | B I P R O G Y株式会社  | 2,844,600   | R7.9.30 | R7.10.1 ～ R8.3.31  | 札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー（以下、「インフラ」という。）は、「基幹系-インフラ提供サービス業務（第三期）」（以下、「サービス業務」という。）により提供されたものを利用している。<br>現在提供されているCPU、ストレージのリースについて、今年度下期より不足することが見込まれることから、リースを追加する必要がある。<br>本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該事業者以外に本業務を受託できる事業者はいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                          | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日  | 履行期間                | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                           |
|----------|-------------------------------------------------|--------------------|-------------|----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.11.12 | <a href="#">国保システム改修業務(令和7年度税制改正対応)</a>         | 札幌総合情報センター株式会社     | 41,666,900  | R7.10.3  | R7.10.3 ～ R8.3.31   | 本業務は、「令和7年度税制改正」における改正内容をシステムに反映させ、国民健康保険料の算定や自己負担額を改正後の合計所得金額や課税標準額を判定できるようにするため、基幹系システムの一部である国保システムを改修する業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.11.26 | <a href="#">インフラ基本設計業務（R9年度向け・ガバクラ環境）</a>       | 札幌総合情報センター株式会社     | 113,300,000 | R7.10.3  | R7.10.3 ～ R8.3.31   | 本業務は、令和7年度上期に実施した「インフラ要件・ランドデザイン設計業務(R9年度・ガバクラ環境)」(以下、「ランドデザイン設計業務」)の検証結果を踏まえて、ガバメントクラウドの構成についてインフラ機能や運用の基本設計を行う業務である。<br>そのため、「ランドデザイン設計業務」の検討内容や検討経過なども含めた背景を熟知していることが必須となり、あわせて、マイナンバー利用事務系のネットワークとして利用するマイナンバー利用事務系のネットワークやインフラ環境にも精通している必要がある。<br>本事業者は、「ランドデザイン設計業務」を受託し業務を着実に履行した事業者であり、かつ、令和7年度向け標準化対応の業務システムの移行に向けてマイナンバー利用事務系のネットワーク等の導入を行っており、同環境におけるインフラ環境構築などにも精通している。<br>については、本業務を受託できるのは本事業者以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                           | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.11.26 | <a href="#">手当システム（児童）改修業務（特定個人情報連携・電子申請対応）</a> | 札幌総合情報センター株式会社     | 90,501,400  | R7.10.8  | R7.10.8 ～ R8.8.31   | 本業務は、基幹系システムの一部である手当システム（児童）の改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合は、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまう。その結果、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築することが困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)                                                                                    | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.12.3  | <a href="#">財務会計システム改修業務（宿泊税導入対応）</a>           | 富士通 J a p a n 株式会社 | 1,556,500   | R7.10.14 | R7.10.14 ～ R8.3.31  | 財務会計システム（以下「本システム」という。）は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものがあり、本システムの仕様は他の事業者には公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。<br>また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。<br>したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者をにおいて、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.11.26 | <a href="#">高齢・障がい福祉システム改修業務（標準レイアウト改版等対応）</a>  | 札幌総合情報センター株式会社     | 5,179,900   | R7.10.17 | R7.10.17 ～ R8.3.31  | 本業務は、基幹系システムの一部である高齢・障がい福祉システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                        | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.11.26 | <a href="#">住民記録システム改修業務（氏名の振り仮名登録機能追加）</a>     | 札幌総合情報センター株式会社     | 21,996,700  | R7.10.17 | R7.10.17 ～ R7.11.28 | 本業務は、本籍地から住基ネット経由で連携される氏名の振り仮名を、住民票に記載するため、基幹系システムの一部である住民記録システムを改修する業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                         | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                               | 契約の相手方            | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間                | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                           |
|----------|------------------------------------------------------|-------------------|------------|----------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.11.26 | <a href="#">インフラ要件継続検討及び検証業務（R9年度マイナンバー領域）</a>       | B I P R O G Y株式会社 | 34,936,000 | R7.10.20 | R7.10.20 ～ R8.3.31  | 本業務は、「基幹系-インフラ提供サービス業務(第三期)」(以下、「サービス業務」という。))にてサービス提供されている札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー(以下、「インフラ」という。))に対して行うネットワークや構成に対する変更に対して要件検討や実現性を検証する業務である。<br>そのため、サービス業務の受託者は当該事業者であることから、本業務を受託できる事業者は当該事業者以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.11.26 | <a href="#">市中間サーバ改修業務(マイナンバー情報照会機能改修対応)</a>         | 札幌総合情報センター株式会社    | 2,192,300  | R7.10.30 | R7.10.30 ～ R7.11.30 | 本業務は、各業務システムからのマイナンバーを用いた情報照会について、市中間サーバを経由して一括で情報照会を行うことを可能にするため、基幹系システムの一部である市中間サーバを改修する業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社(以下、「SNET」という。))は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)  | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.12.3  | <a href="#">令和7年度データ要件標準対応追加業務(移行準備作業等・基幹系)(その2)</a> | 札幌総合情報センター株式会社    | 8,187,300  | R7.10.30 | R7.10.30 ～ R8.1.30  | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件の標準仕様に適合させるための移行に係る作業を実施する。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社(以下、SNET)と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外に進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                               | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7.12.3  | <a href="#">令和7年度データ要件標準対応追加業務(移行準備作業等・基幹系)</a>      | 札幌総合情報センター株式会社    | 10,599,600 | R7.10.30 | R7.10.30 ～ R8.1.30  | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件の標準仕様に適合させるための移行に係る作業を実施する。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社(以下、SNET)と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外に進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                   | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8.3.4   | <a href="#">年金システム改修業務（令和7年度税制改正対応）</a>              | 札幌総合情報センター株式会社    | 12,030,700 | R7.10.30 | R7.10.30 ～ R8.3.31  | 本業務は、「令和7年度税制改正」における改正内容をシステムに反映させ、システムから印字される帳票のレイアウトを変更できるようにするため、基幹系システムの一部である年金システムを改修する業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日     | 調達契約件名                                           | 契約の相手方         | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課                           |
|---------|--------------------------------------------------|----------------|------------|----------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.12.3 | <a href="#">後期高齢システム改修業務(令和7年度税制改正対応)</a>        | 札幌総合情報センター株式会社 | 30,434,800 | R7.11.7  | R7.11.7 ～ R8.3.31  | 本業務は、「令和7年度税制改正」における改正内容をシステムに反映させ、後期高齢者医療保険料の算定や自己負担額を改正後の合計所得金額や課税所得で判定できるようにするため、基幹系システムの一部である後期高齢システムを改修する業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8.1.7  | <a href="#">手当システム(児童)改修業務(測及処理品質改善対応)</a>       | 札幌総合情報センター株式会社 | 11,815,100 | R7.11.28 | R7.11.28 ～ R8.3.31 | 本業務は、基幹系システムの一部である手当システム（児童）の改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                         | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8.1.7  | <a href="#">令和7年度標準化対応追加業務（移行方式設計等・基幹系）</a>      | 札幌総合情報センター株式会社 | 31,905,500 | R7.12.2  | R7.12.2 ～ R8.3.31  | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、システム移行、データ移行及び運用・保守に係る設計作業を行う。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET 以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                         | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8.1.7  | <a href="#">令和7年度標準化対応追加業務（移行方式設計等・基幹系）（その2）</a> | 札幌総合情報センター株式会社 | 7,092,800  | R7.12.2  | R7.12.2 ～ R7.12.26 | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、運用・保守及びデータ移行に係る設計作業を行う。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET 以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8.1.7  | <a href="#">令和7年度データ要件標準対応業務(移行作業等・基幹系)</a>      | 札幌総合情報センター株式会社 | 8,131,200  | R7.12.8  | R7.12.8 ～ R8.1.9   | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件の標準仕様へ適合させるための移行と運用・保守に係る作業を実施する。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET 以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                           | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                           | 契約の相手方         | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当課                          |
|-----------|--------------------------------------------------|----------------|------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 1. 7  | <a href="#">令和7年度標準化対応業務（移行準備作業等・基幹系）</a>        | 札幌総合情報センター株式会社 | 9,329,100  | R7. 12. 15 | R7. 12. 15 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件の標準仕様に適合させるための移行や運用保守に係る作業を実施する。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET 以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                     | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 1. 7  | <a href="#">令和7年度データ要件標準対応業務（移行要件定義等・基幹系）</a>    | 札幌総合情報センター株式会社 | 2,178,000  | R7. 12. 15 | R7. 12. 15 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件の標準仕様に適合させるための移行や運用保守に係る作業を実施する。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNET の管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET 以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                    | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 1. 21 | <a href="#">ネットワーク兼統合運用管理補助者業務（令和7年度）</a>        | 札幌総合情報センター株式会社 | 9,680,000  | R7. 12. 24 | R8. 1. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、令和7年度の「インフラ移行業務（R7年度・ガバクラウド環境）」にて基本設計や環境構築を行ったガバメントクラウド環境の統合環境やネットワーク領域などについて、安定的、効率的なサービス環境の維持管理を行う業務である。<br>ガバメントクラウド環境は、本市独自の要件に加え、デジタル庁が定める「ガバメントクラウド利用ガイドライン」及び高度なセキュリティ要件（IaCによる構成管理、ネットワーク設定、権限管理等）に基づいて、本事業者が設計および構築を行っている。そのため、環境全体の安定稼働のためには、これら設定値やシステム構成の背景、意図を正確に把握していることが不可欠である。<br>本事業者は、「インフラ移行業務（R7年度・ガバクラウド環境）」を受託し業務を着実に履行した事業者であり、環境全体の内部構成やセキュリティ設定等の詳細を熟知している。仮に本業務を構築事業者以外の第三者に委託する場合、内部構成の解析や引継ぎに期間と費用を要し、理解不足に起因する重大なオペレーションミスや、障害発生時の対応遅延により、市民サービスに支障をきたすリスクが極めて高い。<br>以上のことから、本市のガバメントクラウド環境を安定的かつ効率的に維持管理について、合理性およびセキュリティを確保するためには、本環境の構築事業者である本事業者以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 1. 21 | <a href="#">基幹系パッケージ運用保守業務（令和7年度）</a>            | 札幌総合情報センター株式会社 | 27,634,200 | R7. 12. 24 | R8. 1. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」）が開発したパッケージソフトの庁内データ連携基盤についての運用保守等を実施する業務である。<br>SNETが開発したパッケージソフトウェアの著作権その他の知的財産権は同社に帰属しており、公開されていない。<br>本業務の遂行にあたってはシステム内部のソースコードの解析・理解が必要不可欠であることから、履行できる事業者は、パッケージソフトの開発元である本事業者以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 2. 11 | <a href="#">医療助成システム改修業務（令和7年度税制改正対応）</a>        | 札幌総合情報センター株式会社 | 17,364,600 | R8. 1. 13  | R8. 1. 13 ～ R8. 5. 29  | 本業務は、基幹系情報システムの一部である医療助成システムの改修業務である。<br>基幹系情報システムは、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件を標準仕様に適合させる必要があり、このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めており、本システムも標準準拠システムと連携していることから、一体となって対応を進めているところである。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、この改修で変更される設計等が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進捗が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築から本システム改修までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                   | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 2. 11 | <a href="#">令和7年度標準化対応追加業務（移行方式設計等・基幹系）（その3）</a> | 札幌総合情報センター株式会社 | 48,315,300 | R8. 1. 13  | R8. 1. 13 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、基幹系システムの一部である住民税システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができないくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                      | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                            | 契約の相手方         | 契約金額（円）      | 契約締結<br>年月日 | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                          |
|-----------|---------------------------------------------------|----------------|--------------|-------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 2. 11 | <a href="#">住民税システム改修業務（税制改正大綱対応）</a>             | 札幌総合情報センター株式会社 | 24, 663, 100 | R8. 1. 16   | R8. 1. 16 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、基幹系システムの一部である住民税システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                         | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 3. 18 | <a href="#">高齢・障がい福祉システム改修業務（令和7年度税制改正対応）</a>     | 札幌総合情報センター株式会社 | 17, 636, 300 | R8. 1. 26   | R8. 1. 26 ～ R8. 7. 31 | 本業務は、基幹系システムの一部である高齢・障がい福祉システムの改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなるほか、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                      | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 2. 18 | <a href="#">マイナンバー利用事務系ネットワーク無線LAN導入検討業務</a>      | 札幌総合情報センター株式会社 | 37, 235, 000 | R8. 1. 28   | R8. 1. 28 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、既存の無線LANアクセスポイント等のネットワーク機器を活用したマイナンバー利用事務系の無線LAN導入検討や要件定義、基本設計を行う業務である。<br>本事業者は、既存の無線LANの設計、導入、運用保守を受託し業務を着実に履行した事業者であり、環境全体の内部構成やセキュリティ設定等の詳細を熟知している。仮に本業務を構築事業者以外の第三者に委託する場合、内部構成の解析や引継ぎに期間と費用を要し、理解不足に起因する重大なオペレーションミスや、障害発生時の対応遅延により、市民サービスに支障をきたすリスクが極めて高い。<br>以上のことから、本市のガバメントクラウド環境の安定的かつ効率的な維持管理を実現するために、合理性およびセキュリティを確保して履行することができるのは、本環境の構築事業者である本事業者以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                                                                  | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">手当システム（児童）改修業務（児童扶養手当令和7年度税制改正対応）</a> | 札幌総合情報センター株式会社 | 69, 875, 300 | R8. 1. 30   | R8. 1. 30 ～ R8. 8. 31 | 本業務は、基幹系システムの一部である手当システム（児童）の改修業務である。<br>札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。<br>仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなるほか、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。<br>よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号） | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">令和7年度標準化対応追加業務（移行準備作業等・基幹系）</a>       | 札幌総合情報センター株式会社 | 21, 219, 000 | R8. 2. 17   | R8. 2. 17 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、移行に係る作業を行う。<br>このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                         | デ）情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                                  | 契約の相手方         | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課                           |
|----------|---------------------------------------------------------|----------------|-------------|-----------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 8 | <a href="#">基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和7年度下期～追加）</a> | 札幌総合情報センター株式会社 | 2,266,000   | R8. 3. 2  | R8. 3. 2 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、「基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和7年度下期）」にて対象業務としていなかった、研修コンテンツの最新化に関する作業を実施するもので、運用保守や開発改修及び標準化に関する最新の対応状況や、本市の現在のニーズに合わせた研修コンテンツへ更新するものである。<br>本市は、基幹系システムの運用保守に関して、札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系一基盤運用および運用全体統括業務」を締結している。また、開発改修や標準化に関しては、SNETと「基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和7年度下期）」を締結している。これらの業務により、SNETによる全体マネジメントの下で、運用保守や開発改修及び標準化の対応を実施している。<br>仮にSNET以外の事業者が本業務を受託した場合、基幹系情報システムに対する、運用保守や開発改修及び標準化の対応の現状を理解するとともに、本市の研修コンテンツ自体の把握や、本市の現在のニーズを理解するために、多大な時間を要する。<br>このような状況は、研修コンテンツの内容の正確性を担保することが極めて困難で、研修コンテンツの提供が遅延することにもつながる。そのため、本市職員への円滑な技術継承を妨げ、ひいては運用保守の安全性低下や、法令で定められた標準化移行期限の超過を招く恐れがある。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、本市と「基幹系一基盤運用および運用全体統括業務」及び「基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和7年度下期）」を締結するSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">介護保険システム改修業務(令和7年度税制改正対応)運用移行作業</a>         | 札幌総合情報センター株式会社 | 4,865,300   | R8. 3. 3  | R8. 4. 1 ～ R8. 5. 29 | 本業務は、基幹系情報システムの一部である介護保険システムの改修業務である。<br>基幹系情報システムは、デジタル庁が示すデータ要件・連携要件を標準仕様に適合させる必要があり、このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社(以下、「SNET」)と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めているところである。<br>国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、この改修で変更される設計等が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。<br>以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築から本システム改修までを一体的に管理できるSNET以外にない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                                                                                      | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">令和8年度（総合行政）共通基盤システム運用保守業務</a>               | 札幌総合情報センター株式会社 | 64,020,000  | R8. 3. 10 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本業務は、現在稼働している総合行政共通基盤システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。<br>本業務の履行にあたっては、本システムの仕様のみならず、その基盤上で稼働している文書管理・財務会計など各業務システムとの関連性や、本市イントラネットを提供される職員認証基盤及び情報資産の安全に取扱うためのセキュリティ設定を熟知していることが要件となる。<br>当該事業者は、本システムの開発を担い、各業務システムとの連携など本市が必要とする機能を熟知しているとともに、稼働当初より運用保守業務を継続して受託している。<br>また、仮に他事業者が同要件を満たすためにはセキュリティ設定等の情報開示が必要となるが、複数の事業者にこれを開示することは、セキュリティリスクへの直結が懸念され、セキュリティ保全の観点から不適切と判断される。<br>したがって、当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                                                                                                                                                                              | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">基幹系-基盤運用および運用全体統括業務</a>                     | 札幌総合情報センター株式会社 | 110,220,000 | R8. 3. 10 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本市の現行基幹系情報システム（以下、「当該システム」という。）には37システムが属しており、複数の事業者が基盤を除く各業務システムの運用保守を実施している、大規模かつミッションクリティカルなマルチベンダ体制となっている。<br>本業務は、当該システムの共通基盤の運用及び運用全体の統括支援（各システム処理の整合性確保や利用環境の全体調整など）を行う。<br>本業務を実施するためには以下の要件を満たす必要がある。<br>・共通基盤の安定的かつ効率的な運用を担保するために、外部連携を含めた当該システム全体の構成や、使用されている製品・技術、各業務システムのアプリケーションの特性を熟知していること<br>・本業務の契約期間開始とともに、安定した運用を開始するために、共通基盤の運用手順に関する知見や、各業務システムが必要とするインフラ環境の維持構築等に関する知見を十分に備えていること<br>・運用体制全体を統括し、当該システムを安定的かつ効率的に運用するためには、現行の運用保守業務を複数の事業者が受託しているマルチベンダ体制ならではの、全体調整や運用調整に関する知見や経験があること。<br>上記の条件を満たす事業者は、現行の当該システムの構築を行い、現在に至るまでそのシステム基盤の運用及び運用全体統括業務を継続して受託している実績のある当該事業者以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                             | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">ネットワーク兼統合運用管理補助者業務（令和8年度）</a>               | 札幌総合情報センター株式会社 | 39,138,000  | R8. 3. 10 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本業務は、本市のガバメントクラウド環境の統合環境やネットワーク領域などについて、安定的、効率的なサービス環境の維持管理を行う業務である。<br>ガバメントクラウド環境は、本市独自の要件に加え、デジタル庁が定める「ガバメントクラウド利用ガイドライン」及び高度なセキュリティ要件（IaCによる構成管理、ネットワーク設定、権限管理等）に基づいて、設計および構築を行っている。そのため、環境全体の安定稼働のためには、これら設定値やシステム構成の背景・意図を正確に把握していることが不可欠である。<br>本事業者は、本市のガバメントクラウド環境の設計・構築等の業務を受託し、着実に履行した事業者であり、環境全体の内部構成やセキュリティ設定等の詳細を熟知している。また、令和7年度の「ネットワーク兼統合運用管理補助者業務」も受託して安定した業務を履行中である。<br>仮に本業務を構築事業者以外の第三者に委託する場合、内部構成の解析や引継ぎに期間と費用を要し、理解不足に起因する重大なオペレーションミスや、障害発生時の対応遅延により、市民サービスに支障をきたすリスクが極めて高い。<br>以上のことから、本市のガバメントクラウド環境を安定的かつ効率的に維持管理し、合理性およびセキュリティを確保するためには、本環境の構築事業者である本事業者以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                          | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                   | 契約の相手方                    | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                           |
|-----------|----------------------------------------------------------|---------------------------|-------------|-----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度 契約基本システム運用保守業務</a>                     | 株式会社つうけんアドバンスシステムズ        | 17,591,204  | R8. 3. 12 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、現在稼働している契約基本システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。本業務の履行には、本システムの仕様を熟知し、現に稼働しているシステムの安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に業務遂行できることが不可欠となる。<br>当該事業者は、本システムの開発及び保守業務を受託しており、仕様等を熟知している。<br>本業務にはこれらの仕様の理解が不可欠であり、当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">基幹系-基盤保守業務</a>                               | ピースミール・テクノロジー株式会社         | 69,300,000  | R8. 3. 12 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務では、基幹系情報システム(以下、「当該システム」という。)のシステム基盤の保守を実施する。<br>当該システム基盤の根幹となる基盤フレームワークは、当該システムの構築にあたり、国立研究開発法人産業技術総合研究所が独自開発したフレームワークを本市向けに変更したものである。<br>本フレームワーク導入後の維持管理については、ピースミール・テクノロジー株式会社が、一貫して実施しており、本フレームワークに使用されている製品や技術・仕様に係る内容を熟知しているため、本業務を実施可能なのは当該事業者以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">基幹系パッケージ運用保守業務(令和8年度)</a>                    | 札幌総合情報センター株式会社            | 111,619,200 | R8. 3. 17 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、札幌総合情報センター株式会社(以下「SNET」)が独自に開発したパッケージソフト「庁内データ連携基盤」の運用保守を行うものである。<br>本システムのプログラムは、開発元であるSNETが保有するものであり、保守に際しては内部構造の高度な解析が必要となるが、その詳細は同社のみが管理・把握している。<br>したがって、システムの構成を最も熟知し、安定した運用と、迅速かつ的確な保守対応が可能な事業者は同社において他にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務(令和8年度)</a>       | 札幌総合情報センター株式会社            | 141,755,900 | R8. 3. 17 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務では、基幹系情報システムに関する運用保守、開発改修、自治体システム標準化(以下、「標準化」という。))といった全体を統括するマネジメントのほか、各プロジェクトのマネジメント支援等を実施する。標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社(以下、SNET)と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。現在稼働している基幹系情報システムに対する、運用保守や開発改修の対応と、標準化の対応を両立し、国が定める期限内に標準化を完遂するには、現在稼働している基幹系情報システムの運用保守・開発改修の活動を、標準化の活動と整合性を担保しながら、一体的にマネジメントすることが不可欠である。<br>仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。以上の理由から、本業務の受託者としては、本市と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結するSNET以外にない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課<br>011-826-6713 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">グリーンTRANSフォーメーション推進室カラー高速複合機保守業務(単価契約)</a>   | 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 | 2,591,429   | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、令和6年4月1日に借受を開始した富士フイルムビジネスイノベーション(株)(旧社名:富士ゼロックス(株))製の複合機の保守業務である。同社製の機種を修理するには、保守業務を含めた特約店契約を締結している必要があるが、現在札幌市内に保守業務を含む特約店契約をしている業者は存在せず、左記事業者以外で、保守業務を行える事業者は存在しない。また、仮に、左記事業者以外で保守業務を含む特約店契約をしていない事業者が富士フイルムビジネスイノベーション(株)製の機種を修理した場合は、本市による改造とみなされ、その後の修理を同社に依頼することができなくなる。以上の理由により、本業務を委託できるのは左記事業者に特定されるため、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定随意契約により実施することとし、相手方を左記事業者に選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                     | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192   |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度まちづくり政策局グリーンTRANSフォーメーション推進室事務室清掃業務</a> | 北日本ビル管理株式会社               | 1,697,300   | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、庁舎の衛生的環境等を良好に維持すべく発注するものである。今回賃貸借を行うばらと北1条ビルの事務室については、1館内規則 12、清掃)のとおり、賃貸人の指定業者へ委託することとなっている。賃貸人の指定する委託業者は北日本ビル管理株式会社であり、当該清掃業務契約の相手先は、同社をおいてほかにはない。よって、1者のみに限定されることから、同社と随意契約を締結することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192   |
| R7. 5. 21 | <a href="#">札幌市移住促進地域おこし協力隊の募集・選考及び活動支援業務</a>            | 株式会社ジェイアール東日本企画           | 8,032,662   | R7. 4. 24 | R7. 4. 24 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、隊員の募集に始まり適切な人材を選考し、採用後、効果的な活動を行い、成果を出せるよう支援を行い、最終的には札幌市に定着し一層の活躍へつなげていくものであり、広範な知識や経験、サポート体制など十分な支援能力が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192   |
| R7. 6. 18 | <a href="#">令和7年度「創世1.1.1区+」まちづくり検討支援業務</a>              | 株式会社日建設計                  | 7,920,000   | R7. 5. 29 | R7. 5. 29 ～ R8. 3. 27 | 本業務は、はぐくみの軸強化方針に掲げる「大通・創世交流拠点における象徴的空間の創出」に向けて、本市関連計画や過年度業務の成果等を踏まえるとともに、関係地権者による意向を反映したまちづくり指針骨子案の作成等を行うものである。これらの業務を行うためには、再開発、都市計画及び建築計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                      | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192   |
| R7. 6. 18 | <a href="#">令和7年度(仮称)第3次都心まちづくり計画策定支援業務</a>              | 株式会社ノーザンクロス               | 9,570,000   | R7. 6. 5  | R7. 6. 5 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、札幌都心の現状や社会経済情勢、広範囲にわたる既存の都市計画関連情報や沿道関係者および有識者等による意見を踏まえ、都心のまちづくりの今後の方向性を検討するものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192   |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                        | 契約の相手方          | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------|-----------------|------------|-----------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 6. 18 | <a href="#">令和7年度新幹線札幌駅東改札口周辺エリアまちづくり推進支援業務</a>               | 株式会社ノーザンクロス     | 4,950,000  | R7. 6. 5  | R7. 6. 5 ～ R8. 3. 19   | 本業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、札幌駅交流拠点や創成東地区のまちづくりに関する計画や検討経過を踏まえたうえで、本業務に取り組み上での視点、持続的なまちづくり体制の構築支援、周辺地域との連携支援等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                   | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 6. 25 | <a href="#">令和7年度札幌駅周辺工事間情報共有会議運営支援業務</a>                     | 株式会社ドーコン        | 8,866,000  | R7. 6. 13 | R7. 6. 13 ～ R8. 3. 25  | 本業務は、札幌駅周辺で行われる各事業に関する情報から、調整が必要な事項や課題の洗い出し、札幌駅周辺の事業者による市民等への周知情報の拡充に向けた検討、会議の運営支援を行うものである。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、競争入札には適さないものと判断される。<br>については、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、実施要領）」第3条第1項第1号(1)「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添1参照）に該当することから、複数の者から実施方針・体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                 | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">令和7年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりに係る計画案等検討業務</a>           | 株式会社ドーコン        | 8,492,000  | R7. 6. 13 | R7. 6. 13 ～ R8. 3. 13  | 本業務は、「（仮称）第3次都心まちづくり計画」の策定に向けて、「居心地が良く歩きたくなる都心まちづくり」の計画案について検討するとともに、有識者等による検討部会の開催及び交通解析等を実施するものであり、業務を行うにあたっては都市計画や交通計画等に関する専門的な知識・経験を有している必要がある。上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組み上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                          | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">令和7年度大通公園西周辺エリアまちづくりガイドライン策定支援業務</a>              | 株式会社日建設計        | 5,214,000  | R7. 6. 13 | R7. 6. 13 ～ R8. 3. 25  | 本業務は、「大通及びその周辺のまちづくり方針」西ゾーンとその周辺について、都心西側の回遊拠点を形成し、美しいみどりや歴史・文化芸術を活かした多様な交流をはぐむといった、まちづくり方針における「強化の考え方」の実現や、まちづくりの動きはぐくみの軸の外側へ波及させていくことを目指し、当エリアにおけるまちづくりの目標や空間形成の方針等をまちづくりガイドラインとしてとりまとめるものである。こうした内容の業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、過去の大通公園西周辺エリアのまちづくりに係る過去の議論を踏まえたうえで、本業務に取り組み上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 9  | <a href="#">「SAPPORO Well-being～輝くサッポロスマイル～」特設ウェブサイト構築等業務</a> | 株式会社電通北海道       | 9,460,000  | R7. 6. 13 | R7. 6. 13 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、Well-beingの向上を自分事に捉えてもらうために、札幌市民の満足度、幸福度を発信するとともに、若い世代を中心にあらゆる世代の方々を受け入れるような創意工夫を凝らした仕掛けにより、市民のWell-beingへの理解や自覚化を広げていくことが重要であり、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及び実現能力が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                           | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進に関する調査・研究業務</a>            | 株式会社石塚計画デザイン事務所 | 4,994,000  | R7. 6. 18 | R7. 6. 18 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、限られた期間の中で、他自治体の様々な事例や本市における現状の把握・分析を行い、UDを踏まえたまちづくりの推進に必要な方向性、取組、仕組み等を導き出すことが求められ、業務の実施に当たっては、データ収集・分析の能力・ノウハウや、精度の高い分析結果の算出能力が必要となる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                         | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 9  | <a href="#">令和7年度「さっぽろまちキャンパス共創事業」支援業務</a>                    | 株式会社すみか         | 1,978,900  | R7. 6. 23 | R7. 6. 23 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、学生がさっぽろまちキャンパス共創事業を円滑に推進するため、学生とのコミュニケーションを育み、臨機応変に助言を行い、支援していく能力が求められる。さらには、キックオフミーティング、成果報告会等の各種イベント企画・実施を行うことも必要となる。このことから、本業務については、その性質又は目的が価格による競争入札等には適さないものであり、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                              | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">FCタクシー運用実証及びPR業務</a>                              | 一般社団法人札幌ハイヤー協会  | 20,700,000 | R7. 7. 8  | R7. 7. 8 ～ R10. 12. 22 | 本業務は下記ア～エの理由からタクシー事業者団体を契約の相手方とする必要があるが、市内のタクシー事業者団体3者のうち、一般社団法人札幌ハイヤー協会を除く2者（事業協同組合札幌個人タクシー協会、札幌個人タクシー協同組合）からは本業務の受託意向がないことを確認しているため一般社団法人札幌ハイヤー協会を契約の相手方として選定する。<br>ア 複数の燃料電池タクシー導入による車両運行を行うこと<br>イ 水素エネルギーに関するPRを広く行うこと<br>ウ 今後のタクシーへの水素車両導入促進を見据えて多くの市内タクシー事業者に対して本業務の実施と実施結果を周知・共有する必要があること<br>エ 事業実施にあたっては、道路運送法第13条の運送引受義務の除外規定が適用される必要があり、その判断の確認を北海道運輸局に行う必要があること<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                             | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                          | 契約の相手方                     | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 担当課                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------|------------|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 8. 6  | <a href="#">令和7年度都心エネルギーマスタープラン改定支援業務</a>                       | 株式会社日本設計                   | 11,110,000 | R7. 7. 10 | R7. 7. 10 ～ R8. 3. 13  | 本業務は、国のエネルギーに関する政策動向や他の関連計画との整合を図りつつ、学識者やエネルギー事業者等の有識者による意見を踏まえながら「（仮称）第3次都心まちづくり計画」の策定に向けた検討を行うものであり、その遂行には都市計画及びエネルギー分野に関する専門的かつ高度な技術・経験を有している必要がある。ゆえに、本業務は価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識または経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募り、その良否を実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">マンガ原画の文化的価値と活用に関する基礎調査業務</a>                        | 株式会社北海道二十一世紀総合研究所          | 2,475,000  | R7. 7. 11 | R7. 7. 11 ～ R7. 12. 26 | 本業務は、マンガ等のポップカルチャーを活用した取組みとして、マンガミュージアムの機能の一つとして掲げられている、マンガ原画などの展示・保管機能について、原画の保存・保管にどのように取組むべきかを調査・分析するものであり、高度な創造性や専門的かつ広範な知識が求められるものである。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">水素エネルギーの利活用に向けた運輸分野・建物分野における現状調査及び水素車両等導入手法検討業務</a> | 株式会社ドーコン                   | 5,797,000  | R7. 7. 11 | R7. 7. 11 ～ R8. 3. 19  | 本業務は、運輸分野と建物分野の複数の分野にまたがる調査を行い、さらに意欲的な企業に対するヒアリングも踏まえて、効果的な水素エネルギーの利活用に係る導入手法の検討を行うものであることから、履行にあたっては、解析能力のほか、高度な技術力や専門知識、発想力、企画開発力が必要不可欠となる。そのため、競争入札には適さず、公募型企画競争（プロポーザル方式）により企画書を提出させ、優秀であると判断された提案者を相手方として随意契約を締結した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 8. 13 | <a href="#">令和7年度札幌駅周辺公共サインガイドライン検討業務</a>                       | 公益財団法人日本サインデザイン協会          | 13,635,600 | R7. 7. 29 | R7. 7. 29 ～ R8. 3. 25  | 本業務は、札幌駅周辺の交通施設、地下街、民間商業施設を横断し設置されている公共サインについて、設置や表記の考え方を体系的に整理し、統一的かつ分かりやすいデザインを定める「（仮称）札幌駅周辺公共サインガイドライン」を検討するものである。ガイドラインの策定にあたっては、分かりやすいサイン計画であることに加え、ユニバーサルデザインや景観への配慮、ターミナル駅となる札幌駅とその周辺の地域特性の把握と課題解決が求められ、サインデザインの専門的かつ広範囲に渡る知見が必要となる。また、札幌駅は交通施設が立体的かつ広域的に配置されること、積雪寒冷地であり地下の動線が重視されること、関係する施設管理者が官・民あわせて多岐に渡ることなど、複雑な地域特性を有することから、公益的な視点と様々な地域特性をもった複数のターミナル駅でのサイン計画策定の経験が求められる。公益財団法人日本サインデザイン協会（SDA）は、サインデザインの向上と普及を目的とした公益社団法人であり、一般案内用図記号（ヒクトグラム）のリデザイン、福岡市市営地下鉄のトータルデザインといった公共的なサインに関する受託実績がある。また、SDAは、全国で200名以上のデザイナー等が所属する協会であり、全国の主要なターミナル駅における公共サインのガイドライン策定に關与した協会員が複数所属することから、他都市での経験のある協会員や札幌の地域特性を熟知する協会員などの調整を図ること、広範な経験や知見を集約した体制でのガイドラインの検討が可能である。このように、SDAは本業務に必要な高度な専門知識と実績を有し、複数都市における経験や知見の集約を行うことのできる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断し、随意契約により当該団体へ業務を委託することとする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 8. 20 | <a href="#">令和7年国勢調査 札幌市の実地調査業務</a>                             | 株式会社ビッグ                    | 2,072,700  | R7. 8. 5  | R7. 8. 5 ～ R7. 10. 31  | 本件は、令和7年国勢調査における「フォーライフ大通南」ほかの各マンションを管理する相手方へ、マンション内の調査業務を委託するものである。マンション関係者以外の者が、当該マンション内に立ち入って調査を行うことは、入居者の不安を招き、調査へ非協力的となる可能性があるが、マンション関係者であれば、入居者との信頼関係は既に築かれていることから、調査業務を円滑に進めることが可能である。また、国勢調査令12条の3において、「～当該施設を管理し、又は運営する法人その他団体に委託して行うことができる。」と定められており、当該マンション管理会社の管理人であるこの者以外へ、本業務を委託することは適切ではない。以上から、当該マンションにおける調査の困難性、遂行性、また法令の定めを考慮し、この者を選考する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 8. 20 | <a href="#">国家戦略特区を活用したまちづくり推進に関する支援業務</a>                      | KPMG コンサルティング株式会社          | 10,308,100 | R7. 8. 5  | R7. 8. 5 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、国家戦略特区という専門的かつ特殊な内容について、法令調査・分析を行い、本市の規制改革検討に対する支援を行うものであり、広範な知識や円滑な調査実施能力が求められる。また、規制改革の推進に資するイベント等の企画においても、専門的な知識や独自性・創造性が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないものとして、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 9. 24 | <a href="#">「GX・金融」普及啓発セミナーの企画・運営等業務</a>                        | 株式会社北海道新聞社                 | 9,500,000  | R7. 8. 28 | R7. 8. 28 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、GX・金融に係る本市の取組に関する高度な知識及びセミナーの企画・運営に関する効果的な施策提言に係る豊かな経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行うこととした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 11. 5 | <a href="#">金融系外国企業等誘致・プロモーション業務</a>                            | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 25,000,000 | R7. 9. 18 | R7. 9. 18 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、金融系外国企業等の誘致に関する高度な知識及び効果的な施策提言に係る豊かな経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行う。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7. 11. 5 | <a href="#">これまでの人口減少対策に関する効果的なモニタリング調査及び分析等業務</a>              | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 14,049,548 | R7. 9. 30 | R7. 9. 30 ～ R8. 3. 31  | 本業務はこれまでの人口減少対策に資する施策について、ある施策がどのような分野や属性に対してどういった効果を示しているのかといった調査・分析を行い、札幌市の強みとして伸ばすべき部分や施策のあり方を見直す部分を明確化することで、今後の効果的な施策の構築につなげていくことに資するものである。これら調査・分析に当たっては、現在の市民等のニーズや行政課題の把握は元より、国における同様の調査や札幌市が過去に実施した調査との比較を行うことで、地域特性や経年変化（子育てに係る費用等）等も的確に捉えることにより、より精度の高い調査・分析を行う必要があることから、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及び実現能力が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                                        | 契約の相手方          | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 担当課                         |
|----------|---------------------------------------------------------------|-----------------|------------|----------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7.10.22 | <a href="#">令和7年度さっぽろ連携中枢都市間移住促進業務</a>                        | 株式会社北海道アルバイト情報社 | 4,999,500  | R7.10.6  | R7.10.6 ～ R8.3.31  | 本業務は限られた期間に（１）さっぽろ圏への移住意識創出を図り、多くの集客を行うための効果的・創造的な広報の実施、（２）さっぽろ圏への移住意識喚起を促すに当たり、移住に関する専門的な知識や経験が必要になることから、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成27年3月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7.11.12 | <a href="#">トヨタマルチバーバスFCEVコースターリース提供（月額契約）</a>                | トヨタファイナンス株式会社   | 54,220,320 | R7.10.9  | R7.10.9 ～ R13.10.8 | 車両の導入にあたっては、メンテナンスを備みると、国内に運搬する販売店・修理工場がある必要があるが、乗車定員20～30人程度のバス車両については、現在、国内において水素車両の市販がされていないため、本事業実施にあたってはメーカー改造品を調達する必要がある。これまでの国内でのメーカー改造品による導入事例は、トヨタ自動車株式会社のコースター改造車両7件及び日野自動車株式会社のボンチョ改造車両1件であるが、ボンチョ改造車両はメーカー以外による改造であり、車両改造価格がコースター車両に比べて著しく高額かつ長納期（金額は3倍以上かつ納期は1年以上であることを車両導入した新潟県に聴取）の試作車であることから、実質的に本事業実施にあたって調達する車両はトヨタ自動車株式会社のコースター改造車両に限られる。その上で、トヨタ自動車株式会社からは、車両の機密性等の理由により、車両の提供にあたってはリース契約のみであり、かつリース契約先としてトヨタファイナンス株式会社のみを指定している旨、別紙2のとおり文書通知を受けている。以上のことから、本件は、他の物品をもって代替させることができない物品を調達する場合において、調達の相手方が特定されていると判断することができるため。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                 | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7.11.19 | <a href="#">令和7年度南北線さっぽろ駅コンコース改修概略検討修正業務</a>                  | 株式会社日建設計        | 1,430,000  | R7.10.29 | R7.10.29 ～ R8.1.20 | 地下鉄南北線さっぽろ駅では、慢性的なホーム混雑を解消するため、交通局によるホーム増設工事が進められている。これに伴い、コンコースの拡張が予定されており、さらに北4西3地区の再開発事業とコンコースの新たな接続も予定されている。こうした背景を踏まえ、コンコース改修の基本的な考え方の整理及び空間デザインの検討を目的として、「南北線さっぽろ駅コンコース改修検討業務」を令和6年度に発注し、(株)日建設計北海道オフィスが受託している。この度、ホーム増設工事の土木・営繕実施設計の過程において、埋設物の影響によりコンコースの天井高が当初想定よりも低くなることが判明し、令和6年度業務で検討したコンコース改修の空間デザインを修正する必要性が生じた。本業務は、新たな条件（天井高の変更）を踏まえ、昨年度整理した検討結果を活かしながら空間デザインを修正検討するものである。なお、当該業務の成果は、交通局が令和8年度に発注するホーム増設修正設計に反映させる必要がある。このため、令和6年度業務成果の修正及び更新は短期間で実施される必要があり、本業務の履行者には、当該コンコースの特性、これまでの協議経緯、並びに令和6年度業務の設計内容等を正確かつ迅速に把握することが求められる。そのため、当該業務内容を熟知し、正確かつ迅速な履行が可能な業者は、令和6年度業務履行者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断し、随意契約により当該企業へ業務を委託することとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7.12.17 | <a href="#">海外メディア関係者等を対象としたプレスツアー業務</a>                      | ツナガル株式会社        | 8,985,900  | R7.10.29 | R7.10.29 ～ R8.3.31 | 本業務は、金融系外国企業等の関心を得ることを目的とした、海外メディア関係者等向けプレスツアーの実施に関する高度な知識及び豊かな経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行うこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R7.12.24 | <a href="#">「日経フォーラム『グローバルCX・金融会議札幌』2025」広告制作・掲載業務</a>        | 株式会社日本経済新聞社     | 22,000,000 | R7.11.17 | R7.11.17 ～ R8.3.31 | 当該広告制作・掲載業務は、株式会社日本経済新聞社と共催で実施するフォーラムについての広告掲載であり、同社が発行する新聞紙面等により、国内外の関係者に開催要旨を広く周知するためのものである。本市が今回フォーラムの対象とするビジネスパーソン及び投資家に最大限訴求するためには、経済紙で最大の発行部数を誇り、電子版含む購読数が約235万を超え、国際メディアとの国内最大規模のネットワークを有し、イベントを独自に開催可能である当該業者以外に、効果的な国内及び海外への情報発信業務を実施できる者がいない。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8.1.7   | <a href="#">中島公園駅周辺地区まちづくり推進支援業務</a>                          | 株式会社ノーザンクロス     | 4,950,000  | R7.12.16 | R7.12.16 ～ R8.3.19 | 本業務は、当地区の現況や地域資源の特徴、大規模な土地利用状況の転換等を踏まえ、他都市の事例調査を行った上で当地区における有効なまちづくりの推進体制と体制構築までの最適なプロセスを整理するものであり、その遂行には都市計画やエリアマネジメント等に関する広範かつ専門的な知識、高度な技術・経験を有している必要がある。ゆえに、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組みむ上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募り、その良否を実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8.2.11  | <a href="#">まちづくり戦略ビジョン市民評価の結果等を踏まえた効果的な施策の検討に向けた調査・研究等業務</a> | 合同会社デロイトトーマツ    | 9,460,000  | R7.12.24 | R7.12.24 ～ R8.3.31 | 本業務は、札幌市における今後の施策の検討に際し、札幌市のまちづくりの中心である第2次ビジョンについて、ある施策がどのような効果を示しているのかといった調査・分析を行い、札幌市の強みとして伸ばすべき部分や施策のあり方を見直す部分を明確化することで、今後の効果的な施策の構築につなげていくことが重要である。これら調査・分析に当たっては、市民等のニーズやマインドを中心としつつ、行政課題の把握は元より、国や他都市における同様の調査との比較を行うとともに、地域特性や経年変化等も的確に捉えることで、より確度の高い調査・分析を行う必要があることから、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及び実現能力が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                   | 契約の相手方                    | 契約金額（円）       | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                         |
|-----------|----------------------------------------------------------|---------------------------|---------------|-----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R8. 2. 4  | <a href="#">さっぽろ雪まつり水素供給業務</a>                           | エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社       | 3,069,000     | R8. 1. 22 | R8. 1. 22 ～ R8. 2. 28 | 2026さっぽろ雪まつり大通会場3丁目東側に展開する「GX脱炭素エリア」は、水素エネルギーを身近に感じてもらふ機会を創出する取組であり、水素エネルギーの活用を通じた脱炭素化や道内の地域資源を活用したエネルギーの地産地消をテーマに、クリーンな会場づくりに取り組むこととしている。「GX脱炭素エリア」に設置する休憩所内に設置する暖房機器（札幌市内企業が製作した水素ストーブ等）は、道内で製造した水素の熱利用を体感してもらふコンテンツであり、期間中、安定的に水素を供給する本業務には、圧縮水素ガスを安全に扱うことができる技術や知見を有する事業者であることが不可欠である。本業務では、エネルギーの地産地消をPRするため、道内で製造された水素の供給を必要としているが、現在、道内で製造されている水素は、環境省等の実証事業での製造で販売できないもの（スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、北海道電力株式会社、三笠市など）のほか、工場等での自家消費で使用するためのものであり、道内で製造された水素を産業ガスとして販売可能なのは、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社と株式会社しかおい水素ファームの2社に限られる。2社のうち、株式会社しかおい水素ファームは、令和7年7月に水素製造・販売事業をすべてエア・ウォーター北海道株式会社に移譲したことで、水素製造・販売を終了しており、現在、道内の水素の販売を担えるのはエア・ウォーターグループで産業ガス販売を担う、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社のみとなった。以上のことから、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社は、道内で製造された水素ガスを唯一、供給・販売できる事業者であることから、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8. 2. 18 | <a href="#">統計調査支援システムに係る電子地図の作成業務</a>                   | 株式会社ゼンリン                  | 1,674,200     | R8. 2. 4  | R8. 2. 4 ～ R8. 2. 27  | 本業務は、「統計調査支援システム」に取り込む電子地図を調達するものである。当該システムは、（株）ゼンリンが版權を有しており、この者以外の電子地図には対応していないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">北海道・札幌におけるGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査業務</a> | カディラキャピタルマネジメント株式会社       | 2,500,000     | R8. 2. 13 | R8. 2. 13 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、北海道・札幌におけるGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査に関する高度な知識及び効果的な施策提言に係る豊かな経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行うこととした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8. 3. 18 | <a href="#">持続可能な雪対策の実現に向けた検討状況の効果的な広報手法の検討及び実施業務</a>    | 株式会社ニトリパブリック              | 4,950,000     | R8. 2. 13 | R8. 2. 13 ～ R8. 3. 31 | 札幌市における持続可能な雪対策の実現に向けた検討に当たっては、市民、行政、企業など、札幌市のまち全体で検討を進めていく必要があることから、その検討状況を広く市民に周知することで、市民参加や市民理解を進めていくことが重要である。本業務は、札幌市の検討状況について、効果的かつ戦略的な広報手法を立案・実施するものであり、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及び実現能力が求められることから、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">令和8年度GX推進室事務室清掃業務</a>                        | 北日本ビル管理株式会社               | 1,953,600     | R8. 3. 18 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、庁舎の衛生的環境等を良好に維持すべく発注するものである。今回賃貸借を行うばらと北1条ビルの事務室については、「館内規則12. 清掃」のとおり、賃貸人の指定業者へ委託することとなっている。賃貸人の指定する委託業者は北日本ビル管理株式会社であり、当該清掃業務契約の相手先は、同社においてほかにはない。以上より、本業務を受託できるのは同社の1者のみに限定されることから、同社と随意契約を締結する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度GX推進室カラー高速複合機保守業務</a>                   | 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 | 2,090,649     | R8. 3. 23 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、令和6年4月1日に借受を開始した富士フイルムビジネスイノベーション（株）（旧社名：富士ゼロックス（株））製の複合機の保守業務である。同社製の機種を修理するには、保守業務を含めた特約店契約を締結している必要があるが、現在札幌市内に保守業務を含む特約店契約をしている業者は存在せず、左記事業者以外で保守業務を行える事業者は存在しない。また、仮に、左記事業者以外で保守業務を含む特約店契約をしていない事業者が富士フイルムビジネスイノベーション（株）製の機種を修理した場合は、本市による改造とみなされ、その後の修理を同社に依頼することができなくなる。以上の理由により、本業務を委託できるのは左記事業者に特定されるため、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定随意契約により実施することとし、相手方を左記事業者に選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">令和8年度「さっぽろ圏e旅ギフト」運営業務（単備契約）</a>              | 公益社団法人 北海道観光機構            | 1,760,000     | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、「さっぽろ圏e旅ギフト」の運営業務である。さっぽろ圏e旅ギフトとは、ふるさと納税の制度を活用し、寄附者に対して参画自治体の加盟店で利用することができるデジタルチケットを発行するものであり、圏域で連携して実施することで周遊促進や地域経済の活性化等が期待できる。また、ふるさと納税の制度を活用するものであるため、寄附の獲得が増えれば、本市財政にとっても有益である。「さっぽろ圏e旅ギフト」の圏域市町村での導入については、別添通知（さっぽろ連携中枢都市圏における旅先納税の導入について）のとおり公益社団法人北海道観光機構から提案があり、令和5年10月24日付まちづくり政策局長決裁により本市の参画について決定したところである。また、本市のほか、小樽市、岩見沢市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町も参画を決定している。圏域で導入するためには、参画市町村の加盟店で共通して使用できるデジタルチケットを発行する必要があるが、同機構がそのポータルサイトを構築しており、運用開始後も同機構以外が運営に携わることは不可能である。なお、現時点で、さっぽろ圏について同様のポータルサイト構築等を行っている事業者はいない。また、同機構は、北海道の観光振興推進の中核を担うことを目的に設立された団体であり、市町村の観光産業とのつながりが深い。さらに、蓄積されたデータにより観光客のニーズを捉えた加盟店開拓が可能であり、多様なコンテンツによるPRも期待できる。北海道の観光産業について、同機構と同等の実績と知見を備え、加盟店開拓とPRにより寄附者獲得を行える事業者は他にない。以上の理由から、公益社団法人北海道観光機構を契約の相手方と特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                       | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和8年度札幌市ふるさと納税関係業務（月額契約）</a>                 | シフトプラス株式会社                | 1,492,711,499 | R8. 3. 26 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、本市へのふるさと納税による寄附の増額に向け、各ポータルサイトの運営や新規返礼品の開拓・開発、広告・PR等を行うものであり、受託者には、ふるさと納税制度に精通していることに加え、寄附者ニーズを捉えた返礼品開発や効果的な広報のノウハウを有していること、他自治体での同様の業務における実績等が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その内容を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の最も優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 政) 政策企画部企画課<br>011-211-2192 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                           | 契約の相手方             | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                           |
|-----------|--------------------------------------------------|--------------------|------------|-----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 4. 30 | <a href="#">景観形成基準等の解説本作成等支援業務</a>               | 歴史地域未来創造株式会社やまち    | 8,965,000  | R7. 4. 15 | R7. 4. 15 ～ R8. 3. 20 | 本業務は景観法のみならず、建築基準法や都市計画法、屋外広告物法などの各種法令等に対する専門的な知識を有し、これらを総合的に検討する高度な技術力及び幅広い経験が必要となることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。<br>左記の者は、「景観形成基準等の解説本作成等支援業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 政) 都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">令和7年度真駒内駅前地区における景観デザインガイドライン作成業務</a> | 歴史地域未来創造株式会社やまち    | 3,575,000  | R7. 4. 18 | R7. 4. 18 ～ R8. 3. 17 | 本業務は、真駒内駅前地区の土地利用再編の方向性を前提とした良好な景観を誘導するため、令和5年度に実施した「真駒内駅前地区における景観配慮の手法例検討業務（以下「検討業務」という。）」において示された景観配慮の手法例を基に、前提条件の変化等に合せた手法例の精査及び深度化を図り、その内容をわかりやすく伝える景観デザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成するものである。本業務は過年度の業務成果を土台として行うものであることから、業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種の業務経験を有するなど、履行に必要なノウハウ等を有するだけでなく、過年度業務実施当初の前提条件及び業務の検討内容を十分に理解することが不可欠であり、併せて、地域特性、真駒内駅前地区全体のまちづくりに係る検討経緯や論点等についても把握する必要がある。<br>当該ガイドラインは、真駒内駅前地区地区計画等が令和7年3月7日に都市計画決定され、業務に必要な仕様が令和6年度末に整ったところであり、令和8年度に予定されている真駒内駅前地区A街区における開発事業者の募集にあたり、準備を求める要件となることから、令和7年度内に策定する必要がある。<br>これまで、真駒内駅前地区全体のまちづくりの取組は地域の理解を得られるよう関係を深めてきたところであり、取組の一つとなる当該ガイドラインの作成についても、地域の理解が不可欠となっている。当該地区の景観に関しては地域の関心も高く、土地利用再編の計画の詳細が明らかになるにつれて不安の声が高まってきたことから、今後、地域の協力を得ながら同地区のまちづくりの推進を図るためには、地域の声に真摯に向き合う姿勢を示すべく、早期に案を提示し、理解を深めてもらうとともに、十分に意見を聴くための期間が必要である。<br>その意見の反映検討の期間も考慮すると夏頃には案の提示が必要であり、極めて短期間で案を作成する必要がある。ガイドラインの当初案（概要）の作成には、前提条件の整理・把握をはじめとする諸条件を十分踏まえた検討が必要であることから、本業務を的確かつ確実に履行できるのは過年度の検討業務を行った当該事業者をおいて他にいない。<br>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)           | 政) 都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">令和7年度もみじ台地域土地利用再編検討業務</a>            | 株式会社市浦ハウジング&プランニング | 19,470,000 | R7. 4. 18 | R7. 4. 18 ～ R8. 3. 13 | 本業務を適切かつ確実に履行するためには、令和6年度業務で実施した、都市計画の見直しに関する地域住民の意向調査、民間事業者の事業参入意欲調査、大規模住宅団地の土地利用再編を進めている都市の事例分析、入居者の負担軽減を考慮した市営住宅の再編計画の検討、土地利用再編に係る事業手法の検討状況を十分に理解した上で、地域住民・有識者・民間事業者等の関係者の意見を聴取しながら、迅速に再編方針を定める必要がある。<br>当該事業者は、令和6年度の検討業務を企画競争（プロポーザル方式）により受託しており、本業務に相応しい「技術力等」を有すると認められるほか、業務履行を通じて地域住民等の関係者と対話を重ね信頼関係を構築していること、もみじ台地域の特性や市営住宅等の再編計画の検討経緯や論点を熟知していること等から、業務の的確かつ円滑な遂行が可能である。<br>さらに、同業務では、過去10年以上に渡ってもみじ台地域のエリアマネジメントに取り組んできた地域のアドバイザー役と協力・連携して、地区内の近隣センターのあり方を検討し、それを踏まえた社会実験の案を企画している。<br>令和7年度は、地域住民の意見聴取や、有識者等からなる検討委員会で複数の議論を重ね、再編方針の案を練り上げる必要があることや、地域を代表する「もみじ台まちづくり会議」からも早期の再編方針の成案を求められている状況であることから、十分な協議・検討期間を確保するため、令和7年5月に検討委員会の立ち上げを行う等、年度の早い段階からこれらの議論に取り組む必要がある。<br>また、社会実験は、再編方針の案の検討状況を地域に示すことと合わせて、令和7年秋頃に2か所近隣センターで実施する想定であり、その円滑な実施に向けては、上記の地域のアドバイザー役と協働して同地域内の事業者、周辺住民等との協議・調整が欠かせないことから、年度の早い段階からこれらの準備に取り組む必要がある。そのためには地域の関係者との信頼関係が重要となる。<br>これらの要件を満たすのは、過年度の業務を通じて、本業務に相応しい技術力等を有すると認められ、また、地域住民との対話を重ねてきたことで、地域の意向や関係性を十分に把握し、信頼関係が構築されている当該事業者のみであることから、本業務を適切かつ確実な業務の履行が可能な事業者は、当該事業者をおいて他にいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

| 掲載日     | 調達契約件名                                  | 契約の相手方          | 契約金額（円）    | 契約締結<br>年月日 | 履行期間              | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                          |
|---------|-----------------------------------------|-----------------|------------|-------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7.5.7  | <a href="#">令和7年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務</a> | 株式会社K I T A B A | 3,652,000  | R7.4.21     | R7.4.21 ～ R8.3.19 | <p>本業務は、令和5年11月に策定した真駒内駅前地区まちづくり計画に位置付ける地域主体のまちづくり、いわゆるエリアマネジメントの推進に向けて、多様な主体が協働しながら持続的に活動する仕組みづくりを行うもの。</p> <p>令和6年度の業務遂行に際しては、エリアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、「技術力など」が必要となることから、企画競争により公募したところ、唯一の企画提案者である当該事業者が業務を受託している。</p> <p>同業務の実施において、当該事業者はイベント実施に向けたワークショップを通じて、イベント企画及びエリアマネジメント活動に係る地域意向を把握している。イベントの実施にあたっては、参加者の企画の実現を支援したほか、令和7年1月には地域の発意により当初想定していなかったイベントを追加で行うなど、地域との緊密な関係を築いている。さらに、令和7年度のイベントの企画や将来的なエリアマネジメント活動の方向性に係る合意形成を行い、地域と当該事業者に所属するマネージャー職との信頼関係に基づきまちづくりの機運醸成に取り組んでいる。</p> <p>令和7年度は、過年度に整理を行った地域住民の意向を基に、駅前に整備される交流広場の活用を想定した地域主体のイベントの実施、エリアマネジメント体制作り及び機運醸成を継続して支援する必要がある。</p> <p>また、ワークショップの開催回数及びイベントまでの時間が限られていることや、令和6年度から継続して参加する地域住民の負担を考慮すると、これまでと異なる又は重複した説明を行うことや、これまでに挙げた意見について再度説明を求めることなどは避ける必要がある。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な討議支援・合意形成を行うためには、過年度の業務で求められていた技術力などのみならず、これまでの取組や代表的な意見を把握することに留まらない、活動に参加する地域住民の個々の意向や関係性などを鑑みた、迅速かつ柔軟な対応を行うことが不可欠である。</p> <p>これらの要件を満たすのは、過年度の業務を通じて、本業務に相応しい技術力などを有すると認められ、また、地域住民との対話を重ねてきたことで、個々の意向や関係性など十分に把握し、信頼関係を構築されている当該事業者のみであることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは当該事業者をにおいて他にいない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R7.7.9  | <a href="#">令和7年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務</a>  | 株式会社石塚計画デザイン事務所 | 2,497,000  | R7.6.18     | R7.6.18 ～ R8.3.19 | <p>本業務は、中央区のミニ大通（都市計画道路「北4条通歩行者専用道」）周辺地区の町内会役員や地元企業で構成される、地域まちづくり活動団体「ミニ大通を未来へつなぐ協議会（以下、「協議会」という。）」の地域まちづくり支援を行うものである。</p> <p>討議支援等に際しては、エリアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、「高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験（以下、「技術力等」という。）」が必要となることから、企画競争（プロポーザル方式）により公募したところ、令和4・5年度とも唯一の企画提案者である当該事業者が業務を受託しており、令和6年度は特定随意契約により当該事業者に業務を委託した。</p> <p>本業務においては、地域住民が主体となった持続可能なまちづくりをさらに推進するため、協議会と町内会や地域関係者との連携を強化する等、地域まちづくりの輪を広げることに重点を置いて支援する必要がある。そのため、技術力等のみならず、これまでの協議会の取組や代表的な意見等の表層的な事例を把握することに留まらない、協議会構成員個々の意向や関係性等を鑑みた、適切な意見聴取や提言を行うことが不可欠である。また、協議会構成員とのミーティングの開催回数や時間が限られているため、協議会構成員の負担を考慮すると、これまでの経緯や協議会との協議内容等を適切に反映させた実現性の高い支援を行う必要がある。</p> <p>当該事業者は、過年度業務を通じて、これまでの経緯や協議会との協議内容等を熟知していることから、協議会構成員と過年度に整理した意見等について認識の再共有や一からの資料収集等が不要であるため、限られた期間内で確実かつ効率的、効果的に業務を履行することができる。また、当該事業者は、協議会構成員との対話を重ねてきたことで、個々の意向や関係性等を十分に把握し、業務の遂行に必要な信頼関係を既に構築していることから、協議会構成員個々の意向等を適切に聴取した上で支援等を行うことができるが、他事業者においては、一から関係性を構築することが不可避であるため、適切かつ確実な業務の履行は不可能であり、協議会構成員にも多大な負担を強いることとなる。</p> <p>このことから、当該事業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、本業務を適切かつ確実に履行できるものは、当該事業者をにおいて他にいない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>              | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R7.7.30 | <a href="#">令和7年度篠路駅周辺地区まちづくり検討業務</a>   | 有限責任監査法人トーマツ    | 14,500,000 | R7.7.7      | R7.7.7 ～ R8.3.19  | <p>篠路駅周辺地区では、地区の特色を活かした活力ある地域交流拠点の形成を図るため、社会基盤の整備を進めるとともに、民間開発等による都市機能の集積や地域主体のまちづくり活動の実現による地域交流拠点にふさわしいまちづくりを目指している。本業務は、令和4年度に策定した「篠路駅周辺地区まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という。）に基づき、社会基盤整備の進捗を踏まえつつ、篠路駅周辺地区の低未利用地活用やこれらの開発の段階に応じた地域活動を通じて当地区の魅力創出や地域活力の向上を目指し、低未利用地の最適な土地利用について、民間企業との連携による実現可能性の精査及び地域主体のまちづくり活動の展開に係る検討を行うものである。</p> <p>そこで、本業務においては、まず過年度までの土地利用計画案検討の経過を踏まえ、PPP/PFI手法の導入により、民間の資金や創意工夫を活用することにより効率的かつ効果的な事業の実現可能性を広げることを検討する。については、全国的な類似の支援業務実績による知見を踏まえた最適な土地利用計画案の精査をこれまで以上に発展させるため、まちづくり計画の実現に向けて官民連携手法の検討に関するノウハウや多彩な技術力を求めている。加えて、篠路駅周辺地区のまちづくりの深化には、地域主体のまちづくり活動を欠かすことができないことから、開発と両輪で行うまちづくりの類似支援実績による知見を踏まえた技術力もあわせて求めている。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。</p> <p>有限責任監査法人トーマツ札幌事務所は「令和7年度 篠路駅周辺地区まちづくり検討業務企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方として選定する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                          | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                                 | 契約の相手方          | 契約金額（円）     | 契約締結年月日 | 履行期間              | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                          |
|----------|--------------------------------------------------------|-----------------|-------------|---------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7.9.17  | <a href="#">令和7年度拠点における機能強化に向けた新たな支援策等の調査・検討業務</a>     | 日本工営都市空間株式会社    | 9,962,700   | R7.8.5  | R7.8.5 ～ R8.3.19  | 札幌市では、平成28年度に「地域交流拠点等における緩和田型土地利用計画制度等の運用方針」（以下、運用方針）を策定し、また、地域交流拠点等開発誘導事業を創設し、地域交流拠点等（以下、拠点）において、民間の力を引き出しながら個別の都市開発による建替え更新を促進し、その開発計画の内容をきめ細かく誘導・調整することで、質の高い空間づくりを進めているところである。<br>一方、令和6年度より、都市づくりに関する総合計画である「第2次札幌市都市計画マスタープラン」や「札幌市立地適正化計画」、「札幌市都市再開発方針」の見直しや「（仮称）札幌市ウォーカーブルビジョン」の策定検討が進められるなど、本市において今後取り組むべきまちづくりの方向性を検討しているところである。<br>今後、拠点の機能をさらに強化していくためには、運用方針のほかにも、それら上位計画等の見直しなどを踏まえた民間に対する支援策の検討が必要であり、これらを検討するにあたっては、高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験が必要となることなどから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。<br>左記の者は、「令和7年度拠点における機能強化に向けた新たな支援策等の調査・検討業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                            | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R7.10.29 | <a href="#">地域交流拠点におけるエリアマネジメントの行政運営への貢献性に係る基礎研究業務</a> | 日本工営都市空間株式会社    | 4,926,900   | R7.9.29 | R7.9.29 ～ R8.3.19 | 本市では、都心だけではなく地域交流拠点においてもエリアマネジメント(以下、「エリマネ」という。)が実施され始めており、人員支援や補助金による金銭的支援を行っているところであるが、昨今の社会情勢の影響により、従来の行政運営のままでは税収や自治体職員数の減少が想定される一方、義務的経費は増加傾向にあり、今後の行財政運営がこれまで以上に厳しくなることが見込まれる。<br>そのため、行政が行うべき役割やサービス水準などについての検証・評価に基づき、事業の再編・再構築を推進し、エリマネに対する行政支援の在り方についても、持続可能なものとなるよう見直す必要がある。本業務は、行政が捉える地域課題を解決する手法として、エリマネがどの程度の有効性があるのか確認するものである。本市においてエリマネが取り組まれている地域交流拠点は、商業機能を中心に多様な機能が集積している地区と主に居住機能が充実する地区に大別されるため、それぞれの地域特性に応じ、本市のエリマネに対する考え方や地域課題等を踏まえた上でエリマネ戦略を立案し、全国事例を参考にエリマネによる地域課題解決や魅力創出の効果を測るための評価指標及び必要なデータ項目を検討する。さらに、現地でのデータ取得及び効果の可視化を行い、その結果を基に今後の支援施策と方針を導き出すことで、行政によるエリマネ支援の適正化を検討するものである。本業務においては、これらの業務内容を遂行するにあたり、高度な創造性、技術力、専門的な知識、経験を求めていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられるため、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施し、入選者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R8.4.1   | <a href="#">解析システム改修業務</a>                             | 日本データサービス株式会社   | 1,430,000   | R8.3.13 | R8.3.13 ～ R8.3.31 | 当該システムは日本データサービス株式会社（以下、「同業者」という。）が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを積極的に同業他社に開示するものではない。<br>したがって、他社が受託した場合、現行システムの構成、処理フロー等をゼロから解析する必要があるとともに、障害が発生した際の原因の切り分け、復旧作業に多大な時間を要するものと考えられ、同業者に比べ委託費が高額になることは明白である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R8.4.1   | <a href="#">解析システム運用保守業務</a>                           | 日本データサービス株式会社   | 1,375,000   | R8.3.13 | R8.4.1 ～ R9.3.31  | 当該システムは日本データサービス株式会社（以下、「同業者」という。）が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを積極的に同業他社に開示するものではない。<br>したがって、他社が受託した場合、現行システムの構成、処理フロー等をゼロから解析する必要があるとともに、障害が発生した際の原因の切り分け、復旧作業に多大な時間を要するものと考えられ、同業者に比べ委託費が高額になることは明白である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R7.6.4   | <a href="#">令和7年度将来交通体系調査・検討業務</a>                     | 株式会社ドーコン        | 173,965,000 | R7.5.19 | R7.5.19 ～ R8.3.25 | 本業務は、第5回道央都市圏都市交通調査の実施及び札幌市内の交通課題や対応策に係る調査・検討等を行うものである。確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任者を選定することから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条の第1項該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争（プロポーザル方式）を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.6.4   | <a href="#">令和7年度北海道新幹線啓発活動業務</a>                      | 株式会社アド・ビューロー岩泉  | 6,999,960   | R7.5.23 | R7.5.23 ～ R8.3.19 | 本業務は、北海道新幹線の札幌までの開業の一日も早い実現に向けて、早期開業に向けた市民等の機運の醸成を行うものであり、業務の実施にあたっては、札幌市民や札幌を訪れる観光客等に向けて、札幌開業に伴う効果や利便性、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を効果的に発信するほか、新幹線工事の情報について伝えることが必要となる。<br>そのためには、様々な情報発信手法・PR手法の活用や複合的な展開、年間を通じての総合的、一体的な情報発信やPR活動の提供など、専門的な手法や知識等を有するとともに、確実な履行能力を有する適任業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.6.4   | <a href="#">令和7年度手稲山口地域協議会運営支援業務</a>                   | 株式会社石塚計画デザイン事務所 | 3,949,000   | R7.5.23 | R7.5.23 ～ R8.3.19 | 札幌開業に向け、著実に市内トンネル工事を進めるためには、当該受入地における確実な対策士の受入が必要である。<br>また、対策士の受入にあたっては周辺住民のご理解、ご協力が不可欠であり、その確保に向け、本業務で実施する協議会は要となる取組である。<br>本業務の確実な履行にあたっては、広範かつ専門的な知識・技術・経験や創造性が必要であり、その能力を有する適任なものを選定する必要があることから、本業務は性質上、競争入札には適さないものと判断される（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |

| 掲載日     | 調達契約件名                                          | 契約の相手方          | 契約金額（円）    | 契約締結年月日 | 履行期間              | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                           |
|---------|-------------------------------------------------|-----------------|------------|---------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.6.18 | <a href="#">令和7年度新たな公共交通システムに係るトータルデザイン検討業務</a> | 株式会社ジイケイ設計      | 19,800,000 | R7.6.4  | R7.6.4 ～ R8.3.27  | 2030年の本格運行に向けて検討を進めている「新たな公共交通システム」の大きな特徴のひとつとして、トータルデザインの導入が挙げられる。<br>トータルデザインの実施に当たっては、札幌らしさや景観との調和、市民に愛される名称やキャッチフレーズ、利用者にわかりやすくユニバーサルな車両や乗降場所とするなど、まちづくりと一体となった魅力的な空間整備のための総合的な検討が必要である。<br>令和6年度の検討業務では、デザインコンセプトや個別デザイン等について外部有識者会議での意見交換を踏まえて素案を作成したところであり、令和7年度の検討業務では、当該素案を基礎として更に検討を深めていくものである。<br>業務履行に当たっては、新たな公共交通システムの特性を踏まえた総合的な検討を、外部有識者との継続した議論に基づきこれまでのプロセスを十分に勘案しながら進めていく必要があり、令和6年度の検討業務において素案を作成した当該事業者が引き続き受託することが必要不可欠である。<br>以上の事由により、本契約の相手方を当該事業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                               | 政) 総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.6.25 | <a href="#">令和7年度手稲山口受入地活用検討業務</a>              | 日本工営都市空間株式会社    | 5,988,400  | R7.6.19 | R7.6.19 ～ R8.3.19 | 本業務は、受入地の活用方法に関する検討をさらに深めるとともに、民間事業者への調査に向けた準備を行い、受入地の活用方法を具体化するものである。<br>これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 政) 総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.6.25 | <a href="#">路線バス運転手の外国人材受入れに関する調査業務</a>         | 株式会社北海道アルバイト情報社 | 3,999,600  | R7.6.19 | R7.6.19 ～ R8.3.31 | 本業務は、札幌市における路線バス運転手の外国人材受入れに向け、各種課題の調査・整理等を行うことを目的に実施するものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や経験に加え、知見に基づく創意工夫に富んだ提案・業務実施能力が必要である。<br>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                             | 政) 総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.7.2  | <a href="#">連節車両運転技術研修実施業務</a>                  | 西日本鉄道株式会社       | 7,260,000  | R7.6.19 | R7.6.19 ～ R7.8.7  | 同社及びグループ会社のバス事業では、福岡県内を中心とした路線バスや、九州と本州各都市を結ぶ高速バス等を運行しており、その規模は日本最大級である。平成28年8月には連節バス「Fukuoka BRT」の運行を開始し、自社のバス研修センターにて、充実した専用カリキュラムにより継続的に連節バスの運転手育成を行っている。<br>本市の新たな公共交通システムの導入検討に当たっては、システム導入検討地域における連節車両のテスト走行を行う必要があり、全国複数の連節バス保有事業者と車両及び運転手の派遣について協議を進めていたところ、同社からの協力を得られたことで令和6年10月にテスト走行の実施が実現した。<br>また、本格運行に向けた連節車両の運転手育成に当たって、一連の協議の中で、同社で実施している連節車両運転技術研修への受講者受入について内諾が得られたところであり、同社が持つ、連節車両の特性を踏まえた運転技術や人材育成に関するノウハウを活用し、併せて前述のテスト走行で得た札幌特有の道路事情・交通事情などの知見を踏まえた、より質の高い効果的な研修を実施することが期待できる。<br>以上により、本市のシステム導入及び公共交通ネットワークの維持に向けて、バス運転手の連節車両運転技術習得を図る上で、同社のバス研修センターへの派遣は必要不可欠であり、本契約の相手方を当該事業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.8.20 | <a href="#">令和7年度路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務</a>        | 株式会社北海道アルバイト情報社 | 7,969,197  | R7.7.25 | R7.7.25 ～ R8.2.27 | 本業務は、市内路線バスの運転手としての就職希望者の増加等を目的として、多様な手法を活用して幅広い対象者に伝わる効果的な広報を行うものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や経験に加え、知見に基づく創意工夫に富んだ提案・業務実施能力が必要である。<br>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 政) 総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.8.20 | <a href="#">令和7年度新たな公共交通システム調査・検討業務</a>         | 株式会社ドーコン        | 49,885,000 | R7.8.4  | R7.8.4 ～ R8.3.19  | 本業務は、新たな公共交通システムの検討及び実験計画の検討を行うこととしており、公共交通に関する多様な技術の活用について調査検討及び実証実験の準備・実施を行うものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や経験に加え、知見に基づく創意工夫に富んだ提案・業務実施能力が必要である。<br>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                      | 政) 総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7.8.20 | <a href="#">令和7年度新たな公共交通システムに係る車両調査・検討業務</a>    | 有限責任監査法人トーマツ    | 10,835,000 | R7.8.7  | R7.8.7 ～ R8.3.19  | 本事業は、2030年の本格運行に向けた車両の調査検討及び連節車両における冬季性能の検討を行うものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や経験に加え、知見に基づく創意工夫に富んだ提案・業務実施能力が必要である。<br>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 政) 総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                  | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                          |
|------------|---------------------------------------------------------|--------------------|-------------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 9. 10  | <a href="#">持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務</a> | 一般社団法人 北海道開発技術センター | 4, 895, 000 | R7. 8. 27  | R7. 8. 27 ～ R8. 3. 13  | 本業務は、運転手不足に起因した減便、系統廃止の緩和に資する自動運転バスの導入可能性に関する調査・検討を行うものである。この確実な履行に当たっては、高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、確実な履行能力を有する適任な業者を選定する必要がある。<br>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7. 9. 10  | <a href="#">令和7年度南区デマンド交通システム等支援業務</a>                  | A G H トヨタ札幌株式会社    | 2, 090, 000 | R7. 8. 27  | R7. 9. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、運転手不足の深刻化等によりバス路線の維持が困難となっている中、バス事業者が特定のバス路線をデマンド型運行へ転換し、効率的な運行により路線の維持を目指す取組を支援することを目的に、バス事業者に対してAⅠデマンド交通システム及び予約受付体制（以下、「システム等」という）の支援を行うものであり、南区デマンド交通については、株式会社じょうてつに対して、支援を行っているところである。<br>当該デマンド交通は、令和7年8月末をもって実証運行を終了し、令和7年9月から本格運行へ移行することについて、札幌市公共交通協議会地域公共交通会議南区部会で協議が調ったところである。<br>他方で、札幌市が運行している手稲区デマンド交通についても令和7年4月から本格運行へ移行し、当該業者からシステム等の提供を受けているところである。<br>札幌市内で運行している両デマンド交通において、同一のシステム等を活用することにより、より効率的な運行を行うことができ、運用面においても柔軟な対応が期待できる。<br>また、株式会社じょうてつより、令和8年4月からは自社でシステム等を調達するよう準備している旨の申出があり、この際には当該業者への発注を念頭においているとのことであった。<br>このため、利用者が継続して安定的なサービスを享受するためには、当該業者のシステム等を切れ目なく提供すべきであると考ええる。<br>これらのことを考慮すると、本業務を履行できる業者は、当該業者のみである。<br>以上の事由から、当該業者を本契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                           | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7. 10. 22 | <a href="#">札幌市バス路線情報データベース更新業務</a>                     | 日本データーサービス株式会社     | 2, 695, 000 | R7. 9. 30  | R7. 9. 30 ～ R8. 2. 27  | 本市では、バス路線の現状把握を行うため、「札幌市バス路線情報データベース（以下「本システム」という。）」を令和元年度まで利用していたが、運用保守コストの観点から、近年は無料ソフトである「QGIS」を代替利用してきた。<br>しかしながら、昨今のバス運転手不足を原因としたバス路線の減便や廃止が相次いで発生しており、交通空白地域の確認や、代替となる交通手段の導入検討等の対応が加速度的に増加しているほか、バス路線の再編など将来的な生活交通確保の方向性を早急に検討し、持続可能な公共交通ネットワークを構築することが急務となっている。<br>交通空白地域の確認や代替交通導入の検討にあたっては、廃止路線・近隣路線の全てのバス停留所の距離関係を一元的に把握する必要があるほか、持続可能な公共交通ネットワークの構築の検討にあたっては、バス路線周辺の人口や主要施設などの情報を考慮したうえでの分析が必要であり、これらの情報との連携が容易な本システムを利用することが必須となる。<br>本業務は、本システムにおけるバスデータ（路線及び停留所）や主要施設データなどを最新のデータに更新するとともに、持続可能な公共交通ネットワークの検討に必要な機能の組み込みなどの改修を行うものであることから、業務の適切かつ確実な履行にあたっては、本システムの全体構成や設計仕様に対する高度な知識が必要不可欠である。<br>当該事業者は、本システムの開発業者であるとともに、令和元年度までに複数回実施してきた本システムのデータ更新業務を一貫して受託し確実かつ円滑に遂行してきた実績があり、本システムの全体構成や設計仕様を十分に熟知していることから、本業務を履行できる業者は、当該事業者の他にない。<br>以上のことから、本契約の相手方を当該業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7. 10. 22 | <a href="#">連節車両車体調査検討業務</a>                            | 株式会社東京アールアンドデー     | 9, 487, 610 | R7. 9. 30  | R7. 9. 30 ～ R8. 3. 16  | 2030年の本格運行を目指して検討を進めている「新たな公共交通システム」では、人を引き付ける魅力的なまちづくりに資するために、デザイン性に優れた連節型車両の導入を想定している。さらには、水素社会の実現に向けた取組として、当該車両は燃料電池車（以下、「FCV」という。）としたいと考えている。<br>一方、現時点では日本国内向け連節型のFCVは存在しないことから、既存の国産連節バス(ディーゼルハイブリッド車)をベースとした車両改造(架装変更及び動力装置の置き換え)の可能性について検討しているところ。<br>当該検討には車体図面等のデータが必須となることから車両メーカーと協議を重ねてきたが、情報資産として提供できないと見解を示されたことから、別途、独自の調査が必要となっている。<br>そのため、本業務は、車両改造の検討に資する既存連節バスの調査検討として、車体の3D計測や電子制御情報に係る調査と、調査結果に基づく技術検討等を行うものである。<br>業務履行に当たっては、大型バスのFCV化等の車両改造に対する深い知見と実績を有する事業者であることが不可欠であり、国産大型バスの電動化率の実績があり、かつ、国産小型バスのFCV化の実績を有するのは国内では同社のみである。<br>（※FCVは電気自動車と駆動装置が同様であり、FCV化を検討するうえで電動化は必要不可欠な知見。）<br>以上の事由により、本契約の相手方を当該業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                             | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R7. 10. 29 | <a href="#">丘珠空港インバウンド誘客プロモーション業務</a>                   | 株式会社北海道エアシステム      | 2, 000, 000 | R7. 10. 17 | R7. 10. 17 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、海外在住者や訪日旅行者に対する丘珠空港の認知度向上及び利用促進・誘客を目的とし、丘珠空港PRにつながる広告の発信・プロモーション活動を実施するものである。<br>株式会社北海道エアシステムは、丘珠空港を拠点として丘珠空港の路線や就航地に精通しているほか、本市との連携協定のもとで長年丘珠空港の利用促進に取り組んできた実績があり、丘珠空港やその就航地の詳細な情報を英語で発信する既存のWebサイトを運営している。<br>また、新たな旅行者の開拓に向けては、日本国内の旅行に関心の高い海外のターゲット層へ直接アプローチできる、大規模な広報ネットワークを有している必要があるが、同社はJALグループの一員として、約370万人の海外フォロワーを持つSNSアカウント等の広報媒体を活用できる環境が既にあり、強力な情報発信力を有している。<br>以上のことから、丘珠空港利用に関する高度な専門性を持ち、空港利用に直結する利用者に直接かつ迅速に情報を発信することが可能な事業者は同社以外に存在せず、役務の提供を行う者が一者に特定されるため、同社との随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                         | 契約の相手方          | 契約金額（円）      | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                          |
|------------|------------------------------------------------|-----------------|--------------|------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 12. 10 | <a href="#">札幌市公共交通体系調査検討業務</a>                | 日本データーサービス株式会社  | 5, 445, 000  | R7. 11. 21 | R7. 11. 21 ～ R8. 3. 19 | 本業務は、運転手不足を背景とした路線バスの減便・廃止に対処すべく、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、現況分析を踏まえたバスネットワークの検討を行うとともに、公共交通利便性向上や運営体制に関する国内・国外の事例収集・整理を多角的な視点で行うものである。この確実な履行に当たっては、高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、確実な履行能力を有する適任な業者を選定する必要がある。<br>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                           | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R8. 1. 21  | <a href="#">新たな公共交通システム冬季実証実験に係る連節車両等手配業務</a>  | ジェイアールバス関東株式会社  | 8, 335, 459  | R7. 12. 26 | R7. 12. 26 ～ R8. 2. 13 | 本市の新たな公共交通システムの導入検討に当たっては、令和6年10月に都心部等において連節車両のテスト走行を行ったところであるが、積雪寒冷地における走行性や運行環境を確認するために、令和7年度は実車を用いた冬季実証実験を行う予定である。<br><br>冬季実証実験で使用する車両については、当初、令和6年10月のテスト走行で協力を得た西日本鉄道株式会社からの借用を検討していたところであるが、同社からは、積雪寒冷地における走行実績が無く、車両に不具合があった場合の対応が困難である等の理由から貸与は不可との意向であった。<br><br>車両メーカーにヒアリングしたところ、現在、国内の積雪寒冷地で連節車両を導入しているバス事業者は2社（新潟交通、ジェイアールバス関東）のみであり、両社と協議を進めた結果、ジェイアールバス関東株式会社からのみ、連節車両の貸与及び運行の協力について内諾を得た。<br>同社では、2010年代から連節バスを導入し、福島県白河市において社員送迎用に新白河駅とジェイアール東日本研修センター間を運行させており、積雪路面での走行実績も有し、寒冷地における連節車両の運行に十分なノウハウを有している。<br><br>以上により、新たな公共交通システムに係る冬季実証実験の実施に当たって、連節車両及び運転手を手配することができる唯一の事業者と認められることから、本契約の相手方を当該事業者に特定し、随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市公共交通情報提供システム（えきバスナビ）運用・保守業務</a> | 株式会社メディア・マジック   | 15, 235, 000 | R8. 3. 19  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本システムは、多様で複雑な札幌市の交通網におけるバスの乗り換えを含んだ経路や乗継料金などの情報を提供するものであり、本業務は、本システムの安定的な稼働を確保することを目的としている。<br>本業務を実施するうえでは、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性に加え、バス事業者のバスロケーションシステムとの関連性や札幌市の交通ネットワークを熟知していることが要件となる。<br>当該業者は、これまで本システムの要件定義、設計、開発、運用、保守、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能も構築しており、また、札幌市内バス事業者独自のバス運行情報サービスも運営していることから、札幌市の交通ネットワークにも精通している。<br>そのため、本業務を履行できる業者は、当該業者の他にない。<br>以上の事由から、本契約の相手方を当該業者に特定する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                      | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務</a>         | 札幌丘珠空港ビル株式会社    | 2, 970, 000  | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している会社である。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、同社は当該ビルの開館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。<br>「札幌いま・むかし探検ひろば」の管理、施設内設置物更新についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内他施設との一体的な警備の下で行う必要があることから、当該施設の管理業務を行える業者は、同社のみである。<br>よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定による随意契約を行うこととした（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 政）総合交通、都市交通課<br>011-211-2492 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">格付け業務</a>                          | ムーディーズ・ジャパン株式会社 | 2, 365, 000  | R8. 3. 24  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | ・格付け業務は、投資家層の維持・拡大および信用性の向上を図るため、第三者機関からの客観的評価により、札幌市に対して格付けを付与することを目的としており、本市では、平成20年度に現ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下、「ムーディーズ」とする。）から初めて格付けを取得し、以降、継続してムーディーズから取得している。<br>・格付け会社の格付けは、会社ごとの分析手法が異なっているため、別の格付け会社から取得した内容と比較することは適切ではない。<br>・同じ格付け会社から継続して格付けを取得することで、これまでの本市に対する格付けとの比較が可能であり、また購入時点だけではなく将来の本市の信用力を予測する材料にもなる。<br>・一般価格競争入札における価格競争によらず、同じ格付け機関から継続的に取得して指標の連続性を保つことが、投資家の信頼を得るために必要である。<br>・以上から、本件の調達には競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、上記相手方と随意契約を締結する必要がある。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                          | 財）財政部企画調査課<br>011-211-2216   |
| R7. 5. 21  | <a href="#">東部市税事務所仮庁舎追加空調設置業務</a>             | 株式会社松村組札幌支店     | 4, 708, 000  | R7. 5. 9   | R7. 5. 9 ～ R7. 7. 25   | 札幌市東部市税事務所仮庁舎として使用するため、貸主との間で建物賃貸借契約を締結しており、本件業務は本市が借り受ける施設に対する業務である。<br>賃貸借契約上、借り受ける施設に対する特定の工事等については、貸主が定めた設計者及び施工者で施工することとされているため、本件業務は契約の相手方が特定され、競争性を考慮する必要があるものとして判断する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 財）税政部税制課<br>011-211-2282     |
| R7. 7. 23  | <a href="#">札幌市中央市税事務所庁舎清掃業務</a>               | クリーン・ビルサービス株式会社 | 6, 516, 290  | R7. 5. 26  | R7. 7. 22 ～ R8. 3. 31  | 令和7年3月24日付で札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンターの3、4階部分及び共用部分の清掃業務（本体役務）を締結しているところ、本業務は同建物の1、2、5、6階部分を対象とした清掃業務であることから、本体役務と密接に関連する付帯的な業務である。<br>以上のような事情から、同一建物の清掃業務を複数業者に担当させるよりも単独業者に担当させる方が、履行品質及び経費の節減等が確保できるため、競争に付することが不利と認められるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 財）税政部税制課<br>011-211-2282     |

| 掲載日       | 調達契約件名                                             | 契約の相手方               | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                         |
|-----------|----------------------------------------------------|----------------------|------------|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 8. 20 | <a href="#">札幌市中央市税事務所自動履歴駆動ユニット更新等業務</a>          | ナブコシステム株式会社          | 1,166,000  | R7. 7. 22 | R7. 7. 22 ～ R7. 9. 30 | 本件で更新する駆動ユニットは、自動扉の制御及び動作を担う重要な部品である。修繕はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。<br>したがって、この修繕を遂行するための実施体制が確立している左記業者以外の者が施行することは不可能である。<br>以上より、本件業務は、契約の性質又は目的から契約の相手方が特定の者に限定されることから、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときと認められるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                    | 財）税政部税制課<br>011-211-2282    |
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務</a>             | 株式会社 J R 北海道ソリューションズ | 23,540,000 | R7. 7. 23 | R7. 7. 23 ～ R8. 3. 31 | 令和8年4月1日から宿泊税を導入するにあたり、宿泊税を円滑に導入するためには、導入前の段階において、市民や市内の宿泊事業者はもちろん、納税者となる宿泊者に対し、宿泊税導入の目的や制度の概要について広く周知を行い、理解を求める必要があることから、宿泊税制度について、効果的かつ十分な周知・広報を行うため、「令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務」を実施することとした。<br>本業務の実施にあたっては、国内外からの宿泊者に対し広く本市の宿泊税制度を周知し、理解を促進する必要がある、高度なデザイン力や専門的な知見による広報効果の高い手法の選択などが必要となることから、価格による競争入札には適さず、複数の事業者から企画案を募り、それらを評価したうえで、最も優秀かつ適切と判断される事業者を選定する「公募型企画競争」を実施することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                  | 財）税政部市民税課<br>011-211-2272   |
| R8. 3. 25 | <a href="#">札幌市宿泊税システム整備費補助金受付等業務</a>              | 株式会社 J T B 北海道事業部    | 18,370,000 | R7. 7. 23 | R7. 7. 31 ～ R8. 3. 31 | 札幌市宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、札幌市宿泊税システム整備費補助金を支給するにあたって、本市と北海道からそれぞれ費用の1/2（上限50万円）を補助することとし、双方から補助を受けることで10割補助が受けられる制度設計となるように北海道と調整を行った。補助の申請内容は多岐にわたり、それぞれで審査を行った場合は審査結果を揃えることが困難である。<br>以上を踏まえ、制度開始前までの短期間で本市と北海道の審査結果を同一にする目的を達成するためには、北海道の委託事業者以外に条件を満たす業者がないことから、特定随意契約により調達することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                             | 財）税政部市民税課<br>011-211-2272   |
| R7. 5. 21 | <a href="#">固定資産税地理情報システムサーバ更改に伴うシステム等セットアップ業務</a> | 株式会社日立ソリューションズ東日本    | 6,314,000  | R7. 5. 14 | R7. 5. 14 ～ R7. 9. 30 | ・固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）とは、地理空間情報に関する様々なデータを加工・管理する地理情報システムに固定資産税の評価機能等を併せ持ったシステムであり、札幌市の固定資産税課税業務の根幹を成している。<br>・GISは現在の株式会社日立ソリューションズ東日本が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であることから、その保守業務は同社と特定随意契約を締結している。<br>・サーバ更改に伴うデータ移行等は遺漏なく実施する必要があり、本業務に当たってはGISを熟知していることが必須の要件となるため、保守業務を受注している同社以外が本業務を履行することは不可能である。<br>・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 財）税政部固定資産税課<br>011-211-2228 |
| R7. 6. 18 | <a href="#">家屋比準評価における標準家屋設定等に係る家屋評価データ分析業務</a>    | 朝日航洋株式会社             | 43,780,000 | R7. 6. 3  | R7. 6. 3 ～ R9. 3. 31  | 本業務の比準表作成は、公平で適正な課税を行ううえで根幹となる部分であり、比準評価が評価方法として十分な合理性を備え、適正な評価結果が得られるものとして整備する必要があるため、事業者が固定資産評価基準を熟知し、十分な統計分析や検証に基づいて比準表を作成することが出来るかを判断する必要がある。<br>よって、本業務は専門的な知識及び経験が求められるものであり、調達契約の性質が金額で判断する競争入札に適さないことから、委託候補者の選定に当たっては、最も優れた企画を提案し選定された者を委託候補者として契約事務を進める「公募型企画競争」により実施することとしていたが、令和7年5月16日に開催した企画競争実施委員会においてヒアリング審査を行った結果、別紙「公募型企画競争選定結果調査」のとおり、左記事業者が最低評価基準点を越えたため、契約候補者として選定した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                          | 財）税政部固定資産税課<br>011-211-2228 |
| R7. 7. 30 | <a href="#">次期固定GIS構築に向けた事前調査業務</a>                | 株式会社日立ソリューションズ東日本    | 1,485,000  | R7. 7. 23 | R7. 7. 23 ～ R7. 9. 30 | ・固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）とは、地理空間情報に関する様々なデータを加工・管理する地理情報システムに固定資産税の評価機能等を併せ持ったシステムであり、札幌市の固定資産税課税業務の根幹を成している。<br>・GISは現在の株式会社日立ソリューションズ東日本が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であることから、その保守業務は同社と特定随意契約を締結している。<br>・次期GISの構築に当たっては、現行GISのプログラムソース等を保持していることが必須の要件となるため、同社以外が本業務を履行することは不可能である。<br>・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                       | 財）税政部固定資産税課<br>011-211-2228 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度札幌市固定資産税地理情報システム保守業務</a>          | 株式会社日立ソリューションズ東日本    | 88,806,300 | R8. 3. 23 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | ・固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）とは、地理空間情報に関する様々なデータを加工・管理する地理情報システムに固定資産税の評価機能等を併せ持ったシステムであり、札幌市の固定資産税課税業務の根幹を成している。<br>・GISは日立ソフトエンジニアリング株式会社（現株式会社日立ソリューションズ東日本）が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。<br>・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                   | 財）税政部固定資産税課<br>011-211-2228 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度札幌市固定資産税地理情報システムデータ検査・構造化業務</a>   | 株式会社ティー・ユー・シー        | 50,710,000 | R8. 3. 23 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | ・本業務は、別事業者が作成する地番データの検査を実施するとともに、検査後の地番データ等を札幌市固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）に対応するよう加工（＝構造化）する業務である。<br>・GISにおける土地評価の自動計算は、株式会社ディー・ユー・シーが構築したプログラムにより作成された構造化後の地番データを取り込むことで可能となる仕様となっている。<br>・そして、本プログラムについては、プログラムソース等が非公開となっているため、当該業務を他者が履行することは不可能である。<br>・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社ディー・ユー・シーと特定随意契約を締結する必要がある。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                              | 財）税政部固定資産税課<br>011-211-2228 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                       | 契約の相手方              | 契約金額（円）       | 契約締結年月日    | 履行期間                    | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                          |
|------------|----------------------------------------------|---------------------|---------------|------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 4. 15  | <a href="#">証明書コンビニ交付システム（税証明書）運用保守業務</a>    | 富士通 J a p a n 株式会社  | 3, 834, 600   | R8. 3. 23  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 本システムは富士通株式会社（令和3年度より富士通Japan株式会社北海道支社が承継。令和5年度より富士通Japan株式会社北海道公共ビジネス部に名称変更。）が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その運用保守を他者が履行することは不可能である。<br>以上のことから、本業務の調達は競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、富士通Japan株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）税政部納税指導課<br>011-211-2292   |
| R8. 3. 18  | <a href="#">北部市税事務所清掃業務</a>                  | 北海道メディカルサービス株式会社    | 7, 157, 968   | R8. 3. 11  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 事務所の利用に当たって賃貸人と締結している賃貸借契約書に館内規則の遵守に係る規定があり、その館内規則によって清掃事業者が指定されている。このため、本業務の調達は競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、北海道メディカルサービス株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 財）北部市税事務所納税課<br>011-207-3912 |
| R7. 6. 11  | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R7. 5. 21  | R7. 5. 21 ～ R7. 5. 27   | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R7. 7. 9   | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R7. 6. 23  | R7. 6. 23 ～ R7. 6. 30   | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R7. 8. 13  | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R7. 7. 23  | R7. 7. 23 ～ R7. 8. 5    | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R7. 10. 8  | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R7. 9. 22  | R7. 9. 22 ～ R7. 9. 26   | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R7. 10. 29 | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R7. 10. 14 | R7. 10. 14 ～ R7. 10. 20 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R7. 11. 26 | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R7. 11. 13 | R7. 11. 13 ～ R7. 11. 17 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R8. 2. 4   | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R8. 1. 19  | R8. 1. 19 ～ R8. 1. 26   | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R8. 4. 1   | <a href="#">自動車重量税印紙購入</a>                   | 株式会社フクリ企画サービス       | 1, 990, 000   | R8. 3. 11  | R8. 3. 11 ～ R8. 3. 23   | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 財）管財部管財課<br>011-211-2222     |
| R8. 4. 15  | <a href="#">札幌市電子入札システム運用サービス提供業務</a>        | 富士通 J a p a n 株式会社  | 47, 740, 000  | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 本システムは当該事業者が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、現行の運営サービス提供業務を他者が履行することは不可能である。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 財）管財部契約管理課<br>011-211-2152   |
| R8. 4. 15  | <a href="#">電子入札コアシステムプログラム・サポートサービス</a>     | 一般財団法人 日本建設情報総合センター | 2, 722, 500   | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 電子入札コアシステムは当該事業者が製造したパッケージソフトであり、プログラムソース等が非公開であるため、その技術的サポートを他者が履行することは不可能である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 財）管財部契約管理課<br>011-211-2152   |
| R8. 4. 1   | <a href="#">土木工事積算システム運用管理業務</a>             | 東芝デジタルソリューションズ株式会社  | 41, 580, 000  | R8. 3. 18  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 本業務は、本市で利用している「土木工事積算システム」について、通年で行う運用管理作業を委託するために、これを発注するものである。<br>本業務の対象となる「土木工事積算システム」は、当該事業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、上記システム利用に伴う運用管理を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。<br>したがって、競争入札に適しないものであることから、当該業者と特定随意契約とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 財）工事管理室技術管理課<br>011-211-2462 |
| R7. 7. 23  | <a href="#">総合案内・おくやみ窓口運営業務（月額契約）</a>        | 富士ソフトサービスビューロ株式会社   | 266, 706, 000 | R7. 6. 26  | R7. 6. 26 ～ R10. 6. 30  | 本事業の履行に当たっては、手続きや相談に訪れる市民の状況を丁寧に聞き取りながら、区役所等における多岐にわたる手続きについて、必要な情報を整理して伝えることで、来庁者が迷うことなく円滑に手続きを進めることができるよう支援を行うため、札幌市政及び行政手続きに係る豊富な知識並びに高度な市民対応力が求められる。<br>また、本事業は過年度の実績を踏まえつつ、更なる市民サービスの向上を図っていくことが望ましいことから、価格により比較する競争入札には適さないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 市）地域振興部区政課<br>011-211-2252   |
| R8. 4. 8   | <a href="#">中央区複合庁舎における高機能発券機を活用した窓口連携業務</a> | 日本管財株式会社            | 10, 480, 800  | R7. 9. 25  | R7. 10. 1 ～ R8. 3. 31   | 中央区複合庁舎は、庁内手法により整備を行い、令和7年2月25日に供用開始した。供用開始後は、この庁内事業下で維持管理業務を担う日本管財株式会社北海道支店が、来庁者への窓口案内や各種手続に係る申請書等記載の支援を行うためのフロアマネージャー（以下「案内記入補助用フロアマネージャー」という。）を配置している。<br>庁舎3階では、来庁者が各種手続を効率的に進められるよう戸籍住民課や保健福祉課、保険年金課などを集約していることに加え、高機能発券機による窓口連携機能を導入し、複数の窓口で手続を行う市民が最初に取得した番号順で様々な課を効率的に回れるようにすることで、待ち時間の短縮を行っている。この窓口連携を有効に機能させるためには、庁舎3階に到着した来庁者に来庁目的を丁寧にヒアリングした上で、迅速かつ適切に必要な手続を判断し、高機能発券機への登録や速やかな誘導を行う必要があることから、これらの業務に特化した窓口連携用のフロアマネージャーを、案内記入補助用フロアマネージャーとは別に配置する必要がある。<br>当該窓口連携業務実施に際しては、以下の条件を満たす企業であることが不可欠である。<br>1 区役所で行われる各種手続・業務を十分に理解し、市内でも特出して転入者が多い中央区において、高機能発券機による窓口連携機能を活用し、混乱なく来庁者を案内できる能力をもった人材の配置が可能であること。<br>2 高機能発券機の窓口連携機能に精通し、適切にシステム操作を行うことができる人材の配置が可能であること。<br>3 別に配置する案内記入補助用フロアマネージャーとの密な連携により、混雑状況や来庁者の傾向に応じ、3階フロアの窓口業務が停滞しないよう、状況に応じ運用プロセスを調整できること。<br>4 3の業務を通じて得たノウハウを総合的に蓄積し、業務繁閑に柔軟に対応した人材配置やマニュアルの作成（改定）を実施できること。<br>上記の条件1～4を満たし、当該業務を円滑かつ安定的に遂行できるのは、中央区複合庁舎の整備段階から庁舎内の総合案内、電話対応、窓口案内業務に係る運用方法を中央区職員との綿密な情報交換のもと検討を重ね、供用開始後も適切な運用を試行錯誤してきた日本管財株式会社北海道支店のみである。<br>また、高機能発券機による窓口連携機能の運用は本市初めての試みであり、現契約における配置人数や運用フローについては、開設前に中央区との協議により定めたものであるため、現在、実際の運用状況（処理件数、処理時間、窓口連携数、各課の繁忙時期に応じた対応等）や現契約期間における経験、ノウハウに基づき、運用の見直しや配置人数の精査、マニュアル整備を進めているところである。これに加え、区役所業務は基本的に1年間サイクルとなっているため、次契約期間と合わせて1年間の経験とノウハウを積むことで、今後もより実態に即した適切な運用の見直しや配置人数の精査、マニュアル整備を行うことができると考えられる。以上を踏まえ、日本管財株式会社北海道支店に契約更新を要する旨を要請する。 | 市）地域振興部区政課<br>011-211-2176   |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                     | 契約の相手方         | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当課                            |
|-----------|------------------------------------------------------------|----------------|------------|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市コミュニティ施設予約システム運用・保守業務</a>                   | 株式会社H B A      | 6,151,200  | R8. 3. 26 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本システムは、本市が独自に開発したコミュニティ施設のインターネット予約のためのシステムであり、開発業者である(株)HBAが所有するサーバーセンターに専用サーバーを設置し、インターネットを経由して利用する仕組みである。<br>本業務の効率的的確な履行のためには、既調達役務である「札幌市コミュニティ施設予約システム開発業務」及び「札幌市コミュニティ施設予約システム回収業務」の成果を熟知していることが必要不可欠である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 市) 地域振興部市政課<br>011-211-2252    |
| R8. 3. 18 | <a href="#">特定計量器定期検査等業務及び特定計量器定期検査手数料徴収事務</a>             | 一般社団法人北海道計量協会  | 25,960,000 | R8. 2. 27 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 特定計量器の定期検査は、計量法第19条第1項の規定により、特定市が行うことになっているが、同法第20条に市長が指定する指定定期検査機関に定期検査を行わせることができると規定されている。一般社団法人北海道計量協会は、検査業務を行う申請をして、札幌市長が指定した唯一の指定定期検査機関であり、本市内には同協会の他に指定定期検査機関がないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 市) 市民生活部消費生活課<br>011-846-6681  |
| R8. 4. 8  | <a href="#">札幌市消費者被害防止ネットワーク事業業務</a>                       | 公益社団法人 札幌消費者協会 | 11,382,890 | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務に必要な諸条件は以下のとおりであり、これらの条件を満たす者は当該事業者の他にないため。<br>1 本事業の関係機関等から支援対象者の消費者トラブルについて相談を受けるほか、必要に応じて消費生活相談室と連携し、実態調査や助言など、消費生活相談業務に相当する専門性のある高い知識や経験が要求されること。<br>2 支援対象者や見守る立場の人に対する講座等の啓発活動を年間100回程度行うため、消費者トラブルや消費者教育に精通し、相応の啓発活動実務経験を有し、また消費生活推進員の統括や補助・支援を行える人員を確保できること。<br>3 支援対象者の消費者被害を未然に防止し、または早期に発見・救済するため、関係機関や消費生活サポーター等とのネットワーク体制を拡充し、連携していく必要があることから、関係機関等との信頼関係の維持や構築を可能とする信頼性を有していること。<br>4 消費者トラブルに関する相談や、関係機関とのネットワーク体制の構築などから鑑みて、当該事業に関して直接的な利害を有する者是不適切であることから、公正かつ中立な立場で実務を実施できる公益性を有していること。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部消費生活課<br>011-211-2245  |
| R8. 4. 8  | <a href="#">消費生活支援事業関係業務</a>                               | 公益社団法人 札幌消費者協会 | 73,758,073 | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 1 本市では年間9,000件以上の消費生活相談対応や各種講座を多数実施していることから、事務を確に実施するに足りる知識及び技術を備えた、相談員及び啓発職員を一定数以上確保できること。<br>2 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。<br>3 事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、関係機関との連携・協力体制の確保が必要であるため、各機関との連携・協力体制を構築しており、また、今後もその構築及び維持が可能であること。<br>4 高度に専門的な本業務について、経験・ノウハウを有し、適切かつ確実な履行が見込めること。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                | 市) 市民生活部消費生活課<br>011-211-2245  |
| R7. 10. 1 | <a href="#">アイヌ文化体験コーナー運営業務</a>                            | 札幌アイヌ協会        | 8,913,608  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、アイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫りなどを札幌市アイヌ文化交流センター（以下、「センター」という。）に来館した市民等に気軽に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。<br>また、本業務はセンター開館日常設となることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制のほか、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。<br>これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和4年度から本業務を受託し、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                           | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">札幌市アイヌ文化交流センターにおける「Sapporo City Wi-Fi」運用業務</a> | 東日本電信電話株式会社    | 987,360    | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、国内外からの観光客等に対し、公衆無線LANによるインターネット接続サービス「Sapporo City Wi-Fi」を提供することを目的としたものである。<br>本事業者は、平成27年度に公募型企画競争により選定された「Sapporo City Wi-Fi」の整備・運用業務の受託者であり、「Sapporo City Wi-Fi」は当該事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであることから、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。<br>以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                         | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">アイヌ文化紹介システムコンテンツ更新業務</a>                       | ソニーマーケティング株式会社 | 2,475,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、アイヌ文化紹介システムについて、アイヌ文化体験イベントの開催タイミングに合わせてコンテンツを更新する業務である。<br>本業務では、システム全体についての基本的な知識に加えて、必要となるシステムのカスタマイズ、機器の仕様に応じたシステムの設定や機器のセッティング、調整などを行うため、当該システムに関する知識と経験が必要不可欠である。<br>これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、ミナバにおいてハコニワコタン等の開発を実施したソニーマーケティング株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">アイヌ文化体験講座実施業務（単価契約）</a>                        | 札幌アイヌ協会        | 1,422,696  | R7. 4. 25 | R7. 4. 25 ～ R8. 3. 22 | 本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わるアイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫り、アイヌ伝統料理の調理などを市民等に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。<br>実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。<br>また、業務が長期間にわたり、実施回数も多く、さらに内容も多岐にわたることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。<br>これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和6年度において同種業務を受託し、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                       | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                 | 契約の相手方      | 契約金額（円）   | 契約締結年月日 | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                            |
|-----------|--------------------------------------------------------|-------------|-----------|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R7. 10. 1 | <a href="#">アイヌ文化交流センター庭園管理業務</a>                      | 札幌アイヌ協会     | 2,420,000 | R7.4.25 | R7.4.25 ～ R7.11.30 | 本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの庭園(歴史の里・自然の里)及びセンター敷地内の自然景観をアイヌ伝統文化にふさわしいものにし、また、アイヌ民族伝統の生活様式、生活空間を表現するために、アイヌ民族の伝統的手法と知識によって、樹木、芝、野草、薬草、山菜等、庭園全体の維持管理と植栽を一体的に行うものである。<br>実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。<br>これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。<br>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、開館以来継続して本業務を受託しており、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                             | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">アイヌ文化体験イベント実施業務(単価契約)</a>                  | 札幌アイヌ協会     | 3,460,600 | R7.4.25 | R7.4.25 ～ R8.3.31  | 本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わる伝統文化を広く市民に伝えとともに、市民自らが体験してもらうことを目的とする事業である。<br>実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。<br>これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。<br>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和6年度においても同種業務を受託しており、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                     | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |
| R7. 5. 7  | <a href="#">アイヌの伝統的生活空間の再生事業 自然素材育成業務</a>              | 札幌アイヌ協会     | 2,324,850 | R7.4.28 | R7.4.28 ～ R7.12.31 | 本業務は、市有地において、アイヌ文化活動を行う際に必要となる自然素材の栽培育成管理等を実施するものである。<br>業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌの伝統的な自然素材とその育成について専門的な知識・技術・経験等を有し、植栽・除草・収穫等の維持管理を通年で継続実施できることが必要である。<br>これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。<br>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和6年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                       | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-211-2277 |
| R7. 10. 8 | <a href="#">アイヌ文化体験プログラム等実施業務(単価契約)</a>                | 札幌アイヌ協会     | 6,314,022 | R7.5.1  | R7.5.1 ～ R8.3.22   | 本業務は、アイヌ民族の歴史や伝統的な歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等にアイヌ文化を体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的とする事業である。<br>実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。<br>これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。<br>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成17年度から体験プログラム、平成28年度から出前体験プログラムの実施において同種業務を継続して受託し、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                           | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |
| R7. 6. 25 | <a href="#">アイヌの伝統的生活空間の再生事業 体験交流業務</a>                | 札幌アイヌ協会     | 1,721,830 | R7.5.30 | R7.5.30 ～ R8.3.31  | 本業務は、市民を対象とした体験交流(調理体験、民具づくり)を企画・実施するものである(それぞれ全2～4回の実施。延べ110名の参加を想定。)。<br>業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌの伝統文化について専門的な知識・技術・経験等を有し、講座を企画し実施できることが必要である。<br>これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。<br>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和6年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                            | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-211-2277 |
| R7. 6. 18 | <a href="#">アイヌ文化交流センター屋外改修計画更新業務</a>                  | 北海道造園設計株式会社 | 2,310,000 | R7.6.5  | R7.6.5 ～ R7.9.30   | 本業務は、令和6年度にアイヌ文化交流センターリフレッシュ事業の一環として策定した「札幌市アイヌ文化交流センター屋外改修計画」について、計画策定のための植物(特に草本類)調査が11月以降となったため、春と夏の草本類について情報が不足していることから、追加の調査を行うとともに、その結果を踏まえて関係団体との協議の場を行いながら計画を更新するものである。<br>令和6年度においては、これまでの植栽や誘導看板等の設置経過や、現状の施設の破損や危険箇所等について調査し、今後の改修に係る本市及び関係団体との協議の場を企画調整し、関係者の意見及び意向をもとに目指すべき将来像の実現に向けた改修案を検討し、計画書案を作成した。<br>令和7年度については、短期間の中で、これまでの協議関係者との対話経過を踏まえた協議を重ねながら計画を更新する必要があることから、その継続性の維持や調査手法の統一性等を鑑みると、当該事業者が本業務に相応しい知識・技術力などを有し適切かつ確実に履行できる唯一の事業者である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-596-5961 |
| R7. 6. 25 | <a href="#">民族共生象徴空間等周遊バスツアー参加者向け交流プログラム実施業務(単価契約)</a> | 札幌アイヌ協会     | 1,802,880 | R7.6.10 | R7.6.10 ～ R7.12.26 | 本業務は、本市が別途委託し実施する「民族共生象徴空間等周遊バスツアー」参加者を対象に、アイヌ民族によるピリカコタン(札幌市アイヌ文化交流センター)の案内等を行い、参加者がアイヌの伝統文化等について理解を深めることを目的とする。<br>業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、ピリカコタンの管理や運営状況を踏まえた企画立案や実施が可能であり、また、実施を担当する講師を確保できる組織体制を備えている必要がある。<br>これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。<br>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和6年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-211-2277 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                | 契約の相手方              | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課                            |
|-----------|-------------------------------------------------------|---------------------|------------|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R7. 10. 1 | <a href="#">令和7年度・8年度札幌市アイヌ文化PRコーナー運営業務</a>           | 株式会社六書堂             | 35,499,970 | R7. 9. 10 | R7. 9. 24 ～ R9. 3. 31  | ○札幌市アイヌ文化PRコーナーは、地下鉄南北線大通駅コンコース・5番出口横に位置し、地下歩行空間及び大通公園からの人流が絶えない立地環境にある。アイヌ工芸品等常設販売店「PORSE（ポロセ）」におけるアイヌ工芸品の販売にあたっては、隣接するアイヌ文化PRスペースも含む当該地の高いポテンシャルを引き出し、市民や観光客に繰り返し来場いただくための商業的な視点が欠かせず、創造性や高度な企画・開発力が必要であり、価格により比較する競争入札には適さないため。<br>○企画競争実施委員会において事業者（提案者）のプレゼンテーション審査を行い、業務遂行能力及び企画提案内容を評点した結果、最も高い評点を得た事業者を契約候補者に選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-211-2277 |
| R7. 10. 8 | <a href="#">令和7年度アイヌ文化を発信する空間映像系展示等機器更新設定業務</a>       | ソニーマーケティング株式会社      | 2,112,000  | R7. 9. 25 | R7. 9. 25 ～ R7. 10. 31 | 本業務は、アイヌ文化を発信する空間「ミナバ」における映像系展示（メインシアター、テーブルシアター（ハコニワコタン）等）について、Windowsの更新に係る管理用PCの機器及び設定の更新、メーカー保守期限を迎えるVPNルーターの更新、ハコニワコタンの稼働率上昇のための投影位置変更、遠隔地からミナバの現況を確認するためのカメラの設置を行うものである。<br>ミナバにおける映像系展示は、企画競争の手続きにより、ミナバ設置当初からソニーマーケティング社がシステムを構築し、現在に至るまで運用を担っているが、当該システムの設定調整作業は、システム開発者である同社だけが実施できるものである。また、設定調整作業では、メインシアターバックヤード内の狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上で、ケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求されるが、これを実施できるのは、日常的にミナバの映像系展示を運用・管理指定している同社においてほかにない。<br>以上より、本業務を遂行できる者はソニーマーケティング社に限られることから、同社との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                       | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-211-2277 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">大通交流拠点地下広場行政施設防火シャッターバッテリー等交換業務（単価契約）</a> | 三和シャッター工業株式会社       | 1,232,000  | R8. 3. 12 | R8. 3. 12 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、大通交流拠点地下広場行政施設（札幌市中央区大通西4丁目地下 地下鉄南北線大通駅コンコース横）の防火シャッターのバッテリーを、5年対応のバッテリー又は10年対応のバッテリー及び基盤に交換するものである。<br>当該防火シャッターは三和シャッター工業株式会社製であり、現在、シャッターの開閉を操作する基盤（5年対応）は同社の規格によるものが取り付けられ、また、この基盤にバッテリーが接続されているが、5年対応の基盤は施設製品となっていないため、同社は、10年対応の基盤への交換を推奨している。<br>基盤はシャッター開閉の根幹を成す部分であり、基盤やそれに接続されているバッテリーの交換にあつたは、シャッターの製造者かつその構造や扱い方を熟知した者が取り扱わなければ、正常な動作が確保できなくなり、人命に係る重大な事故を招く恐れがある。<br>大通交流拠点地下広場行政施設の設備保守業務の委託先事業者からも「バッテリー及び基盤の交換は製造元である三和シャッター社しか行うことができない」旨の申告がなされていることから、本業務を遂行できる者は三和シャッター工業社に限られるため、同社との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                      | 市) 市民生活部アイヌ施策課<br>011-211-2277 |
| R7. 7. 16 | <a href="#">令和7年度フォーラム運営業務</a>                        | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 | 3,850,000  | R7. 7. 4  | R7. 7. 4 ～ R8. 3. 13   | 本業務は、企業や市民に対し男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成を目的としていることから、女性活躍推進や男性の家事育児参画促進のみならず性的マイノリティへの理解促進及び配慮、DV防止啓発に向けた理解など、多岐にわたるテーマのセミナーを複数開催することを想定している。<br>本業務を効果的に実施するためには、これらの幅広い分野についてのテーマ設定やそれに適した講師選定、テーマに即した様々な啓発対象（企業・市民）にあわせた広報周知等の開催手法など、男女共同参画全般に関わる豊富な知見やノウハウ、そして実績は必要不可欠である。<br>当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、指定管理業務としてジェンダー課題に関する様々な講座を実施し企業や市民に対して学習機会の提供を行っているほか、女性のための総合相談・法律相談事業や男女共同参画活動団体支援事業等も実施しているところである。<br>また、本市からの委託業務である性的マイノリティ電話相談業務や困難を抱える女性に対する支援業務を受託実施するなど、性的マイノリティ支援団体や女性支援団体を含めた男女共同参画活動団体とのネットワークも有しており、想定するセミナーテーマすべてに精通し、当該事業実施のための豊富な知見やノウハウを有している。<br>また、令和3～6年度に実施した本事業を受託し、適切なテーマ設定及び講師・登壇者を企画提案し、良好に実施した実績も有している。<br>以上のことから、当該業務を確実かつ良好に履行できるのは、札幌市男女共同参画センターの指定管理者として必要な実績・資質が備わっている当該事業者の他にはない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 男女共同参画課<br>011-211-2962     |
| R7. 7. 30 | <a href="#">LGBTフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務</a>      | 株式会社帝国データバンク        | 2,887,073  | R7. 7. 23 | R7. 7. 23 ～ R8. 3. 13  | 本業務では、性的マイノリティの方々への理解が社会全体で広がるよう、企業における取組を推進するための指標制度について、市内企業を対象に制度の趣旨や内容を広く周知することで、各企業での取組を促し、指標制度への登録企業を増やすことを目的として実施する。<br>この目的を達成するためには、単なる制度周知ではなく、性的マイノリティについての正しい理解のもと、市内企業の情報や現状分析を基に、効果的な対象企業の選定や企業に応じたアプローチ手法の工夫などが求められ、これを実施するためには企業情報に関する専門的な知識や活用経験などが必要で、価格による競争入札には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「要領」という。）第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するものと判断される。<br>こうしたことから、専門的な知識や経験を有する者から企画提案を募ったうえで、本業務を適切に実施できる業務遂行能力に優れたものを選ぶ公募型企画競争入札を行った。<br>企画競争実施委員会において、企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに審査を行い、評価点の合計が最も高いものを契約候補者として選定し、その契約候補者と特定随意契約を行うもの。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                         | 市) 男女共同参画課<br>011-211-2962     |
| R7. 7. 9  | <a href="#">札幌コンサートホール大ホール客席椅子修繕業務</a>                | K S S株式会社           | 13,372,920 | R7. 6. 30 | R7. 6. 30 ～ R8. 3. 27  | 本業務は、札幌コンサートホール大ホールに設置されている、客席椅子の修繕を行うものである。<br>札幌コンサートホール大ホールの客席椅子は、コトブキシーティング（以下、「コトブキ」と言う。）製であり、開館から28年間、コトブキのグループ会社であるK S S株式会社がメンテナンスを行ってきた。背パッド、座、座起立装置等の修繕の際には、グループ会社であるK S S株式会社のみが取扱っている純正部品を使っており、コトブキが実施する研修を受け、コトブキ製品を熟知した技術者が対応している。<br>本業務は、大ホール客席椅子を部分的に修繕するものであり、意匠性及び音響性能に影響を与えずに修繕するため、既存椅子と同じ材料を使用する必要がある。<br>このことから、純正部品を入手でき、かつ当該椅子の構造を熟知し、意匠性及び音響性能に影響を与えずに本業務を遂行できる者は、他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                | 市) 文化部文化振興課<br>011-211-2261    |

| 掲載日       | 調達契約件名                                | 契約の相手方         | 契約金額（円）      | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                         |
|-----------|---------------------------------------|----------------|--------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 8. 13 | <a href="#">札幌コンサートホール電話交換機修繕業務</a>   | 株式会社北海道日立システムズ | 14, 850, 000 | R7. 7. 25  | R7. 7. 25 ～ R7. 10. 31 | 本業務は、札幌コンサートホール構内交換設備のうち、耐用年数を超え、部品供給が終了する電話交換機ほか周辺機器の交換修繕を行うものである。<br>本業務において、既存構内交換設備のうち、電話機等（電話機256台、アンテナ34台、ドアホン4台）については事後修繕で対応可能なため、再利用することとしており、これら既存の電話機等と互換性のある電話交換機は、既存電話交換機と同一メーカーによる後継機に限られる。<br>また、後継機の電話交換機は、メーカー独自の機構を有しており、交換修繕作業の技術自体も、当該メーカー及び一部の関連企業のみが有している。<br>さらに、電話交換機の交換修繕の作業中、施設の電話が完全に不通となるため、施設運営への影響を最小限にするためには、短時間に必要な作業を全て完了する必要があることから、現行の機器の設定や配線などに精通していることが求められる。<br>これら全ての条件を満たしているのは、後継機メーカーの関連企業であり、かつ、当該電話交換機の導入時（2006年）から現在に至るまで一貫して保守管理を担い、その詳細な仕様、回線等の設定情報、物理的な配線レイアウトの全てを熟知している株式会社北海道日立システムズのみである。<br>以上のことから、本業務を遂行できる者は、左記業者の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、左記業者を選定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 文化部文化振興課<br>011-211-2261 |
| R8. 1. 14 | <a href="#">博物館活動センター移動展示フレーム製作業務</a> | 株式会社ジオ・ラボ      | 1, 705, 000  | R7. 12. 24 | R7. 12. 24 ～ R8. 3. 20 | 昨年度制作した什器と同一の構造、素材、デザイン、機能性を持つ追加什器を制作することで、既存什器との整合性、展示方法の互換性、運搬、設作業の効率性を確保できるため。<br>また、既存什器はカスタムメイドであり、当該事業者はその設計図、構造、製作ノウハウを独占的に有していることから、既存の特注什器との完全な互換性・統一性を担保し得るのは当該事業者に限られるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 市) 文化部文化振興課<br>011-374-5002 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">中野北浜記念室作品額装・設置等業務</a>     | 株式会社昌文堂        | 1, 160, 500  | R8. 2. 4   | R8. 2. 4 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、令和8年4月から開始する中野北浜記念室第二回展示のため、書道作品の額装・設置等を行うものである。<br>株式会社昌文堂は、これまでも中野北浜氏の作品の展示に札幌市内外で複数回携わっており、対象作品の価値を十分に引き出す展示を行うことができる事業者である。<br>額装などの準備も含め、書道作品の展示業務を請け負える事業者はわずかであるが、展示作品の著作者である中野北浜氏からも、対象作品の特徴を熟知し、かつ展示方法のノウハウを保有している当該事業者により作品の展示業務を行うことを希望するとの意見があり、本記念室の第1回展示の額装、設置業務も当該事業者が担っている。<br>以上により、当該事業者は、当該作品の性質等を十分に理解しており、作家の意向に沿った方法で本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                         | 市) 文化部文化振興課<br>011-211-2261 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">札幌市時計台時計機械保守等業務</a>       | 札幌市時計台時計機械保存会  | 3, 646, 093  | R8. 3. 19  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、札幌市時計台（以下「時計台」という。）に設置している時計機械の保守点検を行うとともに保守技術の継承を図るものである。<br>時計機械は、明治14年（1881年）に付設された時計塔に設置されており、時計台とともに重要文化財に附（ついたり）指定されている大変貴重な時計機械である。また、平成21年（2009年）には機械遺産に認定されている。<br>これまで時計機械は2名の職人により10年以上の間、適切に保守されていた。現在は1名増員し計3名の職人により保守されているが、保守及び保守技術の継承に当たっては、当該時計機械特有の専門的知識、技術及び経験が必要となるため、これら有する職人によって行うことが不可欠であり、当該職人以外にこれらの知識等を有する職人はいない。<br>また、当該職人は時計機械の適切な保存及び保守の実施並びに保守技術の伝承を目的としている札幌市時計台時計機械保存会に所属し活動している。<br>このことから、本件業務を遂行できる者は札幌市時計台時計機械保存会の他になく、本件業務に係る契約の性質が競争入札等に適さない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）と認め、本保存会を選定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                  | 市) 文化財課<br>011-211-2312     |
| R8. 4. 1  | <a href="#">新琴似屯田兵中隊本部管理業務</a>        | 新琴似屯田兵中隊本部保存会  | 2, 006, 400  | R8. 3. 19  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、新琴似に関する歴史を伝えるための施設である新琴似屯田兵中隊本部について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら受付案内等の管理を行うものである。<br>新琴似屯田兵中隊本部保存会は、新琴似開拓に関する歴史を後世へ伝承すること、文化財としての当該施設の保存を目的に組織されており、また、館内の展示資料については、その多くが同保存会所有の屯田兵に関する資料であり、指定文化財である建造物を活用し、当時の様子をうかがえる資料をもとに新琴似の歴史を後世に伝える役割に大きく貢献している。<br>このことから、新琴似に関する歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財としての保存・活用を行いながら、本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                              | 市) 文化財課<br>011-211-2312     |
| R8. 4. 1  | <a href="#">札幌村歴史資料等管理業務</a>          | 札幌村歴史資料等管理業務   | 4, 191, 000  | R8. 3. 19  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓の歴史を伝えるための施設である札幌村郷土記念館について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。<br>札幌村郷土記念館保存会は、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓に尽した先人の功績を後世へ伝承することを目的に組織されており、関係連合町内会と密接な連携を取りながら、札幌村郷土記念館内で業務対象資料を含めた地域の歴史に係る郷土資料を展示し、来館者に対する説明・案内を行っている。<br>このことから、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓の歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財資料としての保存・活用を行いながら本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                             | 市) 文化財課<br>011-211-2312     |
| R8. 4. 1  | <a href="#">手稲記念館展示室管理業務</a>          | 手稲記念館管理運営委員会   | 5, 566, 000  | R8. 3. 19  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 手稲記念館は、郷土の歴史を後世に伝えるとともに、札幌市への合併後における新たなコミュニティづくりの拠点が必要との地域住民の意向を受けて昭和44年に設置されたもので、展示室のほか集会所及び講堂で構成されている。<br>本業務は、手稲記念館の展示室について、地域に根ざした展示室としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。<br>手稲記念館管理運営委員会は、手稲記念館を長年にわたり利用してきた地元の団体で構成されており、郷土の歴史に精通し、地域に根ざした展示室としての保存・活用を行いながら、手稲記念館の展示室を管理運営することができる者は、同委員会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同委員会を選定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 市) 文化財課<br>011-211-2312     |

| 掲載日        | 調達契約件名                                          | 契約の相手方                | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                           |
|------------|-------------------------------------------------|-----------------------|------------|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 4. 30  | <a href="#">令和7年度カーリング普及促進業務</a>                | (一社) 札幌カーリング協会        | 4,752,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。<br>一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人数を有している唯一の団体である。<br>以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 4. 30  | <a href="#">運動部活動アスリート派遣業務（単価契約）</a>            | 一般社団法人A－b a n k北海道    | 15,840,000 | R7. 4. 2  | R7. 4. 2 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。<br>一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、30部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。<br>さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。<br>以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                               | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 4. 30  | <a href="#">どうぎんカーリングスタジアム地中熱交換機保全業務</a>        | ゼネラルヒートポンプ工業株式会社北海道支社 | 1,738,330  | R7. 4. 7  | R7. 4. 7 ～ R7. 9. 30   | 本業務は、どうぎんカーリングスタジアムの地中熱交換機の各種部品を交換するものである。<br>本業務の対象である地中熱交換機は、メーカー独自の技術が使用されており、メーカー以外に既存設備との互換性を確保しながらの部品交換作業の実施が不可能である。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 5. 14  | <a href="#">札幌オリンピックミュージアム体験装置更新業務</a>          | 株式会社乃村工藝社             | 79,750,000 | R7. 4. 15 | R7. 4. 15 ～ R8. 3. 31  | 本件業務の対象となる体験装置には、体験者の動きと映像が連動した演出のためのセンシングシステムと映像コンテンツを制御するシステムが搭載されており、機器更新に当たっては、これらのシステムのプログラム修正が伴うことから、本件業務を遂行するためには、当該制御システム等の構造及び機能、プログラム内容等を熟知している必要がある。<br>札幌オリンピックミュージアムの各体験装置は、左記業者により、当該施設用に制作・構築されたものであり、独自の制御システムが搭載されていることから、当該制御システムの特性を細部にわたり理解し、適切に機器類の更新や、それに合わせたプログラム修正を行えるのは、左記業者のみである。<br>また、本件業務を適切かつ効率的に実施するためには、現在生じている故障や不具合を把握している必要があることから、本件業務が実施可能なのは、当該施設の指定管理者から当該体験装置の保守点検業務を受託し、現状を十分に把握している同社のみと考えられる。<br>以上のとおり、本件業務を遂行できるのは左記業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                      | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 5. 14  | <a href="#">市民運動広場調査解析・施工管理業務</a>               | パシフィックコンサルタンツ株式会社     | 16,368,000 | R7. 4. 15 | R7. 4. 15 ～ R8. 3. 27  | 市民運動広場用地は、かつてごみ・し尿埋立地として利用されていた経緯から、広場造成に当たっては、汚染物質の拡散予防策が求められる。<br>このことから、令和元年度に業務委託により、敷地の一部に試験的な盛土を行い、それによる地下水への影響を観測した上で、令和2年度業務において、広場造成による将来的な汚染拡散状況を予測し、最適な汚染対策計画を策定した。<br>また、令和3年度、令和4年度の業務では、その将来予測の妥当性を評価するため、地下水観測を継続的に実施し、令和5年度からは、造成工事を開始したことによる地下水への影響観測を実施した。<br>令和7年度においても、これまでに引き続き令和2年度業務の解析条件及び予測結果の妥当性を評価するものである。そのため、本業務の履行者は、令和2年度業務の解析条件等を正確かつ詳細に把握し、地下水観測方法の継続性を確実に担保することが求められる。<br>パシフィックコンサルタンツ(株)北海道支社は、令和2年度から令和6年度業務の履行者であり、解析条件及び調査方法等を熟知している。そのため、当法人が本業務を行った場合、前提条件整理等の時間を大幅に短縮できるため、経費の削減が図られること、また、観測の継続性が担保されるため、履行品質の確保が図られることから、競争に付すよりも有利である。<br>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 5. 7   | <a href="#">令和7年度大倉山ジャンプ競技場周辺における環境調査追加検討業務</a> | エスエス環境株式会社            | 1,980,000  | R7. 4. 23 | R7. 4. 23 ～ R7. 12. 19 | 本業務は、令和6年度に作成した環境影響評価検討書の内容を基に、適切な環境保全対策を立案するものであり、「令和6年度大倉山ジャンプ競技場周辺における環境調査業務」と深く関連する継続性の高い業務である。<br>本業務の履行に向けては、周辺の自然環境に熟知している必要があり、令和6年度までの現地調査に基づく知見が必要となる。<br>また、環境影響評価検討書の詳細な検証・検討に向け、専門家等へヒアリングを行うためには、影響の評価方法や具体的な評価結果等を把握している過年度業務の受託者でなければ対応できない。<br>加えて、限られた業務期間の中で、本業務で求める成果品質を得るためには、過年度業務を実施し、これまでの経緯を把握していることが不可欠となる。<br>こうしたことから、本業務を履行できるのは、左記選定業者のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に随意契約（特定）により調達することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                           | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 11. 26 | <a href="#">区体育館等におけるバラスポーツ体験会運営業務</a>          | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会      | 3,080,000  | R7. 5. 2  | R7. 5. 2 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、区体育館等において、バラスポーツに関する体験機会を提供するものであり、バラスポーツの指導員有資格者などバラスポーツ及び障がい者に関する知識や経験を有するスタッフを複数名配置して行う必要がある。また、車いす利用者など移動に困難を抱える方であっても、支障なく参加できるよう会場内の動線確保やバリアフリー化といった環境面の配慮に関する知識や経験も必要となるほか、当該体験会の開催回数が多いため、区体育館等の市民利用枠や競技団体利用枠との円滑な調整も求められる。<br>当該団体においては、バラスポーツ指導員の有資格者が多数在籍するなどバラスポーツや障がい者に関する知識や経験を有するスタッフが多くなるほか、バラスポーツに関するイベント業務の実績も多い。また、区体育館等の指定管理者であることから、体験会実施会場内における環境面への配慮や安全管理も問題なく行う事が出来ることともに、実施会場における市民利用枠や競技団体利用枠との円滑な調整も可能である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                              | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                               | 契約の相手方                  | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                          |
|------------|------------------------------------------------------|-------------------------|-------------|-----------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 6. 4   | <a href="#">月寒体育館冷凍設備保全業務</a>                        | 株式会社前川製作所               | 30,800,000  | R7. 5. 7  | R7. 5. 7 ～ R8. 3. 27  | 本業務は月寒体育館の冷凍設備の構成機器であるプレート熱交換器の更新を行うものである。上記機器を含む冷凍設備については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 6. 4   | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム可動設備保全業務</a>               | 川崎重工工業株式会社              | 439,230,000 | R7. 5. 7  | R7. 5. 7 ～ R8. 3. 27  | 大和ハウス プレミストドームにおけるホヴァリングステージ等の可動設備を全面一括で更新を行うことは、工期の面から不可能であり、施設の営業を続けながら一定範囲の段階的な更新が必要となります。また、当該可動設備は、他に例のない特殊機能をもった設備工作物であり、製造メーカー独自の技術や特殊部品が使用されています。本業務は、当該可動設備の主要部品を更新するものであり、施設営業を熟知した作業ノウハウが求められます。また、更新対象の部品は、そもそもの特殊性が高く、部品の生産終了に伴う互換性の確保が求められるため、設計当初から関わった製造メーカーの独自技術が必要であり、当該メーカーの部品以外への代替が不可能です。<br>以上により、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                             | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 6. 4   | <a href="#">令和7年度オリンピック・パラリンピック教育運営調整業務</a>          | 一般社団法人北海道オール・オリンピックians | 8,690,000   | R7. 5. 20 | R7. 5. 20 ～ R8. 2. 28 | 本業務は、オリンピック・パラリンピック教育におけるオリンピック・パラリンピアンによる講演・体験授業を実施するため、講師の選定・派遣ならびに謝礼の支払い等の事務手続きを行うとともに、当日スケジュールに係る調整を各学校・札幌オリンピックミュージアムと行うものである。<br>業務履行にあたっては、札幌市内への講師派遣を年間を通じて約100回にわたって行うため、オリンピック・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることが求められ、業務履行可能業者は限られる。さらに、本事業は札幌オリンピックミュージアムを活用したオリンピズムの浸透を標榜しており、同施設との連携・協力体制の構築が求められる。<br>上記選定事業者は、北海道ゆかりのオリンピック・パラリンピアンが活動の中心を担っており、これまでオリパラ教育の講師派遣に協力をいただいていることから、本市の求めるオリンピック・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることは実証されている。加えて、オリンピックミュージアムを拠点に活動を行っており、当日進行の担い手である学芸員・スタッフとの連携を即時に図ることが可能である。<br>以上の事由により、本業務を履行可能な唯一な事業者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者と特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）  | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 11. 26 | <a href="#">大和ハウス プレミストドームホヴァリングステージ天然芝他更新計画検討業務</a> | 株式会社竹中工務店               | 9,108,000   | R7. 5. 28 | R7. 5. 28 ～ R8. 1. 31 | 本業務は、大和ハウス プレミストドームの可動設備であるホヴァリングステージの天然芝床土および関係設備の全体更新計画の検討業務を行うものである。本業務の遂行にあたっては、ステージ本体の構造や構成する電気および機械設備について熟知し、かつ毎年異なるドームの年間イベントスケジュールに合わせたステージ機構や天然芝の保守管理状況を把握するなど、ドーム施設に関する高度な専門知識と現場施工の経験を有している必要がある。<br>また当該施設は、建築基準法旧38条に基づき、法令に対応しない革新的な技術・構造に係る大臣認定を受け、特例的に建設された建築物である。このため、技術的、構造的側面に関する検討を正確かつ効率的に行うには建設当初からの設計・施工に携わった経験が必要不可欠である。<br>左記業者は、当該施設の新築工事を行い、現在に至るまで主な修繕を行ってきたことから、当該施設に係る構造・構成や避難経路、設備の状況を熟知しているとともに、国内の主要なドーム施設の新築工事を請け負うなど専門的で高度な技術力や経験を十分に有している。<br>したがって、施設の現況調査と情報収集の効率化により調査労務の大幅な低減と経費削減が図られるとともに、短時間で精度が高い成果が得られることから、左記業者に特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                 | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 11. 26 | <a href="#">平岸ブル可変床保全業務</a>                          | 三菱重工機械システム株式会社          | 10,285,000  | R7. 6. 5  | R7. 6. 5 ～ R8. 2. 27  | 本業務は平岸ブルに設置されている可変床の昇降するリンドラーを取外し、消耗部品の交換を行う業務である。可変床についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 11. 26 | <a href="#">市民運動広場散水井戸調査業務</a>                       | バシフィックコンサルタンツ株式会社       | 5,940,000   | R7. 6. 27 | R7. 6. 27 ～ R7. 12. 1 | 市民運動広場用地は、かつてごみ・し尿埋立地として利用されていた経緯から、広場造成に当たっては、汚染物質の拡散予防策が求められる。<br>このことから、令和元年度に敷地の一部に試験的な盛土を行い、それによる地下水への影響を観測した上で、令和2年度業務において、広場造成による将来的な汚染拡散状況を予測し、最適な汚染対策計画を策定した。その後、地下水観測を継続的に実施し、造成工事開始後も周囲への影響が想定される比較的表面（地下5m程度）にある地下水の観測を実施している。<br>バシフィックコンサルタンツ（株）北海道支社は、上記の令和2年度以後の市民運動広場調査解析・施工管理業務の履行者であり、本事業用地における各地層ごとの解析条件及び調査方法、地下水位や地下水質等の状況を熟知しており、当法人が本業務を行った場合、前提条件整理等の時間を大幅に短縮できるため、経費の削減が図られることから競争に付すより有利である。<br>また、今年度の調査解析・施工管理業務も当法人が履行中であるため、表層地下水による深層地下水への影響や安全性に関する調査解析に加え、作業日程、施工管理、人員確保等や造成工事業者との現場調整についても安全、確実に実施できるのは、当該業者のみである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                    | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 11. 26 | <a href="#">令和7年度ウィンタースポーツ塾in Summer運営業務</a>         | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会        | 4,433,000   | R7. 7. 7  | R7. 7. 7 ～ R7. 9. 5   | ウィンタースポーツ塾in Summerはウィンタースポーツの裾野拡大を目的とした、札幌市内の小学生を対象とする冬季競技4種目の体験会であり、企画・広報・講師の選定など、一体的に運営することが必要である。<br>一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、本事業を行う月寒体育館とどうぎんカーリングスタジアムの指定管理者であり、日頃から初級者を対象とした教室を実施している経験から、実施会場や参加者の状況を踏まえた適切な安全確保が可能であり、本業務の円滑かつ確実な実施が可能である。<br>また、スポーツ協会には、本事業で実施する体験種目の競技団体がすべて加盟しており、各競技団体と独自のネットワークに基づく密接な連携がとれ、専門的知識を有する指導者・スタッフの円滑かつ確実な手配が可能である。さらに、本事業参加者が体験会終了後に、各競技団体に属する少年団の体験会への参加や入団等の実績、指定管理施設における体験会等への参加状況を追跡調査することができる。<br>各競技団体とのネットワークや安全管理ノウハウを生かし、4種目すべての体験会を一体的かつ円滑・安全に実施することができる団体はスポーツ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、スポーツ協会との特定随意契約としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                             | 契約の相手方              | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 担当課                           |
|----------|----------------------------------------------------|---------------------|------------|----------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.12.17 | <a href="#">平岸ブルーアクアクリーンシステム保全業務</a>               | 北海道オリンピック株式会社       | 951,830    | R7.7.8   | R7.7.8 ～ R8.2.27   | 本業務は平岸ブルーに設置されているアクアクリーンシステムの生成ユニット及び循環ユニット内の部品を交換する業務である。アクアクリーンシステムについてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8.1.7   | <a href="#">大和ハウス プレミストドームエレベーター設備保全業務</a>         | 東芝エレベータ株式会社         | 6,783,700  | R7.7.29  | R7.7.29 ～ R8.3.27  | 本業務は大和ハウス プレミストドームに設置しているエレベーター設備の整備業務である。既設エレベーター設備についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。そのため、既設エレベーターの製造メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にいないことから、左記業者に特定随契としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7.8.6   | <a href="#">大倉山ジャンプ競技場等改修事業に係る民間活力導入に関する追加検討業務</a> | パシフィックコンサルタンツ株式会社   | 5,885,000  | R7.8.1   | R7.8.1 ～ R7.11.26  | 本業務は、大倉山ジャンプ競技場でのノーマルヒル併設に向け令和5年度に実施した「大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務」の成果をもとに、より魅力を高めるアイデア収集や持続可能な財政収支のスキームの実現に向け、民間活力の導入の可能性を追加検討するものである。<br>本業務の民間事業者ヒアリングをより確かつ円滑に遂行するためには、過年度業務における民間ヒアリングの対象事業者の選定や対応経過など、これまでの調査や検討内容を十分に理解していることが不可欠である。<br>当法人は、過年度業務を公募型プロポーザルの結果受託しており、これまでの検討過程や課題等を熟知しているとともに、すでに習得している知見やノウハウを継続して活用可能であることから、本業務を的確かつ円滑に遂行でき、履行品質の確保が期待できる。<br>さらに、当法人が本業務を行う場合、前提条件整理等の努力、時間を大幅に省略、短縮できるため、経費削減及び履行期間の短縮が図られることから、競争に付すよりも有利である。<br>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                  | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8.1.7   | <a href="#">手稲曙温水プール真空式温水機保全業務</a>                 | 株式会社ヒラカワ            | 1,155,000  | R7.8.18  | R7.8.18 ～ R8.1.26  | 本業務は手稲曙温水プールに設置されている冷暖房設備である真空式温水機の消耗部品等の交換を行う業務である。真空式温水機についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8.1.7   | <a href="#">大倉山ジャンプ競技場屋外エスカレーター保全業務</a>            | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社  | 1,672,000  | R7.8.25  | R7.8.25 ～ R8.1.15  | 大倉山ジャンプ競技場に設置されている屋外エスカレーターにおいて、エスカレーターの重要部品に経年による摩耗、劣化が進行している。竣工から一度も更新されず25年以上経過している部品であり、摩耗が進行すると踏み段のスムーズな反転を妨げ異常音・振動発生の要因となり、踏み段の脱レールにより災害に繋がる恐れがある。<br>当該エスカレーターについてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、部品交換を行う本業務において、既存設備との互換性を確保するには、メーカー以外の部品では代替が不可能であること、更新作業に設計・製造メーカーの技術が必要となることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特定随契としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8.1.14  | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム消防設備保全業務</a>             | ホーチキ株式会社            | 49,187,600 | R7.8.25  | R7.8.25 ～ R8.3.30  | 本業務の対象設備については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能であり、他の消防設備機器との互換性を確保することが不可能である。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8.1.14  | <a href="#">第24回全国障害者スポーツ大会札幌市選手団等の強化練習及び派遣業務</a>  | 一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会 | 11,440,000 | R7.9.1   | R7.9.1 ～ R7.12.26  | 本事業は、本年10月に滋賀県で開催される「全国障害者スポーツ大会」に、本市の選手団を派遣するとともに、これに先立ち、種目別に強化練習を実施するものであり、派遣される選手は51名、出場種目は8種と幅広い。このため、各選手が抱える障がい特性や状態は様々であり、当該業務を遂行するうえでは個々の状態に合わせた各種対応（各種移動等に伴う安全面の確保、介助、競技用具の手配、技能指導など）を適切に行い、関係団体と連携を図りながら進めていく必要がある。<br>左記の法人は、日本バラスポーツ協会の市内唯一の登録団体として、障がい者スポーツの普及促進のほか、本市保健福祉局が主催している障がい者のスポーツ大会である「すずらんびっく」などの大会運営を担っている。また、多様な障がい者スポーツの競技ルールにも精通しているなど、非常に高い専門的知見を有している。そのほか、日頃の活動を通じて各競技連盟だけでなく、障がい当事者団体、障がい者スポーツ指導員、ボランティア等との幅広いネットワークを有しており、選手や関係者の声を踏まえた業務実施が可能であり、障がい特性に応じた配慮や危機管理などの面において、豊富な実績とノウハウを有している。<br>当該法人は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第3条に規定する参加資格者ではないが、上記の理由から、本業務を確実に履行することができる機関は当該法人のみと考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8.1.14  | <a href="#">低濃度PCB廃棄物処理業務</a>                      | J X 金属苦小牧ケミカル株式会社   | 1,056,880  | R7.9.17  | R7.9.17 ～ R7.9.17  | 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき環境大臣が認定する無害化処理認定施設で処理を行わなければならない。<br>当該業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき環境大臣が認定する北海道内の無害化処理認定施設のうち、外部からの処理委託を受け付けている唯一の業者であることから、左記業者に特命とした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8.1.14  | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム電話交換機設備保全業務</a>          | NEC ネットエスアイ株式会社     | 46,200,000 | R7.10.17 | R7.10.17 ～ R8.3.25 | 大和ハウス プレミストドームの電話交換機設備には、施設特有の部品や技術を使用しており、本業務は既存の電話交換設備のシステムの一部を更新するものであるため互換性の確保が必須条件である。また、更新作業中は電話が完全に不通になるため施設運営への影響を最小限にとどめるため、短時間で完了させる必要があることから既存設備の設定や仕様について十分に精通していることが求められる。これらすべての条件を満たしているのは、当該電話交換機設備の導入時から現在に至るまで一貫して保守管理を担い、その詳細な仕様、回線等の設定情報、記録レイアウトを熟知している左記業者以外にない。そのため、左記業者に特命としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                              | 契約の相手方              | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課                          |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|---------------------|------------|------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 1. 21 | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム可動設備可動部ほか保全業務</a>                         | 川崎重工株式会社            | 4,510,000  | R7. 10. 17 | R7. 10. 17 ～ R8. 3. 31 | 大和ハウス プレミストドームにおけるホヴァリングステージ等の可動設備を全面一括で更新を行うことは、工期の面から不可能であり、施設の営業を続けながら一定範囲の段階的な更新が必要となります。また、当該可動設備は、他に例のない特殊機能をもった設備工作物であり、製造メーカー独自の技術や特殊部品が使用されています。本業務は、当該可動設備の主要部品を更新するものであり、施設営業を熟知した作業ノウハウが求められます。また、更新対象の部品は、そもそもの特殊性が高く、部品の生産終了に伴う互換性の確保が求められるため、設計当初から関わった製造メーカーの独自技術が必要であり、当該メーカーの部品以外への代替が不可能です。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                    | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 21 | <a href="#">大和ハウス プレミストドームデジタルサイネージ設備保全業務</a>                       | シャープマーケティングジャパン株式会社 | 2,191,860  | R7. 10. 29 | R7. 10. 29 ～ R8. 1. 26 | 本業務は大和ハウス プレミストドームのデジタルサイネージ設備の故障したディスプレイと付属機器を更新する業務である。メーカー独自の部品や技術を使用しており、互換性の確保が必須条件である。また、施設運営への影響を最小限にとどめるため、短時間で完了させる必要があることから既存設備の設定や仕様について十分に精通していることが求められる。これらすべての条件を満たしているのは、当該設備の導入時から現在に至るまで一貫して保守管理を担い、その詳細な仕様、設定情報を熟知している左記業者以外にない。そのため、左記業者に特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                            | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 14 | <a href="#">月寒体育館冷凍設備制御盤保全業務</a>                                    | 株式会社前川製作所           | 6,820,000  | R7. 11. 6  | R7. 11. 6 ～ R8. 3. 31  | 本業務は月寒体育館冷凍設備用の制御盤部品の更新を行うものである。上記機器を含む冷凍設備については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 21 | <a href="#">月寒体育館冷凍設備冷却塔ほか保全業務</a>                                  | 株式会社前川製作所           | 47,547,940 | R7. 11. 6  | R7. 11. 6 ～ R8. 7. 31  | 本業務は月寒体育館の冷凍設備の構成機器である冷却塔の部品更新を行うものである。上記機器を含む冷凍設備については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 21 | <a href="#">大倉山ジャンプ競技場ほか3施設圧雪車整備業務</a>                              | スノーシステムズ株式会社        | 9,389,600  | R7. 11. 10 | R7. 11. 10 ～ R8. 1. 23 | 本業務は、大倉山ジャンプ競技場ほか3施設の圧雪車整備業務である。当該圧雪車はケースボーラー社製で、製造メーカー独自の技術が使用されている。ケースボーラー社の国内で唯一の代理店が、スノーシステムズ(株)であり、他に取扱業者がないことから、同社に特定随契約することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム自動ドア保全業務</a>                              | フルテック株式会社           | 1,430,000  | R7. 11. 19 | R7. 11. 19 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、大和ハウス プレミストドームの自動ドアの部品交換を実施するものである。自動ドアについては、メーカー独自の部品や技術が使用されているため、既存設備との互換性を確保するにはメーカー以外の部品への代替が不可能である。<br>したがって、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 2. 4  | <a href="#">令和7年度 サッポロテイネスキー場スキーインストラクター派遣業務（単価契約）</a>              | 加森観光株式会社ティネ事業部      | 4,619,670  | R7. 11. 21 | R7. 11. 21 ～ R8. 3. 31 | サッポロテイネスキー場を利用する市内13校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。<br>サッポロテイネスキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事案が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。<br>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する加森観光株式会社ティネ事業部との特定随意契約としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                     | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 2. 4  | <a href="#">令和7年度 朝里川温泉スキー場スキーインストラクター派遣業務（単価契約）</a>                | 株式会社Sasson          | 4,461,600  | R7. 11. 21 | R7. 11. 21 ～ R8. 3. 31 | 市内の8校から朝里川温泉スキー場におけるスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。<br>朝里川温泉スキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事案が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。<br>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する株式会社Sassonとの特定随意契約としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                              | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 2. 4  | <a href="#">令和7年度 札幌国際スキー場・Fu's snow area スキーインストラクター派遣業務（単価契約）</a> | 株式会社札幌リゾート開発公社      | 5,881,370  | R7. 11. 25 | R7. 11. 25 ～ R8. 3. 31 | 札幌国際スキー場を利用する市内11校、Fu's snow areaを利用する市内20校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。<br>札幌国際スキー場並びにFu's snow area直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事案が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。<br>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する株式会社札幌リゾート開発公社との特定随意契約としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                          | 契約の相手方               | 契約金額（円）   | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                          |
|-----------|-------------------------------------------------|----------------------|-----------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 1. 28 | <a href="#">令和7年度ウィンタースポーツ塾運営業務</a>             | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会     | 9,700,826 | R7. 11. 26 | R7. 11. 26 ～ R8. 2. 27 | ウィンタースポーツ塾はウィンタースポーツの裾野拡大を目的とした小学生対象の冬季競技7種目の体験会であり、この7種目をまとめて企画し、一体的に運営することが必要である。よって、当該事業の実施には、7種目すべてについて、専門知識を有する指導者・スタッフの円滑かつ確実な手配が求められる。一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、7種目の競技団体がすべて加盟団体となっており、各競技団体との独自のネットワークに基づく密接な連携が可能である。また、各種目のスポーツ少年団を取りまとめていることから、参加者に対して少年団への加入を促し、子どもたちの競技継続やウィンタースポーツの普及・振興に寄与することが可能である。各競技団体からの専門指導者の一括手配や競技継続へ繋げる各スポーツ少年団との組織的な連携などを踏まえ、7種目すべての体験会を一体的かつ円滑に実施することができる団体はスポーツ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、スポーツ協会との特定随意契約としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム遮光幕保全業務</a>           | 太陽工業株式会社東北支店         | 4,730,000 | R7. 12. 2  | R7. 12. 2 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、大和ハウス プレミストドームの遮光幕設備の各種部品交換を実施するものである。本業務の対象となる遮光幕設備については、製造メーカー以外の部品への代替が不可能であり、部品供給も左記業者以外には行われない。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、左記業者に特命といたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">ラグビー親子体験教室運営業務</a>                  | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会     | 1,455,300 | R7. 12. 3  | R7. 12. 3 ～ R8. 3. 28  | 本体験教室（以下「教室」という。）は、子どもにはラグビーの楽しさを体感してもらい、親には競技への理解を深めてもらうことで、競技を始めるきっかけを作り、競技の裾野を拡大することを目的としている。そうしたなか、一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、教室の会場となっている施設の指定管理者であることから、会場における安全管理に係るノウハウを生かし、教室の運営を安全に実施することができる。また、競技に興味を持った子どもたちの育成及び上達を目的とした有料のタグラグビー教室（以下「自主事業」という。）を行っており、教室を行うに当たって運営のノウハウを活用できることに加え、スポーツ施設を戦略的に活用（当該会場での実施だけで終わることなく、教室実施後に自主事業を行っている月楽体育館との連携が可能）することで教室と自主事業を一体的に実施することが可能となり、より効果的に継続的なラグビー普及振興を図ることができる。さらに、教室と自主事業を一体的に実施するに当たっては、事業内容等の棲み分け及び調整が必要となるが、協会は加盟団体である北海道ラグビーフットボール協会（札幌支部）と連携を図り、子ども指導経験が豊富な指導者を確保できるとともに、事業内容等の調整を円滑に行うことができるため、より効果的な指導内容で実施することができる。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">どうぎんカーリングスタジアム非常用発電機保全業務</a>        | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 1,815,000 | R7. 12. 4  | R7. 12. 4 ～ R8. 3. 31  | 本業務はどうぎんカーリングスタジアムの非常用発電機の整備業務である。既設非常用発電機設備については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">歩くスキーコース管理運営業務</a>                  | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会     | 8,736,200 | R7. 12. 9  | R7. 12. 9 ～ R8. 3. 27  | 当該業務は、中島体育センター及び白旗山競技場を発着点とし、中島公園及び白旗山に歩くスキーコースをそれぞれ整備・開放するとともに、中島公園においては、歩くスキーの貸出を行うものである。当該業務の実施に当たっては、コース全体を熟知し、必要時には速やかに整備を行い、かつ緊急時に対応できる体制を確保する必要がある。一般社団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、発着点となる中島体育センター及び白旗山競技場の指定管理者であり、かつ職員が常駐していることから、コース全体を熟知し、必要時には速やかにコース整備・巡回を行うことが可能であり、緊急時の対応も可能な体制をとることができる。指定管理業務における体育館グループに関する特記仕様書において、中島体育センター及び白旗山競技場について、当該業務を別途業務委託を行う予定である旨が記載されている。以上のことから、中島体育センター及び白旗山競技場の指定管理者である一般財団法人札幌市スポーツ協会は本業務を履行できる唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                 | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 2. 11 | <a href="#">令和7年度青少年山の家における「歩くスキー・出前授業」実施業務</a> | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会  | 1,518,000 | R7. 12. 11 | R7. 12. 11 ～ R8. 3. 31 | 当該事業は、冬期間に青少年山の家において宿泊学習や山の家を利用する全ての市内小学校のうち、「歩くスキー・出前授業」を希望する学校を対象に実施するものである。また、当該事業に参加する学校を対象として、事前に指導者研修会を実施するとともに、歩くスキーの指導プログラムを作成して歩くスキーの普及・振興を図ることを業務内容とする。公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、当該事業の実施会場である青少年山の家の指定管理者であり、山の家周辺の地形も熟知した上で、山の家宿泊者に対して無料で歩くスキー体験プログラムを提供している唯一の団体である。当該事業は、この体験プログラムに指導者派遣を追加して実施する業務であることから、本業務の契約の相手方は当協会において他にない。以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、活動協会との特定随意契約としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                          | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 2. 11 | <a href="#">大和ハウス プレミストドームシャッター保全業務</a>         | 文化シャッターサービス株式会社      | 2,420,000 | R7. 12. 16 | R7. 12. 16 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、大和ハウス プレミストドームの既存電動シャッターの部品交換を実施するものである。電動シャッターについては、メーカー独自の部品や技術が使用されているため、既存設備との互換性を確保するにはメーカー以外の部品への代替が不可能である。したがって、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命といたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                            | 契約の相手方             | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 担当課                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 3. 4  | <a href="#">プロスポネットSAPPOROチャレンジフェスタ運営業務</a>                       | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会   | 2,008,600   | R8. 1. 9  | R8. 1. 9 ～ R8. 3. 31  | 札幌市では、札幌市を拠点に持つ5つのプロスポーツチームと設立した「プロスポネットSAPPORO」と連携・協力して共通目標である「スポーツを通じたまちづくり」を進めているところである。<br>本事業は約150人の参加者が見込まれ、参加者の子どもたち、保護者たちには各スポーツチームの魅力、各種スポーツの楽しさを体感、競技への理解を深めてもらうことで、スポーツ観戦の文化の醸成だけでなく、スポーツを始めるきっかけを作ることを目的としている。<br>一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、本事業の会場となっている体育施設の指定管理者であることに加えて、野球、サッカー、バスケットボール、フットサル、バレーボール、バドミントンを含めた様々な種目でスポーツの普及振興のための自主事業を行っているとともに、各種競技団体・少年団のハブ機能 را担っている事業者である。<br>このため、協会は管理する体育施設を戦略的に活用した自主事業の実施及び少年団活動の支援におけるノウハウ、少年団を含めた競技団体とのネットワークを生かすことにより、複数種目のプロスポーツチームと連携した本事業において、参加者である子どもたちのスポーツ活動の継続につながる効果的な業務運営ができる唯一の事業者である。<br>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">豊平公園温水プールダンパ操作器交換業務</a>                               | ジョンソンコントロールズ株式会社   | 1,540,000   | R8. 1. 14 | R8. 1. 14 ～ R8. 3. 31 | 本業務は豊平公園温水プールの空調設備の自動制御に使用しているダンパ操作器の更新を行うものである。当該ダンパ操作器は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、部品の規格がメーカー独自であることから、当該規格で作られた製品しか適合しない。また、取付や試運転等の施工に関してもメーカー独自の知見を有していることから、メーカー以外の部品代替及び交換作業が不可能である。<br>以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム地域振興無線設備保全業務</a>                        | 株式会社NHKテクノロジーズ     | 93,225,000  | R8. 2. 9  | R8. 2. 9 ～ R9. 1. 29  | 本業務は大和ハウス プレミストドームの地域振興無線設備の無線機本体とその付属機器の一部を更新する業務である。本業務は、既存の地域振興無線設備のシステムの一部を更新するものであるため互換性の確保が必須条件である。また、施設運営への影響を最小限にとどめるため、短期間で完了させる必要があることから既存設備の設置や仕様について十分に精通していることが求められる。これらすべての条件を満たしているのは、選任の無線従事者が所属し、当該設備の導入時から現在に至るまで一貫して保守管理を担い、その詳細な仕様、設定情報を熟知している左記業者以外にない。そのため、左記業者に特命をいただいた。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市スポーツ施設公衆無線LAN運用業務</a>                              | 株式会社NTT東日本ー北海道     | 11,055,000  | R8. 3. 24 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、国際競技大会等が開催可能な札幌市スポーツ施設において、国内外からの観光客等に対し、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。<br>本市では、市営地下鉄駅・コンベンションセンター・大通公園などの公共施設等にて、利用者の利便性向上の観点から統一の認証方法による公衆無線LANサービス『Sapporo_City_Wi-Fi』を提供しており、本業務は札幌市スポーツ施設においても、同一のサービス提供を求めるものである。<br>『Sapporo_City_Wi-Fi』は、平成27年度に公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであり、他の運用エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。<br>以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、特命随契といたした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                        | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和8年度スポーツ局ほか清掃業務</a>                                  | オリックス・ファシリティーズ株式会社 | 5,909,750   | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | スポーツ局等が入居するORE札幌ビルの貸主であるオリックス・ファシリティーズ株式会社から、貸室内清掃について管理会社が行うと指定があることから（管理規則「D. 衛生・清掃」記載）、本業務は同ビルの管理会社である左記業者のみが実施可能である。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約といたした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">令和8年度札幌市学校施設開放放事管理運営業務</a>                            | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会   | 378,180,000 | R8. 3. 31 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | ア 本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団（現：一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。））が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることにより、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、地域で精通している。<br>イ 本市では「札幌市公共施設予約情報システム（以下「システム」という。）」の業務端末を区体育館等窓口を設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。<br>ウ 協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内270校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。<br>以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)   | ス) スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R7. 7. 16 | <a href="#">令和7年度生活保護受給者等健康診査業務及びホームレス総合相談会健康診査業務（集団方式）（単備契約）</a> | 公益財団法人 北海道結核予防会    | 1,237,475   | R7. 4. 16 | R7. 4. 16 ～ R8. 3. 31 | 健康増進法第19条の2に基づき実施する、40歳以上の医療保険未加入者に係る健康診査については、同法施行規則第4条の2第4項の規定により市町村が実施主体となる。また、具体的な実施方法等については、医療保険者が実施する特定健康診査等に準ずることとされている（健康増進事業実施要領第3の1-（1）4）。したがって、医療保険未加入者である40歳以上の被保護者・ホームレス及び中国残留邦人等支援給付の受給者（以下「生活保護受給者等」という。）については、医療保険者が実施する特定健康診査等と同等の内容の健康診査の受診環境を整備する必要がある。<br>札幌市国民健康保険の住民集団健康診査は、長年、公益財団法人北海道結核予防会と委託契約を結び実施しており、健診内容等の整合性や均衡等を維持し、かつ同事業を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。<br>以上の理由から、公益財団法人北海道結核予防会との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                       | 保) 総務部<br>011-211-2992        |
| R7. 9. 3  | <a href="#">令和7年度生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」導入業務</a>                   | 株式会社アイネス           | 1,064,800   | R7. 8. 22 | R7. 8. 22 ～ R7. 9. 30 | タブレット端末用生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」（以下「訪問支援アプリ」という。）は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている札幌市生活保護電算事務システムとのデータ連携を行うことで、想定されている機能を使用できる、専用アプリである。また、この訪問支援アプリは、選定事業者が開発し、著作権を有しており、選定事業者の他に同製品を提供できる事業者はいない。<br>よって、訪問支援アプリのセットアップを行えるものは選定事業者の他にいないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 保) 総務部<br>011-211-2992        |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                               | 契約の相手方            | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間         | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課                   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| R7. 9. 3  | <a href="#">札幌市生活保護電算事務システム改修業務（特別児童扶養手当システムとの情報連携）</a>              | 株式会社アイネス          | 7,590,000   | R7. 8. 22  | ～ R8. 1. 31  | 札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、改修にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれる。<br>よって、システムの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">札幌市生活保護電算事務システム改修業務（被保護者調査の調査項目変更等に係る対応）</a>             | 株式会社アイネス          | 1,394,800   | R7. 12. 25 | ～ R8. 3. 31  | 札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、改修にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれる。<br>よって、システムの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和8年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務</a>                        | キャリアバンク株式会社       | 68,999,700  | R8. 3. 10  | ～ R10. 3. 31 | 本業務の目的達成のためには、生活困窮者に対する理解と、複合的な課題に対応するための専門的な知識や相談支援等の経験が必要である。また、生活困窮者の自立に向け、個人の状況に応じて状況の聞き取りから課題解決に至るまで信頼関係を構築する必要があることから、価格競争による競争入札等に適さないと判断されるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務（単価契約）</a> | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 | 4,781,254   | R8. 3. 19  | ～ R9. 3. 31  | 生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の者で特定16疾病に該当し、かつ医療保険に未加入の者をいう。）に係る要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査（以下「認定調査」という。）は、「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」（平成13年3月29日付け社援発第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）第2の問7により、介護保険被保険者との統一を図るため、介護保険と同様の取扱いとすることが適当とされている。<br>そして、介護保険においては、認定調査は、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できることとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）のみである。<br>以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務について、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）    | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">札幌市生活保護電算事務システム改修業務（最高裁判決に伴う対応）</a>                      | 株式会社アイネス          | 5,808,000   | R8. 3. 26  | ～ R8. 5. 29  | 札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、改修にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれる。<br>よって、システムの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度札幌市生活保護電算事務システム等運用保守業務</a>                          | 株式会社アイネス          | 32,911,084  | R8. 3. 26  | ～ R9. 3. 31  | 札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、運用保守にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に保守を行えないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">訪問支援アプリRelayNoteライセンス調達</a>                              | 株式会社アイネス          | 15,015,000  | R8. 3. 26  | ～ R9. 3. 31  | 本業務は、生活保護業務に従事する本市職員の業務効率化を図るため、タブレット端末未用生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」（以下「訪問支援アプリ」という。）のライセンスを調達することを目的としている。<br>訪問支援アプリは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている札幌市生活保護電算事務システムとのデータ連携を行うことで、想定されている機能を使用できる、専用アプリである。また、この訪問支援アプリは、選定事業者が開発し、著作権を有するものであり、一般に市販されている製品ではない。<br>よって、選定事業者の他に訪問支援アプリのライセンスを供給することできないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                               | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務（単価契約）</a>                     | 一般社団法人 札幌市医師会     | 6,435,044   | R8. 3. 27  | ～ R9. 3. 31  | 健康診査事業については、健診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健診単価や受診内容、健診方法を統一しなければならないことから、各医療機関を総括する窓口となりうるものを相手方として委託する必要があるが、この条件を満たすとしては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。<br>また、同会は、長年、生活保護世帯等の健康診査業務のみならず、札幌市国民健康保険における特定健康診査においても、良好な実績をあげていることから、健診のノウハウと実績を有しているとともに、確実な契約の履行を期待できる。<br>以上の理由から、一般社団法人札幌市医師会との特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                               | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">令和8年度 札幌市就業サポートセンター運営事業と一体的に実施する生活保護受給者就労支援事業</a>        | 株式会社東京リーガルマインド    | 12,034,000  | R8. 3. 30  | ～ R9. 3. 31  | 本事業は、札幌市北区保健福祉部保護課一・二・三・四課が生活保護の実施機関である生活保護受給者のうち、就労による自立に向けた支援を行うことが効果的であると判断された者に対し、札幌市就業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）事業で実施する多様な求職者向け各種就労支援サービスを活用しながら、就労に向けた意欲の喚起、履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方への助言、職業紹介等を実施するなど、支援対象者の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行うことを目的としている。<br>サポートセンターの運営業務は、毎年度経済観光局が委託先を選定（プロポーザル方式）しているが、令和8年度は左記事業者が受託したところであり、本事業の委託先になりうる唯一の事業者となるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                       | 保）総務部<br>011-211-2992 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加給付業務</a>         | 株式会社恵和ビジネス        | 264,943,960 | R8. 3. 31  | ～ R9. 3. 31  | 生活保護費の追加給付は、最高裁判決から専門委員会による議論を経て、実施することが決定し、令和8年2月20日付けで「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例（令和8年厚生労働省告示第43号）」（別添3）が公布され、同日付で発出された「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について（社援発0220第1号）」により、その詳細が示されたところである。<br>追加給付の性質に鑑みると、最高裁判決で指摘された当時の基準改定の違法性を速やかに是正する必要がある。可能な限り迅速な追加給付の支給に向け、早急に支給体制の構築が必要であるところ、選定事業者は、本市における給付金事業の実績が多数あり、必要部材及び人員等の緊急調達が可能かつ事業目的を達成することができる業者である。<br>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものと判断し、同者を相手先とした特定随意契約により調達することとする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号） | 保）総務部<br>011-211-2992 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                   | 契約の相手方            | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                           |
|-----------|------------------------------------------|-------------------|------------|-----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 4. 16 | <a href="#">訪問支援アプリRelayNoteライセンス調達</a>  | 株式会社アイネス          | 9,349,560  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | <p>本業務は、生活保護業務に従事する本市職員の業務効率化を図るため、タブレット端末用生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」（以下「訪問支援アプリ」という。）のライセンスを調達することを目的としている。</p> <p>訪問支援アプリは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている札幌市生活保護電算事務システムとのデータ連携を行うことで、想定されている機能を使用できる、専用アプリである。また、この訪問支援アプリは、選定事業者が開発し、著作権を有するものであり、一般に市販されている製品ではない。</p> <p>よって、選定事業者の他に訪問支援アプリのライセンスを供給することできないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保) 総務部保護課<br>011-211-2992     |
| R7. 10. 8 | <a href="#">さっぽろ年末生活サポート相談会運営業務</a>      | キャリアバンク株式会社       | 2,743,325  | R7. 10. 3 | R7. 10. 3 ～ R8. 3. 31 | <p>本業務は、長引く物価高騰等の影響により、生活に困りごとや悩みごとを抱える生活困窮者を対象に、市内中心部において札幌市生活就労支援センター・ステップ（以下「ステップ」という。）と関係機関が連携した相談の場を提供することで、一人でも多くの方がステップや関係機関の支援に繋がることを目的としている。</p> <p>当該相手方は、ステップが開設された平成27年度から現在に至るまで、一貫して同センターの運営業務を受託している。この間、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等の各種支援を行うとともに、生活困窮者支援のネットワークを構築してきた実績があり、関係機関との連携・調整のノウハウを有している。また、本業務において各種相談を行った生活困窮者に対し、継続的に支援を遂行できるのは、現にステップの運営業務を受託している者に限られるところである。</p> <p>以上より、当該相手方が本業務を遂行できる唯一の者であり、契約の性質及び目的が競争入札に適しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                                                                                            | 保) 総務部保護課<br>011-211-2992     |
| R7. 4. 16 | <a href="#">令和7年度地域福祉推進支援業務</a>          | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会  | 4,026,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | <p>本業務は、地区社会福祉協議会の事業実施部門である福祉のまち推進センターの活性化を目的としており、事業の実施に当たっては、地域福祉活動に関する高い専門性やノウハウを持ち、地域の実情を把握している必要がある。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、本市における地域福祉推進の役割を担う団体として、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体であり、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を統括している。</p> <p>また、平成7年度の福祉のまち推進事業の立ち上げから現在に至るまでの活動支援に関わっており、福祉のまち推進センターにおける活動の実態を把握し、地域福祉活動のノウハウを蓄積している。</p> <p>上記のことから、市社協は、本委託業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体であると判断される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                                                                                                                                                                                                | 保) 地域福祉・生活支援課<br>011-211-2932 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務</a> | 福) あむ             | 3,998,500  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | <p>本業務は、障がいのある方等要配慮者の避難支援に取り組む地域に対して、その地域の取り組みを側面支援するコーディネーターを派遣し、防災に関する支援事例を蓄積することで、誰もが安心して住むことができる地域づくりを行う業務である。</p> <p>実施にあたっては、障がいのある方等要配慮者に対する知識及び支援経験を有するとともに、札幌市内の相談支援事業所や札幌市自立支援協議会各区域域部会と協力・連携することが必要とされる。</p> <p>当該法人が本業務を実施する事業所は、札幌市基幹相談支援センター（さっぽろ地域づくりネットワーク・ワン・オール）を運営しており、市内唯一の基幹相談センターとして、相談支援事業所の後方支援や地域の関係機関との連携強化を業務として誠実に履行している。</p> <p>本業務についても平成28年度の事業開始当初から受託し、防災に関する支援事例を蓄積しながら確実に履行をしており、今後も履行することが見込まれる。</p> <p>以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約（特定）が適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                                                     | 保) 地域福祉・生活支援課<br>011-211-2932 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和8年度成年後見推進センター運営業務</a>      | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会  | 22,960,300 | R8. 3. 27 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>本事業は、本市の権利擁護支援・成年後見制度の利用推進に向け、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者、障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療・行政・司法、地域の関係団体と連携を図る地域連携ネットワークのコーディネート等を行い、さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組む機関の運営を行うものであることから、高い専門性や公平性が求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、全国の都道府県及び政令市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携が求められている。</p> <p>また、市社協は法人後見の実施団体でもあり、権利擁護支援に関する高い専門性を有している。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 地域福祉・生活支援課<br>011-211-2932 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">札幌シニア大学運営業務</a>              | 一般社団法人札幌市老人クラブ連合会 | 5,984,990  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | <p>本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実態について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、老人クラブに対する研修会や地域活動の実施など、日頃から育成指導や連絡調整を行うなどこの役割を果たしている。</p> <p>また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを持つとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当該大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。</p> <p>上記の理由から、当該業務を確実に実施できる者は当該法人において他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                                                                                                                                                                           | 保) 高齢福祉課<br>011-211-2976      |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                   | 契約の相手方            | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                          |
|------------|----------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-----------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 4. 23  | <a href="#">健康アプリに係るPMO支援業務</a>                          | グラビス・アーキテクト株式会社   | 67,100,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 本件業務は、令和8年度に本格運用を開始する（仮称）健康アプリ等の開発におけるプロジェクト管理全般を行うものである。<br>令和7年度には、市民モニターによるテスト運用（以下「モニター運用」という。）を実施し、利用者目線でのフィードバックを得て、アプリ等関連システムの品質向上を図ることとしており、この活動を令和8年4月の本格運用までに完遂するためには、アプリ等の要件、設計の内容を熟知していることはもとより、当該活動が札幌市基幹系ネットワーク、イントラネット、インターネット上に構築したシステム群に影響を及ぼすことのないよう、本市のネットワーク構成や情報セキュリティに対する深い理解と、プロジェクト管理の分野に関する十分なノウハウが必要不可欠である。<br>左記事業者は、本市の「情報政策技術支援業務（総合評価型一般競争入札）」を受託し、本市が行う情報システムの新規開発、改修案件等に対して技術的、専門的な観点から助言等を行ってきた実績に加え、「札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等の要件定義業務（企画提案型入札）」「札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務」の履行実績も有していることから、アプリ等関連システムの要件分析に対する深い理解がある。<br>以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能と見込まれる事業者は、左記事業者をもって他にない。<br>については、競争入札に適さないことから、当該事業者との特定随意契約とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号） | 保）高齢福祉課<br>011-211-2674      |
| R7. 4. 23  | <a href="#">健康アプリ及び事務局システムに係る運用・保守業務</a>                 | 株式会社日立製作所         | 262,377,500 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R12. 3. 31  | 本業務は、「高齢者向け健康ポイントアプリ等に係る設計・開発業務」により開発したアプリ及び事務局システム（以下「本システム」という。）について安定的な稼働を維持するため、運用・保守を行うものである。<br>本システムは、当該業者が開発したものであり、保守業務を行うにあたり、ネットワーク環境、機器やプログラムの構成に関する総合的かつ専門的知識・技術が必要となるが、これらはシステム開発業者のみが有しているものである。当該業者以外から調達した場合、迅速かつ適正な対応が行えないことに加え、円滑な業務の遂行に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、当該業者と特定随意契約を締結する。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保）高齢福祉課<br>011-211-2976      |
| R7. 4. 23  | <a href="#">札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム改修業務</a> | 株式会社日立製作所         | 78,408,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 対象者管理システムの開発及びそれ以降の運用保守業務は長年、当該事業者が担っており、関連システムの構成やネットワーク環境についても深い知識や理解を有している。<br>対象者管理システムでは個人情報や敬老ICカードの利用状況を管理するデータを保持・管理していることに加え、SAPICA共通利用センターとの間で交通利用の実績やICカード情報等のデータ連携を行っている。<br>今回の目的を達成（敬老優待乗車証の制度変更に対応）するためのシステム改修を行うにあたって、対象者管理システムで保持・管理するデータは、個人情報が含まれていることから取り扱いについて慎重を期す必要があること、また、SAPICA共通利用センター側では敬老ICカード以外のデータ（通常SAPICA等）も扱っていることからシステム構成も複雑で、本件のシステム改修がSAPICA共通利用センター側のシステムに何らかの悪影響を与えることはあってはならないこともあり、長年の知識やノウハウを持つ左記事業者以外には、本件のシステム改修を実施できる事業者は無い。<br>以上により、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる事業者として、左記事業者と特定随意契約により調達する。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                                                                                                 | 保）高齢福祉課<br>011-211-2976      |
| R7. 6. 11  | <a href="#">札幌健康アプリに係る事務局運営業務</a>                        | 株式会社JTB           | 429,286,000 | R7. 5. 30 | R7. 5. 30 ～ R10. 3. 31 | 本業務は、制度の対象となる多くの市民に対する確実な周知はもとより、関係企業・団体との各種調整、市民からの問い合わせ対応、アプリやスマートフォン操作の支援など、複雑かつ多様な業務を集中的かつ一元的に実施するものである。<br>その実施に当たっては、本業務への深い理解はもとより、組織運営上の創意工夫等により、効率的かつ安定的に業務を履行する能力、更には多角的な視点から本市へ提案し、確実に実現する能力が必要となる。これらは、民間事業者の持つ高度な創造性や技術力、専門的な知識や経験に基づくものであり、事業者の選定に当たっては価格による競争入札は適さないことから、公募型企画競争による調達を行うものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保）高齢福祉課<br>011-211-2976      |
| R7. 12. 10 | <a href="#">南老人福祉センター真空温水機更新業務</a>                       | 株式会社キタデン          | 8,470,000   | R7. 10. 8 | R7. 10. 8 ～ R8. 2. 28  | 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の5に該当し、緊急に調達する必要があるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保）高齢福祉課<br>011-211-2976      |
| R7. 4. 23  | <a href="#">札幌市介護保険制度主治医意見書記載内容等支援事業</a>                 | 一般社団法人 札幌市医師会     | 30,913,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 介護保険制度における主治医意見書は、医師のみが作成できるものであり、記載内容の確認や指摘、助言等は医師にしか行うことができない。また、本件業務は年間約81,500件の主治医意見書の確認等が必要であり、これを審査会開催前に遅滞なく適切に行うには、相応の人員体制が必要となる。<br>一般社団法人札幌市医師会は、札幌市内の開業医、勤務医を会員とする職能団体である。約4,000人の会員が所属しており、医師及び医療機関等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実かつ効率的に実施することができる人員等の体制が整備されている唯一の法人である。<br>以上のことから、当該法人を参加者として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 保）保健福祉部介護保険課<br>011-211-2547 |
| R7. 7. 23  | <a href="#">介護認定事務センター用の事務イス</a>                         | 大丸株式会社            | 1,628,550   | R7. 6. 30 | R7. 6. 30 ～ R7. 6. 30  | 単価契約による指定物品のため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保）保健福祉部介護保険課<br>011-211-2547 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">介護保険要介護（要支援）認定に係る認定調査業務</a>                  | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 | 758,581,307 | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査は、介護保険法第24条の2第1項により、都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）に委託することができ、札幌市圏域をサービス提供地域としている事務受託法人は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社協」という。）、一般社団法人北海道介護支援専門員協会（以下「支援専門員協会」という。）、日本ビジネスデータプロセッシングセンター（以下「日本データー」という。）の3か所で、いずれも事業所は札幌市内にあり、調査員数はそれぞれ、社協が152人、支援専門員協会は14人、日本データーは1人である。なお、支援専門員協会は、激甚災害時に指定市町村事務の委託契約を取り交わすとされているので、本業務を委託することはできない。<br>以上から、令和8年度委託予定件数約104,000件を公平均一に一括して調査できる体制を保有しているのは、認定調査専門の調査センターを市内8か所に設置し、公平・中立かつ円滑な認定調査に努めている社協のみであるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                   | 保）保健福祉部介護保険課<br>011-211-2547 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                    | 契約の相手方                        | 契約金額（円）   | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                           |
|------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 8. 20  | <a href="#">令和7年度（2025年度）個別支援計画事業者研修会開催業務</a>             | 特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワーク | 1,355,788 | R7. 5. 9  | R7. 5. 9 ～ R8. 3. 13  | 当該法人は、相談支援専門員の要件となる「相談支援従事者研修」について、北海道から委託を受けて実施している唯一の法人であり、ケアマネジメントに関する高い知識・経験と研修開催の実績を有していることから、本事業の委託先として適当である。<br>また、同等の実績を有する団体は他にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 保) 障がい、障がい福祉課<br>011-211-2938 |
| R7. 8. 13  | <a href="#">札幌市障害福祉サービス指定事業者等管理・障害児施設指定管理システムデータ移行等業務</a> | 株式会社佐賀電算センター                  | 1,306,800 | R7. 5. 30 | R7. 5. 30 ～ R7. 9. 30 | 本市で導入している「障害福祉サービス指定事業者等管理システム」及び「障害児施設指定管理システム」は左記事業者が独自の技術で開発したシステムである。同システムのデータ移行を円滑かつ確実に行うことができるのは、同事業者が唯一の相手方であり、システムを熟知しており緊急時の対応も可能である。これまでの同システムの保守業務・改修業務においても、確実に履行した実績を有しており、国保連との連携時に北海道と同一のシステムである必要があることから、同社との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保) 障がい、障がい福祉課<br>011-211-2938 |
| R7. 9. 17  | <a href="#">令和7年度（2025年度）札幌市障害福祉サービス魅力発信業務</a>            | キャリアバンク株式会社                   | 1,264,780 | R7. 8. 14 | R7. 8. 14 ～ R8. 2. 27 | 本事業は、障害福祉サービス事業所の新規就職者を増加させるため、福祉系専門学校等に在籍する学生に対して障がい福祉の仕事の魅力を発信する業務である。<br>当該目的をより高い水準で達成するためには、人材確保等の手法に精通し、高度な企画力と専門的知識を持つ事業者による効果の高い企画内容であることが求められる。<br>そのため、本事業者の選定に当たっては、価格による競争入札等には適しないものと判断されることから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる事業者を選定する公募型企画競争とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 保) 障がい、障がい福祉課<br>011-211-2938 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">令和7年度（2025年度）札幌市障害福祉サービス事業所管理者等研修企画運営業務</a>   | キャリアバンク株式会社                   | 4,399,450 | R7. 9. 19 | R7. 9. 19 ～ R8. 3. 6  | 本事業の目的は、障がい福祉サービス事業者等が安定的に人材を確保するとともに、それら人材を定着させるための手法を取得してもらうことにある。当該目的をより高い水準で達成するためには、人材確保等の手法に精通し、高度な企画力と専門的知識を持つ事業者による効果の高い研修内容であることが求められる。<br>そのため、本研修事業者の選定に当たっては、価格による競争入札等には適しないものと判断されることから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる研修事業者を選定する公募型企画競争を実施した。<br>左記の者は、「障がい福祉人材確保・定着サポート事業企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 保) 障がい、障がい福祉課<br>011-211-2938 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">視覚障がい者情報センター1階清掃業務</a>                        | 社会福祉法人 朝風                     | 5,775,000 | R8. 2. 19 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | ・当該事業者は平成17年度から当該業務の履行実績があり、下記選定基準をすべて満たしていると認められること。<br>・当該事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う、所在地が札幌市内の事業者であること。<br>・当該事業者は、施設利用者の障がい特性（視覚障がい・聴覚障がい）に応じて対応することで安全を保って業務を履行できること。<br>・当該事業者は、知的障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し業務を誠実に履行できること。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747  |
| R8. 3. 11  | <a href="#">視覚障がい者情報センター2階及び別館清掃業務</a>                    | 特定非営利活動法人 ボトス会                | 8,932,000 | R8. 2. 19 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | ・当該事業者は平成29年度から当該業務の履行実績があり、下記選定基準をすべて満たしていると認められること。<br>・当該事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う、所在地が札幌市内の事業者であること。<br>・当該事業者は、施設利用者の障がい特性（視覚障がい・聴覚障がい）に応じて対応することで安全を保って業務を履行できること。<br>・当該事業者は、精神障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し業務を誠実に履行できること。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747  |
| R8. 4. 15  | <a href="#">札幌市聴能言語訓練事業</a>                               | 公益財団法人札幌聴覚障害者協会               | 1,310,000 | R8. 3. 6  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 当事業は、聴覚障がい者が陥りやすいコミュニケーション手段の不足を補い、自立更生、社会への適応を高めることを目的として、残存聴力の活用や手話等の聴覚以外のことばの習得訓練等を行うものである。本事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、<br>1 聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること<br>2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること<br>3 障がい者の訓練による習得状況が判断できることがあげられる。<br>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。<br>また当事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。<br>当該事業者のほかに上記1`3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747  |

| 掲載日       | 調達契約件名                              | 契約の相手方             | 契約金額（円）   | 契約締結年月日  | 履行期間                 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                          |
|-----------|-------------------------------------|--------------------|-----------|----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業</a> | 公益財団法人札幌聴覚障害者協会    | 1,375,000 | R8. 3. 6 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当事業は、本市の聴覚障がい者への地域生活支援(生活訓練等)として、育児やコミュニケーションなど社会生活上必要なことを学び、聴覚障がい者の自立更生、社会参加、福祉の向上を図ることを目的として実施されるものである。<br>当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、<br>1 聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること<br>2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること<br>3 聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できること<br>があげられる。<br>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。<br>また当事業は昭和48年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、事業開催にあたっては、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができています。<br>当該事業者のほかに上記1`3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。<br>以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">点字即時情報ネットワーク事業</a>      | 公益財団法人札幌市視覚障害者福祉協会 | 1,693,000 | R8. 3. 6 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当事業は、点字によらなければならない視覚障がい者の方に対して、新聞等の最新情報を点訳して提供し、社会参加の促進及び福祉の向上を図るものである。当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、<br>1 情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること<br>2 校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること<br>3 発行された点字情報の問い合わせ等について迅速な対応が可能であること<br>があげられる。<br>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。また、当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を持ち、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークを有している。<br>以上から、本事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1`3を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業</a>   | 公益財団法人札幌聴覚障害者協会    | 4,020,000 | R8. 3. 6 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与する字幕・手話を付加した映像資料の貸出、情報機器紹介及びパソコンの操作方法等の指導等の業務を行うものである。<br>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、<br>1 聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること<br>2 安心して相談ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること<br>があげられる。<br>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者や障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。<br>また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。<br>当該事業者のほかに上記1`3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。<br>以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                 | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">聴覚障がい者向け映像資料制作事業</a>    | 公益財団法人札幌聴覚障害者協会    | 8,330,000 | R8. 3. 6 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において提供する市政情報や地域に根ざした情報、聴覚障がい者の活動等に字幕、手話を付加した映像資料を制作するものである。<br>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、<br>1 聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること<br>2 映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること<br>3 ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できること<br>があげられる。<br>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。<br>また、当事業は平成17年度から当該事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。<br>当該事業者のほかに上記1`3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。<br>以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                       | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                             | 契約の相手方                        | 契約金額（円）      | 契約締結年月日   | 履行期間                 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                           |
|-----------|----------------------------------------------------|-------------------------------|--------------|-----------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市中途失明者社会適応訓練事業</a>                   | 公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会           | 8, 477, 600  | R8. 3. 6  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当事業は中途失明者が抱えている不安の解消と今後の生活の方途を自身で見出すため、必要な助言・指導及び自立生活に必要な基礎的訓練を早期に行うことで中途失明者の社会適応を図ることを目的として行うものである。<br>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、<br>1 視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること<br>2 訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていることがあげられる。<br>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る訓練を行う視覚障害者生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター等の養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせて安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。 以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1、2を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                         | 保) 障がい者更生相談所<br>011-631-6747  |
| R8. 4. 8  | <a href="#">心の健康づくり電話相談業務</a>                      | 特非) 札幌市精神障害者家族連合会             | 7, 150, 000  | R8. 3. 27 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本業務は、電話による精神保健福祉相談であることから、精神保健福祉に関する幅広い専門的知識や電話対応力・傾聴力等、専門的に訓練・養成された能力が求められる、極めて高度かつ特殊な業務である。そのため、日頃の相談業務等により培われた豊富な経験やノウハウを活用することが極めて効果的である。左記事業者は、平成12年度から「心の健康づくり電話相談業務」を継続的に受託しており、電話による精神保健福祉相談において十分な技能、経験、ノウハウを有している。<br>また、相談対応を行うにあたって、当事者等との信頼関係を構築し、継続的かつ長期的な視点で支援することは極めて重要である。本業務では、複雑困難な問題を抱え、また孤立等て追い込まれて自殺を考えた相談を含む様々な相談を、継続的に受け手が多く、左記事業者による長年の誠実かつ適正な業務履行により、相談員と当事者が良好な信頼関係を構築しているケースが数多く見受けられることから、当事者等への支援として、この信頼関係を維持することが極めて効果的である。<br>そして、本業務では、日常の些細な相談から、自殺を図ろうとする者の相談等、軽重様々な相談を受けており、電話相談のみならず、来所による相談や地域ネットワーク等へ繋げるなどの継続的な支援を要するケースがある。左記事業者は、他機関等との信頼関係により構築された地域のネットワークを有していることから、当事者等が必要とする支援につなぐなどの的確な対応が期待できる。<br>これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)        | 保) 精神保健福祉センター<br>011-622-5190 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">札幌市精神科救急情報センター業務</a>                   | 特非) 札幌市精神障害者家族連合会             | 27, 439, 500 | R8. 3. 27 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本業務は、休日・夜間における精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整を行なうものである。<br>そのため、精神保健福祉についての幅広い知識や理解、経験に裏打ちされたノウハウ、当事者等との電話の中で症状の緊急性を的確に判断し、必要な情報を収集して即座に対応できる能力等が求められる、極めて専門性の高い業務である。また、医療機関・消防局・警察等の他機関や精神科及び内科等の医師との連絡調整を円滑に行うための信頼関係構築が必要である。<br>左記事業者は、「地域生活支援センターさっぽろ」の指定管理者として、良好な管理運営を行っているなど、当事者等への適切な対応について十分な実績を有するものと認められる。また、平成16年度から本業務を誠実かつ適正に履行しており、その経験によるノウハウを蓄積しているとともに、他機関等との十分な信頼関係のもと、休日・夜間における精神科救急医療体制の中核をなしている。<br>これらのことから、本業務を遂行するために必要な体制を確保できる事業者が他になく、競争入札に適さない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                            | 保) 精神保健福祉センター<br>011-622-5190 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">電話相談強化事業における「心の健康づくり電話相談」夜間・休日対応業務</a> | 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンタ     | 5, 566, 000  | R8. 3. 27 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本業務の目的は、当センターにおいて平日の日に実施している電話による精神保健福祉相談を、平日の夜間及び土・日・祝日においても実施することである。<br>電話による精神保健福祉相談を行うには、相談従事者が精神保健福祉に関する幅広い専門知識や傾聴力、対人援助技術力等、専門的に訓練・養成された能力及び豊富な経験を有している必要がある。左記事業者は、平成23年3月から本業務を継続的に受託しているほか、区役所の家庭生活相談窓口へのカウンセラー派遣等を行っているなど、電話による精神保健福祉相談において十分な技能や経験を有している。<br>また、本業務を遂行するには、平日の夜間や土・日・祝日に、上記人材や業務実施に必要な設備等の環境を確保する必要があるが、左記事業者は北海道の「心の健康づくり電話相談」や北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として行っている犯罪被害者支援の相談事業など、多くの電話相談業務を事業所内で実施しており、本業務遂行に必要な体制を有していると認められる。<br>これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                               | 保) 精神保健福祉センター<br>011-622-5190 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">ひきこもりに関する集団型支援拠点「よりどころ」設置運営業務</a>      | 特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク | 3, 873, 408  | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本業務の目的を達成するには、当事者等の支援に関する豊富な経験や知識、居場所運営のノウハウのほか、福祉・教育・医療等の各支援機関とのネットワーク構築が不可欠である。あわせて、公的支援や相談窓口に抵抗感を持つ当事者等を足を運びやすいよう、ピアサポーター等の人的資源の活用も必要である。<br>左記事業者は、平成11年にひきこもりピアサポートを行う任意団体として発足し、平成19年から現在に至るまで当事者会を実践しており、居場所運営に関し高いノウハウを持っている。<br>そのほか、ひきこもりの理解啓発のための研修会や講演会を開催し、ひきこもり当事者、家族、支援者等に対する啓発活動を行っている。併せて、ひきこもりに関する全国組織「KH」全国ひきこもり家族連合会の北海道支部と一体となった運営が行われており、家族向けの居場所運営に関してのノウハウも持ち合わせている。<br>また、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成機関の一員として、本市の福祉・教育・医療、就労等に関わる各構成機関とのネットワークを構築しており、本業務に求められる他支援機関との連携に関しても十分な実績を持っている。<br>さらに、ひきこもり支援においては、長い時間をかけて当事者等との信頼関係を構築し、長期間に及ぶ継続的又は断続的な支援を行っていくことが必要不可欠であり、当事者等が社会参加に至った場合であっても、安心して継続的な相談ができる隙間のない支援体制が求められる。<br>これらのことから、本業務の目的を達成するために必要な体制・能力等を有する事業者が他になく、競争入札に適さない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 精神保健福祉センター<br>011-622-5190 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                             | 契約の相手方            | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-----------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市ひきこもり地域支援センター設置運営業務</a>                             | 公益財団法人北海道精神保健推進協会 | 18,846,300  | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>本業務の目的を達成するには、ひきこもり相談に関する豊富な経験や知識、専門的な資格を持つ職員を有することが必要である。また、本市の実施する精神保健福祉相談業務や、各種支援・サービスの連携や地域における関係機関とのネットワークが構築されていることが必要である。</p> <p>左記事業者は、平成21年度から北海道、平成27年度から本市が実施するひきこもり対策推進事業の委託を受けセンターを設置しており、ひきこもりの第一次相談窓口として高い業務実績を有するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関とも連携し、ひきこもりに対する支援ネットワークを構築している。</p> <p>また、ひきこもり外来及び精神科デイケア施設「こころのリカバリー総合支援センター」を開設し、様々な理由から社会的な適応が困難な人たちの自立や社会参加の支援に当たること、相談、支援に関する多くのノウハウを蓄積している。</p> <p>「よりどころ」においても、参加者と信頼関係を築きながらひきこもりセンターの個別相談に繋げることで、事業の円滑な運営及び参加者の定着に大きく寄与している。</p> <p>さらに、センターに寄せられる相談は8割以上が継続相談であることから、ひきこもり支援においては、長い時間をかけて当事者等との信頼関係を構築し、長期間に及ぶ支援を行っていくことが必要であると判断される。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成するために必要な体制・能力等を有する事業者が他になく、競争入札に適さない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                     | 保）精神保健福祉センター<br>011-622-5190  |
| R8. 3. 18 | <a href="#">札幌市子ども発達支援総合センター自動制御設備保守点検業務</a>                       | ジョンソンコントロールズ株式会社  | 5,610,000   | R8. 3. 6  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>・左記事業者は、当該設備のメーカー及び保守メンテナンス業者であり、構造やシステムを熟知していること。</p> <p>・左記事業者のみが、部品交換等の機器整備に必要な主要機器及び専用部品を供給可能であること。</p> <p>・当該設備の点検・調整をする上で必要なソフトウェアの著作権は、左記事業者のみが保有しており、他の業者への使用許諾を行っていないこと。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 保）発達支援セ．地域支援課<br>011-821-0070 |
| R8. 3. 18 | <a href="#">令和8年度札幌市子ども発達支援総合センター一般廃棄物収集運搬業務（単価契約）</a>             | 一般財団法人 札幌市環境事業公社  | 1,445,455   | R8. 3. 10 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>札幌市における事業系一般廃棄物の収集・運搬に係る許可業者は、当該業者のみのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保）発達支援セ．地域支援課<br>011-821-0070 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">札幌市子ども発達支援総合センターB棟昇降機保守点検業務</a>                        | フジテック株式会社         | 1,584,000   | R8. 3. 19 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>・左記事業者が本件昇降機のメーカー及び保守点検業者であり、構造やシステムを熟知していること。</p> <p>・専用部品等の供給及び維持管理のための情報提供及び円滑にできる体制を有していること。</p> <p>・メーカー独自の制御関連機器プログラムや専用部品等の変更・交換の必要性が生じた場合に、他の業者では迅速かつ確実な対応が困難であること。</p> <p>・故障等発生時におけるメーカーと保守点検者との責任の所在が不明確になることを避ける必要があること。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保）発達支援セ．地域支援課<br>011-821-0070 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">札幌市子ども発達支援総合センターひまわり棟他昇降機保守点検業務</a>                    | 中央エレベーター工業株式会社    | 1,240,800   | R8. 3. 19 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>・左記事業者が本件昇降機のメーカー及び保守点検業者であり、構造やシステムを熟知していること。</p> <p>・専用部品等の供給及び維持管理のための情報提供及び円滑にできる体制を有していること。</p> <p>・メーカー独自の制御関連機器プログラムや専用部品等の変更・交換の必要性が生じた場合に、他の業者では迅速かつ確実な対応が困難であること。</p> <p>・故障等発生時におけるメーカーと保守点検者との責任の所在が不明確になることを避ける必要があること。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保）発達支援セ．地域支援課<br>011-821-0070 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">札幌市子ども発達支援総合センター電子カルテシステム保守業務</a>                      | セコム医療システム株式会社     | 2,709,960   | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>本システムは、左記事業者が独自に開発したシステムであり、システムの内部構造（ソースコード）は公開されていない。また、本システムは左記事業者の専用サーバー（クラウド）で運用されており、他社がアクセスすることができない。</p> <p>以上のことから、他社ではシステム全体の機能保全を確保することが出来ないため、左記事業者を本件特定随意契約の相手方としたい。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 保）発達支援セ．地域支援課<br>011-821-0070 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">札幌市国民健康保険特定健康診査業務（集団方式）・札幌市後期高齢者健康診査業務（集団方式）（単価契約）</a> | 公益財団法人 北海道結核予防会   | 143,994,789 | R7. 4. 17 | R7. 5. 1 ～ R8. 3. 31  | <p>住民集団健康診査は、昭和35年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診（平成20年度から特定健康診査）、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。</p> <p>住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、ウェルネス推進部及び保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）を相手方として指名することが決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944  |
| R7. 6. 11 | <a href="#">後期高齢者医療・国民年金システム移行事前検証業務</a>                           | 株式会社日立製作所         | 43,480,800  | R7. 5. 29 | R7. 5. 29 ～ R7. 9. 30 | <p>本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。</p> <p>本市の「後期高齢者医療業務」及び「国民年金業務」においては、標準準拠パッケージ（以下「標準準拠システム」という。）への移行を検討しており、本業務は、総務省作成「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載されている「データ移行」の先行作業に相当する作業を行い、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出及びそれに対する対応策の検討を行うものである。</p> <p>なお、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和5年度に行ったRFIにおいて、左記事業者のみが「後期高齢者医療業務」及び「国民年金業務」において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。</p> <p>今回の業務については、標準準拠システムの仕様を詳細に把握し、検証環境を整備したうえで、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出と対応策の検討を行う必要があるが、この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準準拠システムの開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している左記事業者のみである。</p> <p>以上の理由から、左記事業者を特定随意契約の相手方としたい。</p> <p>なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。</p> <p>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）</p> | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944  |
| R7. 10. 8 | <a href="#">札幌市インターネットにおけるグループウェア切り替えに伴う札幌市滞納整理補助システム改修業務</a>      | 株式会社アイティフォー       | 1,129,920   | R7. 8. 22 | R7. 8. 22 ～ R7. 9. 30 | <p>補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該選定事業者が有しており、他社がCARSシステムのソースプログラムを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。</p> <p>したがって、特定随意契約により当該選定事業者を選定する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944  |

| 掲載日       | 調達契約件名                                            | 契約の相手方           | 契約金額（円）       | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                          |
|-----------|---------------------------------------------------|------------------|---------------|------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 1. 14 | <a href="#">国民健康保険等システム標準化対応委託業務</a>              | 株式会社日立製作所        | 5,796,180,500 | R7. 12. 12 | R7. 12. 12 ～ R10. 1. 4 | 地方公共団体情報システムの標準化とは、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている施策である。本市の国民健康保険及び国保系収滞納（以下「国民健康保険等」という。）業務においても、この法令上の要請に基づき、令和9年度までにパッケージシステムを導入し、標準システムへの移行を行うこととされている。<br>本業務は、総務省作成「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載されている「移行フェーズ」として、データ移行や各種テスト等標準システムの稼働に必要な作業を行うものである。<br>令和5年度に情報システム部が、政令指定都市に標準化対象業務システムの納入実績があるベンダ31社に対し実施した情報提供依頼（以下「RFI」という。）において、国民健康保険等業務については、左記事業者からのみ、所定の期限までに市町村事務処理標準システム及び国保系収滞納機能パッケージ（以下「事務処理標準システム等」という。）を本市に提供可能である旨の回答があった。この結果を踏まえ、国民健康保険等業務については、事務処理標準システム等が唯一本市への対応が見込める標準システムとして、移行準備作業等を進めてきたところである。<br>この度、事務処理標準システム等の移行作業を進めていくにあたり、前回調査から一定期間が経過して、各ベンダの状況も変化している可能性を鑑み、その状況を改めて確認する必要があると判断した。そこで、令和9年度までに事務処理標準システム等の提供が可能なベンダの有無を調査するため、過去10年の間に、政令指定都市に対応した国民健康保険業務のシステム納入実績のあるベンダに対し、改めてRFIを実施した。その結果、前回の結果と変わらず、本市に対し当該システムを令和9年度に提供可能である旨の回答があったのは、左記事業者からのみであった。<br>このような状況において、事務処理標準システム等をガバメントクラウド上に構築し、移行を行う本業務について、これを適切かつ期間内に実施することができるのは、市町村事務処理標準システムの開発・他政令市への提供及び移行準備作業等を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知しており、具体的なスケジュールを踏まえ本業務への対応が可能と唯一本市に回答している左記事業者以外に存在しないと判断される。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号） | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">子ども・子育て支援金制度対応に係る滞納整理補助システムの改修</a>    | 株式会社アイティフォー      | 1,219,460     | R8. 2. 3   | R8. 2. 3 ～ R8. 2. 27   | 滞納整理補助システムは、区保険年金課収納係職員が抽出データをもとに滞納者の分析を行うなど、滞納整理業務をより効果的に推進していくことを目的とし、令和2年度より導入している。<br>滞納整理補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該相手方が有しているため、他社がCARSシステムのソースプログラムを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。<br>したがって、特定随意契約により当該事業者を選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">滞納整理補助システム運用保守業務</a>                  | 株式会社アイティフォー      | 1,689,600     | R8. 3. 13  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 滞納整理補助システムは、区保険年金課収納係職員が抽出データをもとに滞納者の分析を行うなど、滞納整理業務をより効果的に推進していくことを目的とし、令和2年度より導入している。<br>本業務は、滞納整理補助システムについて、安定的な稼働を確保するために行う保守業務である。<br>滞納整理補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該相手方が有しているため、他社がCARSシステムのソースプログラムを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。<br>したがって、特定随意契約により当該事業者を選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">特定健診・特定保健指導システム保守運用業務</a>             | 株式会社HBA          | 7,497,600     | R8. 3. 26  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、委託者が使用する株式会社両備システムズ製「地域健康支援システム 健康かるて」(以下「本システム」という。)の利用許諾権を調達し、円滑かつ安定的に運用するために必要となる保守運用を行うものである。<br>本システムは、令和元年6月4日付け「札幌市特定健診・特定保健指導システム再構築業務」において、株式会社HBA（以下「HBA」という。）から調達しており、委託者独自のカスタマイズを加えて構築している。本業務の履行にあたっては、カスタマイズシステムの詳細設計を把握した上で、専門的知識や技術等を用いる必要があり、本システムを構築したHBA以外に履行できる業者はいない。<br>よって、本業務の性質又は目的から契約の相手方が特定の者に限定されており、競争入札に適しないため、HBAを特定随意契約の相手方としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">ベイジー口座振替受付サービスに係る情報処理業務（単価契約）</a>     | セイコーソリューションズ株式会社 | 1,324,884     | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、日本マルチハイメントネットワーク運営協議会が提供するベイジー口座振替受付サービスを利用するため、専用端末機を通じてネットワークにアクセスし、委託者と金融機関との間で口座振替の登録に必要な情報の伝達処理を行うものである。<br>自治体向けベイジー口座振替受付サービスの専用端末機は、セイコーソリューションズ株式会社のみの取扱いとなっていることから、同社以外が前記業務を提供することができない。<br>よって、本業務の調達には、その性質が競争入札に適さないことから、相手方をセイコーソリューションズ株式会社に特定し、随意契約をすることとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">札幌市国民健康保険特定健康診査業務（個別医療機関方式）（単価契約）</a> | 一般社団法人 札幌市医師会    | 352,270,526   | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。<br>契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">札幌市後期高齢者健康診査業務（個別医療機関方式）（単価契約）</a>    | 一般社団法人 札幌市医師会    | 307,266,153   | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。<br>契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保）保険医療部保険企画課<br>011-211-2944 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                    | 契約の相手方                 | 契約金額（円）     | 契約締結年月日  | 履行期間                 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------|------------------------|-------------|----------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 4. 16 | <a href="#">札幌市がん検診（個別方式）（単価契約）</a>                       | 一般社団法人札幌市医師会           | 891,052,062 | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備するため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。<br>札幌市は市内に1,500を超える医療機関があり市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は非効率であるところ、札幌市医師会は市内1,000を超える医療機関に登録しており、また、市においては、医学的知見に基づき、検診・検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である一般社団法人札幌市医師会（以下「医師会」という。）を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。<br>また、医師会は、これまでも、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。<br>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                       | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3513 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">札幌市がん検診（集団方式、一括方式等）（単価契約）</a>                 | 公益財団法人北海道対がん協会         | 257,371,853 | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 公益財団法人 北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要な不可欠な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。<br>本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を限なく巡回して、年間を通して数万件規模となる検診に対応できる体制を整備する必要がある。<br>職場検診など限定された区域・人に対する健康診査や検診を実施している企業や団体はあるものの、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受け、ことが可能な企業や団体は、対がん協会の他にない。<br>また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。<br>さらに、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。<br>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3513 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">札幌市肺がん検診等業務（単価契約）</a>                         | 公益財団法人 北海道結核予防会        | 16,652,987  | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業（平成21年度をもって廃止）、平成4年度からすこやか健診（平成20年度から特定健康診査に変更）、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。<br>国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められていることから、令和6年度の結核住民検診は、公益財団法人 北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）に委託している。<br>以上の理由により、令和7年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                         | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3513 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">令和7年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等適正運営・普及啓発事業</a>           | 一般社団法人札幌市医師会           | 6,501,000   | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | (1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。<br>(2) 本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材（講師）を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。<br>(3) 本市内の医療機関の開業医・勤務医の多くが当該団体の会員であり、その医学的専門的知識、ネットワークを活かした普及啓発事業を行うことができる。<br>(4) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。<br>(5) これまでも各種事業において本市と十分連携を図っており、本件事業を遂行するにあっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。<br>以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                            | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3513 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（低栄養ハイリスク対策）関連業務</a>       | 公益社団法人北海道栄養士会          | 6,164,972   | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 本事業は、低栄養のハイリスク者を対象に、管理栄養士・栄養士が電話や訪問による栄養指導を実施するとともに、栄養口腔フレイル講座に管理栄養士・栄養士を派遣し、参加者を対象に栄養指導を実施するものである。<br>実施にあたっては、厚生労働省が定める「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づくこととされており、低栄養のリスクがある高齢者を対象に、身近な地域や在宅において支援を受けることができるとされている。<br>当該法人は、管理栄養士・栄養士の派遣し栄養食事指導を行うことなどができ、本業務を履行可能な唯一の団体である。なお、当該法人は、令和6年10月から本事業を受託しており、適切な事業運営を行っており、道内市町村や地域住民からの依頼に対し、管理栄養士・栄養士を派遣し栄養食事指導を行うなどの実績がある。以上のことから、当該法人を参加者として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                           | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3516 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">働く世代のがん患者への支援事業</a>                           | 独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター | 2,500,000   | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター（以下「相談支援センター」という）を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。<br>本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。<br>当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。<br>このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                     | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3513 |
| R8. 1. 21 | <a href="#">札幌市立小学校におけるフッ化物洗口モデル事業実施に係る洗口液作製等業務（単価契約）</a> | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター    | 7,091,552   | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 本事業における委託業務は小学校において、うがい液の作成、うがい会場の設営、片付け等の軽作業である。<br>就業を希望する高齢者に対して就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、シルバー人材センターに対して発注したい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保) ウェルネス推進課<br>011-614-5800 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                            | 契約の相手方                   | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 担当課                          |
|------------|---------------------------------------------------|--------------------------|------------|------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 11. 19 | <a href="#">令和7年度ウェルネス推進プロモーション業務</a>             | 株式会社電通北海道                | 9,350,000  | R7. 4. 11  | R7. 4. 11 ～ R8. 3. 24  | 当該事業は、イベントなどの各取組と連動した一体的なプロモーション実施し、市民の「ウェルネス」に対する認知度向上と、健康行動に対する意欲喚起を図るものであり、限られた予算内で最大の効果を得ることができるように業務を実施することが求められることから、業務の実施に高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とし、価格競争による委託契約先の選定はなじまないことから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条の定めに基づき、公募型企画競争を実施を行った。<br>「令和7年度ウェルネス推進プロモーション業務企画競争実施委員会」において提案企画の審査を行った結果、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い事業者を契約候補者として選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                    | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3511  |
| R7. 11. 19 | <a href="#">親子をターゲットとした健康行動のきっかけづくり業務</a>         | 株式会社リージョナルマーケティング        | 4,999,500  | R7. 7. 16  | R7. 7. 16 ～ R8. 3. 31  | 当該事業は、「子どもの体力低下・運動機会の減少」という課題解決に向けた子どもの活動機会（きっかけづくり）を提供するとともに、子どもを介して親（家庭）に対してもアプローチを行うことにより、働く世代の健康意識の醸成及び行動変容を促すことを目的としており、限られた予算内で最大の効果を得ることができるように業務を実施することが求められることから、業務の実施に高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とし、価格競争による委託契約先の選定はなじまないことから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条の定めに基づき、公募型企画競争を実施を行った。<br>「親子をターゲットとした健康行動のきっかけづくり業務」企画競争実施委員会において提案企画の審査を行った結果、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い事業者を契約候補者として選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                 | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3511  |
| R8. 2. 11  | <a href="#">（仮称）「さっぽろ★ウェルネスチェック」Webサイト構築・運営業務</a> | 株式会社ユニゾンベックス             | 3,299,120  | R7. 10. 29 | R7. 10. 29 ～ R8. 3. 31 | 本事業は、市民が自身の健康に関する立ち位置を把握することができ、また、どのような取組を行えばよいかを提案するコンテンツ制作を含んだWebサイトを構築し、市民の健康意識の醸成や行動変容を促すことを目的としており、当該目的の達成のため、高度な技術力と企画・開発力を発揮し、限られた予算内で最大の効果を得ることが求められることから、業務の実施に高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とし、価格競争による委託契約先の選定はなじまないことから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条の定めに基づき、公募型企画競争を実施を行った。<br>「（仮称）「さっぽろ★ウェルネスチェック」Webサイト構築・運営業務」企画競争実施委員会において提案企画の審査を行った結果、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い事業者を契約候補者として選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                | 保) ウェルネス推進課<br>011-211-3511  |
| R8. 4. 8   | <a href="#">令和8年度札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム保守業務</a>  | T X P M e d i c a l 株式会社 | 4,752,000  | R8. 3. 9   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、札幌市保健福祉局、札幌市消防局及び市内医療機関が使用する「札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム」（以下「本システム」という。）に関する保守運用を行うものである。<br>本業務の履行には、本システムに関して十分な知識を有し、安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠となる。<br>当該事業者は、本システムの要件分析や設計に携わっており、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを開発した事業者である。また、稼働するサーバ構成や仕様等を熟知していることから、本業務を履行できる唯一の事業者である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                             | 保) ウェル、医療政策課<br>011-211-3517 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">電子マネー等決済による夜間休日急病センター使用料等収納業務</a>     | 株式会社ニッセンレンエスコート          | 1,955,448  | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、夜間休日急病センターにおける使用料等の収納において、市民の利便性向上のため幅広い支払い手段を提供することを目的としている。<br>対象とする決済手段のうち、とりわけ、本市の市民カードとして広く普及している「SAPICA」及び主要クレジットカードブランドである「VISA」、「Mastercard」、「JCB」は導入が必須である。<br>SAPICA事業を行う札幌総合情報センター株式会社（SNET）と契約を締結している決済代行業者2者（株式会社ニッセンレンエスコート、株式会社ジーシービー）のうち、SAPICA及びクレジットカード主要ブランドの取扱いができる機関は1者に特定される。<br>以上により、当該業務に係る役務の提供を行える者が1者に限定されるため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                     | 保) ウェル、医療政策課<br>011-211-3517 |
| R7. 7. 23  | <a href="#">市営墓園管理料徴収開始に伴う墓地管理システム改修業務</a>        | 株式会社ネクシス                 | 1,980,000  | R7. 5. 8   | R7. 5. 8 ～ R8. 2. 28   | 本件業務は、市営墓園管理料徴収開始に伴う墓地管理システムの改修を目的とする。<br>本件業務の履行に当たって、受託者には対象システムの機能や構成、各種設定情報等を熟知していることが求められる。<br>当該選定事業者は、本システムの開発・改修及び導入以降の保守業務を行っており、当該事項の詳細を熟知しているのは同社以外にない。<br>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、株式会社ネクシスを本業務における契約の相手方に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                              | 保) ウェル、施設管理課<br>011-211-3525 |
| R7. 9. 24  | <a href="#">終活ガイドブック作成及び終活サロン運営業務</a>             | 札幌テレビ放送株式会社              | 2,492,600  | R7. 9. 11  | R7. 9. 11 ～ R8. 3. 27  | 終活については、相談、介護、遺品整理、葬儀、お墓など、多岐にわたる知識・経験が求められる分野であり、終活に関する情報を必要とする市民に情報を提供し、行動を起こしていただくためには、専門的な知識・経験に基づいて各種啓発事業を行う必要がある。終活ガイドブックの作成にあたっては、情報と必要とする市民に分かりやすく伝えるための創造力が必要である。また、終活サロンの開催にあたっては、参加者の満足度を向上するための伝え方などの技術力も必要である。<br>以上から、本業務の受託者には、終活に関する専門的な知識又は経験が必要であるとともに、効果的な意識醸成を推進するための発信方法の工夫に係る高度な創造力、技術力が必要であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札には適さない業務と考えられることから、公募型企画競争により受託者を選定することとした。この度、当該事業者の企画提案が終活ガイドブック作成及び終活サロン運営業務に係る企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) ウェル、施設管理課<br>011-211-3518 |
| R8. 4. 22  | <a href="#">令和8年度札幌市火葬場予約システム運用保守業務</a>           | 都築電気株式会社                 | 3,814,800  | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当該事業者は、令和5年度に当該システムを開発し、令和5年度から令和7年度に至るまで当該システムの保守業務を受託するなど、本件業務についての深い知識を持っている。本業務では、システム本体等に障害が発生した際、速やかに原因究明を行い、業務への支障が最小限となるように復旧させる必要があるものであり、当該システムの詳細や稼働状況、システム本体等に関する深い知識が必要となり、当該事業者以外の者が行うことはできないと判断されるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                          | 保) ウェル、施設管理課<br>011-211-3518 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">令和8年度札幌市難病情報システム運用保守業務</a>            | 株式会社H B A                | 18,321,336 | R8. 3. 24  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、「札幌市難病情報システム」の運用スケジュール管理、システム定期保守及び各種障害対応等を行う業務である。<br>当該業務の実施にあたっては、当該システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構造等に関する総合的かつ専門的知識が必要となるが、当該システムを開発した選定事業者以外にそのような知識を持つ者は存在しない。<br>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断されるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                              | 保) 保健所保健管理課<br>011-622-5153  |

| 掲載日       | 調達契約件名                                     | 契約の相手方              | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課                            |
|-----------|--------------------------------------------|---------------------|------------|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R8. 4. 8  | <a href="#">WEST19庁舎清掃業務（4階・5階）</a>        | ゆにばーさる株式会社          | 4,851,000  | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当該業務は、札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労を希望する障がい者に対して、自立訓練または就労の機会を提供し、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる業務である。<br>当該事業者は、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（第5条第13項に規定する就労移行支援及び第5条第14項に規定する就労継続支援）を実施しており、その所在地が札幌市内である。<br>また、障がい者に係る職業訓練のノウハウ及び清掃業務について、技術、知識を有しているため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 保) 保健所保健管理課<br>011-676-7176    |
| R8. 4. 8  | <a href="#">札幌市小児慢性特定疾病児童等自立支援センター業務</a>   | 国立大学法人北海道大学 北海道大学病院 | 7,440,400  | R8. 3. 27 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 本事業は小児慢性特定疾病児童等の自立支援を目的とした総合相談事業である。札幌市では、令和3年度に札幌市難病対策地域協議会に小児科等の専門医や教育委員会、患者当事者等で構成する小児慢性特定疾病部会（以下、「小慢部会」という。）を設置し、小慢部会において、事業の検討を進め、下記の要件を満たす医療機関に委託する方針で一致し、本市としても本業務を最も適切かつ効果的に遂行できるのは北大病院であると認め、業務内容について協議を進め、令和6年度に委託により事業を開始した経緯がある。<br>【要件】<br>1 小児慢性特定疾病児童等が多く通院していること<br>2 多職種のサポートが受けられること<br>3 札幌全域から通いやすい場所に相談地点が確保できること<br>4 移行期医療の実績があり、自律（自立）支援に取り組んでいること<br>5 他の医療機関と幅広いネットワークがあること<br>令和6年8月に当該病院に委託契約後、同年10月から小児慢性特定疾病児童等自立支援センター（愛称：「北大子どもサポートセンター アルモニ」）を設立し、相談支援事業を実施し、相談員である自立支援員が対応に当たっている。医療、就労、教育等の様々な知識・経験を積み重ね、現在に至るまで業務を着実に履行している。<br>また、令和7年5月からは、疾病を持つ子どもや家族同士が交流できるイベントを開催し、共感や情報交換を通じて孤立感を軽減し、新たなつながりを作る相互交流支援事業、令和7年12月には長期入院等に伴う学習の遅れや学校生活全般に関する相談に対し、ボランティアによるサポートや、学校関係者との連携支援等を行う学習支援事業をそれぞれ委託し、これらの事業についても着実な履行を重ねている。<br>以上により、本業務内容である相談支援事業、相互交流支援事業及び学習支援事業の3つを高い品質を確保しつつ着実に履行できるのは北海道大学病院のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同院に特定とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所保健管理課<br>011-622-5153    |
| R7. 4. 16 | <a href="#">札幌市結核接触者健康診断事業（単価契約）</a>       | 一般社団法人 札幌市医師会       | 7,855,685  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員（医療機関）を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にはない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。<br>また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。<br>以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 保) 保健所感染症総合対策課<br>011-622-5199 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務（単価契約）</a> | 公益財団法人 北海道結核予防会     | 14,513,856 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することによって内容の充実を図ってきた経緯がある。<br><br>公益財団法人北海道結核予防会は、結核住民健診業務について、上記健診との一体的な実施に対応できる唯一の法人である。また、令和7年度においても引き続き札幌市の住民集団健康診査を受託する予定であり、健診会場における結核住民健診業務を効率的かつ確実に実施するために、当該法人を選定することが適当である。<br><br>それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。<br><br>なお、当該機関は従前から継続して本業務を受託し、確実に履行していることから、受託先としての適格性を有しているものと認められる。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 保) 保健所感染症総合対策課<br>011-622-5199 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">結核住民健診業務（単価契約）</a>             | 公益財団法人北海道対がん協会      | 11,678,016 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 公益財団法人 北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、健診の専門機関であることから、健診に必要な不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されている。<br><br>本市における結核住民健診は、肺がん検診等と一体的に実施することで内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。本市のような大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。<br><br>企業の職場健診など限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の集団健診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会において存在せず。また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括健診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。<br><br>また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。<br><br>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 保) 保健所感染症総合対策課<br>011-622-5199 |

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

| 掲載日       | 調達契約件名                                              | 契約の相手方                  | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                            |
|-----------|-----------------------------------------------------|-------------------------|------------|-----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R7. 4. 23 | <a href="#">令和7年度HIV・梅毒検査、相談事業運営業務</a>              | 社会福祉法人はばたき福祉事業団         | 11,000,000 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において都道府県は、保健所における無料匿名のHIV検査・相談の実施が求められており、利便性の高い場所や夜間休日等の時間帯へ配慮することが重要とされている。上記を踏まえ本業務は、場所の利便性を考慮した各保健センターにおける平日検査、時間帯の利便性を考慮した夜間・休日検査と並行して行うものであり、匿名性の高さを確保した検査体制を特色としている。このため、本業務においては、会場内で受検者同士が顔を合わせるものないよう検査運営が可能な検査場所の確保、検査業務に精通した医師・看護師・カウンセラー等の人員の配置、HIV検査の結果に応じたカウンセリングやHIV診療拠点病院をはじめとする医療機関との連携体制の確保、の3点を確実に満たしたうえで実施されることを要する。<br>社会福祉法人はばたき福祉事業団は、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験や技能があり、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築し、医療との円滑な連携を図ることができる。また、当該法人は、受付から検査終了後の退室まで、一貫して高い匿名性を確保するための構造を有した検査場所を確保しており、本業務における上記の要件をすべて満たす市内唯一の法人と考えられる。<br>以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)          | 保) 保健所感染症総合対策課<br>011-622-5199 |
| R7. 7. 9  | <a href="#">医療機関等における感染症版BCP策定促進業務</a>              | 一般社団法人北海道総合研究調査会        | 7,920,000  | R7. 7. 3  | R7. 7. 3 ～ R8. 3. 19  | 本事業は、感染症発生に備えた医療提供体制に関する専門的なテーマを取り扱い、広範かつ高度な知識や経験が必要とする業務である。本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用した。企画競争実施委員会において、実施委員がプレゼンテーション審査の内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断したため、契約候補者を選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 保) 保健所感染症総合対策課<br>011-622-5199 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">感染症病棟排水処理設備修繕業務</a>                     | 株式会社日本医工器械製作所           | 59,840,000 | R7. 7. 16 | R7. 7. 16 ～ R8. 3. 19 | 市立札幌病院感染症病棟は、第一種感染症指定医療機関（道内唯一）及び第二種感染症指定医療機関として北海道から指定を受け、エボラ出血熱や鳥インフルエンザなどの危険性が高い感染症に罹患した患者の入院治療を行う、健康危機管理上極めて重要な施設である。<br>当該施設には、感染性の排水を減菌する排水処理設備が設置されており、排水槽、残渣除去減菌ユニット、加熱減菌処理ユニット等による排水処理システムが構築されている。<br>本業務は排水処理システムの一部を修繕するものであることから、修繕部分の構造・機能だけではなく、排水処理設備全体の運動性についても深く精通していることが必要である。<br>また、当該施設は道内唯一の第一種感染症指定医療機関である特殊性から、本業務に伴う休止期間を最低限とするために、円滑に作業を進行することも必要である。<br>さらに、本業務の契約期間内に入院患者が発生した場合など、作業スケジュールの変更等に柔軟に対応することも必要である。<br>左記事業者は、当該施設の建設時に排水処理設備の設置を担うとともに、その後の定期点検や修繕を継続して担っている事業者であるため、排水処理設備に関する技術、情報、ノウハウ等が十分に蓄積されており、上記の条件を全て満たす唯一の事業者である。<br>以上のことから、左記事業者以外に本業務を履行できる事業者はおらず、特定随意契約の事業者として選定する。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 保) 保健所感染症総合対策課<br>011-622-5199 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">令和7年度札幌市動物愛護管理センター収容動物往診診療業務（単価契約）</a>  | 一般社団法人札幌市小動物獣医師会        | 1,063,920  | R7. 4. 11 | R7. 4. 11 ～ R8. 3. 31 | 【具体的事由】<br>獣医師法においては、獣医師でなければ飼育動物の診療を業務としてはならないことが定められている。本業務は、多様な来歴を持つ病歴不明の犬猫の診療手術を行うものであり、獣医師資格のみならず、小動物臨床に関する高い知見と技術が不可欠な業務である。<br>急患など突発的な診療が発生する開業医による安定的な往診診療を行わせるには、個々の動物病院に対し委託契約を結ぶことは合理的でなく、また、札幌市内において下記の条件を満たす事業者は、札幌市小動物獣医師会の他にない。<br>1 札幌市内で当該業務を行い得る団体で、委託契約事務を行う組織体制を持った団体であること。<br>2 往診の実施にあたり、代替獣医師を確保するなど安定的な業務遂行が可能であること。<br>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）に基づき、特定随意契約とすることが適切と判断する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                            | 保) 動物愛護管理センター<br>011-736-6134  |
| R8. 4. 15 | <a href="#">犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付並びに手数料収納事務（単価契約）</a>   | 公益社団法人北海道獣医師会           | 20,468,800 | R8. 3. 31 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 犬の鑑札、狂犬病予防注射済票交付及び各々の手数料徴収事務については、特定の市民に対する受益者負担に基づく事務手数料であり、開業獣医師で実施することは、市民の利便性が高く、滞納や遅延防止のためにも、交付と同時に手数料を徴収することが合理的である。<br>また、狂犬病予防注射を実施している動物病院は市内に複数あるが、個々の動物病院に対し、委託契約を結ぶことは合理的ではない。<br>以上のことから、当該業務が実施可能で、委託契約事務を行う組織体制を持った獣医師団体が左記事業者以外には存在しないことから、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保) 動物愛護管理センター<br>011-736-6134  |
| R7. 4. 16 | <a href="#">2025年度札幌市新生児マススクリーニング検査業務（単価契約）</a>     | 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター | 42,240,000 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（以下「道薬剤師会検査センター」という。）は札幌市内において、乾燥ろ紙血液を検体とし、新生児マススクリーニングの対象となっている全疾患の疑いを指摘するために必要な検査を実施している唯一の民間検査機関である。また、北海道が平成14年度以降、道薬剤師会検査センターに新生児マススクリーニングを委託し、以後、毎年特定随意契約により委託を行っており、道薬剤師会検査センターが当該検査業務に精通している。加えて、北海道と委託先を共通化することにより、将来的にスケールメリットの効果を期待できる。以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる業者は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 保) 衛生研究所保健科学課<br>011-841-2341  |
| R7. 8. 20 | <a href="#">2025年度札幌市新生児マススクリーニング実証事業検査業務（単価契約）</a> | 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター | 30,544,800 | R7. 8. 15 | R7. 9. 1 ～ R8. 3. 31  | 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（以下「道薬剤師会検査センター」という。）は2025年度札幌市新生児マススクリーニング検査業務について委託契約中である。<br>本市では調達件名事業を、国の「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参加することにより実施するが、国は「新生児マススクリーニング検査によりSCID及びFSMAに関する異常を早期に発見し、速やかにその後の適切な治療等につなげる観点から、現状の20疾患に対する新生児マススクリーニング検査の検体検査機関で一括して検査を行う体制を構築することが望ましい」と規定しており、これに準じて本市は国へ協議書を提出し、実証事業参加の明示を得ている。<br>以上のことから、札幌市新生児マススクリーニング検査業務を委託契約している道薬剤師会検査センターを本調達件名の契約相手先として特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                     | 保) 衛生研究所保健科学課<br>011-841-2341  |

| 掲載日        | 調達契約件名                                       | 契約の相手方                  | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                    | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                             |
|------------|----------------------------------------------|-------------------------|------------|------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| R8. 4. 1   | <a href="#">2026年度札幌市新生児マスキング検査業務（単価契約）</a>  | 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター | 40,128,000 | R8. 3. 17  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（以下「道薬剤師会検査センター」という。）は札幌市内において、乾燥紙血液を検体とし、新生児マスキングスクリーニングの対象となっている全疾患の疑いを指摘するために必要な検査を実施している唯一の民間検査機関である。札幌市は令和7年度の新生児マスキングスクリーニング検査業務を道薬剤師会検査センターに委託しており、また、北海道も平成14年度以降、同検査機関と同様に委託している。道薬剤師会検査センターは本検査業務に精通しており、加えて、北海道と委託先を共通化することにより、里帰り出産などの所管自治体を跨ぐ事例において情報共有の効率化が図られる。以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる業者は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保) 衛生研究所保健科学課<br>011-841-2341   |
| R8. 2. 11  | <a href="#">令和8年度児童クラブ利用料収納管理システムデータ更新業務</a> | 株式会社HDC                 | 3,597,000  | R8. 1. 29  | R8. 1. 29 ～ R8. 3. 31   | 本市では、児童クラブにおける有料時間帯利用料の収納管理を行うため、学童保育パッケージシステムを本市仕様のカスタマイズした「児童クラブ利用料収納管理システム」を導入しており、本市から当該システムの構築を受託した(株)HDCは、本市と同様の利用環境が整っている唯一の事業者である。<br>本業務は、令和8年度の児童クラブ有料時間帯利用者（児童・保護者）から提出された申込書の情報（住所、氏名、生年月日、口座情報等）を当該システムに入力するものである。<br>当該システムへの入力は、本市から提供するカスタムファイルの取り込みが前提となることから、当該システムの利用環境が整っている必要がある。<br>また、児童クラブ有料時間帯の利用にあたっては、前年度の利用実績にかかわらず、毎年度申込書を提出することとなり、申込者が前年度からの継続利用者なのか、それとも新規利用者なのかをシステム登録情報との照合により判断し、振り分けを行った上で入力する必要がある。<br>以上の理由から、本業務の遂行が可能な業者は(株)HDCしか存在せず、当該業務における契約の性質または目的が競争入札に適しないため、<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 子) 子ども育、子ども企画課<br>011-211-2989  |
| R8. 4. 1   | <a href="#">児童クラブ利用料収納管理システム運用保守業務</a>       | 株式会社HDC                 | 1,441,176  | R8. 3. 23  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31    | 本業務は、放課後児童係で使用している「児童クラブ利用料収納管理システム」の運用保守業務である。<br>本システムは、さくらヶ丘サービスが開発したパッケージ「Sossian学童保育システム」を、株式会社HDCが札幌市の事業内容に合わせて要件定義を行い、カスタマイズしたものである。<br>カスタマイズ部分の要件の詳細については、著作権等の問題から外部事業者には公表されていないため、当該システムの構築業者である株式会社HDCのみが、本業務を受託することができる唯一の業者であるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 子) 子ども育、子ども企画課<br>011-211-2989  |
| R7. 4. 16  | <a href="#">令和7年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務</a>       | 公益財団法人札幌市公園緑化協会         | 4,488,000  | R7. 4. 7   | R7. 4. 7 ～ R8. 3. 31    | 本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。<br>1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。<br>2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。<br>3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。<br>4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。<br><br>(公財)札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。<br>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。<br>管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通じて、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。<br>担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人ももって代えがたいものである。<br>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約（特定）とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子どもの権利推進課<br>011-211-2942    |
| R7. 8. 13  | <a href="#">令和7年度子どもの職業体験事業企画運営業務</a>        | ヒューマンアカデミー株式会社          | 6,270,000  | R7. 7. 31  | R7. 7. 31 ～ R8. 3. 31   | 本事業では、安全に十分配慮された設備・環境下で、教育的配慮のもと、小学校高学年の子どもたちの興味・好奇心を刺激し、将来への夢を描けるような職業体験プログラムを企業と共に企画・運営することを主たる業務としており、業務の実施に当たっては、高い創造性、企画力、交渉力を要する。よって、金額の多寡により事業者を選定するべきものではなく、目的の達成に効果的な業務の実施を求めるものであり、競争入札には適さないことから、公募の規格競争により事業者を選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 子) 子どもの権利推進課<br>011-211-2942    |
| R7. 6. 25  | <a href="#">札幌市ワーキング・マタニティスクール運営等委託業務</a>    | 株式会社Mammy Pro           | 2,491,717  | R7. 6. 4   | R7. 6. 4 ～ R8. 3. 31    | 本事業の委託にあたっては、就労妊婦の健康管理に関する専門知識、支援技術を有する団体であり、かつ市民のニーズに対応する適切な内容を企画できる能力、同様の教室の運営実績が十分にあることが重要である。したがって、その性質が競争入札に適さず、高度な創造性、技術力、専門的知識が求められるものであると判断し、公募型企画競争入札により事業者を選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-2785 |
| R7. 10. 29 | <a href="#">札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付権債回収等業務（単価契約）</a> | 弁護士法人ライズ総合法律事務所         | 18,000,000 | R7. 10. 20 | R7. 10. 20 ～ R10. 3. 31 | 事業の性質上、滞納債権の回収や債権回収率の向上には、法律の専門的な知識と経験を有する者に委託をすることが有効であり、専門的な知識やノウハウを企画提案により競わせることが効果的かつ効率的な事業運営につながると考えられるため、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において、契約候補者として選定された事業者との随意契約を締結したものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-3848 |
| R8. 3. 25  | <a href="#">令和8年度さっぽろ子育てAIチャットボット運用保守業務</a>  | 株式会社ビースポーク              | 1,588,400  | R8. 3. 11  | R8. 4. 1 ～ R8. 11. 30   | 本業務は、公募型企画競争による事業者選定後、システム構築の委託契約を行った株式会社ビースポークのシステムを利用している。障害発生時には、システム・サーバー・ネットワーク等の全体の稼働状態から発生原因を迅速に特定し、確実に対処する必要がある。本業務の履行はソフトウェアの著作権を保有している構築業者に限定されるものであることから、他の業者が保守を行うことはできない。<br>以上のことから、株式会社ビースポーク以外にAIチャットボットのシステム運用等が可能で、当該業務の履行可能となる業者がいらないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-2997 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                         | 契約の相手方                 | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 担当課                             |
|-----------|------------------------------------------------|------------------------|------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和8年度さっぽろ子育て情報サイト及びアプリ運用保守業務</a>   | 株式会社サイネックス             | 1,020,976  | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R8. 11. 30  | 本業務は、札幌市の子育てに関する行政情報や市民が必要とする情報を直接かつ素早く提供でき、高い即時性を持つ媒体である「さっぽろ子育て情報サイト」及び「さっぽろ子育てアプリ」（以下、「サイト」「アプリ」という。）の運用管理を安定的かつ確実に行うことを目的としている。<br>サイト及びアプリのシステムには本市独自の機能追加を行っているため、本業務の遂行にあたっては、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している必要がある。特に障害発生時には、システム・サーバー・ネットワーク等の全体の稼働状態から発生原因を迅速に特定し、確実に対処する必要がある。<br>当該事業者は、平成28年度に実施したシステム構築及び構築当初から現在までの保守業務に携わってきたほか、本市独自の機能の追加を担うなど、システム全体設計及び運用状況を熟知しており、サーバーやネットワーク環境に関する十分な知識も有しているため、上述の条件を満たしている。<br>以上のことから、株式会社サイネックス以外に当該業務の履行可能となる事業者がいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考ええる。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                      | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-2997 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和8年度さっぽろ子育てきずなメール配信事業運営業務</a>     | (特非) きずなメール・プロジェクト     | 3,981,514  | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当該事業は、子育てへの孤独感や不安を感じている子育て世帯に対して、継続的に子育てに関する情報発信を行い、子育てに対する親の不安やストレスを軽減することを目的としている。<br>この目的を果たすことができるサービスは、産後うつや児童虐待の予防を目指し、妊娠週数や子どもの月齢に合わせた複数の医師が監修したメッセージを毎日あるいは定期的に登録者へ配信を行い、妊娠期から切れ目なく情報発信を行っている。特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクトが提供する「自治体きずなメール事業」のみが該当する。<br>当該事業者は平成22年度に設立し、令和7年度現在、35の自治体で同事業の導入実績があるため、安定した事業運営の継続を見込むことができる。<br>以上のことから、当該事業者を契約の相手方とすることは業務遂行上、円滑かつ合理的であり、特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト以外に当該業務の履行可能となる事業者がいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考ええる。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-2997 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和8年度さっぽろ子育てサポートセンター事業運営業務</a>     | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会      | 18,801,000 | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本事業は、提供会員と利用会員の互助組織により、地域の市民が相互に子育てを支援するものであり、その対象は0歳から小学校6年生までの子どもを育てている家庭である。預かり中に事故なく、安定して事業を継続することで、子育て家庭が安心して育児できる環境を整備することを目的としている。<br>そのため、本事業運営業務においては、担い手(提供会員、アドバイザー等)の確保の他、安全な預かりを保証できる質の高い人材育成や利用調整及び利用会員・提供会員双方への親身なフォローが不可欠であり、これらを国や本市が求める基準を満たしたうえで、本市の会員規模でも適正に実施できる必要がある。<br>これら、質の高いボランティア活動の運営実績とノウハウがあり、本市の会員規模にも対応可能な事業者は、札幌市社会福祉協議会のみである。<br>札幌市社会福祉協議会は、地域福祉の向上を目的として、ボランティア活動センターの運営や各種福祉人材の育成を長年行っており、市民ボランティアの育成に関する豊富なスキルと経験が蓄積されている。また、地域支え合い有償ボランティア事業を実施しており、市民会員の互助組織による有償ボランティアという点で本事業と類似性の高い事業実績もある。さらに、各区に支部や団体を持ち、本市の会員規模にも対応が可能な組織を有しており、平成13年度の事業開始当初から大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。このことから、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していると判断できる。<br>以上により、同法人以外に当該業務の履行可能となる事業者がおらず、同事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考ええる。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-2997 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和8年度札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業運営業務</a>  | 特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ | 21,105,632 | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当該事業は、国が規定する地域子ども・子育て支援事業のうち子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業運営のためには、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材(提供会員)の確保が必要であるほか、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模にも対応できる事業者との契約が必要不可欠である。<br>この条件を満たす事業者は、本市の地域子育て支援拠点事業としてひろげ型子育てサロンを最も多く実施する等、地域に密着した子育て支援事業を実施し、現在の会員規模にも対応が可能な組織を有していることに加え、本市事業化前の5年間で(平成17・21年度)に国から委託を受けて同事業を実施し、平成22年度の本市事業化後は唯一の受託先として緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに関する様々なノウハウを蓄積している。特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズのみである。当該事業者は各種子育て支援事業を広く実施していることを踏まえると、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していると判断できる。<br>以上により、同法人以外に当該業務の履行可能となる事業者がおらず、同事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考ええる。<br>なお、当該事業者は、本市事業化時から令和7年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                         | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-2997 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和8年度札幌市ワーキング・マタニティスクール運営等委託業務</a> | 株式会社M a m m y P r o    | 2,499,893  | R8. 3. 16  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本事業の委託にあたっては、就労妊婦の健康管理に関する専門知識、支援技術を有する団体であり、かつ市民のニーズに対応する適切な内容を企画できる能力、同様の教室の運営実績が十分にあることが重要である。したがって、その性質が競争入札に適さず、高度な創造性、技術力、専門的知識が求められるものであると判断し、公募型企画競争入札により事業者を選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 子) 子育て支援部子育て支援課<br>011-211-2785 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">令和7年度札幌市保育人材イメージアップ事業</a>          | 株式会社インサイト              | 7,744,000  | R7. 10. 14 | R7. 10. 14 ～ R8. 3. 31 | 今年度の事業方針は、「専用ホームページに保育士・幼稚園教諭に魅力を感じてもらうための新たなコンテンツの作成を行うこと」、「保育士の最新の給与や労働環境、仕事の内容など事実に基づいた正確な情報の提供や憧れる職業として興味を喚起することを目的に効果的な制作物を作成すること」、「メインターゲットである中高生に対し、保育士の魅力を感じてもらうことを目的に、話題性を重視し興味・関心が得られる内容とすること」などを求めている。また、より高度な創造性、技術力、専門的な知識や経験等を必要としていることから、事業の性質、目的は競争入札に適さないため、公募型企画競争入札を採用し、特定随意契約とした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 子) 子育て支援部保育推進課<br>011-211-2346  |

| 掲載日       | 調達契約件名                                      | 契約の相手方               | 契約金額（円）     | 契約締結<br>年月日 | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課                           |
|-----------|---------------------------------------------|----------------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 3. 25 | <a href="#">札幌市保育人材支援センター運営業務（令和8～10年度）</a> | パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 | 125,524,080 | R8. 3. 5    | R8. 4. 1 ～ R11. 3. 31 | さば客みの機能強化、利便性の向上等により、登録求職者数・保育事業者数・採用数いずれも、効果が出つつある一方で、さらなる採用数の増加のためには、潜在保育士の掘り起こし及びマッチング速度向上に課題が残っている。このため、さらなる運営改善等を図り、保育士等の求職者と保育事業者のマッチングを丁寧かつ迅速に進め、採用数を向上させることで「保育人材の確保」を推進していく。事業者の選定にあたっては、人材確保の分野の専門的な知識、経験が必要とすることから、事業の性質、目的は競争入札に適さないため公募型企画競争（プロポーザル方式）を採用し、特定随意契約とした。<br>札幌市保育人材支援センター運営業務（令和8?10年度）企画競争実施委員会において、企画提案者の企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等をもとに、同委員会委員が審査・採点した結果、「企画提案審査票 集計表」のとおり、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社が599点となり、最低基準点以上かつ契約候補者としてふさわしいと判断し、契約候補者として選定した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 子）子育て支援部保育推進課<br>011-211-2346 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度札幌市保育所給食栄養管理システムの保守業務</a>  | 株式会社コーエイコンピューターシステム  | 1,227,600   | R8. 3. 23   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本システムは（株）コーエイコンピューターシステムのパッケージシステムを札幌市独自にカスタマイズする形で開発し、庁内クラウド上で構築を行ったものである。<br>障害や故障が発生した際の要因特定のほか、業務継続及び早期復旧・修理及びイントラネット廃止に伴うNEWSネット環境への移行等を含む保守業務を遂行するには本システムを熟知していることが必要不可欠である。<br>当該業者以外が本業務を履行する場合、一旦システムを解析した上で各種環境整備等が必要となることから、相当の期間と費用を要するため、各種バックや障害が発生した場合に適切かつ迅速な復旧が出来ないなど、安定した稼働に著しい支障が生じることとなる。よって、当該役務を確実に履行できるのは（株）コーエイコンピューターシステムに特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 子）子育て支援部保育推進課<br>011-211-2985 |
| R8. 3. 18 | <a href="#">令和8年度札幌市保育センター運営業務</a>          | 一般社団法人 札幌市私立保育連盟     | 6,070,900   | R8. 3. 6    | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 1 本業務の概要<br>本業務は、保育士の専門性と質の高い人材の確保を図ることを通じて、本市における保育の質の向上に資することを目的としている。具体的には、市内の全ての私立保育所等の職員を対象とした専門的研修の実施と、保育に関する資料を収集・提供する調査研究室の運営を行うものである。本業務の適正な履行には、本市における保育現場の実情や課題を、当事者の視点で詳細かつ迅速に把握していることが不可欠である。<br>2 一般社団法人札幌市私立保育連盟を相手方とする理由<br>当該法人は、本市の私立認可保育所等が加盟する団体であり、加盟園との日常的な連携を通じて、保育現場が直面する喫緊の課題や研修ニーズを即座に収集・反映できる立場にある。また、市内の保育施設との信頼関係を基盤としていることから、研修の受講促進や現場への知見の還元を円滑かつ行うことが可能である。<br>加えて、当該法人は、保育の質向上を目的とした「北海道保育士等キャリアアップ研修」の研修実施主体として、北海道知事の認定を受けており、豊富な研修の実績と専門的なノウハウを蓄積している。<br>さらに、調査研究室の運営においては、当該法人の事務局と一体的に運営することで、法人の既存の職員が窓口対応等の管理業務を兼務している。これにより、別途専属の管理員を配置する場合に比べ、人件費の節減を図ることができる。<br>以上のとおり、本業務の履行にあたっては市内保育施設との密接な関係性が重要であり、当該法人以外の者に履行させた場合、現場との調整不足による品質低下や、運営体制の重複による経費の増大を招く恐れがある。<br>したがって、履行品質の確保及び経費の節減を図る観点から、競争入札に付することが本市にとって不利益であることが認められる。<br>よって、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、当該法人から見積書を徴して随意契約することが妥当である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                                                                                                                                       | 子）子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">私立幼稚園等補助事業充実支援業務</a>            | 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会    | 1,253,505   | R8. 3. 13   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、市内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）に対する補助金の申請受付及び一次審査のほか、特別支援教育事業に係る研修運営を行うものである。<br>業務委託の相手方とする（一社）札幌市私立幼稚園連合会（以下「本団体」という）は、本市において長年にわたり活動を継続し、本市の幼児教育の振興・充実と保育者の資質向上に寄与してきた。これらの活動を通じ、本団体は幼児教育に関する専門的な知識や経験を有し、市内の幼稚園が抱える課題やニーズについても熟知している。また本団体は、本市が行っている「札幌市私立幼稚園連合会研修費等補助金」により、本市の補助を受けながら幼児教育の振興及び教職員の資質向上に資する研修等の事業を毎年独自に実施している。<br>これらを踏まえると、以下のとおり委託する各業務における履行品質確保の観点から競争に付することが不利と認められる。<br>（1）補助金の一次審査業務<br>本業務で申請内容の一次審査を行う教材教具整備補助は、幼稚園等に在籍する子どもたちの発達段階や学習ニーズに応じて、各園で幼児教育を提供するために必要な物品の購入費用を補助するものである。したがって、一次審査業務においては、各園が購入を希望している物品が補助対象品目に該当するものであるかを正確に理解し、適切な判断を下す必要がある。この判断には、本団体が有している幼児教育に関する専門的な知識や理解が必要不可欠であることから、当該業務を本団体へ委託することで各園が必要とする教材を適切に整備できるほか、一次審査の精度が担保されることで、本市で行っている二次審査業務の負担軽減効果も期待できる。<br>（2）実効性の高い研修の運営<br>上述のとおり、本団体が本市の補助を受けて実施する研修等事業には、特別支援等をテーマとした公開保育事業も含まれる。これを踏まえると、本団体へ業務を委託することにより、既存の補助事業と本業務による研修に共通するテーマである特別支援教育について、双方の研修で得られた知見や現場での課題を、相互の研修内容へ反映することが可能となる。このように、研修等を一体的に運用することで、研修内容における相乗効果が期待でき、各事業の実効性を高めることが可能である。<br>以上のことから、本業務はその性質が競争入札に付することが不利なものと判断されるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号） | 子）子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                  | 契約の相手方           | 契約金額（円）   | 契約締結年月日   | 履行期間                 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                            |
|----------|-----------------------------------------|------------------|-----------|-----------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R8. 4. 1 | <a href="#">令和8年度札幌市病児・病後児保育事業業務その1</a> | 社会医療法人母恋         | 9,459,000 | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要綱」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要があるが、その適合状況は、こども家庭庁「病児保育事業実施要綱」の「8留意事項」に基づき、札幌市医師会との意見交換を行ったうえで判断を行っている。<br>令和8年度において、病院等に併設または隣接し事業実施に必要な設備および職員の配置が可能と判断されており、本事業の受託意向がある施設は、令和7年度に本事業を実施している施設に限られる。また、対象事業者においては、これまでも本事業を実施しており、今後も業務の確実な履行が期待できる者である。<br>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">令和8年度札幌市病児・病後児保育事業業務その2</a> | 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 9,459,000 | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要綱」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要があるが、その適合状況は、こども家庭庁「病児保育事業実施要綱」の「8留意事項」に基づき、札幌市医師会との意見交換を行ったうえで判断を行っている。<br>令和8年度において、病院等に併設または隣接し事業実施に必要な設備および職員の配置が可能と判断されており、本事業の受託意向がある施設は、令和7年度に本事業を実施している施設に限られる。また、対象事業者においては、これまでも本事業を実施しており、今後も業務の確実な履行が期待できる者である。<br>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">令和8年度札幌市病児・病後児保育事業業務その3</a> | 医療法人湊仁会          | 9,459,000 | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要綱」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要があるが、その適合状況は、こども家庭庁「病児保育事業実施要綱」の「8留意事項」に基づき、札幌市医師会との意見交換を行ったうえで判断を行っている。<br>令和8年度において、病院等に併設または隣接し事業実施に必要な設備および職員の配置が可能と判断されており、本事業の受託意向がある施設は、令和7年度に本事業を実施している施設に限られる。また、対象事業者においては、これまでも本事業を実施しており、今後も業務の確実な履行が期待できる者である。<br>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">令和8年度札幌市病児・病後児保育事業業務その4</a> | 社会福祉法人楡の会        | 9,459,000 | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要綱」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要があるが、その適合状況は、こども家庭庁「病児保育事業実施要綱」の「8留意事項」に基づき、札幌市医師会との意見交換を行ったうえで判断を行っている。<br>令和8年度において、病院等に併設または隣接し事業実施に必要な設備および職員の配置が可能と判断されており、本事業の受託意向がある施設は、令和7年度に本事業を実施している施設に限られる。また、対象事業者においては、これまでも本事業を実施しており、今後も業務の確実な履行が期待できる者である。<br>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">令和8年度札幌市病児・病後児保育事業業務その5</a> | 社会医療法人豊生会        | 9,459,000 | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要綱」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要があるが、その適合状況は、こども家庭庁「病児保育事業実施要綱」の「8留意事項」に基づき、札幌市医師会との意見交換を行ったうえで判断を行っている。<br>令和8年度において、病院等に併設または隣接し事業実施に必要な設備および職員の配置が可能と判断されており、本事業の受託意向がある施設は、令和7年度に本事業を実施している施設に限られる。また、対象事業者においては、これまでも本事業を実施しており、今後も業務の確実な履行が期待できる者である。<br>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |
| R8. 4. 1 | <a href="#">令和8年度札幌市病児・病後児保育事業業務その6</a> | 防衛省共済組合真駒内支部     | 6,999,000 | R8. 3. 25 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要綱」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要があるが、その適合状況は、こども家庭庁「病児保育事業実施要綱」の「8留意事項」に基づき、札幌市医師会との意見交換を行ったうえで判断を行っている。<br>令和8年度において、病院等に併設または隣接し事業実施に必要な設備および職員の配置が可能と判断されており、本事業の受託意向がある施設は、令和7年度に本事業を実施している施設に限られる。また、対象事業者においては、これまでも本事業を実施しており、今後も業務の確実な履行が期待できる者である。<br>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                    | 契約の相手方       | 契約金額（円）     | 契約締結<br>年月日 | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------|--------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度札幌市病児・病後児保育事業におけるネット予約サービスの運用・保守管理業務</a> | 株式会社グッドボタン   | 3, 036, 000 | R8. 3. 25   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | ネット予約サービスは、保護者の利便性の向上を図ること併せて、実施施設の業務効率化を図り、施設の稼働率を向上させ、より多くの児童の受入を可能とする環境づくりを目的として運用するものである。そのため、本サービスには、保護者と実施施設の間で電話や郵送・FAXによる書類のやり取りがなく、オンラインで事務手続きが完結できる機能が必須となる。とりわけ、オンラインでの事務手続きに完結に不可欠な機能として、利用連絡書のアップロード機能及び当日キャンセル対応加算・感染症対応加算のデータ出力、減免対象者の減免申請機能が必要である。現在、国内で提供されている全ての病児保育ネット予約サービス（9社）を調査したところ、上記機能をすべて有するのは当該サービスのみである。さらに、現行のサービスからの変更は、初期導入費用が改めて発生するだけでなく、実施施設においても事務フローや運用の変更が発生して多大な事務負担が生じる。また、市民に対しても、再登録の依頼をするなど、大きな混乱が生じると想定される。以上ことから、業務の目的を達成できるのは株式会社グッドボタンが提供するネット予約サービスのみであり、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 子) 子育て支援部施設運営課<br>011-211-2986 |
| R7. 4. 16 | <a href="#">夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務（月額契約）</a>             | 社会福祉法人 常德会   | 4, 065, 600 | R7. 4. 1    | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | 1 契約の相手方とする事業者（業種）について<br>「児童家庭支援センター」（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第44条の2第1項）は、原則として児童養護施設等に附置されており、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識及び技術を要する相談に応じることを通じて児童やその家庭の福祉に関する高い見識と実践を蓄積していることから、単に児童福祉施設を営む事業者比へ、相談に応じる機能が本来的な業務として付加されており、児童虐待通告等に関する介入においても対応力を発揮できると考えられる。<br>加えて、本業務の遂行に当たっては、介入後に一時保護等の対応が必要になる場合があり、その点においても、児童家庭支援センターは、児童養護施設等に附置されていることから円滑な連携が期待されるため、児童家庭支援センターを運営する法人を契約の相手方とする。<br>2 相手方を1者に特定した理由について<br>本業務は、札幌市内に居住する児童を対象とするものであることから、選定する児童家庭支援センターについては、札幌市内にその本拠を置いていることが必要であり、条件を満たす児童家庭支援センターは6か所あるが、選定予定の事業者を除く5者からは、本業務について受託しない意思が示されている。大きく体制変更が見込まれた場合には再検討とするが、今年度5者の体制変更はなかった。<br>選定予定の1者は、平成20年度から本業務の受託者であり、業務の履行実績がある。<br>以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 子) 児童相談所地域連携課<br>011-622-8645  |
| R7. 7. 9  | <a href="#">令和7年度札幌市児童相談所及び一時保護所第三者評価業務</a>               | 一般社団法人あいおらいと | 2, 657, 270 | R7. 6. 30   | R7. 6. 30 ～ R8. 3. 31 | 児童福祉法及び内閣府令において、児童相談所及び一時保護施設の第三者評価の受審が規定されている。さらに、国は、第三者評価の実施について、評価項目や評価方法などをガイドライン等としてとりまとめしており、児相業務経験者や第三者評価経験者、弁護士等が適切な評価者として推奨されているほか、3年に1回のサイクルでの定期的な実施が望ましいとされている。また、現在、本市においては、4月から東部児童相談所を新設し、9月以降に白石区への移転開設が控えていることや、エリアマネジメント強化の観点から令和7年に北部担当部長を新設していることなど、児童相談体制を大きく見直している状況にあり、令和8年度以降の体制強化の検討に当たっては、これらの効果について、本市の内部検証のみならず、専門的な知見を有する第三者の客観的な視点による調査検証も行う必要がある。この点、専門的な知見を有する事業者が、これらの調査検証を同時に実施することにより、個別に調査検証を依頼するよりも費用が低廉に抑えられるものと判断される。なお、現状の一施設二所体制及び北部担当部長設置の効果については、短期間で調査検証を行う必要があることに加え、前述の実情も踏まえた調査検証を行うにあたっては、児相業務等に精通し、他自治体における第三者評価に十分に経験していることはもとより、国の調査研究事業へ参画しているなどの調査研究事業に係るノウハウも十分に有していることが求められる。選定事業者は、学識経験者や児童相談所業務経験者、弁護士等の評価者を中心に構成されており、第三者評価の実績が豊富であるほか、代表者が令和6年度における国の「一時保護施設の第三者評価に関する調査研究」の検討委員であり、ガイドライン等の改訂にも携わっていることから、当該調査研究事業による知見やノウハウに基づき、客観的な視点による評価が受審できるものと判断される。また、その他に必要な条件を満たす事業者は、一者のみだが、運営体制上、令和7年度中の実施は困難である旨の回答を得ている。以上から、第三者評価を十分に経験し、ガイドライン等の内容や調査研究事業のノウハウを熟知した評価者を中心に構成された評価機関により第三者評価を実施する必要があり、条件を満たす2者のうち1者は実施困難であることから、選定事業者以外の事業者では本業務遂行に必要な条件を満たさないため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 児童相談所地域連携課<br>011-622-8620  |

| 掲載日       | 調達契約件名                           | 契約の相手方                   | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                          |
|-----------|----------------------------------|--------------------------|------------|-----------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 6. 11 | <a href="#">札幌市フォスタリング事業 その1</a> | 社会福祉法人 北翔会               | 18,007,000 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | <p>1 契約の相手方とする事業者（業種）について<br/>フォスタリング事業とは、里親のリクルート及びマッチング、里親登録前後の研修、委託中の支援等を包括的に行う事業であり、子どもにとって質の高い里親養育がなされるためには、里親家庭との信頼関係の構築に努める必要がある。<br/>国ガイドラインにおいても、事業について一定期間の継続性、一貫性を担保し事業を実施することが求められており、本市は令和4年度から令和6年度まで複数年契約により3か所のフォスタリング機関を設置し、事業を実施してきた。<br/>一方、法改正により令和6年度からフォスタリング機関を発展させる形で新たな児童福祉施設「里親支援センター」が設置可能となり、本市でも令和7年度には同センターを1か所設置し支援強化を図ることとしている。また令和7年度中に令和8年度以降の里親支援センター複数設置を含めた今後の支援体制の在り方を検討する予定であり、本事業は単年度契約とし、令和7年度は里親支援センター及び2か所のフォスタリング機関により市域を分担し里親支援を行うこととしている。<br/>以上から、本事業は里親家庭との関係性を有し、単年度で事業を実施可能な法人を選定する必要があるため、本市において支援拠点を有し、里親支援の実績がある法人を契約の相手方とする。</p> <p>2 相手方を1者に特定した理由について<br/>本市において支援拠点を有し里親支援の実績がある法人は、現在のフォスタリング事業受託者3か所の他、NPO法人札幌市里親会及び里親支援専門相談員を配置する児童養護施設等の設置法人を併せて計8か所となる。<br/>また、本事業は4名以上の職員配置を求めている一方、現行の支援状況及び実績、ヒアリングから、里親支援経験者を複数名配置できる法人は、本市において（社福）常徳会、（社福）北翔会、（社福）麦の子会に限定される。<br/>このうち、（社福）常徳会は里親支援センターの設置候補者であり、フォスタリング事業を受託できる法人は（社福）北翔会、（社福）麦の子会に限られる。なお、いずれの3法人についても複数の支援機関を担うことは現状において困難である。<br/>以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。<br/>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                     | 子）児童相談所家庭支援課<br>011-622-8619 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">札幌市フォスタリング事業 その2</a> | 社会福祉法人 麦の子会              | 17,985,000 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31  | <p>1 契約の相手方とする事業者（業種）について<br/>フォスタリング事業とは、里親のリクルート及びマッチング、里親登録前後の研修、委託中の支援等を包括的に行う事業であり、子どもにとって質の高い里親養育がなされるためには、里親家庭との信頼関係の構築に努める必要がある。<br/>国ガイドラインにおいても、事業について一定期間の継続性、一貫性を担保し事業を実施することが求められており、本市は令和4年度から令和6年度まで複数年契約により3か所のフォスタリング機関を設置し、事業を実施してきた。<br/>一方、法改正により令和6年度からフォスタリング機関を発展させる形で新たな児童福祉施設「里親支援センター」が設置可能となり、本市でも令和7年度には同センターを1か所設置し支援強化を図ることとしている。また令和7年度中に令和8年度以降の里親支援センター複数設置を含めた今後の支援体制の在り方を検討する予定であり、本事業は単年度契約とし、令和7年度は里親支援センター及び2か所のフォスタリング機関により市域を分担し里親支援を行うこととしている。<br/>以上から、本事業は里親家庭との関係性を有し、単年度で事業を実施可能な法人を選定する必要があるため、本市において支援拠点を有し、里親支援の実績がある法人を契約の相手方とする。</p> <p>2 相手方を1者に特定した理由について<br/>本市において支援拠点を有し里親支援の実績がある法人は、現在のフォスタリング事業受託者3か所の他、NPO法人札幌市里親会及び里親支援専門相談員を配置する児童養護施設等の設置法人を併せて計8か所となる。<br/>また、本事業は4名以上の職員配置を求めている一方、現行の支援状況及び実績、ヒアリングから、里親支援経験者を複数名配置できる法人は、本市において（社福）常徳会、（社福）北翔会、（社福）麦の子会に限定される。<br/>このうち、（社福）常徳会は里親支援センターの設置候補者であり、フォスタリング事業を受託できる法人は（社福）北翔会、（社福）麦の子会に限られる。なお、いずれの3法人についても複数の支援機関を担うことは現状において困難である。<br/>以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。<br/>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                     | 子）児童相談所家庭支援課<br>011-622-8619 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">子どもの意見形成・表明支援事業</a>  | 特定非営利活動法人子どもアドボカシーセンター札幌 | 3,298,900  | R7. 5. 30 | R7. 5. 30 ～ R8. 3. 31 | <p>1 契約の相手方とする事業者（業種）について<br/>本事業は、子どものセルフアドボカシーの実現を目的として、利害関係のない第三者である意見表明等支援員（以下「アドボケイト」という。）が、市内児童養護施設と一時保護所の子どもに対して意見形成と意見表明の支援を行うとともに、アドボケイトを養成する事業として、令和6年度に開始した。本事業の実施にあたっては、利害関係のない第三者性を担保することが必要不可欠であり、また契約の相手方とする事業者は、子どもの権利擁護に対する深い理解があり、アドボケイトの養成や人材確保も含め適切な業務遂行能力を有しており、かつ派遣先との十分な連携や信頼関係を構築することができる必要がある。</p> <p>2 相手方を1者に特定した理由について<br/>本事業は令和6年度からの新規事業であり、昨年度は「特定非営利活動法人 子どもアドボカシーセンター札幌」（以下「当該受託者」という。）に委託。当該受託者は国が示すガイドラインに準ずる研修を受講したアドボケイトを30名以上養成および確保。またアドボケイトの派遣に関しては、派遣先となる市内児童養護施設及び一時保護所（以下「派遣先」という。）の職員及び子どもに対し、本事業の趣旨について丁寧な説明を行い十分な理解を得る必要があることから、派遣先の役職者および施設職員に向けた事業説明を複数回実施。その上で派遣に向けた具体的な協議及び派遣先の子どものみに対する説明会を実施し、令和7年3月より正式にアドボケイトの派遣を開始したところ。派遣先からは、虐待等様々な背景により施設等で暮らす子どもの中には、大人に対しての不信感を抱えている子どもも多く、アドボケイトとの信頼関係の構築には相当な時間を要することが想定されるため、本事業の継続的かつ安定的な実施体制の構築を強く望む声が挙がっている。また、今後も当該受託者による事業の継続を強く求められている状況にあり、委託事業者が変わることによって、子どもとの信頼関係の構築が困難となるだけでなく、派遣先との信頼関係や派遣の受け入れにも影響を及ぼすなど、本事業の目的と逆の効果を生むことが危惧される。以上のことから、派遣先との十分な信頼関係が構築されている事業者は当該受託者のみであり、当該受託者以外の事業者では本事業の目的達成に必要な条件を満たさないため、特定随意契約とする。<br/>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> | 子）児童相談所家庭支援課<br>011-622-8619 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                          | 契約の相手方              | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課                          |
|----------|-------------------------------------------------|---------------------|------------|----------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7.10.8  | <a href="#">札幌市企業経営動向調査（令和7年度上期・下期）実施業務</a>     | 株式会社帝国データバンク        | 3,261,665  | R7.8.8   | R7.8.1 ～ R8.3.31   | 本業務は、調査結果集計の自動化等による高速化・精緻化といった高度な技術力と企画・開発力を求められるうえ、統計データに基づく考察と高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 経）産業振興部経済企画課<br>011-211-2352 |
| R8.4.15  | <a href="#">札幌産業展示場の記事広告等掲載業務</a>               | 株式会社 MICE ジャパン      | 1,496,000  | R8.3.25  | R8.3.25 ～ R8.3.31  | 2026年4月からの札幌産業展示場における指定管理の開始、会場予約の受付開始に際し、イベント主催者等の利用者に対して施設情報、札幌市の産業振興への取り組みを発信し、利用促進を図る必要がある。掲載を予定しているMICEジャパン、MICEプランナーズガイドは発行部数において他媒体を大きく上回っている。さらに、購読層もMICE業界関係者のうち、会場決定権を持つ主催・運営者の割合が50%以上と他媒体に比べて大きく上回ることより、本目的に合致する。また、発行元の（株）MICEジャパンは自社で編集・発行を行っており、他媒体での代替が困難であることより、特定の事業者として選定した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 経）産業振興部経済企画課<br>011-211-2481 |
| R7.8.13  | <a href="#">令和7年度ものづくりkids拠点構築実施業務</a>          | 株式会社Wi l l -E       | 2,997,500  | R7.7.3   | R7.7.3 ～ R8.3.31   | 本業務は小中学生とその親にもものづくりの魅力を知ってもらい、将来の就職にあたって選択肢の一つに加えられることを目的に、ものづくりができる場所を構築・運営を実施する業務委託契約であり、体験内容や小中学生向けの接し方、周知方法などを総合的に評価する必要があることから、公募型企画競争によって契約候補者を選考することとし、最低基準点を上回った契約候補者を契約の相手方として特定随意契約を行うものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 経）産業振興課<br>011-211-2392      |
| R7.12.24 | <a href="#">札幌市映像活用推進プラン改定に向けた調査業務</a>          | 株式会社ボンデジタル          | 2,970,000  | R7.12.12 | R7.12.12 ～ R8.3.31 | 本業務は「札幌市映像活用推進プラン」の改定に向けた調査として、市内における映像産業全体の現状と今後の見通しを把握するとともに、次期計画期間における映像産業振興の方向性の整理を行うもの。業務実施にあたって「映像」という専門的なテーマを取り扱うことから、映像産業に対する深い知識や高度な創造性、関係団体・企業等とのネットワークを持つことが求められるため、公募型企画競争によって契約候補者を選考、最低基準点を上回った契約候補者を契約の相手方として特定随意契約を行うもの。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 経）産業振興課<br>011-211-2392      |
| R7.4.16  | <a href="#">令和7年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務</a>        | 札幌市商店街振興組合連合会       | 17,875,000 | R7.4.1   | R7.4.1 ～ R8.3.31   | 本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めています。<br>これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。<br>札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立（法人化）以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として、社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。<br>同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和5年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。<br>以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができると見られる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の委託先として選定いたします。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 経）商業・経営支援課<br>011-211-2372   |
| R8.4.8   | <a href="#">令和8年度事業承継マッチング支援業務</a>              | 株式会社ビジネスマーケット       | 8,779,650  | R8.3.26  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 「事業承継」という企業存続に関わる繊細かつ専門的な知識を有する必要がある分野を取り扱い、支援を行う業務であることから、受託業者の選定にあたっては、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 経）商業・経営支援課<br>011-211-2372   |
| R7.4.30  | <a href="#">シニアワーキングさっぽろ2025開催業務</a>            | 株式会社北海道アルバイト情報社     | 20,975,900 | R7.4.14  | R7.4.14 ～ R8.3.19  | 本事業は、人事・採用担当者向けセミナー及び体験付き仕事説明会を行うものであり、高度かつ専門的な業務であることから、受託業者の選定にあたっては、実施体制や運営、周知広報等について総合的な実施案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した業者を選定の上、契約事務を進める企画提案方式を採用。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 経）雇用労働課<br>011-211-2278      |
| R7.5.7   | <a href="#">令和7年度人材確保のための魅力発信業務</a>             | 株式会社北海道アルバイト情報社     | 38,973,000 | R7.5.1   | R7.5.1 ～ R8.3.31   | 民間事業者が持つノウハウを最大限に活用し、本事業を実施するに当たって、十分な企画力や実績を持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争により受託者を選定。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 経）雇用労働課<br>011-211-2228      |
| R7.5.21  | <a href="#">令和7年度外国人受入・定着支援事業（事例集デザイン・印刷あり）</a> | キャリアバンク株式会社         | 36,159,035 | R7.5.1   | R7.5.1 ～ R8.3.31   | 民間事業者が持つノウハウを最大限に活用するとともに、本事業を実施するにあたり十分な企画力や実績などを持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 経）雇用労働課<br>011-211-2278      |
| R7.5.21  | <a href="#">令和7年度外国人受入・定着支援業務（事例集デザイン・印刷なし）</a> | 株式会社ONODERA USE RUN | 35,352,350 | R7.5.1   | R7.5.1 ～ R8.3.31   | 民間事業者が持つノウハウを最大限に活用するとともに、本事業を実施するにあたり十分な企画力や実績などを持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 経）雇用労働課<br>011-211-2278      |
| R7.5.28  | <a href="#">グローバルマッチプロジェクト事業運営業務</a>            | 株式会社マイナビ            | 6,985,000  | R7.5.21  | R7.5.21 ～ R8.3.31  | グローバルマッチプロジェクト事業は、本市の抱える企業の人手不足解消を図るため、日本での就職を希望する外国人留学生が参加する合同企業説明会等の就職イベントを通じて、市内企業と外国人留学生とのマッチング支援を行う事業である。<br>事業の実施にあたっては、外国人留学生採用に係るノウハウや採用関連情報等を豊富に持つ民間事業者への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。<br>また、事業者選定にあたっては、民間就職サイトを運営する民間企業等に基づく提案により競い合うことが最も効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとした。<br>この度、当該事業者の企画提案が、グローバルマッチプロジェクト事業運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 経）雇用労働課<br>011-211-2278      |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                   | 契約の相手方             | 契約金額（円）    | 契約締結<br>年月日 | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課                        |
|------------|----------------------------------------------------------|--------------------|------------|-------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R7. 11. 19 | <a href="#">シニア人材バンク登録企業向け特設ページ改修業務</a>                  | ビジネスサポート株式会社       | 1,782,000  | R7. 9. 12   | R7. 9. 12 ～ R8. 2. 2   | シニア人材バンク登録企業向け特設ページは、就業サポートセンターにおける日々の職業相談や職業紹介に必要不可欠のものであり、当該システムの改修にあたっては、システムを稼働したなかで行う必要があるため、改修作業に伴うシステム障害の危険性を極力避ける対応が必要であることから、フルスクラッチで構成されている当該システムの構造等について熟知するとともに、トラブルが発生した際に即座に対応できる人員を確保していることが必要不可欠である。<br>左記事業者は当該システムの構築・保守に当初から携わっており、システムの構造等を熟知し、トラブルが発生した際に即座に対応できる人員を擁している唯一の事業者である。<br>以上により、左記事業者を特定随意契約の見積参加者とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                               | 経）雇用労働課<br>011-211-2278    |
| R8. 4. 8   | <a href="#">就業サポートセンター求人情報システム等保守管理業務</a>                | 株式会社H B A          | 3,907,200  | R8. 3. 12   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 選定事業者は、就業サポートセンターにおける「求人情報システム」及び「お仕事なうシステム」の開発事業者であるが、当該システムは選定事業者の独自プログラムにより開発され、自社のインターネットデータセンター内にあるサーバーにおいて、厳重かつ独自セキュリティシステムにより管理されている。<br>就業サポートセンターにおいては日々当該システムを使用して相談対応や職業紹介を実施しているため、システムに障害が生じた場合やサーバーに不具合等が発生した場合は、復旧に向けた即時対応が求められるが、仕様において規定する2時間以内の復旧対応策の提示及び速やかな復旧作業に係る対応は、システムを構築した選定事業者以外には不可能である。<br>また、専用ホームページについても、上記インターネットデータセンター内のサーバーにて管理されており、サイバーセキュリティリスクの観点から、ソフトウェアのバージョンアップに随時対応する必要があるとともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てる運用体制を維持する必要がある。<br>以上のことから、システム、サーバー及び専用ホームページの一体的運用・保守管理が不可欠であるが、選定事業者は必要十分な専門知識と体制を備えており、安定的かつ円滑な運用・保守及び迅速な対応が可能で唯一の事業者であることから、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 経）雇用労働課<br>011-211-2278    |
| R8. 4. 8   | <a href="#">労働問題・社会保険等に関する相談業務</a>                       | 北海道社会保険労務士会        | 4,400,000  | R8. 3. 12   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、解雇や労働条件などに関する相談や、離職等に伴う健康保険や年金、雇用保険等の相談を行うものである。本業務の実施に当たり適切な助言をするためには、専門的な知識が必要となるが、法により労働・社会保険に関する申請書等の作成及び届出等の業務を行うことができるのは社会保険労務士のみと定められていることから、社会保険労務士を相談員として配置することが最適である。<br>そのため、業者選定にあたっては、相談場所となる就業サポートセンター及びあいワーク東・清田・南・西において、社会保険労務士を安定的に派遣できることが条件となる。<br>左記団体は、社会保険労務士として業務を行う際に入会が必須の団体であるとともに、必要な研修を随時行っており、研修を重れた社会保険労務士を週5日安定的かつ円滑に派遣することが可能な唯一の団体である。<br>以上により、参加資格者名簿登録者ではないが、左記団体を特定随意契約の見積参加者とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                            | 経）雇用労働課<br>011-211-2278    |
| R8. 4. 8   | <a href="#">令和8年度UIJターン就職移住支援事業運営業務</a>                  | 株式会社パソナ            | 65,194,800 | R8. 3. 18   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 【根拠法令】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>UIJターン就職移住支援事業運営業務は、東京都内に大学生等と札幌市を含む近隣12市町村（以下「さっぽろ圏域」という。）企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するなどして、道外からのUIJターン就職を促進する事業である。<br>事業実施にあたっては、さっぽろ圏域へのUIJターン意識を醸成し、さっぽろ圏域企業とUIJターン希望者のマッチングをすることが必須であることから、求職者への就職支援とUIJターン就職支援に関する専門的な知識や経験、ノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。<br>業者選定にあたっては、刻々と変化する雇用情勢を的確に捉える能力、UIJターン希望者及び移住者の増加に向けての工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせることが効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。<br>この度、当該事業者の企画提案が、UIJターン就職移住支援事業運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                         | 経）雇用労働課<br>011-211-2278    |
| R8. 4. 1   | <a href="#">令和8年度女性の多様な働き方支援窓口運営事業ニシェルジュSAPPORO運営事務</a>  | 株式会社パソナ            | 53,133,300 | R8. 3. 19   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 民間事業者が持つノウハウを最大限に活用し、本事業を実施するにあたり、十分な企画力や実績を持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 経）雇用労働課<br>011-221-2228    |
| R8. 4. 8   | <a href="#">令和8年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務</a>           | 株式会社パソナ            | 58,987,500 | R8. 3. 25   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本事業は、市内中小企業等の働き方改革や人材確保に向けた相談対応を行うほか、求人情報発信補助金の申請案内や補助金活用の状況確認・報告書提出のサポート、各種セミナーや出前講座・コンサルティング支援の実施、働き方改革や人材確保に係る企業の好事例周知等により、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進していくものである。<br>事業の実施に当たっては、適切な相談対応及び効果的な事業運営が必須であり、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが事業効果を高めることにつながることから、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。<br>この度、「令和8年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者として選定した。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                             | 経）雇用労働課<br>011-211-2278    |
| R7. 6. 25  | <a href="#">札幌市・大田広城市姉妹都市提携15周年記念事業に係る経済セミナー企画・運営等業務</a> | 株式会社北海道新聞社         | 2,900,000  | R7. 6. 18   | R7. 6. 18 ～ R7. 9. 30  | 本事業は、セミナーの企画・運営を提案するものであることから高度な創造性のほか、安定したセミナー運営の知識、経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行った。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 経）経済、企業立地課<br>011-211-2362 |
| R7. 7. 2   | <a href="#">令和7年度対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用したプロモーション等</a>     | 株式会社パソナ            | 5,999,950  | R7. 6. 25   | R7. 6. 25 ～ R8. 3. 31  | 本事業は、対日直接投資に関する高度な知識及び経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行った。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 経）経済、企業立地課<br>011-211-2362 |
| R7. 8. 20  | <a href="#">工業用地創出に係る実現可能性調査業務</a>                       | パシフィックコンサルティング株式会社 | 9,493,000  | R7. 7. 28   | R7. 7. 28 ～ R7. 12. 26 | 本事業は、工業用地創出の可能性を把握するための高度な知識及び経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行った。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 経）経済、企業立地課<br>011-211-2362 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                           | 契約の相手方           | 契約金額（円）   | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                           |
|-----------|--------------------------------------------------|------------------|-----------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 2. 11 | <a href="#">韓国・大田広域市企業訪問団来札に係る経済交流会実施補助業務</a>    | 株式会社北海道新聞社       | 1,650,000 | R8. 1. 16  | R8. 1. 16 ～ R8. 2. 27  | <p>今年度、姉妹都市締結15周年を迎えた韓国・大田広域市との記念事業として、令和7年8月に札幌市長訪問団が大田広域市を訪問するのに合わせ、経済訪問団による現地への訪問および、現地企業との経済セミナー・交流会を実施したところである。このたび、大田市長訪問団の来札が決まり、大田市経済訪問団が同行するため、札幌市内において両市企業の参加による経済交流会を実施することとなった。</p> <p>本業務は、交流会開催に向けた各種調整、札幌市内企業への交流会周知及び参加企業のとらまとめ、当日の運営を行うものである。</p> <p>本事業を構築するに当たっては、昨年8月に大田市にて開催した経済セミナー・交流会の参加企業への参加を促すとともに、企業同士のマッチングを効率的に行うことにより、両事業を通じた一体的な効果が生まれることを期待するものであることから、上記業務の実施に向けて大田市との調整を行うにあたり、昨年8月に実施した経済セミナー・交流会の実施内容や運営手法、さらに両市参加企業の事業概要や企業ニーズを熟知していることが求められるほか、両市の産業の強み、ビジネス環境、商習慣の違いなどを理解したうえで、大田市側の関係者とあらかじめネットワークを有していることが望ましい。</p> <p>また、昨年8月の交流会に参加した日韓企業に加えて、交流や協業を希望する日韓企業が新たに参加できるように、企業向けに広く周知活動を行うため、有益な広報ツールを有していることに加え、自身のネットワークを活用した直接勧誘などにより、参加者を募集することが求められる。</p> <p>「株式会社北海道新聞社営業局」は、昨年8月に経済セミナー・交流会の企画・運営を大田市と共同で行った実績を有し、両市の企業ニーズを理解していることに加え、大田市側の民間企業等ともネットワークを有していることから、本交流会においても、大田市との調整や大田側企業の募集において、最大限の効果を期待できる。また、札幌側の企業募集についても、「北海道新聞」の発行母体であり、主に企業をターゲットにしたホームページである「道新Biz」などの手段を活用して効果的な周知を図ることが可能であることから選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                | 経) 経済、企業立地課<br>011-211-2362   |
| R7. 5. 21 | <a href="#">令和7年度札幌市特定創業支援等事業証明書発行に係る受付・交付業務</a> | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 | 3,960,000 | R7. 4. 30  | R7. 4. 30 ～ R8. 3. 31  | <p>本市では、平成26年度より札幌市中小企業支援センター内に「札幌創業支援プラザ」(以下、創業プラザ)を設置し、市内創業支援機関との連携のもと、創業希望者に対して一貫した支援を実施している。</p> <p>創業プラザは、市内創業支援ネットワークのハブ機能を担っており、個別の相談対応に加え、創業者の成長ステージに応じた最適な支援機関の紹介や支援策の案内等を通じて、創業支援の中核として機能している。</p> <p>この創業プラザの運営については、中小企業支援センター運営業務として一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下、「財団」という。)が特定随意契約により受託している(理由:財団は、平成14年度より、中小企業支援法第7条第1項に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な相談者に対応し、経営・融資相談を行っている。また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んでおり、経営、融資、創業等以外にも幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれることなく、本市の産業振興の方向性に沿った運営を行うことができる。以上のことから、財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。)</p> <p>創業支援においては、単に創業者数の増加を図るのみならず、創業者一人ひとりの成長を着実に支援し、その成功確率を高めていくことが求められる。そのためには、創業準備段階から、創業初期、成長期、さらには安定期に至るまで、段階ごとに必要な支援を切れ目なく提供する体制が不可欠である。</p> <p>本業務は特定創業支援等事業による支援を受けた者に対する証明書発行に係る受付・交付を行うもので、創業プラザが起点となり、創業希望者に対して一貫した支援を受けたことの証明書発行を行うことは、創業者にとっての利便性向上と支援効果の最大化に資するものであることから競争入札に適さないものと考えらる。</p> <p>したがって、本業務の履行が可能な事業者は、当該プラザを運営する一般財団法人さっぽろ産業振興財団に限られる。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 経) イノベーション推進課<br>011-211-2379 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">令和7年度 SAPPORO ENGINEER VISA運営業務</a>  | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 | 999,900   | R7. 6. 27  | R7. 6. 27 ～ R8. 3. 31  | <p>本市では令和6年10月に海外企業の誘致促進を目的として、海外企業が日本に進出する際に必要となる各種支援を英語によりワンストップで行う「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」を設置しており、法務手続きやオフィス検討など、海外企業が札幌市への進出を検討する段階から事業開始までの様々な相談事について併走支援で対応することとしている。</p> <p>「SAPPORO ENGINEER VISA運営業務」は、国家戦略特区における規制改革を活用した制度であり、外国人エンジニアの在留資格審査期間の短縮・明確化を実現することで海外人材を雇用しやすくなるもの。「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」における機能の1つとして当市に進出した海外企業の人材獲得を支援すること等を目的として、制度の利用を申請、令和7年3月に内閣府より利用が認められたところ。</p> <p>「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」は札幌市からの補助を受けて一般財団法人さっぽろ産業振興財団が企画・運営を行っていることから、本業務の履行が可能な事業者は同団体に限られる。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 経) イノベーション推進課<br>011-211-2379 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">札幌市IT産業海外案件受託促進に向けた実施調査業務</a>        | 株式会社インプル         | 4,400,000 | R7. 12. 19 | R7. 12. 19 ～ R8. 3. 27 | <p>事業の実施に当たっては、同様の企画の調査に関する実施経験に長けており、欧米からの案件受託に関する専門的な知識・ノウハウが求められることから、より効果的効率的な事業実施手法を選定するため、公募型企画競争を経た業務委託により実施することとしたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 経) イノベーション推進課<br>011-211-2379 |

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

| 掲載日        | 調達契約件名                                             | 契約の相手方                    | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課                           |
|------------|----------------------------------------------------|---------------------------|------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 1   | <a href="#">令和8年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務</a>     | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団          | 6,420,700  | R8. 3. 24  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、北大ビジネス・スプリングに常勤のインキュベーションマネージャー（以下、「IM」という。）を配置して、北海道や中小機構と連携のうえ、それぞれの支援策やネットワークを効果的に活用しながら、入居企業等の支援を行うものであり、令和7年度は一般財団法人さっぽろ産業振興財団が受託のうえ、円滑に業務を遂行している。入居企業等は、基礎研究から応用研究・実用化研究・製品化を通じて事業化に至るまで、相当程度の期間を要することから、その支援にあたっては、長期的な視点とともに、企業に対する日常的な情報把握と信頼構築や、高度な専門知識や豊富な経験に基づく分析・判断、発展段階に合わせた密着型支援が必要となる。<br>このため、北海道及び札幌市がそれぞれ常勤のIMを配置することとなっている。札幌市においてプロポーザルを実施したところ、一般財団法人さっぽろ産業振興財団から応募があり、企画競争実施委員会における審査の結果、契約候補者として選定された。以上より、地方自治法第234条第2項、同施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約（特定）の見積参加者として、一般財団法人さっぽろ産業振興財団を指名する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) イノベーション推進課<br>011-211-2379 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2026」運営業務</a> | 株式会社サーキュレーション             | 5,962,000  | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本事業は、ヘルスケアビジネスの創出・成長を促すことを目的に、ハンズオン（伴走型）支援、専門家相談支援、事業獲得支援等を行う事業であるが、その実施に際しては、対象となる支援対象者の掘り起こしや、各種専門家の紹介及び事業構築のアドバイザー等、広範な知識とノウハウ、ネットワークおよび企画力を要することから、受託者の選定は、企画提案方式（プロポーザル方式）により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 経) イノベーション推進課<br>011-211-2379 |
| R7. 6. 18  | <a href="#">新MICE施設整備にかかる事業計画検討業務</a>              | 株式会社日本総合研究所               | 2,200,000  | R7. 5. 29  | R7. 5. 29 ～ R7. 9. 30  | 本市では、令和6年度に「新MICE施設整備基本計画策定支援業務」（以下、「令和6年度業務」という。）に係る受託者をプロポーザル方式により募集し、そこで選定された株式会社日本総合研究所より、同年度末に調査・分析結果等の報告（以下、「令和6年度検討結果」という。）を受けている。<br>新MICE施設の整備に係る検討行程として本市内部における庁内合意形成が必要だが、令和6年度検討結果と関係所管部局が精査する内容を比較・検証し、本市としての最終的な整備方針を固める必要がある。<br>令和6年度検討結果は複雑な分析や推計が採用されており、その詳細な情報を保有しているのは令和6年度検討結果を受託した株式会社日本総合研究所のみであり、本市内部の判断期限が差し迫っていることを考慮すると、可及的速やかに業務を履行する必要があることから、経費・履行期間・技術力を総合的に勘案し、競争入札に付すよりも、株式会社日本総合研究所に委託した方が有利と認められる。<br>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、株式会社日本総合研究所を契約の相手方とする特定随意契約とするもの。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)        | 経) 観光・MICE推進課<br>011-211-2376 |
| R7. 6. 18  | <a href="#">新MICE施設整備にかかる施設計画修正業務</a>              | 株式会社日本設計                  | 3,300,000  | R7. 5. 29  | R7. 5. 29 ～ R7. 7. 31  | 本市では、新MICE施設の整備に向け、令和6年度に「新MICE施設整備施設計画策定支援業務」（以下、「令和6年度業務」という。）を発注し、施設計画に関する様々な検討を行ってきたが、事業を進めるにあたっては庁内の合意形成が必要であり、その判断期限が差し迫ってきている。<br>本業務は、庁内合意形成に向け、新MICE施設の規模や概算事業費等について、令和6年度業務の検討結果をもとに関係所管部局が精査した結果を踏まえて助言を行うとともに、施設計画の検討・修正を行うものであるが、本業務を短時間で確実かつ円滑に遂行できるのは令和6年度業務を受託し、施設の与条件や経緯に精通する左記業者のみである。<br>以上の理由から、経費・履行期間・技術力を総合的に勘案し、競争入札に付すよりも左記業者に委託した方が有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、左記業者を契約の相手方として特定随意契約とするもの。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                         | 経) 観光・MICE推進課<br>011-211-2376 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">(仮称)新MICE施設PPP/PFI詳細検討業務</a>           | EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 | 22,000,000 | R7. 10. 29 | R7. 10. 29 ～ R8. 6. 30 | 本業務は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づく、(仮称)新MICE施設の建設工事と維持管理等の運営業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することの検討のほか、管理・運営手法検討に係る総合的な支援を行うものである。<br>計画の策定に当たっては専門的な知識等が必要ことから、専門の知識及び技術を有した事業者へ委託することとし、また、そのための事業者選定を公募型企画競争により実施した。<br>結果、最も優れた企画案を提案したEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社を随意契約の相手方とすることとなった。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                    | 経) 観光・MICE推進課<br>011-211-2376 |
| R7. 12. 17 | <a href="#">主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務</a>            | 株式会社ソフトスケープ               | 4,174,500  | R7. 12. 5  | R7. 12. 5 ～ R8. 3. 20  | 本業務は、観光に関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者は、公募型企画競争（プロポーザルプロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したものと随意契約を行うこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 経) 観光・MICE推進課<br>011-211-2376 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">令和8年度北海道さっぽろ「食と観光」情報館管理運営業務</a>        | 北海道さっぽろ観光案内所運営協議会         | 43,084,000 | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 「北海道さっぽろ観光案内所運営協議会」は、札幌市競争入札参加資格者には登録されていないが、北海道及び札幌市における観光関係団体を会員に持つ、(公社)北海道観光振興機構及び(一社)札幌観光協会の2団体を構成員とする団体である。<br>当該施設の運営にあたっては、以下の点を満たしたうえで、特定の観光事業者等に偏ることなく公平な観光案内が求められる。<br>ア 発信する情報の公平性を担保することができる。<br>イ 市と道と緊密に連携し、各市町村等の観光情報の提供が可能であり、観光キャンペーン等の支援を円滑に行うことができる。<br>ウ 観光案内実績が豊富で知識等の蓄積がある。<br>上記をすべて満たし、本業務を適切に遂行できるのは当該団体のみであると判断されるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                      | 経) 観光・MICE推進課<br>011-211-2376 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                  | 契約の相手方          | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                            |
|------------|---------------------------------------------------------|-----------------|------------|------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R8. 4. 15  | <a href="#">令和8年度AⅠ観光案内コーナー運用業務</a>                     | 株式会社ティファナ・ドットコム | 6,468,000  | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | AⅠ観光案内コーナーは、令和6年度に実施した公募型企画競争により選定された左記事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる者は左記事業者のみである。<br>左記事業者以外の者が本業務を実施しようとする場合、新たにシステム構築を行った上で、札幌観光に関する学習を一から行う必要が生じるなど、改めて整備コストを要することになる。<br>また、本業務の主たる機能であるAⅠ技術を活用した対応機能は、利用者とへの対応を積み重ねることで、観光客が求める情報を学習し、精度の向上が図られるものである。<br>そのため、観光客の満足度向上につなげるための効果的な観光案内サービスを提供するためには、現在本業務を履行し、実績やノウハウを習得している左記事業者に限られる。<br>以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記事業者との特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                          | 経) 観光・MIC E推進課<br>011-211-2376 |
| R7. 7. 16  | <a href="#">サッポロさとらんど再編・再整備に係る調査検討業務</a>                | 株式会社オオバ         | 37,510,000 | R7. 6. 30  | R7. 6. 30 ～ R8. 3. 19  | 本業務は、サッポロさとらんどをさらに魅力アップし、都市農業の拠点として札幌の農業を振興するだけでなく、高次機能交流拠点としての役割を果たしていくため、現況調査を実施し、その結果及び既往資料に基づいて民間事業者へのヒアリングを行い、ハード・ソフトの両面から再編・再整備に係る基本的な方針を取りまとめる業務であり、農業だけでなく都市計画やまちづくり、民間活力の導入を視野に入れた検討等、広範かつ高度な知識や経験、技術力を要するものである。<br>このため、本業務内容は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当し、価格のみによる競争入札はふさわしくないと判断されるため、公募型企画競争により実施した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                | 経) 農政部農政課<br>011-211-2406      |
| R7. 11. 19 | <a href="#">札幌市農業支援センター自動ドア装置交換修繕</a>                   | フルテック株式会社       | 1,034,000  | R7. 10. 31 | R7. 10. 31 ～ R8. 1. 30 | 本修繕は札幌市農業支援センター事務所棟の自動ドア駆動装置及び光線スイッチ等の部品交換を含む修繕を行うものである。対象の自動ドアは設置後30年経過し、耐用年数7年を大幅に超過しており、また、保守部品の製造終了により、今後部品調達が困難になることから部品の交換を行う。本修繕は既存自動ドアの駆動装置及び光線スイッチ等のみを交換するもので、左記事業者の設計仕様・構造に基づき施工されており、他の事業者へ本修繕を依頼した場合確実な履行が期待できない。さらに不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復にも支障が生じる可能性が高く、交換後の性能保証を得られない恐れがある。そのため既設自動ドアについて十分な知識を有する者が機器・部材を取付、試運転調整を行う必要がある。上記の条件を満たし、本修繕の履行を行うことは既設自動ドアの製造者である、フルテック株式会社（札幌支店）以外では成しえない。ついては、契約の性質又は目的の競争入札に適しないものとして上記の者を特定随意契約の見積者として選定する。したがって、本件の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）に該当するため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)        | 経) 農政部農政課<br>011-211-2406      |
| R7. 5. 28  | <a href="#">市場財務会計システム構築・設定業務（Windows Server2022対応）</a> | 株式会社ルーセントスクエア   | 8,965,000  | R7. 4. 30  | R7. 4. 30 ～ R7. 8. 31  | 本業務は、財務会計システムを運用しているサーバー「Windows Server 2016」について、令和7年8月31日をもって「Windows Server 2022」へ更新することに伴い、更新後のサーバーにおいても、市場財務会計システムが支障なく稼働するための環境構築等を行うものである。<br>当部の財務会計システムは、企業会計業務に対応するため、独自の機能を備えており、本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム独自のプログラムに精通している必要がある。<br>左記の事業者は、本システムの開発者であり、保守業務を一貫して行ってきたことから、本システムのプログラムに精通しており、これまで培ったノウハウを活用して本業務を確実かつ円滑に実施できる唯一の事業者である。<br>以上のことから、本業務の調達については、左記の事業者を特定して選定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                               | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111   |
| R7. 6. 11  | <a href="#">水産棟・青果棟冷凍設備保守点検業務</a>                       | 株式会社前川製作所       | 7,150,000  | R7. 5. 7   | R7. 5. 7 ～ R7. 11. 14  | 当該設備は冷媒にアンモニアを使用しており、アンモニアは地球環境に有利な反面、人体には有害かつ可燃性を有するため、保守点検・分解整備を行うには、製造メーカーの知識と専門技術を有し、交換部品等の安定した調達が必要であることから、本業務を履行できるのは当該設備の製造メーカーである左記事業者のみであるため、特命することとした。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111   |
| R7. 7. 23  | <a href="#">中央卸売市場管理センター(ほく自動ドア)改修業務</a>                | フルテック株式会社       | 1,639,000  | R7. 7. 2   | R7. 7. 2 ～ R7. 12. 22  | 本業務は札幌市中央卸売市場管理センター風除室、立体駐車場棟風除室外部、水産保冷配送センター風除室内部の自動ドア駆動装置及び光線スイッチ等の改修を行う業務である。<br>改修対象の各自動ドアは耐用年数7年を大幅に超過しており（管理センターは設置後19年、立体駐車場棟は設置後13年、水産保冷配送センターは設置後30年経過）、また、保守部品の製造終了により、今後部品調達が困難になることから改修を行う。<br>業務内で行う作業は自動ドアの駆動装置及び光線スイッチ等のみを改修するもので、左記事業者の設計仕様・構造に基づき施工されており、他の事業者へ本改修業務を依頼した場合確実な業務の履行が期待できない。さらに不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復にも支障が生じる可能性が高く、改修後の性能保証を得られない恐れがある。そのため既設自動ドアについて十分な知識を有する者が機器・部材を取付、試運転調整を行う必要がある。<br>上記の条件を満たし、本業務の履行を行うことは既設設備の製造者である、フルテック株式会社（札幌支店）以外では成しえない。<br>ついては、契約の性質又は目的の競争入札に適しないものとして上記の者を特定随意契約の見積者として選定する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111   |

| 掲載日     | 調達契約件名                                  | 契約の相手方                           | 契約金額（円）    | 契約締結年月日 | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                          |
|---------|-----------------------------------------|----------------------------------|------------|---------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7.9.3  | <a href="#">水産棟ネットワーク機器の更新及び環境構築業務</a>  | 株式会社北海道日立システムズ                   | 28,765,000 | R7.8.27 | R7.8.27 ～ R7.11.30 | 本業務は、中央卸売市場総合情報システム（以下「システム」）における水産棟ネットワーク機器の更新及びネットワーク環境の構築を行う業務である。<br>システムのネットワークは、市場に関連する事業者（以下「関連事業者」）が多数利用しており、稼働が停止した場合には関連事業者の業務に極めて大きな支障をきたし、生鮮食料品の流通及び関連事業者の経営に大きな影響を及ぼすこととなる。<br>本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐にわたる既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起らないよう計画・準備したうえで作業する必要がある。また、深夜早朝にも取引が行われるという市場業務の特殊性についても熟知している必要がある、問題発生時には迅速かつ確実に対処できなければならない。<br>一方、他の事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、当該情報は、札幌市情報セキュリティポリシーで定める「市政執行上特に重要な情報」として重要性1に分類されるものであり、これを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することになる。<br>したがって、システムの稼働当初からネットワークの保守業務に携わることで、ネットワークの全体構成及び直近の運用状況等を把握しており、機器更新の度にネットワークの改良構築を実施し、現在のネットワークの情報を知りえている唯一の事業者である株式会社北海道日立システムズを、契約の相手方に特定する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |
| R7.9.10 | <a href="#">水産棟オゾン水生成装置設備機器更新</a>       | 株式会社ゴモジ                          | 12,870,000 | R7.9.2  | R7.9.2 ～ R7.11.28  | 本業務は、本市場の水産棟売場内を衛生的に保つために使用しているオゾン水の生成・供給を行っている装置の一部更新を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、既設装置の製造メーカー指定の専用測定器を使用し、装置に関する専門的な知識を有することが必要である。<br>株式会社ゴモジは、装置の製造メーカーである株式会社IHI物流産業システムが指定する専用のオゾン濃度測定器を有し、装置の保守・整備に係る専門教育を受けており、同メーカーが修理・整備を指定する市内唯一の事業者である。<br>以上のことから、本業務を確実かつ円滑に実施できる唯一の事業者と判断する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |
| R8.4.1  | <a href="#">水産棟オゾン水生成装置保守点検</a>         | 株式会社ゴモジ                          | 3,025,000  | R8.3.24 | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は、本市場の水産棟売場内を衛生的に保つために使用しているオゾン水の生成・供給を行っている装置の保守点検を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、既設装置の製造メーカー指定の専用測定器を使用し、装置に関する専門的な知識を有することが必要である。<br>株式会社ゴモジは、装置の製造メーカーである株式会社IHI物流産業システムが指定する専用のオゾン濃度測定器を有し、装置の保守・整備に係る専門教育を受けており、同メーカーが保守点検を指定する市内唯一の事業者である。<br>以上のことから、本業務を確実かつ円滑に実施できる唯一の事業者と判断する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |
| R8.4.15 | <a href="#">中央卸売市場一般廃棄物収集運搬業務（単価契約）</a> | 一般財団法人 札幌市環境事業公社                 | 29,235,140 | R8.3.26 | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 札幌市内で事業系一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者は左記業者のみであり、他の者が本業務を履行することはできず、競争入札に適さないものと判断されることから、左記業者を見積参加者として特定する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |
| R8.4.15 | <a href="#">フルカラーデジタル複合機保守業務（単価契約）</a>  | 富士フイルムビジネスイノベーション<br>シオンジャパン株式会社 | 2,014,650  | R8.3.26 | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 富士フイルムビジネスイノベーションシオンジャパン株式会社（旧・富士ゼロックス株式会社）製複合機の保守については、メーカーである同事業者のカスタマーセンター（保守に係る同事業者の集中サービスセンター）のみ対応となっており、他の事業者は本業務を履行することができないため、役務の提供を行う者が1人に特定される場合に該当するものと判断されることから、左記事業者を見積参加者として特定する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |
| R8.4.8  | <a href="#">中央卸売市場青果生ごみ計量所管理業務</a>      | 株式会社キタデン                         | 6,111,600  | R8.3.31 | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は青果生ごみ計量所において、青果生ごみの計量を行うため、当該計量所における管理を行う業務である。<br>左記業者については、生ごみ計量所の計量器設備の設置業者であるとともに、当市場の建物設備総合保守業務を令和6年度から令和10年度の5年間、長期継続契約により受託している。<br>本件業務は単なる作業だけでなく、異常値の早期発見や機器トラブル時の初期対応が不可欠であり、突発的な不具合が生じた際も、設置者としての知見を有する左記業者が運用を担うことで、原因究明の迅速化や修理対応へのスムーズな連携が可能となり、市場運営に支障をきたさない安定的な運用体制が担保できる。<br>加えて、本業務を建物設備総合管理業務と一体的に運営することで、設備トラブル等への即応性が高まるだけでなく、既に24時間体制で常駐している人員を活用した早朝時間帯における柔軟な配置や緊急対応が可能となる。<br>以上のとおり、履行の確実性および効率性の観点から、建物設備総合管理業務を受託している左記業者を見積参加者として特定する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |
| R8.4.15 | <a href="#">中央卸売市場地下水浄水処理システム保守管理業務</a> | オルガノ株式会社                         | 9,675,600  | R8.3.31 | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本市場の地下水浄水処理設備は、市場敷地内における地下水質に合わせた浄水処理方法により製造した設備である。<br>飲食に適した地下水を市場内に供給するため、主要機器である、ろ過装置には除鉄・除マンガン装置のほか、微細な網目のUF膜ろ過ユニットにより水処理を行っている。<br>当該設備の性能維持・保守管理を行うためには、製造メーカーの知識と専門技術を有し、交換部品等の安定した調達が必要であることから、本業務を履行できるのは左記業者のみであるため、特命することとした。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |
| R8.4.15 | <a href="#">立体駐車場等利用及び運営業務</a>          | 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会                | 1,669,800  | R8.3.31 | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は市場の立体駐車場や場内掲示板の申請受付、台帳等との照合を行い、対象施設の秩序維持等を図るものである。<br>対象施設の秩序維持等については、駐車場走路等の安全点検に加え、不許可車両への指導や駐車位置の照合、無許可掲示物の撤去等を行う必要があり、市場施設内の知識のほか日頃の施設内の巡回が必須である。<br>一般社団法人札幌市中央卸売市場協会は、市場内に事務所があるため、申請者の利便性も高く、市場内の構内守衛業務及び巡回業務を担っていることから、職員が24時間常駐しており、迅速な対応を行うことが可能である。<br>以上により、他の業者では本業務を円滑に履行することは困難であると判断されることから、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会を選定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111 |

| 掲載日       | 調達契約件名                              | 契約の相手方            | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当課                           |
|-----------|-------------------------------------|-------------------|------------|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 15 | <a href="#">市場見学・取材対応及び市場PR等業務</a>  | 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会 | 9,187,200  | R8. 3. 31 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は市場の見学や取材対応、展示室や調理実習室の管理などの業務を行うものであるが、これを履行するためには本市の業務や取引状況など市場運営全般にわたり専門的な知識を有していることが必要である。<br>特に、市場の見学や取材対応などは、市場の歴史的知識や流通のしくみ、卸売業者・仲卸業者等の業務など市場全般について幅広い知識と経験が必須である。<br>一般社団法人札幌市中央卸売市場協会は、市場内事業者によって構成されている団体であり、これまで本市をはじめ市場内の各団体等における連絡調整や市場運営に関する様々な業務に携わってきたり、当該専門的知識を有している唯一の団体である。<br>本業務を遂行するうえで、他の業者では本業務に関する情報や市場業務に係る知識が不足しており、本業務を円滑に履行することは困難であると判断されることから、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会を選定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111  |
| R8. 4. 15 | <a href="#">市場財務会計システム年間保守等業務</a>   | 株式会社ルーセントスクエア     | 1,452,000  | R8. 3. 31 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、平成12年度に左記の事業者が構築した札幌市中央卸売市場独自の「市場財務会計システム」の保守等を行うものである。<br>このため、当該システムに障害、故障等が発生した場合の対応、日常の問い合わせ対応及び機能の追加、改善等については、システムの開発者以外では速やかな対応が困難であり、その性質が競争入札に適しないものと判断されることから、左記の事業者を特定して選定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 経) 中央卸売市場管理課<br>011-611-3111  |
| R7. 10. 8 | <a href="#">西清掃事務所清掃業務（月額契約）</a>    | 株式会社スリーエスメンテナンス   | 2,026,200  | R7. 9. 5  | R7. 10. 1 ～ R8. 3. 31  | 西清掃事務所清掃業務については、令和4年10月1日から令和7年9月30日までを履行期間として株式会社スリーエスメンテナンスと複数年契約を締結していた。新西清掃事務所の供用開始は令和8年度の4～6月を予定しており、それまでは現西清掃事務所の使用を継続することとなるため、少なくとも令和7年度末までの6か月間は当該清掃業務の委託が引き続き必要となる。<br>清掃業務については、その性質上、契約の履行品質確保や労働者の雇用安定化の観点から、長期継続契約による複数年契約を導入しているところであり、仮に、契約の相手方が現在の受託者から変更となった場合、安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、労働者や清掃用具等に掛かる初期投資を6か月という短い期間で回収せざるを得なく、契約金額も割高となることから、本市にとって不利となるおそれがある。<br>現契約相手方と契約した場合、役務内容に習熟しており、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられるとともに、現契約額と同程度の契約が期待されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、株式会社スリーエスメンテナンスを契約の相手方として特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                 | 環) 環境事業部業務課<br>011-211-2916   |
| R8. 4. 8  | <a href="#">西清掃事務所清掃業務（月額契約）</a>    | 株式会社スリーエスメンテナンス   | 1,082,400  | R8. 3. 13 | R8. 4. 1 ～ R8. 6. 30   | 西清掃事務所清掃業務については、令和8年3月31日までを履行期間として上記相手方と契約を締結していた。新西清掃事務所の供用開始は令和8年6～7月頃を予定しており、それまでは現西清掃事務所の使用を継続することとなるため、少なくとも3か月間は当該清掃業務の委託が引き続き必要となる。<br>清掃業務については、その性質上、契約の履行品質確保や労働者の雇用安定化の観点から、長期継続契約による複数年契約を導入しているところであり、仮に、契約の相手方が現在の受託者から変更となった場合、安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、労働者や清掃用具等に掛かる初期投資を3か月という短い期間で回収せざるを得なく、契約金額も割高となることから、本市にとって不利となるおそれがある。<br>現契約相手方と契約した場合、役務内容に習熟しており、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられるとともに、現契約額と同程度の契約が期待される。<br>以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、左記選定業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                          | 環) 環境事業部業務課<br>011-211-2916   |
| R8. 4. 8  | <a href="#">豊平・南清掃事務所清掃業務（月額契約）</a> | 株式会社真和サービス        | 4,752,000  | R8. 3. 31 | R8. 4. 1 ～ R8. 9. 30   | 豊平・南清掃事務所は駒岡清掃工場管理棟内に所在しており、同管理棟のインフラ切替工事の関係から、清掃業務の現契約期間を令和8年3月31日までとしている。<br>清掃業務については、その性質上、契約の履行品質確保や労働者の雇用安定化の観点から、長期継続契約による複数年契約を導入しているところである。また、履行開始月については、4月開始の複数年契約とする賃金スライド条項の対象外となり受託者に不利な契約条件を強いることとなるため、10月開始を原則として全的に整理しているところである。<br>このことを踏まえ、次期複数年契約を開始するまでの6か月間の清掃業務が必要となるが、仮に、契約の相手方が現在の受託者から変更となった場合、安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、労働者や清掃用具等に掛かる初期投資を6か月という短い期間で回収せざるを得なく、契約金額も割高となることから、本市にとって不利となるおそれがある。<br>現契約相手方と契約した場合、役務内容に習熟しており、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられるとともに、現契約額と同程度の契約が期待される。<br>以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、左記選定業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 環) 環境事業部業務課<br>011-211-2916   |
| R7. 8. 27 | <a href="#">寒寒清掃工場更新事業アドバイザー業務</a>  | 株式会社建設技術研究所       | 71,324,000 | R7. 8. 18 | R7. 8. 18 ～ R10. 3. 21 | 廃棄物処理施設の建設工事におけるアドバイザー業務は、廃棄物処理施設に関する実務経験など、高度な技術力、専門的な知識又は経験が必要とするものであり、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号（「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」）に該当するため、企画競争（公募型企画競争）によることのできる調達業務に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 環) 環境事業部施設管理課<br>001-211-2922 |
| R7. 8. 6  | <a href="#">山本処理場周辺道路清掃業務</a>       | 札幌市厚別区山本町内会       | 1,804,000  | R7. 5. 16 | R7. 5. 19 ～ R7. 10. 31 | 埋立地である山本処理場は、本市清掃事業に欠かせない重要な施設であり、その円滑な維持運営にあたっては、周辺地域住民の本市清掃事業に対する理解と積極的な協力が不可欠である。本業務については、地域事情に精通した地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な履行が図られる。左記選定業者は本市の入札参加資格者ではないものの、以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 環) 処理場管理事務所<br>011-783-5314   |
| R7. 8. 6  | <a href="#">山口処理場周辺有害鳥獣駆除業務</a>     | 札幌市農業協同組合         | 2,691,150  | R7. 5. 23 | R7. 5. 23 ～ R7. 9. 30  | 当該業務は、山口処理場周辺農家の私有地内で行うものであり、業務遂行のためには山口処理場周辺農家の理解と協力を得ることが不可欠であるが、当該要件を満たすのは地元農家により構成される上記組合のみである。また、上記組合は農業団体であることから、農家の状況に応じた駆除業務を実施できるほか、地元農家と密接な関係にあり、被害への対応を円滑に行うことができる。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 環) 処理場管理事務所<br>011-783-5314   |

| 掲載日        | 調達契約件名                                          | 契約の相手方                | 契約金額（円）       | 契約締結<br>年月日 | 履行期間         | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                           |
|------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 10. 15 | <a href="#">処理場管理事務所等車両受付システム入替業務</a>           | 都築電気株式会社              | 9, 112, 400   | R7. 8. 29   | ～ R8. 1. 30  | 本市の車両受付システム及びごみ処理管理システムは、本市独自の仕様に基づき作成された処理プログラムにより構築されているものであり、その入替業務を行うにあたっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。<br>現状、これらの知識・技術は、左記選定業者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該入替業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生時における迅速な対応にも支障をきたすおそれがある。<br>このため、当該システムの入替業務ができるのは、左記選定業者のみである。<br>以上の理由から、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                        | 環）処理場管理事務所<br>011-783-5314    |
| R8. 4. 1   | <a href="#">L尿収集運搬業務その2</a>                     | 豊平公益株式会社              | 82, 271, 404  | R8. 3. 19   | ～ R9. 3. 31  | 前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。<br>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に関しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、当該業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはいない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                          | 環）処理場管理事務所<br>011-783-5314    |
| R8. 4. 8   | <a href="#">L尿収集運搬業務その1</a>                     | 株式会社公清企業              | 111, 625, 800 | R8. 3. 24   | ～ R9. 3. 31  | 当該業者は前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。<br>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に関しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、当該業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはいない。以上の理由から、当該業者を選定することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                              | 環）処理場管理事務所<br>011-783-5314    |
| R7. 6. 18  | <a href="#">寒寒清掃工場及び破砕工場車両受付システム入替業務</a>        | 都築電気株式会社              | 11, 433, 620  | R7. 6. 4    | ～ R7. 7. 31  | 車両受付システム及びごみ処理管理システムは本市全体のごみを各施設にて計量し、データを一元的に管理しているものであり、本市が行うごみ処理業務に欠かすことができない。このため、当該システムに不具合が出た場合はごみの受入体制に支障が生じ、ひいてはごみ収集に影響を及ぼす等、市民生活に多大な影響を与えかねないことから、当該システムの入替業務は確実な履行が求められる。<br>車両受付システムは、富士通Japan株式会社が本市からの発注に基づき、本市のごみ処理施設をネットワークで繋ぎ一体的になるよう独自に構築したものであり、現在は左記選定業者が技術移管を受けている。<br>そのシステムの一構成要素である寒寒清掃工場及び破砕工場のシステムを載せ替え、確実に稼働させるためには、ネットワーク内での通信内容等、本市の車両受付システムのプログラムを熟知している左記選定業者のみ履行が可能である。<br>以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 環）環境事業部寒寒清掃工場<br>011-667-5311 |
| R7. 7. 9   | <a href="#">寒寒清掃工場塩化水素濃度計ほか更新業務</a>             | ＳＳＫファシリティーズ株式会社       | 2, 156, 000   | R7. 6. 27   | ～ R8. 3. 25  | 当該計器は、開発者である京都電子工業(株)独自の技術及び特製規格品が多数使用されており、その更新に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。これらの知識・技術は開発者のみが有しているものであり、今回のような既設設備を流用した部分更新作業は他社では実施困難である。<br>したがって、当該業務ができるのは、京都電子工業(株)と道内で唯一代理店契約を交わしており、同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。<br>以上より、特殊な技術に係る役務の調達を行うものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                              | 環）環境事業部寒寒清掃工場<br>011-667-5311 |
| R7. 8. 20  | <a href="#">脱着装置付コンテナ専用車（専用コンテナ運搬車）借受（再リース）</a> | いすゞリーシングサービス株式会社      | 4, 892, 800   | R7. 7. 30   | ～ R8. 3. 31  | 現在、寒寒破砕工場から寒寒清掃工場及び山口処理場まで破砕ごみを輸送する専用コンテナ運搬車（脱着装置付コンテナ専用車）については、令和2年9月1日から令和7年7月31日までリース契約を行っているが、引き続き令和7年8月1日から令和8年3月31日まで改めて8ヶ月間再リースを行うこととする。<br>現車両はリース期間満了後も十分使用に耐えられる。また、経済的に有利であるため、現在リース契約を締結している同社を選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                    | 環）環境事業部寒寒清掃工場<br>011-667-5311 |
| R7. 10. 29 | <a href="#">寒寒清掃工場2号炉右側壁水管バックステータ接部修繕</a>       | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 | 1, 925, 000   | R7. 10. 14  | ～ R7. 10. 31 | 廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第1項別表3の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 環）環境事業部寒寒清掃工場<br>011-667-5311 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">寒寒清掃工場計装システム保守業務</a>                | アズビル株式会社              | 50, 127, 000  | R8. 3. 19   | ～ R9. 3. 31  | 当該システムは、開発者であるアズビル(株)独自の技術及び特製規格品が多数使用されており、その保守に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。これらの知識・技術は開発者のみが有しているものであり、障害発生時における迅速な対応や故障部品の供給が他社では困難である。したがって、当該保守業務ができるのは、アズビル(株)の系列会社として同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。以上より、特殊な技術に係る役務の調達を行うものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                  | 環）環境事業部寒寒清掃工場<br>011-667-7311 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">寒寒清掃工場 塩化水素・ばいじん濃度計保守業務</a>         | ＳＳＫファシリティーズ株式会社       | 2, 134, 000   | R8. 3. 26   | ～ R9. 3. 31  | 当該システムは、開発者である京都電子工業(株)独自の技術及び特製規格品が多数使用されており、その保守に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。これらの知識・技術は開発者のみが有しているものであり、障害発生時における迅速な対応や故障部品の供給が他社では困難である。したがって、当該保守業務ができるのは、京都電子工業(株)と道内で唯一代理店契約を交わしており、同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。<br>以上より、特殊な技術に係る役務の調達を行うものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                               | 環）環境事業部寒寒清掃工場<br>011-667-5311 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">寒寒清掃工場排ガス4分析計保守業務</a>               | 株式会社堀場テクノサービス         | 2, 941, 400   | R8. 3. 26   | ～ R9. 3. 31  | 当該システムは、開発者である(株)堀場製作所独自の技術及び特製規格品が多数使用されており、その保守に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。これらの知識・技術は開発者のみが有しているものであり、障害発生時における迅速な対応や故障部品の供給が他社では困難である。したがって、当該保守業務ができるのは、(株)堀場製作所の系列会社として同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。以上より、特殊な技術に係る役務の調達を行うものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                | 環）環境事業部寒寒清掃工場<br>011-667-5311 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                            | 契約の相手方           | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                           |
|-----------|---------------------------------------------------|------------------|------------|------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 6. 25 | <a href="#">白石清掃工場吸収冷凍機点検整備業務</a>                 | 川重冷熱工業株式会社       | 1,571,900  | R7. 5. 23  | R7. 5. 23 ～ R7. 11. 28 | 当工場に設置の吸収冷凍機に関しては、川重冷熱工業株式会社の独自の構造を保有しており、特製規格品が多数使用されていることから、特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、メーカーだけが万全な点検整備にあたることができる。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 環）環境事業部白石清掃工場<br>011-876-1710 |
| R7. 6. 25 | <a href="#">篠路破砕工場車両受付システム入替業務</a>                | 都築電気株式会社         | 6,986,320  | R7. 5. 23  | R7. 5. 23 ～ R7. 12. 26 | 車両受付システム及びごみ処理管理システムは本市全体のごみを各施設にて計量し、データを一元的に管理しているものであり、本市が行うごみ処理業務に欠かすことができない。このため、当該システムに不具合が出た場合はごみの受付体制に支障が生じ、ひいてはごみ収集に影響を及ぼす等、市民生活に多大な影響を与えかねないことから、当該システムの入替業務は確実な履行が求められる。<br>車両受付システムは、富士通Japan株式会社が本市からの発注に基づき、本市のごみ処理施設をネットワークで繋ぎ一体的になるよう独自に構築したものであり、現在は「都築電気株式会社札幌オフィス」が技術移管を受けている。<br>そのシステムの一構成要素である篠路破砕工場のシステムを載せ替え、確実に稼動させるためには、ネットワーク内での通信内容等、本市の車両受付システムのプログラムを熟知している左記業者のみ履行が可能である。<br>以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                 | 環）環境事業部白石清掃工場<br>011-876-1710 |
| R7. 8. 27 | <a href="#">白石清掃工場計装設備部品交換業務</a>                  | アズビル株式会社         | 20,020,000 | R7. 7. 25  | R7. 7. 25 ～ R8. 3. 31  | アズビル株式会社製が唯一の適合品であり、その交換にあたっては、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。<br>左記選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。<br>以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 環）環境事業部白石清掃工場<br>011-876-1710 |
| R8. 1. 28 | <a href="#">白石清掃工場減温塔整備部品</a>                     | 株式会社タクマテクノス北海道   | 1,980,000  | R7. 11. 21 | R7. 11. 21 ～ R8. 1. 30 | また、規格・仕様以外の製品を使用した場合は、設備機器の故障や不具合を引き起こし、プラントのもつ初期の性能を発揮できない事態に陥る可能性がある旨記載されており、同じ規格の部品を使用することが必要不可欠である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 環）環境事業部白石清掃工場<br>011-876-1710 |
| R8. 2. 4  | <a href="#">令和7年度アスベスト管理台帳システム改修業務</a>            | 株式会社ネクシス         | 2,798,400  | R7. 10. 6  | R7. 10. 6 ～ R8. 3. 24  | 本業務は、左記選定業者が開発したアスベスト管理台帳システム（以下「本システム」という。）の改修を行うものである。本システムは、左記選定業者が独自に開発したプログラムにより構築されているものであり、その改修作業を行うにあたっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等を細部にわたり正確に把握していることが不可欠である。これらの専門的知識・技術は開発者である左記選定業者のみが有しているものであることから、本システムの改修を行い、本業務を確実に履行できるのは、左記選定業者のみである。<br>以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、契約相手方を左記選定業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 環）環境部、環境対策課<br>011-211-2882   |
| R8. 1. 28 | <a href="#">令和7年度環境対策情報システム移行業務</a>               | 株式会社ネクシス         | 1,661,000  | R7. 10. 17 | R7. 10. 17 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、環境対策情報システム（以下「本システム」という。）の運用環境をイントラネットからNEWSネットに移行するとともに、NEWSネットでのセキュリティ要件に適合するための設定・改修作業を行うものである。<br>本システムは、本市独自の仕様に基づき、上記選定事業者が開発した処理プログラムにより構築されているものであるため、本業務の改修・移行作業を行うにあたっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等を細部にわたり正確に把握していることが不可欠である。これらの専門的知識・技術は開発者である左記選定業者のみが有しているものであることから、本業務を確実に履行できるのは、左記選定業者のみである。<br>以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、契約相手方を左記選定業者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                     | 環）環境部、環境対策課<br>011-211-2882   |
| R8. 3. 18 | <a href="#">円山動物園塵芥等搬出業務（一般廃棄物）（単価契約）</a>         | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 6,119,200  | R8. 3. 11  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 札幌市では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備する事を目的に収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は（一財）札幌市環境事業公社1社のみとなっている。<br>上記理由により、本業務の受託者としては同事業者以外におらず、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、左記事業者を選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 環）円山動物園経営管理課<br>011-621-1426  |
| R8. 4. 8  | <a href="#">札幌市円山動物園Sapporo City Wi-Fi運用・保守業務</a> | 株式会社NTT東日本ー北海道   | 2,519,000  | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | ・本市が運営するSapporo City Wi-Fiは、市営地下鉄、札幌駅前通地下歩行空間、当園及び札幌ドーム、定山溪温泉等、主要観光エリアで提供されている。<br>・Sapporo City Wi-Fiは、市内において利用方法等が統一された公衆Wi-Fi環境を拡充し、国内外からの観光客や市民の利便性の向上を図ることを目的としている。<br>・Sapporo City Wi-Fiを利用するためのインターネット接続機器については、保守対応ができるのは製造会社である当該事業者のみである。<br>・当園のSapporo City Wi-Fiは、平成28年2月1日に運用を開始し、当該事業者は、当園のSapporo City Wi-Fi環境の整備業務を受託し、その後の運用・保守業務においても受託実績は良好である。<br>以上の理由から、当該事業者は、本業務を受託できる唯一の事業者であるため、選定した。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                   | 環）円山動物園経営管理課<br>011-615-8097  |
| R8. 4. 8  | <a href="#">円山動物園動物園センター清掃業務</a>                  | ホクビサービス株式会社      | 6,930,000  | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、動物園センター及び一部期間のみ仮設貸借施設の日常清掃等を行うものである。<br>現在契約履行中の「円山動物園施設清掃業務（以下、「全体清掃業務」という。）」は園内の施設全体の日常清掃及び定期清掃等を行う業務であり、園内の動物園センター及び仮設された貸借施設の清掃業務は令和7年10月から令和10年9月までを契約期間としている全体清掃業務の付帯的な業務であることは明らかである。<br>本来であれば本業務の対象2施設は全体清掃業務に含めるべき業務であるが、動物園センターは令和7年度に改修工事が行われ、仮設貸借施設は令和8年6月に解体される予定のため、全体清掃業務の履行期間中に清掃範囲や労務数量が変わる要因となることから、全体清掃業務の入札時の総合評価の評価項目である「人員配置」と「平均賃金」の評価に影響が出る可能性があった。そのため全体清掃業務から当該2施設を除いた背景がある。<br>全体清掃業務の受託者である上記選定事業者が本業務を履行する場合、新たな人員の確保や機材の調達を行わず、全体清掃業務の一環として業務を履行することが可能であり、履行品質の確保及び経費の節減が期待でき、競争入札に付すよりも有利である。<br>以上より地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するものと判断する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環）円山動物園経営管理課<br>011-615-8097  |

| 掲載日       | 調達契約件名                                             | 契約の相手方                   | 契約金額（円）      | 契約締結年月日   | 履行期間         | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課                        |
|-----------|----------------------------------------------------|--------------------------|--------------|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R7. 8. 13 | <a href="#">道路情報システム解析業務</a>                       | 富士通 J a p a n 株式会社       | 4, 037, 000  | R7. 8. 13 | ～ R7. 12. 31 | 左記の者は、道路情報システムの設計及びプログラム作成を行った業者である。また、道路情報システムは、富士通特有OS を搭載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働している。そのため、左記の者は、システムの細部にわたり精通しているのみではなく、富士通特有OS を搭載したオフィスコンピュータ上において、データベースファイルの情報精査及びプログラム解析を迅速かつ的確に行うことができる唯一の者である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 建）総務部総務課<br>011-211-2444   |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度道路情報システム保守業務</a>                  | 富士通 J a p a n 株式会社       | 7, 999, 200  | R8. 3. 25 | ～ R9. 3. 31  | 左記の者は、道路情報システムの設計及びプログラム作成を行った業者である。また、道路情報システムは、富士通特有OS であるASP (Advances System Products) を搭載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働している。そのため、左記の者はシステムの細部にわたり精通しているのみではなく、障害発生の際に、富士通特有OS を搭載したオフィスコンピュータを迅速かつ的確に操作のうえ、安定したシステム運用を行うことができる唯一の者である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 建）総務部総務課<br>011-211-2444   |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度総合道路管理システム保守業務</a>                | 札幌総合情報センター株式会社           | 21, 010, 000 | R8. 3. 26 | ～ R9. 3. 31  | 左記の者は、総合道路データ編集システム及びWeb版総合道路管理システムの開発を行った業者であり、全システムのプロダクト構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、複数のシステムにおける問い合わせ対応および障害対応において、迅速かつ円滑な業務の履行が可能で唯一の者であるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 建）総務部総務課<br>011-211-2444   |
| R7. 4. 16 | <a href="#">令和7年度道路台帳図用地番図データ整備等業務</a>             | 株式会社ティー・ユー・シー            | 3, 278, 000  | R7. 4. 7  | ～ R7. 4. 23  | 本業務は、財政局において作成している地番図データを基に、道路台帳図用地番図データを更新するものであり、これは、道路台帳図の補正を行うための基礎データとなるものである。<br>道路台帳の補正は、道路法施行規則第4条の2第5項の規定により速やかに行う必要があるため、当課では別途業務委託により年3回に分けて発注をしており、初回の発注は4月下旬を予定している。発注にあたっては、補正内容を適切に反映させるため、最新の地番図データを委託業者へ提供する必要があるが、財政局で更新した地番図データが利用可能となるのは4月1日であるため、同日以降、速やかに当課の地番図データを更新する必要がある。そのため、地番図及び道路台帳図両方における十分な処理能力を有する業者が不可欠である。<br>随意契約の相手方として審査対象となる（株）ティー・ユー・シーは、財政局で運用している地番図のデータ更新業務を受託していることに加え、本業務を平成23年度より受託していることから、地番図及び道路台帳図の両データに深く精通している。また、道路台帳図用地番図データの作成にあたり、独自の作業ツールを構築しているため、短期間での作業が可能となっており、本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有している。<br>以上のことから、（株）ティー・ユー・シーは、本業務の目的を達成するための条件を満たしており、それが同社1社に特定されることから同社を選定するものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 建）総務部道路認定課<br>011-211-2457 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和8年度道路台帳図システム保守及びデータ検査変換業務</a>        | 札幌総合情報センター株式会社           | 15, 950, 000 | R8. 3. 27 | ～ R9. 3. 31  | 本業務は札幌市の道路台帳図をWeb版総合道路管理システム及び道路台帳図閲覧システムで運用するための保守作業を実施するとともに、両システムに取り込むために必要となるデータの論理検査及び変換業務を委託するものである。<br>札幌総合情報センター（株）は、Web版総合道路管理システム（平成19年度より運用）及び市民向けの道路台帳図閲覧システム（平成27年度より運用）の開発を行った業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、同システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であることから、同社を選定したい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 建）総務部道路認定課<br>011-211-2457 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">不動産鑑定評価業務（7・4・43号東4丁目通）</a>            | 一般財団法人 日本不動産研究所<br>北海道支社 | 2, 333, 100  | R7. 5. 26 | ～ R7. 6. 30  | 不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（中央 用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）」により報酬額が定められており、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないため。<br>また、事業の当初から左記の者に不動産鑑定評価を依頼しており、現況 や価格の変動等に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定が見込まれるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）総務部用地管理課<br>011-211-2552 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">公共土木積算システム保守運用業務その1</a>                | 株式会社コンピュータ・システム<br>研究所   | 1, 714, 680  | R7. 4. 15 | ～ R8. 3. 31  | 「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、建設局土木部所管の工事発注において積算ミスを防止するための確認作業に活用している。<br>当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。<br>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 建）土木部業務課<br>011-211-2612   |
| R7. 6. 25 | <a href="#">五輪通（平岸通～石山通（国道230号）間）<br/>概略修正検討業務</a> | 中央コンサルタンツ株式会社            | 10, 120, 000 | R7. 6. 19 | ～ R8. 2. 27  | 本業務は、過年度に左記業者が履行した3業務の成果に基づき、道路予備設計、平面交差点予備設計について修正を行うものである。<br>本事業は道路拡幅を伴うものであり、用地買収を予定している各関係者からは早期の契約を要望されていることから、事業を円滑に進めるためには今年度中に地元説明会の開催及び事業認可の取得を行う必要がある。<br>これまでの業務では、多くの関係機関（北海道公安委員会、北海道庁、道路管理者（市・国）、河川管理者（市）、公園管理者（道）、自衛隊など）と調整してきた経緯があるため、過年度の業務全てで契約実績があり、過去の経緯を熟知し、深い理解を持っている左記業者でなければ、業務の円滑な遂行及びそれによる今年度中の事業認可取得は困難である。<br>また、左記業者に委託することで、現地踏査や設計計画については省略が可能となり、業務の早期着手が可能となる。<br>以上により、左記業者を選定することとしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                                                                                                                                                                                     | 建）土木部業務課<br>011-211-2612   |
| R7. 9. 10 | <a href="#">道路街路事業基礎資料検討業務</a>                     | 株式会社建設技術研究所              | 22, 990, 000 | R7. 9. 3  | ～ R8. 3. 19  | 本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要綱」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）土木部業務課<br>011-211-2612   |

| 掲載日        | 調達契約件名                                        | 契約の相手方                | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                        |
|------------|-----------------------------------------------|-----------------------|------------|-----------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R7. 12. 10 | <a href="#">道道札幌北広島環状線（豊平川工区）道路予備修正検討業務</a>   | 株式会社社長大               | 24,420,000 | R7. 12. 4 | R7. 12. 4 ～ R8. 3. 19  | 本業務は、過年度に左記業者が履行した2業務の成果に基づき、橋梁予備設計、道路予備設計について修正を行うものである。<br>本事業は、道道札幌北広島環状線の道路及び橋梁新設であり、来年度の事業着手に向けて検討を進めているところ。<br>今年度の河川管理者との協議において、架橋位置の再検討及び河川管理用通路・堤内排水の移設に係る詳細資料を速やかに提出するよう強く求められた。<br>当該路線の江別市域では、北海道が既に事業に着手し、令和18年度の事業完了を目指して事業を進めており、札幌市も同年度の事業完了に向け、令和8年度に新規補助事業の採択により事業に着手する予定である。<br>そのためには、架橋位置に関する河川管理者との協議について、今年度中に合意形成を図る必要があり、早期の業務発注が必要となる。<br>今年度中の合意形成に向けては、速やかに設計や検討を進めたいと河川管理者と協議を行うとともに、北海道開発局本局協議に向けた資料調整を行う必要がある。その後、北海道開発局本局協議を開始し、年度内には合意を経る必要があることから、過去2回の検討業務の履行実績があり、これまでの河川協議に同席し、本事業における河川管理者との協議経緯を熟知し、橋梁等の検討内容を深く理解している当該事業者でなければ、限られた期間に資料を作成し、年度内に合意形成を図ることは困難である。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 建）土木部業務課<br>011-211-2612   |
| R7. 4. 16  | <a href="#">路面下空洞調査業務（道道真駒内御料札幌橋）</a>         | ジオ・サーチ株式会社            | 13,090,000 | R7. 4. 7  | R7. 4. 7 ～ R7. 7. 18   | 本業務は、令和7年2月26日に道道真駒内御料札幌橋で発生した道路陥没に係る原因特定までの間の安全確保のために行う路面下空洞調査について、令和6年度に引き続き、令和7年度においても継続的に実施する必要があるために行うものである。<br>左記の者は、令和7年2月27日から令和7年3月28日を契約期間とする同一内容の業務を履行中であり、引き続き本業務を履行させることにより、資器材の確保や現地確認、既存データの分析等に要する作業を削減でき、速やかに現場作業に着手できるほか、他者が行う場合に比べ15%程度の費用削減が図られることから、競争に付するより有利と認められる。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R7. 5. 14  | <a href="#">街路灯・標識管理システム保守業務</a>              | 株式会社サンコー              | 3,630,000  | R7. 4. 30 | R7. 4. 30 ～ R8. 3. 31  | 「街路灯管理システム」及び「標識管理システム」は、株式会社サンコーが設計及び製作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に行うことが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">駅前広場・自由通路清掃業務</a>                 | 特定非営利活動法人障害者自立支援団体表の会 | 11,605,000 | R8. 3. 4  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">特別地域清掃業務（南地区）</a>                 | 特定非営利活動法人障害者自立支援団体表の会 | 15,235,000 | R8. 3. 4  | R8. 3. 16 ～ R8. 11. 30 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">特別地域清掃業務（北地区）</a>                 | 社会福祉法人草の会             | 5,501,100  | R8. 3. 5  | R8. 3. 16 ～ R8. 11. 30 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 3. 18  | <a href="#">札幌市街路灯電灯料金等補助金交付申請書の受付等に関する業務</a> | 札幌市街路灯組合連合会           | 8,651,500  | R8. 3. 9  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 補助金の申請は、1ヵ月間に約600団体からの申請が集中するため、短期間に膨大な事務を迅速かつ適正に処理する必要がある。したがって、本業務の実施に当たっては、業務に精通しているとともに、各申請団体および北海道電力（株）等との密接な連携が必要となる。<br>以上のことを踏まえ、下記に掲げる理由により、その性質が競争入札に適しないため、同連合会に特命することとした。<br>（1）同連合会は、補助申請を行う町内会・街路灯組合の連合体であり、各団体の街路灯設置位置情報など本申請の受付に必要な情報を管理しているが、このような団体及び業者はほかに存在しない。<br>（2）同連合会は、街路灯の普及育成を行なうことにより、住民の保安と福祉の増進を図ることを目的に設立された非営利団体であり、団体の日常的な業務として、町内会等における街路灯の設置維持管理に関する支援を行っており、本業務を熟知している。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                     | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 3. 25  | <a href="#">立体横断施設清掃業務（4工区）</a>               | 株式会社オアシス              | 1,391,500  | R8. 3. 11 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 3. 25  | <a href="#">立体横断施設清掃業務（2工区）</a>               | 株式会社 エスライン            | 3,157,000  | R8. 3. 13 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 3. 25  | <a href="#">立体横断施設清掃業務（3工区）</a>               | 株式会社アクセント             | 3,080,000  | R8. 3. 16 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">立体横断施設清掃業務（1工区）</a>               | 一般社団法人 空              | 1,430,000  | R8. 3. 23 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">大通バスセンターエスカレーター（地下2階）保守業務</a>     | 株式会社日立ビルシステム          | 2,428,800  | R8. 3. 24 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">大通バスセンターエスカレーター（1階・地下1階）保守業務</a>  | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社    | 3,135,000  | R8. 3. 26 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                     | 契約の相手方              | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課                        |
|-----------|--------------------------------------------|---------------------|------------|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R8. 4. 8  | <a href="#">道路パトロール支援サービス保守業務</a>          | 富士通 J a p a n 株式会社  | 18,612,000 | R8. 3. 26 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 道路パトロール支援サービスは、令和6年度に実施した札幌市簡易舗装路面点検システム運用導入業務の公募型企画競争によって選定されたシステムである。継続的な利用を行うにあたり、本業務の履行に必要な全てのシステム利用権限を有し、システム開発者兼サービス提供者である左記事業者以外に保守を行えるものはない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                               | 建）土木部道路維持課<br>011-211-2632 |
| R7. 6. 4  | <a href="#">道路ＩＴＶ設備保守点検業務</a>              | パナソニックコネクト株式会社      | 3,388,000  | R7. 5. 23 | R7. 5. 23 ～ R8. 3. 31  | 本業務は、道路ＩＴＶ設備の機能を確保するため、カメラの撮像、伝送機能確認等の保守点検を行うものである。カメラズーム等の遠隔操作の点検調整を行うためには、独自ソフトウェアによらなければならない。開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。<br>左記事業者は当該設備を開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                     | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 18 | <a href="#">環状通エルムトンネル過電流継電器交換業務</a>       | 株式会社東芝              | 3,410,000  | R7. 6. 12 | R7. 6. 12 ～ R8. 3. 13  | 本業務にて交換を行う継電器は、左記業者が設計、製造したものである。本業務を履行するに当たり、構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、交換後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行うことが必要である。<br>また、責任の所在を明確にしつつ、占有の専門知識、技術が必要であり、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                   | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">札幌駅前通地下歩行空間中央監視設備(PLC)更新業務</a> | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社  | 31,900,000 | R7. 6. 16 | R7. 6. 16 ～ R8. 3. 19  | 本業務を履行するにあたっては、24時間稼働しているシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は、当該中央監視設備の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                      | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">創成川融雪管投雪蓋設備整備業務</a>            | 旭イノベックス株式会社         | 1,210,000  | R7. 6. 20 | R7. 6. 20 ～ R7. 12. 19 | 本業務にて点検を行う投雪蓋設備は、旭イノベックス（株）が設計、製造したものである。<br>本業務を履行するにあたっては、当該設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行うことが要求される。<br>左記業者は、当該設備の設計から製造までを独自の技術により構築した者で、各構成要素の設計意図・目的を熟知しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                               | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">札幌駅北口駅前広場地下施設西側エレベーター整備業務</a>  | 日本オーチス・エレベータ株式会社    | 2,365,000  | R7. 6. 23 | R7. 6. 23 ～ R8. 3. 13  | 本業務にて整備を行うエレベーターは、左記業者が設計、製造、施工したものである。<br>本業務を履行するにあたっては、エレベーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。<br>開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                     | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">ロードヒーティング遠隔制御装置LTE化改修業務</a>    | 電制コムテック株式会社         | 5,562,700  | R7. 6. 23 | R7. 6. 23 ～ R8. 3. 13  | 本業務は、ロードヒーティング遠隔制御装置のLTE化対応を行うものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。<br>左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                         | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務</a>       | 東日本テクノ株式会社          | 6,677,000  | R7. 7. 11 | R7. 7. 11 ～ R8. 1. 30  | 本業務にて整備を行う創成川融雪管ロータリー1号機については、左記業者が設計、製造及び施工したものである。<br>当該設備は排雪された雪を破砕・均質化し、融雪管に投入する役割を果たしており施設の稼働には欠かせない設備である。<br>冬の連続した過酷な環境での稼働を求められ、機器単体だけでなく、投雪ダンプの制御を含めた安全性の確保など、求められる性能は非常に高いものになる。<br>本業務を履行するにあたっては、当該設備について機器だけでなくシステムとしての設計も熟知していることが不可欠であり、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">磐湯北ノ沢トンネル無停電電源装置ほか整備業務</a>     | 株式会社北海道ジョエス・ユアササービス | 9,460,000  | R7. 7. 16 | R7. 7. 16 ～ R8. 3. 30  | 本業務にて整備を行う無停電電源装置及び直流電源装置については、（株）GSユアサが設計、製造したものである。<br>本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、トンネル事故等発生時に確実に機能する必要があることから、交換・整備後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。<br>本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは北海道札幌地区における（株）GSユアサの特約店であり、工事・指定サービス店である左記業者に限られるため、契約の性質が競争入札に適しないことから左記業者を特定し、随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                              | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 7. 30 | <a href="#">北郷流雪溝監視制御装置更新業務</a>            | 富士電機株式会社            | 33,550,000 | R7. 7. 22 | R7. 7. 22 ～ R9. 3. 25  | 本業務は、北郷流雪溝監視制御システムの一部の監視制御装置を更新するものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務を履行するにあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。<br>左記業者は、当該北郷流雪溝監視制御システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                      | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                   | 契約の相手方             | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                         |
|------------|------------------------------------------|--------------------|------------|------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 8. 13  | <a href="#">新さっぽろ駅8番出入口昇降機整備業務</a>       | フジテック株式会社          | 2,915,000  | R7. 7. 31  | R7. 7. 31 ～ R8. 3. 30  | 本業務にて整備を行うエレベーターは、左記業者が建築基準法及び関連法令に準じて設計・製造・施工したものである。<br>本業務は構造に直接関わる部品の交換を行うものであり、履行するにあたっては、整備前後のエレベーターの構造・強度・制御等を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行うことが要求される。更に、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることも避ける必要がある。<br>開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 9. 3   | <a href="#">J R白石駅自由通路昇降機自動ドア駆動部更新業務</a> | フルテック株式会社          | 2,618,000  | R7. 8. 15  | R7. 8. 15 ～ R7. 12. 19 | 本業務において整備を行う自動ドアは左記業者が設計・施工した機器であり、また定期保守点検を実際に担っているものであるため現行設備の状態・構造等熟知している。 本業務を履行するにあたっては機器の構造・機能を熟知していることが不可欠であるほか、適切な整備基準に基づき部品交換を行わねばならず、交換後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行えることが要求される。 左記業者は、既設のドア本体及びドア駆動部を含めた知識・技術情報等を唯一有しているため、他社による標準部品での施工は困難であり、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                      | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 8. 27  | <a href="#">ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務</a>      | 北海道瓦斯株式会社          | 16,500,000 | R7. 8. 18  | R7. 8. 18 ～ R7. 11. 28 | 本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪用システムとして左記業者が設計・開発したものである。<br>本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に行うことが要求される。<br>また、ガス工作物については、ガスを供給する一般ガス導管事業者が定める技術的基準に適合する必要がある。<br>設計・開発者かつガスを供給する一般ガス導管事業者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                   | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 9. 17  | <a href="#">新琴似北流雪溝通信機器等交換業務</a>         | 株式会社明電エンジニアリング     | 2,778,600  | R7. 9. 8   | R7. 9. 8 ～ R8. 3. 27   | 本業務の対象は、(株)明電舎が製造納入した流雪溝設備のうち、中央監視装置と現場盤の通信機器設備の部品交換を行うものであり、当該設備の構造・機能を熟知していることが不可欠であり、履行後の安定稼働・機能保証が求められる。<br>左記業者は、(株)明電舎における唯一のメンテナンス会社であり、本業務履行に必要な専門知識、技術情報、業務体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                        | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 9. 24  | <a href="#">鉄路アンダーパス非常用発電設備部品交換業務</a>    | 富士電機株式会社           | 2,200,000  | R7. 9. 11  | R7. 9. 11 ～ R8. 3. 25  | 本業務にて部品交換を行う発電設備は、左記業者が設計・製造したものである。本業務を履行するにあたっては、当該設備・システム全体を熟知していることが不可欠であり、部品交換後の性能の保持及び信頼性の確保を行うことが要求される。左記業者は、本業務履行における、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行出来るのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                     | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 10. 1  | <a href="#">降雪情報システムマルチセンサー伝送装置修繕等業務</a> | 札幌総合情報センター株式会社     | 935,000    | R7. 9. 17  | R7. 9. 17 ～ R7. 12. 26 | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。<br>左記業者は、当該札幌市降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                     | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">札幌駅北口駅前広場地下施設エスカレーター整備業務</a> | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 10,004,500 | R7. 10. 20 | R7. 10. 20 ～ R8. 3. 27 | 本業務にて整備を行うエスカレーターは、左記業者が設計・製造・施工したものである。<br>本業務を履行するにあたっては、エスカレーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。<br>開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                    | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">伏古川融雪管中央監視設備整備業務</a>         | パナソニックコネクト株式会社     | 34,980,000 | R7. 11. 7  | R7. 11. 7 ～ R9. 3. 30  | 本業務にて整備を行う設備は、融雪管用中央監視システムとして左記業者がシステム及びソフトウェアの設計・開発を行ったものである。<br>また、本施設は下水道貯留管の一部を冬期に融雪管として使用しており、その中央監視設備は年間を通じて市民生活に直接影響する重要な設備である。<br>本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知し、円滑に部品の調達・調整、システムの再構築、ソフトウェアの修正を行い、整備後の性能保持及び信頼性確保のため各種試験を確実に行うことが要求される。<br>設計・開発者である左記業者は、本業務の履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、また、既存ソフトウェアの開発者であることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                        | 契約の相手方               | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 担当課                         |
|-----------|-----------------------------------------------|----------------------|------------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R8. 1. 7  | <a href="#">札幌駅前通地下歩行空間ほか防災情報伝達システム機器更新業務</a> | 株式会社HY Sエンジニアリングサービス | 11,000,000 | R7. 12. 25 | R7. 12. 25 ～ R8. 3. 25 | 本業務は、防災情報伝達システムの一部の機器を更新するものであり、作業後のシステムの安定稼動、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。<br>左記業者は、当該防災情報伝達システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                 | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">札幌駅前通地下歩行空間手動扉交換ほか整備業務</a>        | フルテック株式会社            | 3,520,000  | R8. 1. 22  | R8. 1. 22 ～ R8. 3. 27  | フルテック（株）は、札幌駅前通地下歩行空間に設置されている電気錠式重量ドアの開発製造かつ施工を行っており、構造及び保守作業等熟知している。<br>本業務を履行するにあたり、構造等を熟知していることが不可欠であるほか、適切な整備基準に基づき部品交換を行い、交換後の性能保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行えることが要求される。<br>左記業者は、開発業者独自の専門知識・技術情報を唯一有しており、かつ、構成部品は先業者の特注品であり、他社による標準部品での施工は困難である。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)      | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 11 | <a href="#">流雪溝遠方監視装置保守業務</a>                 | 富士電機株式会社             | 1,265,000  | R8. 2. 24  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、稼働中の流雪溝遠方監視装置の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。<br>左記業者は、当該流雪溝遠方監視装置の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                       | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">登美駅自由通路昇降機保守点検業務</a>              | 東芝エレベータ株式会社          | 995,966    | R8. 3. 11  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                              | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">ガス熱源ロードヒーティング設備保守点検業務</a>         | 北海道瓦斯株式会社            | 22,880,000 | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務にて保守点検を行う設備は、独自のガス燃焼制御方式を用いた道路融雪用システムとして、左記業者が設計、製造したものである。<br>本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>開発製造者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">富丘通歩道橋ほか2施設昇降機保守点検業務</a>          | フジテック株式会社            | 7,431,600  | R8. 3. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                              | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">苗穂駅自由通路ほか3施設昇降機保守点検業務</a>         | 株式会社日立ビルシステム         | 22,558,800 | R8. 3. 13  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                              | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">札幌駅北口駅前広場西側昇降機保守点検業務</a>          | 日本オーチス・エレベータ株式会社     | 924,000    | R8. 3. 13  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 13   | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                     | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">ロードヒーティング監視制御装置保守点検業務</a>         | N T T 東日本株式会社        | 6,063,200  | R8. 3. 13  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング監視制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。<br>左記業者は、当該ロードヒーティング監視制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                             | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">降雪情報システム保守点検業務</a>                | 札幌総合情報センター株式会社       | 46,959,000 | R8. 3. 18  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。<br>左記業者は、当該札幌市降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                       | 建) 土木部道路設備課<br>011-211-2635 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                     | 契約の相手方                  | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                          |
|-----------|--------------------------------------------|-------------------------|------------|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 4. 1  | <a href="#">置置駅自由通路ほか5施設昇降機保守点検業務</a>      | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社      | 25,817,880 | R8. 3. 19 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。<br>設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                  | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635   |
| R8. 4. 1  | <a href="#">ロードヒーティング遠隔制御装置保守点検業務</a>      | 電制コムテック株式会社             | 6,842,000  | R8. 3. 19 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング遠隔制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。<br>左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                 | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635   |
| R8. 4. 8  | <a href="#">道路情報LAN・防災WAN設備保守点検業務</a>      | パナソニックコネクト株式会社          | 3,267,000  | R8. 3. 24 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は、当該札幌市道路情報ネットワークシステム及び防災WAN接続システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                           | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635   |
| R8. 4. 8  | <a href="#">道道小増定山溪線ほか14線道路情報板等保守点検業務</a>  | コイト電工株式会社               | 7,150,000  | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を履行するにあたっては、稼働中の道路情報板及び冠水警報表示板の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。<br>左記業者は、当該道路情報板及び冠水警報表示板の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                 | 建）土木部道路設備課<br>011-211-2635   |
| R7. 4. 16 | <a href="#">不動産の表示に関する登記等委託業務（単価契約）</a>    | 公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | 80,000,000 | R7. 4. 3  | R7. 4. 3 ～ R8. 3. 31   | 当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要な測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならないため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、滞りなく迅速な対応が必要である。<br>公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                          | 建）土木部管理測量課<br>011-211-2562   |
| R7. 8. 6  | <a href="#">データベース地図整備資料入力調整業務</a>         | 株式会社ティー・ユー・シー           | 1,727,000  | R7. 7. 30 | R7. 7. 30 ～ R8. 1. 30  | 測量情報データベースシステムは、左記業者が本市の開発意図・目的を熟知した上で構築したものである。実施にあたっては、システム機能の確保を確実に行うことが要求されるため、当システムの開発および保守管理を行い、専門的な知識、技術等を有している左記業者が唯一履行可能な業者である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                  | 建）土木部管理測量課<br>011-211-2562   |
| R8. 3. 18 | <a href="#">測量情報データベースシステム保守管理業務</a>       | 株式会社ティー・ユー・シー           | 2,200,000  | R8. 3. 10 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 測量情報データベースシステムの安定運用を確保するために今年度の維持管理及び保守点検作業を行うものである。<br>当システムは左記業者が本市の開発意図・目的を理解した上で設計構築したものである。障害発生時における迅速な対応は、当システムを開発し専門的な知識、技術等を有している左記業者が唯一履行可能な業者である。<br>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                              | 建）土木部管理測量課<br>011-211-2562   |
| R8. 2. 4  | <a href="#">令和7年度札幌市除雪作業日報作成支援システム改良業務</a> | 札幌総合情報センター株式会社          | 60,500,000 | R7. 6. 19 | R7. 6. 19 ～ R8. 3. 31  | 当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター（株）が令和元年度に構築しているものであり、同社のみが運用及び改良可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に不適なため、左記業者との特定随意契約とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                    | 建）土木部雪対策室計画課<br>011-211-2682 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和7年度 札幌雪学習プロジェクト運営業務</a>      | 一般社団法人 北海道開発技術センター      | 12,034,000 | R7. 6. 27 | R7. 6. 27 ～ R8. 3. 23  | 本事業は、「小学生が「雪」を楽しんだり、「雪」を克服したりする活動を通して、冬の暮らしに関心を持ち除雪などに対する意識が浸透することを目指すとしている。これらの確実な履行に当たって、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、また、プロジェクトの運営等に関する企画内容が非常に重要であるため、その能力を有する適任者を選定する必要があることからプロポーザル方式とした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                             | 建）土木部雪対策室計画課<br>011-211-2682 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">凍結防止剤等性能調査業務</a>               | 一般財団法人北海道環境科学技術センター     | 2,629,000  | R7. 8. 28 | R7. 8. 28 ～ R7. 12. 19 | 本業務は、融氷性能や腐食度などの性能規定の仕様により購入している本市の凍結防止剤について、納入された材料が本市仕様と合致した製品であるとともに、安全性を確認するために実施する業務である。<br>この性能規定の仕様と合致した製品であるかの確認については、納入品を任意サンプリングで確認する必要がある。短期間で結果を出す必要があることから、応札時に提出させている試験結果を基に、凍結防止剤に含まれる主成分のほか微量な物質を特定し、その量を測定することで、応札の材料と同一材料であることを判定しており、蛍光X線分析が最も有効な手法となっている。<br>しかし、蛍光X線による凍結防止剤の定性・定量分析を実施できるのは当該機関のみであることから、当該業務については、（一財）北海道環境科学技術センターに特定随意契約することとする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 建）土木部雪対策室計画課<br>011-211-2682 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">令和7年度札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務</a>     | 株式会社北海道博報堂              | 14,000,000 | R7. 9. 2  | R7. 9. 2 ～ R8. 3. 27   | 本業務は、札幌市の雪対策に対する理解や協力の浸透などを目的として、市民に対し分かりやすい広報を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適さないものである。<br>このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争（プロポーザル方式）により契約候補者の選定を行うこととする。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                       | 建）土木部雪対策室計画課<br>011-211-2682 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和7年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務（その1）</a> | 総合商研株式会社                | 3,535,010  | R7. 11. 5 | R7. 11. 5 ～ R7. 11. 28 | 当該業務は、別途業務で作成した冊子（冬のくらしガイド）を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体化した作業となることから、広報さっぽろ（中央区・北区・西区版）の印刷業務受注者である総合商研株式会社と特定随意契約することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                         | 建）土木部雪対策室計画課<br>011-211-2682 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                               | 契約の相手方              | 契約金額（円）     | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課                           |
|-----------|------------------------------------------------------|---------------------|-------------|----------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 15 | <a href="#">令和7年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務（その2）</a>           | 山藤三陽印刷株式会社          | 7,074,210   | R7.11.5  | R7.11.5 ～ R7.11.28 | 当該業務は、別途業務で作成した冊子（冬のくらしガイド）を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ（東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区・手稲区版）の印刷業務受注者である山藤三陽印刷株式会社と特定随意契約することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                     | 建）土部雪対策室計画課<br>011-211-2682   |
| R8. 4. 22 | <a href="#">令和7年度 雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務</a>         | 札幌総合情報センター株式会社      | 106,084,000 | R7.11.14 | R7.11.14 ～ R8.7.31 | 札幌市では、雪堆積場及び融雪施設に運び込まれる排雪車両を車両管理システムで計測しており、民間排雪車両を計測するレーダーセンサー装置と公共排雪車両を計測する車両数計測装置で構成されている。<br>本システムは、その開発を行うために、次年度以降の開発・運用を含めた公募型企画競争を令和2年度に行い、札幌総合情報センター株式会社が開発業務を受託したものであり、同社のみが運用可能である。<br>以上のことから、札幌総合情報センター株式会社に特命随契約することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 建）土部雪対策室計画課<br>011-211-2682   |
| R8. 1. 28 | <a href="#">令和7年度雪堆積場計数業務（単価契約）</a>                  | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 11,104,265  | R7.11.19 | R7.11.19 ～ R8.3.25 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の就労の機会創出や社会参加の拡大などを図るため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                         | 建）土部雪対策室計画課<br>011-211-2682   |
| R8. 4. 22 | <a href="#">札幌市除雪作業日報作成支援システム運用業務</a>                | 札幌総合情報センター株式会社      | 28,490,000  | R8.3.25  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和元年度に構築したものであり、同社のみが運用可能ことから、札幌総合情報センター株式会社を特定随契約することとした。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                                                                  | 建）土部雪対策室計画課<br>011-211-2682   |
| R8. 4. 22 | <a href="#">札幌市雪堆積場等選定システム運用業務</a>                   | 札幌総合情報センター株式会社      | 25,740,000  | R8.3.25  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和3年度から令和6年度にかけて構築したものであり、同社のみが運用可能ことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、左記業者との特定随意契約とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                                                                            | 建）土部雪対策室計画課<br>011-211-2682   |
| R8. 4. 22 | <a href="#">令和8年度冬季道路等交通情報システム運用業務</a>               | 札幌総合情報センター株式会社      | 84,920,000  | R8.3.30  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 冬季道路等交通情報システムは、札幌市が設置したマルチセンサー並びに気象からの気象情報等を、雪対策室をはじめ、関係部署へリアルタイムに配信することにより、除雪業務ならびに大雪、台風等に対する本市の防災体制に活用されているシステムである。<br>当該システムは、札幌総合情報センター株式会社が開発したものであり、同社のみが運用可能ことから、札幌総合情報センター株式会社を特定随契約することとした。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）                | 建）土部雪対策室計画課<br>011-211-2682   |
| R7.11.5   | <a href="#">ロータリ除雪車B R-11号 ブレーキオイルシリンダ取替ほか修繕</a>     | 北海道川崎建機株式会社         | 1,760,000   | R7.8.8   | R7.8.8 ～ R7.10.10  | 本修繕は「ロータリ除雪車B R-110号ほか24台車検及び12か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車B R-110号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している北海道川崎建機株式会社 札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                     | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.5   | <a href="#">除雪グレーダG-72号 エアコンプレッサ取替ほか修繕</a>           | 道央車輛株式会社            | 1,793,000   | R7.8.8   | R7.8.8 ～ R7.10.10  | 本修繕は「除雪グレーダG-62号ほか11台 車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-72号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している道央車輛株式会社に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                    | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.5   | <a href="#">凍結防止剤散布車MS-30号 ターボチャージャー取替ほか修繕</a>       | NX機工株式会社            | 1,445,400   | R7.8.18  | R7.8.18 ～ R7.10.10 | 本修繕は「凍結防止剤散布車MS-26号ほか8台 車検整備」業務において、凍結防止剤散布車MS-30号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているNX機工株式会社 札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                  | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.5   | <a href="#">ロータリ除雪車SR-14号 センタプロペラシャフト取替ほか修繕</a>      | 道央車輛株式会社            | 1,507,000   | R7.8.21  | R7.8.21 ～ R7.10.15 | 本修繕は「ロータリ除雪車R-160号ほか3台 車検及び12か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車SR-14号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している 道央車輛 株式会社に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                               | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12  | <a href="#">凍結防止剤散布車HS-4号 センタベアリングユニット取替ほか修繕</a>     | NX機工株式会社            | 1,199,000   | R7.9.18  | R7.9.18 ～ R7.10.15 | 本修繕は「ロータリ除雪車R-67号ほか14台 車検及び12か月点検整備」業務において、凍結防止剤散布車HS-4号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているNX機工株式会社に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                 | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12  | <a href="#">除雪グレーダG-62号 噴射ポンプO/Hほか修繕</a>             | 道央車輛株式会社            | 1,826,000   | R7.9.18  | R7.9.18 ～ R7.10.10 | 本修繕は「除雪グレーダG-62号ほか11台 車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-62号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している道央車輛株式会社に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                    | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12  | <a href="#">凍結防止剤散布車MS-45号 フロントブレーキディスクロータ取替ほか修繕</a> | 株式会社林自動車札幌          | 1,716,000   | R7.9.22  | R7.9.22 ～ R7.10.10 | 本修繕は「凍結防止剤散布車MS-22号ほか8台 車検整備」業務において、凍結防止剤散布車MS-45号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している株式会社林自動車札幌に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                     | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12  | <a href="#">除雪グレーダG-73号 タンデムドライブO/Hほか修繕</a>          | 日本キャタピラー合同会社        | 1,116,500   | R7.9.29  | R7.9.29 ～ R7.10.10 | 本修繕は「除雪グレーダG-71号ほか8台 車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-73号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随意契約することにいたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                 | 建）雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                               | 契約の相手方         | 契約金額（円）   | 契約締結年月日 | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 担当課                            |
|----------|------------------------------------------------------|----------------|-----------|---------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| R7.11.12 | <a href="#">凍結防止剤散布車MS-4 1号 リヤリアーフスプリングリーフ取替ほか修繕</a> | N X 機工株式会社     | 1,546,600 | R7.10.3 | R7.10.3 ～ R7.10.10 | 本修繕は「凍結防止剤散布車MS-2 6号ほか8台 車検整備」業務において、凍結防止剤散布車MS-4 1号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついで、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているN X 機工株式会社 札幌支店に特定随意契約することにしたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 建) 雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12 | <a href="#">除雪グレーダG-8 4号 リヤデファレンシャルキャリアーフHほか修繕</a>   | ロード機工株式会社      | 1,736,900 | R7.10.3 | R7.10.3 ～ R7.10.10 | 本修繕は「除雪グレーダG-6 4号ほか2 0台 車検及び1 2か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-8 4号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついで、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているロード機工株式会社に特定随意契約することにした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 建) 雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12 | <a href="#">凍結防止剤散布車HS-2号 センタビンOHほか修繕</a>            | 日北自動車工業株式会社    | 1,996,500 | R7.10.3 | R7.10.3 ～ R7.10.10 | 本修繕は「ロータリ除雪車BR-2 0号ほか2 4台 車検及び1 2か月点検整備」業務において、凍結防止剤散布車HS-2号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついで、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日北自動車工業株式会社に特定随意契約することにした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 建) 雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12 | <a href="#">除雪グレーダG-8 7号 リフトシリンダヨーク取替ほか修繕</a>        | 道央車輛株式会社       | 1,815,000 | R7.10.6 | R7.10.6 ～ R7.10.10 | 本修繕は「除雪グレーダG-6 2号ほか1 1台 車検及び1 2か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-8 7号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついで、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している道央車輛株式会社に特定随意契約することにした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 建) 雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.11.12 | <a href="#">ロータリ除雪車SR-2 6号 ターボチャージャー取替ほか修繕</a>       | 北日本重機株式会社      | 1,111,000 | R7.10.9 | R7.10.9 ～ R7.10.15 | 本修繕は「ロータリ除雪車BR-1 0号ほか2 4台 車検及び1 2か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車SR-2 6号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。<br>ついで、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している北日本重機株式会社に特定随意契約することにした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 建) 雪対策室車両管理事務所<br>011-681-4311 |
| R7.5.7   | <a href="#">豊平峡ダムサイト園地維持管理業務</a>                     | 株式会社札幌リゾート開発公社 | 2,200,000 | R7.4.24 | R7.4.24 ～ R7.11.20 | 本業務は豊平峡ダムサイト園地内施設の維持管理を行う業務である。<br>株式会社札幌リゾート開発公社（以下「公社」という。）は、自然を生かしたレクリエーション施設等の整備と定山溪地区の振興を目的とした出資団体であり、紅葉の名所として市民をはじめ外国人観光客に親しまれている豊平峡ダムにおいて、豊平峡電気バス事業の運営や受託事業を通じた、魅力ある場所の提供に努めている。<br>公社は、豊平峡ダム専用道路におけるゲートの開閉および車両の通行を管理する業務を受託していることに加え、当該園地への唯一の交通手段である電気バスを運営しており、バスの発着点である当該園地とダム下駐車場を含むダム周辺を一帯的に維持管理することで管理体制を整えることができる。<br>また、電気バスの運営のため豊平峡ダム周辺に職員が多数常駐しており、常に当該園地に目を配る体制が整っていることから、トイレの不具合等の不測の事態に対し、迅速かつ適切に対応することができる。<br>以上のことから、本業務を効果的かつ確実に実施できる唯一の事業者と判断され、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                        | 建) みどりの推進課<br>011-211-2533     |
| R7.9.3   | <a href="#">大通公園有識者会議等企画運営業務</a>                     | 株式会社日建設計       | 5,984,000 | R7.8.4  | R7.8.4 ～ R8.3.27   | 本業務は、大通公園の基本計画詳細検討において、検討内容を専門的に評価する有識者会議の資料作成や、市民意見を広く募るためのオープンハウスの企画・運営支援を行うものであり、「令和7年度 大通公園基本計画詳細検討ほか業務」（以下、令和7年度業務）と密接に関連するものである。<br>本業務の履行については、令和5・6年度に実施された「大通公園のあり方検討」の背景や詳細な検討過程を深く理解したうえで実施する必要があるほか、現在進行中の令和7年度業務の進捗を常に理解・把握し進めなければならない。<br>また、限られた期間内に本業務で求める成果品質を得るためには、過年度の検討背景や現在に至る一連の経緯を熟知した上で、令和7年度業務の完了まで一体的に業務を推進する必要がある。<br>株式会社日建設計 北海道オフィスは、令和5・6年度業務の履行者として検討経緯を熟知しているだけでなく、本業務と連動する令和7年度業務の受託者であり、計画検討を熟知している唯一の事業者であり、業務を最も効率的かつ効果的に進め、限られた期間内で履行品質を確保することができる。<br>こうしたことから、本業務を履行できるのは、上記の選定業者のみであり、契約の性質または目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に随意契約（特定）により調達することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課<br>011-211-2533     |
| R7.10.1  | <a href="#">中島公園魅力継承コンテンツ試行運営業務</a>                  | 株式会社KITABA     | 2,981,000 | R7.9.8  | R7.9.8 ～ R8.3.31   | 中島公園魅力継承コンテンツを試行するには、公園に関係する様々な主体との調整を行う統括的なマネジメント力、中島公園の魅力を理解したうえで市民及び来訪者の方々に広く知ってもらう情報発信力、実施コンテンツ自体の企画力が必要であり、本業務内容は「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当し、価格のみによる競争入札はふさわしくないと判断する。このため、複数の者から実施方針、体制等に関する提案を募り、その良否を実施委員会にて審査し、提案内容の優れた事業者を選定する企画競争（プロポーザル方式）を採用する。<br>実施委員会が企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を総合的に評価した結果、株式会社KITABAの提案内容の評価点（605点）が最低基準点（480点）を超え、かつ、合計点数が最も高かったため、全員一致で契約候補者を選定した。<br>本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、企画競争実施委員会が選定された左記事業者を相手方とする随意契約（特命）とすることが適当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                          | 建) みどりの推進課<br>011-211-2533     |

| 掲載日        | 調達契約件名                                          | 契約の相手方                   | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課                          |
|------------|-------------------------------------------------|--------------------------|------------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 10. 15 | <a href="#">平岡樹芸センター開園期間延長対応業務</a>              | 公益財団法人札幌市公園緑化協会          | 3,056,900  | R7. 10. 9  | R7. 10. 9 ～ R7. 11. 27 | 本業務は平岡樹芸センターの紅葉時期の開園期間延長に伴い、受付業務、緑の相談窓口業務及び園内駐車場、園外臨時駐車場の警備を行うものである。<br>受付業務は来園者の対応や有料施設の予約受付などを行うことから、館内全体を把握している必要があり、指定管理者である当該相手方が唯一実施可能な事業者である。<br>また、緑の相談窓口業務は植物管理の専門知識を有する者を配置し、庭づくりや園芸の普及振興を図る業務であり、来園者や電話からの問い合わせに対応する必要があることから、館内庭園管理を熟知した指定管理者である当該相手方が唯一実施可能な事業者である。<br>園内駐車場と園外臨時駐車場の警備業務は、来場車両の交通誘導警備を行い、事故等の防止、来園者の安全確保、周辺道路の渋滞緩和を行うものであるが、館内全体を把握し、来園者対応や施設管理を担う指定管理者が、それら指定管理業務と一体の業務として対応しなければ、施設運営に混乱が生じ、円滑な業務遂行に支障が生じることとなる。<br>平岡樹芸センター周辺の立地状況や業務内容を熟知し、状況に応じた対応実績のある指定管理者が本業務を実施することにより、来園者へ提供するサービスの維持や非常時の的確な対応が可能となる。<br>以上のことから、本件の各業務を円滑に履行できるのは平岡樹芸センターの指定管理者である当該相手方以外になく、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 建）みどりの推進課<br>011-211-2533    |
| R7. 10. 29 | <a href="#">低濃度PCB廃棄物処分業務</a>                   | J X 金属苫小牧ケミカル株式会社        | 2,094,400  | R7. 10. 17 | R7. 10. 17 ～ R8. 2. 27 | 本事業者は、廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づき無害化処理認定を受けた業者のうち、北海道内において自社以外の低濃度PCB廃棄物を処理できる唯一の業者である。従って、契約の性質または目的が競争入札に適さないことから、特定随意契約とする。（なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の2により、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分はそれぞれ別々の業者へ委託することが定められているため、収集運搬業務については別途業務発注する）。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 建）みどりの推進課<br>011-211-2533    |
| R8. 4. 8   | <a href="#">公園緑地 GIS 運用サポート業務</a>               | E S R I ジャパン株式会社         | 3,262,600  | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、みどりの推進部が運用する「公園緑地GISシステム」（以下「本システム」という。）において、システムの保守管理および利用者からの技術的問い合わせへの対応を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、まず基盤ソフトである「ArcGIS Enterprise」および「ArcGIS Pro」に関する高度な専門知識に加え、本市独自のシステム構成を詳細に把握していることが不可欠である。加えて、保守運用を適切に遂行する過程においては、不具合の修正や環境変化への対応として、プログラム自体の更新および改修作業が必要となる。<br>当該業者は、対象ソフトウェアの開発元であり、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術を有していることに加え、本システムのソフトウェアを「ArcGIS Enterprise」へ移行する際の構築を担当するなど本市独自のシステム構成を熟知しており、本業務の核となるプログラムを更新・改修することが可能な唯一の業者である。<br>以上のことから、当該業者は本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質および目的が一般競争入札に適さないため、特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                            | 建）みどりの推進課<br>011-211-2533    |
| R8. 4. 8   | <a href="#">インターネット公園検索情報提供業務</a>               | 株式会社G I S 北海道            | 1,980,000  | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、市内の公園、自然歩道、市民の森、ふれあいの森などについて、周辺地図や見取図、写真等のほか各施設の情報を市民へ提供する「札幌市公園検索システム」の保守・運用を行うものである。<br>本システムは、平成14年度に当該事業者の親会社が札幌市の負担により開発し、当該事業者が保守・運用の権限を有している。そのため、当該事業者以外に本業務が履行可能である事業者は存在しない。<br>以上のことから、当該事業者は本業務を履行できる唯一の者であり、業務の性質及び目的が一般競争入札に適さないため、特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 建）みどりの推進課<br>011-211-2533    |
| R8. 3. 11  | <a href="#">下水道基幹業務認証システム等保守業務</a>              | N E C ソリューションイノベーション株式会社 | 1,348,600  | R8. 2. 16  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、日本電気（株）が独自の技術により開発・製造したシステムサーバ機器の保守（点検、調整、部品交換）を行うものである。<br>本業務の履行に当たっては、開発者独自の技術及び構造知識並びに迅速な部品供給が不可欠であり、当該機器の稼働に関してメーカーの性能保証が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、製造者に特定するものである。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 下）経営管理部経営企画課<br>011-818-3452 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">札幌市下水道科学館運営管理業務</a>                 | 一般財団法人札幌下水道公社            | 44,000,000 | R8. 3. 23  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 一般財団法人札幌下水道公社（以下、札幌下水道公社）は、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、昭和58年に本市の出資により創設された団体であり、以後、公的な立場で、下水道事業に関する普及啓発及び施設の維持管理等を行っている。<br>札幌市下水道科学館は、下水道の役割や重要性を市民に発信し、本市の下水道事業への理解を深めることを目的とした広報施設であることから、運営にあたっては、本市の下水道事業について専門的な知識を有するとともに、利益確保に偏ることなく、本市と一体となって、効果的な普及啓発を行うことが求められる。札幌下水道公社は下水道科学館の開館以降、本業務を担ってきた唯一の団体である。<br>なお、札幌下水道公社は、平成24年度から毎年、来館する児童用バスの貸出事業や自主的な普及イベントなどを実施してきており、下水道及び科学館の普及啓発に係る貢献度が極めて高い団体である。<br>札幌下水道公社は、前述のとおり、本市の下水道事業に携わってきた豊富な実績があり、本市と一体となって下水道事業を担うことができる唯一の団体であると考えられることから、本業務の契約の相手方として特定するものである。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                    | 下）経営管理部経営企画課<br>011-818-3452 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">下水道河川局庁舎エレベーター保守管理業務</a>            | 株式会社日立ビルシステム             | 2,164,800  | R8. 3. 24  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、（株）日立製作所が製作したエレベーターの保守・点検を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、製造者独自のプログラムや構造に関する知識、専門的かつ高度な技術が不可欠であるとともに、当該機器に不具合や事故が発生したとき、復旧に向けた迅速な対応が求められる。製造者以外の者が本業務を履行した場合、運転制御プログラムの把握・改定が困難であるほか、故障時の緊急対応や円滑な部品調達がなされない恐れがある。<br>以上のことから、製造者である（株）日立製作所から、エレベーターの保守及び修理事業を継承している（株）日立ビルシステムを契約の相手方に特定するものである。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 下）経営管理部経営企画課<br>011-818-3452 |
| R7. 7. 2   | <a href="#">財務会計システム等office2024バージョンアップ評価業務</a> | 日本電気株式会社                 | 5,852,000  | R7. 6. 20  | R7. 6. 20 ～ R7. 9. 30  | 本業務は、日本電気（株）が独自の技術により開発・構築した財務会計システムほか5システムについて、「office2024」へバージョンアップした場合の動作検証などを行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ行動な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 下）財務課<br>011-818-3412        |

| 掲載日      | 調達契約件名                                          | 契約の相手方                     | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 担当課                           |
|----------|-------------------------------------------------|----------------------------|------------|----------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7.7.2   | <a href="#">資金管理システム等office2024バージョンアップ評価業務</a> | 株式会社コア                     | 1,024,100  | R7.6.20  | R7.6.20 ～ R7.9.30  | 本業務は、資金管理システム及び備品管理システムについて、「Office2024」へバージョンアップした場合の動作検証などを行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であるが、開発者が既に事業から撤退しており、開発者独自のプログラム知識をはじめ、設計、改修、保守管理等全ての事業が（株）コアに承継されている。<br>以上のことから、当該システムに係る事業承継者以外の者では本業務の適正な履行が困難であると判断できるため、（株）コアに特定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 下) 財務課<br>011-818-3412        |
| R8.3.4   | <a href="#">下水道基幹業務システムサーバ機器保守業務</a>            | 日本電気株式会社                   | 5,801,004  | R8.2.19  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は、日本電気株式会社が独自の技術より開発・製造したシステムサーバ機器の保守（点検・調整・部品交換）を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、開発者独自の技術及び構造知識並びに迅速な部品供給が不可欠であり、当該機器の稼働に関してメーカーの性能保証が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、製造者に特定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 下) 財務課<br>011-818-3412        |
| R8.3.4   | <a href="#">財務会計システム等保守業務</a>                   | 日本電気株式会社                   | 14,861,000 | R8.2.19  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は、日本電気株式会社が独自の技術より開発・構築した財務会計システムほか5システムの保守（システム障害対応）を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 下) 財務課<br>011-818-3412        |
| R8.3.11  | <a href="#">資金管理システム等保守業務</a>                   | 株式会社コア                     | 1,732,500  | R8.2.20  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は、資金管理システム及び備品管理システムの保守（システム障害対応）を行うものである。本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であるが、開発者が既に本システムの事業から撤退しており、開発者独自のプログラム知識をはじめ、改修、保守管理等全ての事業が（株）コアに承継されている。以上のことから、本システムに係る事業承継者以外の者では本業務の適正な履行が困難であると判断できるため（株）コアに特定するものである。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 下) 財務課<br>011-818-3412        |
| R8.3.25  | <a href="#">下水道水位情報システム装置保守管理業務</a>             | 株式会社明電舎                    | 6,952,000  | R8.3.16  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は、下水道水位情報システム装置の保守管理業務を行うものである。<br>下水道水位情報システムは、本市都心部の下水道の水位を計測し、その情報をインターネットにおいてリアルタイムで提供するものであり、水位データを収集・監視する当該事業者独自のシステムと、公開するためのシステムをデータ連携する構成となっている。<br>当該システムの保守管理を実施するにあたり、システムの開発者であって他社では知り得ない独自の技術が必要であるため、同社のみが運用可能な唯一の事業者であることから特定としたい。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 下) 事業推進部施設管理課<br>011-818-3421 |
| R7.4.16  | <a href="#">排水機場等河川管理施設総括監理業務</a>               | 一般財団法人札幌下水道公社              | 4,356,000  | R7.4.3   | R7.4.3 ～ R8.3.31   | 札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務等について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。<br>一般財団法人札幌市下水道公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できると、また公的な立場で札幌市の事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 下) 事業推進部河川管理課<br>011-818-3415 |
| R7.11.19 | <a href="#">創成川分水工水位計修繕業務</a>                   | 中山技術コンサルタント株式会社            | 4,812,500  | R7.10.20 | R7.10.20 ～ R8.3.13 | 本業務は創成川分水工設備に付帯する水位計の更新及びこれに伴う本体設備の整備・調整等を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、当該設備全体の構造及びシステム体系等を熟知していることが不可欠であり、更に、市民生活の安全性を確保する観点から、迅速かつ確実な履行が要求されるものであり、水位計更新後においても機器全体の性能保持を確保しなければならない。<br>左記業務は、当該設備を設計・製造した事業者であり、当該設備に関して他の者が知り得ない設計情報及び機器の整備・調整に関する専門的な技術を有する唯一の事業者である。<br>以上のことから、本業務を履行できるのは左記業者に限られることから特定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 下) 事業推進部河川管理課<br>011-818-3415 |
| R7.12.3  | <a href="#">投雪防止のぼり設置撤去業務</a>                   | 特定非営利活動法人・地域生活支援グループ・共働友楽舎 | 1,199,374  | R7.11.25 | R7.11.25 ～ R8.3.26 | 本業務は、河川及び河川敷への投雪防止の注意喚起を図るための「のぼり」を河川沿いの転落防止柵等に設置し、啓発期間終了後に撤去するものであり、屋外での容易な軽作業を主体としていることから、障がいのある方に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がいのある方が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与することができる業務である。<br>そのため、令和7年度 札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等を運営する者でありかつ、当該施設等の所在地が札幌市内であるもの」を契約の相手方の選定基準とした随意契約により調達するものである。<br>特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友楽舎は、「元気ジョブアウトソーシングセンター」から本業務の履行が可能な施設として紹介された障害者就労施設等の運営法人であり、現に、札幌市内において、障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所（就労継続支援B型事業所ありくらぶ）及び「障害者支援施設等に準ずる者」として市長の認定を受けた重度障害者多数雇用事業所（札幌市障がい者協働事業所 ワークショップアリス）を運営しており、前述の選定基準を満たしている。<br>よって、本業務を当該法人に委託することにより、障がいのある方に対して自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がいのある方が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与することができるため、当該法人を契約の相手方として特定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 下) 事業推進部河川管理課<br>011-818-3415 |
| R8.3.25  | <a href="#">河川管理システム保守管理業務</a>                  | 株式会社オーベック                  | 1,547,700  | R8.3.16  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本業務は、（株）オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムの保守点検を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識と高度な技術が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 下) 事業推進部河川管理課<br>011-818-3415 |
| R8.4.8   | <a href="#">河川情報システム保守点検業務</a>                  | 日本無線株式会社                   | 3,811,500  | R8.3.17  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本システムは、令和2年度に左記業者が受注し、ソフトウェアを独自に開発し構築したものである。<br>本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、開発業者である左記業者を特定することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 下) 事業推進部河川管理課<br>011-818-3415 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                | 契約の相手方               | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                          |
|------------|-------------------------------------------------------|----------------------|-------------|------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 4. 8   | <a href="#">サクシュ琴似川監視制御システム保守点検業務</a>                 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 1,716,000   | R8. 3. 24  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 現在、稼働中であるサクシュ琴似川監視制御システムは、左記業者が受注し独自ソフトウェアの開発を行い構築したものである。<br>本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、システム開発業者である左記業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                  | 下）事業推進部河川管理課<br>011-818-3415 |
| R7. 10. 1  | <a href="#">土木工事積算システム（下水道用）データ改訂業務</a>               | 東芝デジタルソリューションズ株式会社   | 2,145,000   | R7. 9. 25  | R7. 9. 25 ～ R7. 12. 19 | 本業務は、土木工事積算システムに登録されている下水道の独自歩掛データ及び当システムのプログラムについて、令和7年度の改訂を行う業務である。<br>業務の履行にあたっては、本積算システムの開発及び運用管理を行っている左記業者以外には適正な履行が見込めないと認められることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、左記業者の特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                    | 下）事業推進部管路保全課<br>011-818-3451 |
| R8. 3. 4   | <a href="#">下水道台帳管理システム保守管理業務</a>                     | 国際航業株式会社             | 51,150,000  | R8. 2. 16  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、下水道台帳管理システムの適切な運用を図るため必要な保守と運用管理を行うものである。<br>本システムは左記業者が著作権を有しており、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他社での履行が困難である。<br>したがって、特例政令第11条第1項第1号に基づき、左記業者を特定し随意契約とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                                                                                                                                                 | 下）事業推進部管路保全課<br>011-818-3451 |
| R7. 8. 6   | <a href="#">脱水泥汚泥セメント資源化業務（単価契約）</a>                  | 太平洋セメント株式会社          | 1,870,000   | R7. 7. 17  | R7. 7. 17 ～ R8. 3. 31  | 本業務を行うに当たっては、（１）～（３）の条件を満足する必要がある。（１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。（２）「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（焼却・汚泥）の本市又は北海道の許可を受けていること。（３）東部スラッジセンター及び西部スラッジセンターから発生する脱水泥汚泥を、搬出予定期間において継続的に受入れ可能であり、セメント資源化の処理ができること。以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                    | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R7. 12. 17 | <a href="#">手船沈砂洗浄センター洗砂処理業務（単価契約）</a>                | 岡本興業株式会社             | 11,182,911  | R7. 12. 4  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。<br>（１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。<br>（２）「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（汚泥・造粒固化）の本市又は北海道の許可を受けていること。また、処理方式において、「無機性汚泥に限る」ことを条件としていないこと。<br>（３）西部スラッジセンターから発生する焼却灰を年間を通して継続的かつ安定的に受入れ可能で、土壌の環境基準及び土壌汚染対策法における区域の指定に係る基準を満たす資材化の処理ができること。<br>左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）       | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R7. 12. 17 | <a href="#">西部スラッジセンター焼却灰処理業務（単価契約）</a>               | 岡本興業株式会社             | 85,900,012  | R7. 12. 4  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。<br>（１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。<br>（２）「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（燃え殻・破砕）の本市又は北海道の許可を受けていること。<br>（３）西部スラッジセンターから発生する焼却灰を年間を通して継続的かつ安定的に受入れ可能で、土壌の環境基準及び土壌汚染対策法における区域の指定に係る基準を満たす資材化の処理ができること。<br>左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                           | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R8. 1. 21  | <a href="#">水質試験室排ガス洗浄装置保守業務</a>                      | 株式会社ダルトン             | 1,969,000   | R7. 12. 22 | R7. 12. 22 ～ R8. 3. 19 | 本業務は、排ガス洗浄装置の機能、耐久性、信頼性などを維持するため、装置全体の分解点検、総合的な運転調整、消耗部品の交換等を行うものである。<br>本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本装置固有の設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該装置に関して他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                | 下）事業推進部処理施設課<br>011-717-5829 |
| R8. 2. 4   | <a href="#">西部スラッジセンター焼却灰等セメント資源化業務（単価契約）</a>         | 太平洋セメント株式会社          | 174,603,000 | R7. 12. 23 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。<br>（１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。<br>（２）「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（焼成・燃え殻・ばいじん、焼却・汚泥）の本市又は北海道の許可を受けていること。<br>（３）本市下水汚泥処理施設から発生する焼却灰、脱水泥汚泥及び廃流動砂等について、年間を通して継続的かつ安定的に受入可能であり、セメントの品質や製造工程、周辺環境等に悪影響を及ぼさずセメント資源化の処理ができること。<br>左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号） | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R8. 2. 4   | <a href="#">西部スラッジセンター焼却灰等セメント資源化運搬業務（貨物鉄道）（単価契約）</a> | 日本貨物鉄道株式会社           | 33,634,150  | R8. 1. 9   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。<br>（１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。<br>（２）「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業（燃え殻、汚泥）の北海道の許可を有していること。<br>（３）鉄道による貨物運送事業を行っていること。<br>左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）                                                                                                       | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                | 契約の相手方                | 契約金額（円）       | 契約締結<br>年月日 | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                          |
|-----------|-------------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R8. 2. 4  | <a href="#">西部スラッジセンター焼却灰等セメント資源化運搬業務（トラック）（単価契約）</a> | 株式会社ジェイアール貨物・北海道物流    | 56,073,600    | R8. 1. 23   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。</p> <p>（１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大部分「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。</p> <p>（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業（燃え殻、汚泥）の北海道の許可を有していること。</p> <p>（３）日本貨物鉄道（株）の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可を有していること。</p> <p>（４）貨物鉄道に積載でき、積込み及び散散防止などの条件からオーブントップ型で密閉式の機能を有する産業廃棄物運搬用20tコンテナを保有していること。</p> <p>（５）上記コンテナをダンプアップするための装置を装備するトラックを保有していること。</p> <p>左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定と致したい。</p> <p>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）</p>                                                                                                                                                                                                                                             | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R8. 3. 11 | <a href="#">下水道施設図面検索システム保守業務</a>                     | 株式会社サンコー              | 2,090,000     | R8. 2. 25   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。</p> <p>本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。</p> <p>左記業者は、当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システム改修も継続して履行しており、的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R8. 3. 11 | <a href="#">埋設圧送管路等机上スクリーニング調査業務</a>                  | 株式会社クボタ               | 1,485,000     | R8. 2. 27   | R8. 2. 27 ～ R8. 3. 30 | <p>左記業者は、現場で管内の腐食状況を直接確認し、劣化度を診断・評価するための「ガイド挿入式カメラ」を開発し、有している唯一の業者である。</p> <p>埋設圧送管路等調査は、机上スクリーニング、現地踏査、硫酸腐食の現地調査診断の3段階からなり、本業務は、現地調査の前段階となる机上スクリーニングを行うものであり、埋設圧送管路等（ダクタイル鋳鉄管）について、硫酸腐食の危険推定箇所を効率的に抽出し、抽出された箇所にある空気弁を利用して硫酸腐食の有無を視覚調査にて実施できるか否かを判定するものである。</p> <p>劣化度を診断・評価するためには、机上スクリーニングによって腐食が進んでいる箇所を確実に抽出することが不可欠であり、本業務を確実かつ円滑に実施するためには、現地調査に使用するカメラの開発技術及び現地調査のノウハウを有することが必要不可欠である。</p> <p>左記業者は、当該調査業務の履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                              | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">下水道処理施設維持管理支援システム保守業務</a>                 | N T T ドコモソリューションズ株式会社 | 22,110,000    | R8. 3. 23   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。</p> <p>本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。</p> <p>左記業者は、当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システム改修も継続して履行しており、的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">汚泥処理施設総括管理業務</a>                          | 一般財団法人札幌下水道公社         | 1,568,589,000 | R8. 3. 23   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | <p>本業務は公的な立場で札幌市の複数の汚泥処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、設備補修・定期整備、緊急的な補修、施設の法定点検、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。</p> <p>本業務の履行のためには、受託者が汚泥処理施設の維持管理等に関する高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。</p> <p>（１）運転管理業務履行業者の的確な管理・監督</p> <p>（２）適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理</p> <p>（３）状況や条件変更に応じた適切な運転方法・汚泥量などの検討・調整</p> <p>（４）脱汚泥、焼却灰等の適切な品質管理</p> <p>（５）事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応</p> <p>左記法人は、下水道事業及び河川事業に関する施設の維持管理、調査研究、普及啓発、資源の有効活用等を公的な立場で補完・代行することにより、持続可能な下水道事業及び河川事業の推進に貢献し、もって市民生活の向上に寄与することを目的として設立され、札幌市の下水処理施設の維持管理等に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有していることから、本業務について確実に履行することができる。また、公的な立場で札幌市の下水道事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから、特定とする。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）</p> | 下）事業推進部処理施設課<br>011-818-3431 |
| R7. 5. 21 | <a href="#">定山溪中継ポンプ場自家発電用ガスタービンエンジン点検整備業務</a>        | 株式会社カワサキマシンシステムズ      | 62,625,200    | R7. 5. 15   | R7. 5. 15 ～ R8. 3. 19 | <p>本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。</p> <p>このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である川崎重工業株式会社から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 下）事業推進部施設保全課<br>011-818-3443 |
| R7. 9. 24 | <a href="#">豊平川中継ポンプ場ガスタービン点検整備業務</a>                 | ヤンマーエネルギーシステム株式会社     | 123,530,000   | R7. 9. 17   | R7. 9. 17 ～ R8. 3. 16 | <p>本業務にて整備するガスタービンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であるヤンマー（株）（旧社名ヤンマーディーゼル（株））から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定と致したい。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 下）事業推進部施設保全課<br>011-818-3443 |
| R7. 7. 30 | <a href="#">創成川水再生プラザ第2処理施設セルピウス配流器盤部品交換修理</a>        | 株式会社明電エンジニアリング        | 1,068,633     | R7. 7. 2    | R7. 7. 2 ～ R7. 9. 30  | <p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施行は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 下）創成川水処理センター<br>011-736-6371 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                         | 契約の相手方               | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                           |
|------------|------------------------------------------------|----------------------|------------|------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 3. 4   | <a href="#">創成川水再生プラザ特別高圧受変電設備精密点検業務</a>       | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 12,727,000 | R7. 8. 1   | R7. 8. 1 ～ R8. 3. 27   | 本業務の対象となる設備は、特別高圧電気（電圧66,000V）を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。<br>本業務は、当該設備の機能を長期にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては、受変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検・動作確認・測定等を行い、終了後、速やかに機能回復し復電させる必要性があり、確実かつ迅速な履行が要求され、当該設備固有のプラント設計情報、製造ノウハウ等の全ての技術情報を有することが不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機（株）から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                        | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R7. 10. 8  | <a href="#">創成川水再生プラザ高圧電動機絶縁診断業務</a>           | 東芝インフラテクノサービス株式会社    | 1,320,000  | R7. 9. 26  | R7. 9. 26 ～ R8. 3. 19  | 本業務は、水処理施設の高圧電動機の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査を行うものである。<br>履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があるため、当該高圧電動機に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である（株）東芝から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R7. 10. 8  | <a href="#">創成川水再生プラザ高圧電動機等点検業務</a>            | 株式会社明電エンジニアリング       | 4,070,000  | R7. 9. 26  | R7. 9. 26 ～ R8. 3. 19  | 本業務は、水処理施設の高圧電動機の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査を行うものである。<br>履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があるため、当該高圧電動機に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である（株）明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R7. 11. 5  | <a href="#">創成川水再生プラザNo2汚泥スクリーン修理</a>          | 株式会社西原環境             | 1,958,000  | R7. 10. 21 | R7. 10. 21 ～ R8. 3. 27 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）西原環境北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">創成川水再生プラザ監視装置修理</a>                | 株式会社明電エンジニアリング       | 1,760,000  | R7. 11. 6  | R7. 11. 6 ～ R8. 3. 19  | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の履行は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">東雁来雨水ポンプ場放流渠修繕業務</a>               | 一二三北路株式会社            | 4,994,000  | R7. 11. 13 | R7. 11. 13 ～ R8. 1. 30 | 本業務は、東雁来雨水ポンプ場放流渠の崩落した法面の修繕を行うものである。<br>当該崩落場所は、北海道開発局札幌河川事務所から占有許可を受けている豊平川河川敷であり、その維持管理は本市が担っていることから、この崩落状況を札幌河川事務所に報告したところ、更なる崩落を防ぐための対策を至急講じるよう本市に指導がなされたところである。<br>この崩落場所の隣接地においては、札幌河川事務所が発注した「豊平川米里築堤外掘削工事」が施工中であり、当該工事の受注者が本業務を履行するのであれば、当該崩落場所の周辺の確認作業、重機・資材の調達及び作業員の手配に時間を要することなく、迅速に修繕作業を開始することが可能となり、積雪前までの作業完了も期待できるため、崩落場所及びその周辺の安全性が早期に確保されることとなる。<br>また、当該工事の受注者は、本市発注工事においても誠実かつ良好な施工実績が多数あり、本業務においても円滑かつ確実な履行が十分に見込めることに加え、当該工事と現地調査の情報、重機・資材、作業員等を共用することにより、本業務に係る経費が削減できるため、経済性の確保も図られる。<br>以上のことを勘案すると、本業務を「豊平川米里築堤外掘削工事」の受注者である左記業者に履行させることにより、本市に有利な条件で崩落の復旧対応が速やかに実現できることから、競争入札に付することが不利と認められるため、左記業者に特定するものである。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号） | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R7. 12. 24 | <a href="#">汚泥スクリーン用部品（創成川水再生プラザ）</a>          | 株式会社西原環境             | 1,925,000  | R7. 12. 11 | R7. 12. 11 ～ R8. 3. 31 | （株）西原環境の見解書には、本部品を使用することで継続した機能、動作保証が可能で、指定部品以外を使用した場合、汚泥スクリーンの性能低下や不具合等の異常が発生する可能性がある旨が記載されている。<br>以上の理由により、汚泥スクリーン部品については、（株）西原環境製に特定するものとする。<br>なお、本製品の北海道での販売店は唯一（株）西原環境北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R8. 3. 4   | <a href="#">創成川水再生プラザ汚泥処理施設汚泥スクリンCCユニット内修理</a> | 株式会社明電エンジニアリング       | 1,212,494  | R8. 2. 2   | R8. 2. 2 ～ R8. 3. 27   | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の履行は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R8. 3. 4   | <a href="#">創成川水再生プラザVDT監視操作卓6修理</a>           | 株式会社明電エンジニアリング       | 1,991,000  | R8. 2. 2   | R8. 2. 2 ～ R8. 3. 31   | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の履行は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R8. 2. 11  | <a href="#">スカム移送ポンプ部品（創成川水再生プラザ）</a>          | ラサ商事株式会社             | 1,250,447  | R8. 2. 4   | R8. 2. 4 ～ R8. 3. 31   | 当該機器は、大平洋機工（株）製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため、大平洋機工（株）製に特定したい。なお、大平洋機工（株）は製造品についての技術的対応を総代理店に移管しているため、総代理店契約を結んでいるラサ商事（株）札幌支店に特定したい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R8. 2. 18  | <a href="#">高度処理施設次亜塩素酸タンク液位計（創成川水再生プラザ）</a>   | 西進商事株式会社             | 1,122,000  | R8. 2. 6   | R8. 2. 6 ～ R8. 3. 31   | 既設機器（故障品）はJFEアドバンテック（株）製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないためJFEアドバンテック（株）製に特定したい。<br>なお、本製品の北海道での販売店は唯一西進商事（株）北海道営業所であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R8. 3. 4   | <a href="#">水再生プラザ一般廃棄物収集運搬業務（単価契約）</a>        | 一般財団法人 札幌市環境事業公社     | 6,600      | R8. 2. 12  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 左記業者は、札幌市内で排出される事業系一般廃棄物（一般ごみ、資源化ごみ、一般廃棄物に該当する粗大ごみ）の収集運搬業務について、札幌市が許可している唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                             | 契約の相手方               | 契約金額（円）   | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課                           |
|-----------|----------------------------------------------------|----------------------|-----------|-----------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 1  | <a href="#">下水道科学館見学者用等エレベーター点検業務</a>              | 東芝エレベーター株式会社         | 1,174,800 | R8. 3. 17 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務は、高い信頼性・所定の性能を維持するために点検を行う業務であり、設備の設計・製造・ノウハウが不可欠である。また、小学生を含む市民見学者などの不特定多数者も使用するため、安全・安心な運転の確保、事故時・故障時の迅速な対応が必要である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計・製造・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者である。また、遠方監視装置による24時間常時監視を行う必要があることから、特定とする。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                            | 下) 創成川水処理センター<br>011-736-6371 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第2処理施設雨水電動ポンプ用高圧電動機等点検業務</a>  | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 2,332,000 | R7. 5. 28 | R7. 5. 28 ～ R7. 12. 10 | 本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。<br>履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があるため、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり、迅速かつ的確に履行できる唯一の業者であることから特定とする。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                            | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第1処理施設No.3プロ用電動機修理</a>        | 東芝インフラテクノサービス株式会社    | 1,650,000 | R7. 5. 29 | R7. 5. 29 ～ R7. 10. 31 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元である(株)東芝および東芝インフラシステムズ(株)以外の施工は困難である。なお、(株)東芝および東芝インフラシステムズ(株)のインフラ設備の保守については、東芝インフラテクノサービス(株)に承継されていることから東芝インフラテクノサービス(株)北海道支店に特定したい。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                 | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第1処理施設高圧電動機等点検業務</a>          | 東芝インフラテクノサービス株式会社    | 3,707,000 | R7. 5. 29 | R7. 5. 29 ～ R7. 12. 10 | 本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。<br>履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があるため、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である東芝インフラシステムズ(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり、迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定とする。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                    | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第2処理施設No.2初沈汚泥引抜ポンプ修理</a>     | 古河産機システムズ株式会社        | 1,991,000 | R7. 6. 2  | R7. 6. 2 ～ R7. 8. 29   | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の古河産機システムズ(株)札幌支店に特定したい。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                            | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第1処理施設低々段汚水ポンプ用高圧電動機等点検業務</a> | 東洋電機製造株式会社           | 3,459,500 | R7. 6. 3  | R7. 6. 3 ～ R7. 12. 10  | 本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。<br>履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運用停止して迅速かつ確実に実施する必要があるため、当該高圧電動機及びポンプ引揚装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の実績もあり迅速かつ確実な履行ができる唯一の業者であることから特定する。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 6. 18 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第1処理施設プロ用No.4用高圧電動機等点検業務</a>  | 株式会社明電エンジニアリング       | 1,287,000 | R7. 6. 5  | R7. 6. 5 ～ R7. 12. 10  | 本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。<br>履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があるため、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定とする。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                             | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 7. 2  | <a href="#">豊平川水再生プラザ第1処理施設No.2プロ用電動機修理</a>        | 東芝インフラテクノサービス株式会社    | 1,650,000 | R7. 6. 18 | R7. 6. 18 ～ R7. 11. 28 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元である(株)東芝および東芝インフラシステムズ(株)以外の施工は困難である。なお、(株)東芝および東芝インフラシステムズ(株)のインフラ設備の保守については、東芝インフラテクノサービス(株)に承継されていることから東芝インフラテクノサービス(株)北海道支店に特定したい。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                 | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 7. 16 | <a href="#">メカニカルシール（豊平川水再生プラザ）</a>                | 古河産機システムズ株式会社        | 1,078,000 | R7. 7. 3  | R7. 7. 3 ～ R7. 12. 19  | 当該機器は古河産機システムズ(株)製であり、他メーカーでは部品の形状の違いなどから互換性がなく取付できないため古河産機システムズ(株)に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一古河産機システムズ(株)札幌支店であり、他に取扱業者はいないことから同社を特定したい。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                            | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 8. 6  | <a href="#">豊平川水再生プラザ特別高圧受変電設備（精密）点検業務</a>         | 株式会社明電エンジニアリング       | 5,060,000 | R7. 7. 10 | R7. 7. 10 ～ R8. 3. 27  | 本業務の対象となる設備は、特別高圧電気（電圧66,000V）を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。本業務は、当該設備の機能を長期にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては、受変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検・動作確認・測定等を行い、終了後、速やかに機能回復し復電させる必要性があり、確実かつ迅速な履行が要求され、当該設備固有のプラント設計情報、製造・ノウハウ等の全ての技術情報を有することが不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有する唯一の業者であることから特定とする。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号) | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 8. 6  | <a href="#">豊平川水再生プラザ北郷流電導送水施設シーケンサ等点検業務</a>       | 日新電機株式会社             | 1,430,000 | R7. 7. 10 | R7. 7. 10 ～ R8. 3. 24  | 本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。<br>本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定とする。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                          | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 7. 23 | <a href="#">豊平川水再生プラザ汚泥圧送ポンプNO.2修繕業務</a>           | 古河産機システムズ株式会社        | 2,090,000 | R7. 7. 16 | R7. 7. 16 ～ R7. 11. 28 | 当該機器の修繕業務を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから製造元の古河産機システムズ株式会社に特定と致したい。<br>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                              | 下) 豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                           | 契約の相手方             | 契約金額（円）   | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                          |
|-----------|--------------------------------------------------|--------------------|-----------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 8. 13 | <a href="#">豊平川水再生プラザNo.2汚泥スクリーン修理</a>           | 株式会社西原環境           | 1,925,000 | R7. 7. 30  | R7. 7. 30 ～ R8. 3. 6   | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）西原環境北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                           | 下）豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 8. 13 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第1処理施設ほかシーケンサ等点検業務</a>      | 東芝インフラテックノサービス株式会社 | 5,885,000 | R7. 8. 5   | R7. 8. 5 ～ R8. 3. 24   | 本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である東芝インフラシステムズ（株）から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                     | 下）豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 9. 10 | <a href="#">月寒川雨水ポンプ場監視制御装置修理</a>                | 株式会社明電エンジニアリング     | 1,226,610 | R7. 8. 27  | R7. 8. 27 ～ R9. 3. 31  | 当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部としてほかの装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                    | 下）豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 10. 1 | <a href="#">厚別融雪槽監視システム修繕業務</a>                  | 株式会社エルムデータ         | 2,431,000 | R7. 9. 19  | R7. 9. 19 ～ R8. 1. 30  | 当該機器の業務を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面でシステム製作者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製作者以外の施工は困難であることから製作者の（株）エルムデータに特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                          | 下）豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 11. 5 | <a href="#">豊平川水再生プラザ排水ポンプ修繕業務</a>               | ラサ商事株式会社           | 2,673,000 | R7. 10. 29 | R7. 10. 29 ～ R8. 3. 30 | 当該機器の修繕業務を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元である大平洋機工（株）以外の施工は困難である。なお、大平洋機工（株）の保守点検整備・修繕業務については、総代理店に移管しているため、総代理店契約を結んでいるラサ商事（株）を特定と致したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                    | 下）豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R8. 1. 21 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第2処理施設No. 1雨水エンジン過給機修理</a>  | ヤンマーエネルギーシステム株式会社  | 1,689,600 | R8. 1. 13  | R8. 1. 13 ～ R8. 3. 27  | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元であるヤンマー（株）以外の施工は困難である。なお、ヤンマー（株）は持株分社化及び組織再編によりヤンマーエネルギーシステム（株）に関連事業を移管していることからヤンマーエネルギーシステム（株）札幌支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                        | 下）豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R8. 2. 18 | <a href="#">豊平川水再生プラザ第1処理施設初沈汚泥引抜弁No.5修理</a>     | 株式会社前澤エンジニアリングサービス | 1,210,000 | R8. 2. 2   | R8. 2. 2 ～ R8. 3. 30   | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である前澤工業株式会社からメンテナンス関係の業務を移管されている株式会社前澤エンジニアリングサービス北海道営業所に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                               | 下）豊平川水処理センター<br>011-871-5121 |
| R7. 4. 23 | <a href="#">新川水再生プラザ開渠用電磁流量計点検業務</a>             | アルファテックノス株式会社      | 1,364,000 | R7. 4. 15  | R7. 4. 15 ～ R8. 3. 31  | 本件は、（株）ソニックが設計及び製造した開渠用電磁流量計検出部の清掃及び変換器の校正などを行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、製造業者占有の技術及び知識が必要であり、製造業者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあるため、製造業者が指定する保守会社以外では適正な履行が見込めない業務である。<br>したがって、履行可能者は製造業者が指定する左記業者に限定されるため、特定することと致したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                               | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 7. 16 | <a href="#">茨戸西部中継ポンプ場雨水ガスタービンエンジン点検整備業務</a>     | 株式会社カワサキマシンシステムズ   | 8,250,000 | R7. 5. 19  | R7. 5. 19 ～ R7. 8. 29  | 本業務にて整備する雨水ガスタービンエンジンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。<br>本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。<br>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である川崎重工株式会社から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定と致したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                     | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 8. 27 | <a href="#">新川水再生プラザ第1処理施設沈砂池No. 2雨水揚砂機吐出弁修理</a> | 株式会社前澤エンジニアリングサービス | 1,980,000 | R7. 6. 12  | R7. 6. 12 ～ R7. 9. 30  | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である前澤工業（株）からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービス北海道営業所に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                 | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 7. 9  | <a href="#">新川水再生プラザ非常用ガスタービン発電機No.1自動始動盤修理</a>  | 東洋電機製造株式会社         | 1,683,000 | R7. 6. 30  | R7. 6. 30 ～ R8. 1. 30  | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから製造元の東洋電機製造株式会社北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                         | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 7. 16 | <a href="#">手稲中継ポンプ場天井クレーン修繕業務</a>               | 中山機械株式会社           | 2,750,000 | R7. 7. 1   | R7. 7. 1 ～ R8. 3. 19   | 当該設備は既製品ではなく、製造元である中山機械株式会社が独自に開発した設備のため、当該修繕には、性能保持（機能及び安全）及び主要部品交換後の性能保証の面で製造元独自の施工技術が必要となります。<br>これらを勘案すると本機器の製造元以外での施工は困難であることから特定といたしたい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                 | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 7. 16 | <a href="#">新川水再生プラザ第1処理施設初沈汚泥引抜流量計修理</a>        | 株式会社日立製作所          | 1,991,000 | R7. 7. 4   | R7. 7. 4 ～ R8. 1. 30   | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから製造元の株式会社日立製作所 北海道支社に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                         | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 7. 30 | <a href="#">新川水再生プラザ第1処理施設ほか高圧電動機等点検業務</a>       | 株式会社明電エンジニアリング     | 9,900,000 | R7. 7. 16  | R7. 7. 16 ～ R8. 3. 24  | 本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である株式会社明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定とする。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号） | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 8. 27 | <a href="#">No.3汚泥スクリーン用駆動減速機（新川水再生プラザ）</a>      | 株式会社西原環境           | 1,650,000 | R7. 7. 16  | R7. 7. 16 ～ R8. 2. 27  | 当該機器は、（株）西原環境製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため（株）西原環境製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一（株）西原環境北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                    | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 10. 8 | <a href="#">茨戸西部中継ポンプ場雨水ガスタービンエンジン修繕業務</a>       | 株式会社カワサキマシンシステムズ   | 3,850,000 | R7. 9. 1   | R7. 9. 1 ～ R8. 3. 25   | 当該機器の修繕を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である川崎重工（株）からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）カワサキマシンシステムズに特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                         | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |
| R7. 9. 17 | <a href="#">新川水再生プラザ第1処理施設No.3ブロワラシ引揚装置修理</a>    | 株式会社明電エンジニアリング     | 1,782,000 | R7. 9. 3   | R7. 9. 3 ～ R7. 12. 25  | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング 北海道支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                      | 下）新川水処理センター<br>011-611-5305  |

| 掲載日      | 調達契約件名                                           | 契約の相手方              | 契約金額（円）     | 契約締結年月日  | 履行期間      | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                          |
|----------|--------------------------------------------------|---------------------|-------------|----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7.10.1  | <a href="#">新川水再生プラザ特別高圧受変電設備（普通）点検業務</a>        | 東芝インフラテクノサービス株式会社   | 5,247,000   | R7.9.16  | ～ R8.3.24 | 本業務の対象となる設備は、特別高圧電気（電圧66,000V）を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。<br>本業務は、当該設備の機能を長期にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては、受変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検・動作確認・測定等を行い、終了後、速やかに機能回復し復電させる必要性があり、確実かつ迅速な履行が要求され、当該設備固有のプラント設計情報、製造ノウハウ等の全ての技術情報を有することが不可欠である。<br>このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である東芝インフラシステムズ株式会社から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定と致したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 下) 新川水処理センター<br>011-611-5305 |
| R7.10.8  | <a href="#">新川水再生プラザ第2処理施設シーケンサ設備等点検業務</a>       | 株式会社日立製作所           | 5,720,000   | R7.10.1  | ～ R8.3.19 | シーケンサ設備・テレメータ設備の点検・清掃業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。当該業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。<br>また、高圧発電機絶縁診断業務は、水処理施設の高圧発電機の安定性、信頼性を確保するため、高圧発電機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査を行うものである。<br>履行にあたっては、対象機器を迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧発電機に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。<br>このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ確実な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                               | 下) 新川水処理センター<br>011-611-5305 |
| R7.12.10 | <a href="#">新川水再生プラザ雨水ポンプ用No.1空気圧縮機修理</a>        | ヤンマーエネルギーシステム株式会社   | 1,584,000   | R7.11.27 | ～ R8.3.26 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元であるヤンマーディーゼル（株）からメンテナンス関係の業務を移管されているヤンマーエネルギーシステム（株）札幌支店に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 下) 新川水処理センター<br>011-611-5305 |
| R7.12.10 | <a href="#">新川水再生プラザ流雪溝送水施設共通シーケンスコントローラ整備修理</a> | メタウォーター株式会社         | 1,034,000   | R7.12.2  | ～ R8.3.27 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である富士電機株式会社から水環境事業を継承されているメタウォーター株式会社北海道営業所に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 下) 新川水処理センター<br>011-611-5305 |
| R8.2.18  | <a href="#">操作室大型表示器交換部品（新川水再生プラザ）</a>           | 株式会社日立製作所           | 1,650,000   | R8.2.10  | ～ R8.2.26 | 当該機器は（株）日立製作所製であり、他メーカーでは製品仕様の違いなどから互換性がなく取付けできないため（株）日立製作所製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売点は唯一（株）日立製作所北海道支社であり、他に取扱業者がいないことから同社に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 下) 新川水処理センター<br>011-611-5305 |
| R8.4.8   | <a href="#">大戸西部中継ポンプ場エンジン補機修繕業務</a>             | ダイハツインフィニアース東日本株式会社 | 3,410,000   | R8.2.27  | ～ R8.9.30 | 当該機器の修繕を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元のみが保有する設計情報と高度な施工技術が不可欠である。そのため、製造元であるダイハツインフィニアース（株）〔旧：ダイハツディーゼル（株）〕からメンテナンス関係の業務を移管されているダイハツインフィニアース東日本（株）に特定したい。<br>（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 下) 新川水処理センター<br>011-611-5305 |
| R7.4.23  | <a href="#">令和7年度市営住宅保全業務</a>                    | 一般財団法人札幌市住宅管理公社     | 201,932,500 | R7.4.10  | ～ R8.3.13 | 本業務の対象となる工事等は、本市が発注する公共事業の性格を持っていることから、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に則り、以下の1から3の条件を厳格に守る必要がある。<br>1 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有すること。<br>2 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。<br>3 発注関係事務を公正に行うことができること。<br><br>公社に当てはめて検討すると、公社は<br>1 昭和52年の設立以降、一貫して市営住宅や学校などの修繕や管理に携わり、火災住戸をはじめとした規模の大きい修繕業務についても受託してきている。<br>2 市営住宅入居者・自治会との連絡調整の経験や本市から受託している市有建築物の保守業務により、市営住宅の保全を行っていくうえで必要なノウハウの蓄積ができており、法令の遵守及び秘密保持の体制も十分に整備されていることから、円滑な業務の遂行が可能である。<br>3 公社は本市の出資団体（出資割合50%）であり、談合等の防止に関して、「入札談合等関与行為防止法」に基づく刑事罰が適用されるため、談合等に対する抑止力・牽制力が期待できる。（民間事業者は刑事罰が適用されない）<br><br>以上から、公社は、本業務を公正かつ効率的に行うことができる唯一の業者である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                      | 都) 市街地整備部住宅課<br>011-211-2807 |
| R7.6.4   | <a href="#">令和7年度、札幌市マンションアドバイザー派遣業務（単備契約）</a>   | 一般社団法人北海道マンション管理士会  | 4,510,000   | R7.5.22  | ～ R8.3.19 | 本業務は、市内の分譲マンションが優良な住宅ストックとして維持されるよう、また、周辺の住環境や都市環境の悪化を引き起こさないよう、マンションの管理組合等に対し、管理運営に必要な知識について助言を行う専門家としてマンション管理士（以下、「アドバイザー」という。）を派遣する業務であり、令和5年度から実施している。<br>本業務は、管理組合等からの依頼を受け派遣する「申請型」と、管理不全が懸念されるマンションを対象に、本業務の趣旨の説明をし、合意を受けてアドバイザーを派遣する「アウトリーチ型」の2つの方法にて派遣を実施しており、管理組合の運営や管理会社との管理契約に関すること、大規模修繕工事の進め方など、マンション管理全般の相談に対し、アドバイザーが中立的立場から改善に向けたアドバイスをを行う必要がある。<br>また、本業務は派遣期間約8か月の間に、申請型としてアドバイザーを2名1組で150件派遣するほか、アウトリーチ型の対象となるマンション60件程度への訪問を予定していることから、事業を円滑に進めるためには少なくとも30名程度のアドバイザーを確保することが求められる。<br>一般社団法人北海道マンション管理士会は、マンションが抱えている様々な問題を解決すべく、住民や管理組合を支援するために設立された団体であり、管理組合等や管理会社と利益相反がない、公平・中立的立場にある団体であることに加え、マンション管理士が81名所属しており、本業務にアドバイザーとして派遣可能な管理士を30名程度確保できることから、円滑な業務体制の構築が可能である唯一の団体であると判断する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 都) 市街地整備部住宅課<br>011-211-2807 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                             | 契約の相手方             | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                         |
|------------|----------------------------------------------------|--------------------|------------|-----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 6. 18  | <a href="#">令和7～9年度札幌市住宅マスタープラン策定支援業務</a>          | 株式会社まちづくり計画設計      | 35,629,000 | R7. 6. 5  | R7. 6. 5 ～ R10. 1. 31 | 本業務は、本市の住宅事情の分析や社会経済情勢、札幌市及び国等における住宅施策の動向や関連法令・関連計画、札幌市住まいの協議会での有識者等による意見を踏まえ、今後 10 年の本市の住宅施策の方向性を検討するものであり、その遂行には、住宅に関する広範かつ専門的な技術・知識を有している必要がある。<br>上記の性質を有する本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。<br>そのため、契約候補者の選定にあたっては、本業務に関する業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があることから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、随意契約を締結することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 都）市街地整備部住宅課<br>011-211-2807 |
| R7. 7. 23  | <a href="#">令和7年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業（単備契約）</a> | 一般社団法人 北海道建築技術協会   | 5,032,500  | R7. 7. 10 | R7. 7. 10 ～ R8. 3. 19 | 本業務は、既存集合住宅からのCO2削減を図ることを目的とし、集合住宅の所有者等に対し、外断熱改修に関する専門的な知識を有する者（以下「コンサルタント」という。）を派遣し、省エネ診断、改修工事に向けた助言や提案を行うものである。<br>本業務を履行するにあたっては、建築設計に関する知識のほか、省エネ住宅に関する学術的な知識、住宅等の温熱環境要件に関する高度な専門的知識、外断熱改修に関する知見、これの設計及び施工方法等を提案できる高い技術力をもったコンサルタントを本市の求めに応じ速やかに派遣できる体制が求められる。<br>一般社団法人北海道建築技術協会（以下「技術協会」という。）は、北海道における建築物の省エネルギー化を図るため、高断熱・高気密住宅の建築技術に関する調査や研究に取り組んでおり、住宅等の温熱環境要件に関して高度な専門知識を有し、効果的な設計、精度の高い施工方法等を指導できる技術者の資格であるBIS※の唯一の認定機関である。また、マンションの外断熱改修に向けた講習会や情報提供、コーディネート者の派遣等を実施している団体であり、本業務の履行に必要となる専門的知識、技術等を有するコンサルタントを複数名有していることから、本市の求めに応じ速やかにコンサルタントを派遣することができる唯一の事業者である。また、これまで同業務を委託しており、本業務に精通・誠実な履行が見込まれる。<br>以上のことから、技術協会は、本事業に必要な条件を満たしており、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。<br><br>※BIS・・・北国にふさわしい温熱環境要件を備えた住宅等の普及をはかるため、北海道が独自に創設した資格制度により認定、登録している技術者のこと<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 都）市街地整備部住宅課<br>011-211-2807 |
| R7. 10. 15 | <a href="#">令和7～8年度 札幌市市営住宅長寿命化計画改定支援業務</a>        | 株式会社市浦ハウジング＆プランニング | 15,796,000 | R7. 7. 25 | R7. 7. 25 ～ R9. 2. 26 | 本業務は、市営住宅ストックの適切なマネジメントを行うために過去に策定した「札幌市市営住宅長寿命化計画」について、策定後の社会・経済情勢の変化や事業の進捗等を踏まえ、本市が抱える課題の整理等を行い、持続可能な市営住宅事業となるよう本計画を改定する支援を行うものである。これらの業務を遂行するためには広範かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するものと判断される。このため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 都）市街地整備部住宅課<br>011-211-2807 |
| R7. 10. 8  | <a href="#">市営住宅総合管理システム 係数計算改修対応業</a>             | 富士通 J a p a n 株式会社 | 14,388,000 | R7. 8. 14 | R7. 8. 14 ～ R8. 3. 31 | 市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができず、カーシステムに不具合が出た際には業務に支障が出るにとどまらず、入居者にも多大な影響を及ぼすことに繋がりがかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境にしなければならない。<br>本システムは、平成9年度に当該業者の前身である富士通株式会社が開発し、その後の保守業務及び改修業務も同社が受託している。また、同社は生活保護情報に係るシステム等、他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を最小に抑えることができる。<br>仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施に係る期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                            | 都）市街地整備部住宅課<br>011-211-2806 |
| R7. 10. 15 | <a href="#">令和7年度 市営住宅標準仕様見直し及び標準図作成業務</a>         | 株式会社ストラクト          | 35,530,000 | R7. 8. 14 | R7. 8. 14 ～ R8. 2. 27 | 本業務は、今後の本市の厳しい財政状況や近年の労務単価・物価の高騰が続く状況を踏まえ、現在の市営住宅の整備にかかる一般的な事項を整理し、建設にかかる事業費の削減を図るものである。これらの業務を遂行するためには専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するものと判断される。このため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 都）市街地整備部住宅課<br>011-211-2807 |
| R7. 10. 8  | <a href="#">市営住宅総合管理システム ファイアウォール機器更新業務</a>        | 富士通 J a p a n 株式会社 | 1,034,000  | R7. 9. 30 | R7. 9. 30 ～ R8. 3. 31 | 市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができず、カーシステムに不具合が生じた場合には業務に支障が出るにとどまらず、入居者にも多大な迷惑をかけることにつながりがかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境にしなければならない。<br>当該業者は、平成9年度に本システムを開発し、その後の保守業務及び改修業務を受託しており、生活保護情報に係るシステム等他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を最小に抑えることができる。仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施に係る期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 都）市街地整備部住宅課<br>011-211-2806 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                   | 契約の相手方             | 契約金額（円）       | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                          |
|-----------|------------------------------------------|--------------------|---------------|------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| R7. 12. 3 | <a href="#">雑誌掲載による高断熱・高気密住宅の普及啓発業務</a>  | 株式会社エクスナレッジ        | 1,738,000     | R7. 11. 25 | R7. 11. 25 ～ R8. 3. 13 | 本市では、ゼロカーボンシティの実現に向け、市内の住宅から排出されるCO2削減を図るため、本市独自の住宅性能基準である「札幌版次世代住宅基準（以下「次世代住宅基準」という。）」を平成24年度に設け、建設費の補助を行うなど当該基準を満たす住宅の普及促進を行っている。この次世代住宅基準は、国が定める基準を大きく上回るものであることから、建設業界では同基準を満たすために、高い断熱性能を持つ窓の開発や各住宅会社の標準的な断熱性能の引き上げが行われるなど、全国の省エネ住宅の性能向上につながっている。そのような中、令和5年度に、より断熱性能が高い住宅の普及や再エネ設備の導入促進を目的に、次世代住宅基準や補助金の運用を見直したところである。これを契機に全国の住宅関係者にPRすることで更なる技術革新や施工者の技術力向上を促し、環境負荷の低減につながる高性能な住宅の建設を容易かつ安価にできるようにすることが次世代住宅基準を満たす住宅の普及のためには重要である。本業務において指定した情報発信媒体「建築知識ビルダーズ」は、住宅建設に有用となる豊富な資料やデータを掲載するなど、業界紙として広く知られている雑誌であり、中心読者層も工務店や住宅・リフォーム会社で働く者とし、発行部数20,000部の全国季刊誌である。さらに、同誌が主催する、性能と意匠が両立した美しい日本のエコハウスを表彰する事例コンテストである「日本エコハウス大賞」に自治体賞が創設されており、本市もこのコンテストに参画し、自治体賞を選定しているところである。業界内での認知度が高く、全国の省エネ住宅のコンテストとして確立されているコンテストに参画することで、次世代住宅基準や本市の取組を広く全国的に周知することができるとともに、日本エコハウス大賞の告知に加えて、建築知識ビルダーズのSNSやメールマガジン、WEBサイトやチラシにより基準を継続的にPRすることができるため、費用以上の効果を得ることが期待できる。このような省エネ住宅を対象とした雑誌のコンテストで自治体賞を創設しているのは、建築知識ビルダーズのみである。以上ことから、建築知識ビルダーズは上記内容を満たせる唯一の雑誌であり、建築知識ビルダーズへの掲載が可能なのは同誌発行者の株式会社エクスナレッジに限られること、業務の性質又は目的が競争入札に適しないことから、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都) 市街地整備部住宅課<br>011-211-2807 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">令和8年度市営住宅総合管理システム運用・保守業務</a> | 富士通 J a p a n 株式会社 | 18,018,000    | R8. 3. 23  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当該業者は、平成9年度に市営住宅総合管理システム(以下、「市住システム」という。)を開発し、その後の運用・保守業務及び改修業務を受託しており、市住システム全体の詳細な仕様を熟知しているため。<br>また、仮に、他者が本件業務を受託した場合は、市住システムの詳細分析や動作確認などに期間を要し、障害発生時には復旧までに時間を要することが予想され、市営住宅管理業務に重大な支障をきたす恐れがあることから、当該業者に特定することが適当である。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 都) 市街地整備部住宅課<br>011-211-2806 |
| R8. 4. 1  | <a href="#">札幌市借上り市営住宅入居者移転支援業務</a>      | 一般財団法人札幌市住宅管理公社    | 16,599,000    | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当該業務は、借上り契約期間満了が迫っている借上り市営住宅について、入居者のほかの市営住宅等への移転あつせん、移転料の支払い等の移転支援及び対象団地自治会への共益費補助などの自治会支援業務を行うものである。<br>入居者の移転あつせんは、各団地の移転状況、入居者の移転先の希望、移転期限、代替事業による移転状況も含めたあつせん可能な住戸の空き状況等を踏まえ、各入居者にどの住戸を案内するか、綿密に選定しなければ、全ての入居者を移転させることが困難である。<br>また、移転あつせんだけではなく、自治会対応、移転拒否の際の法的措置等、本市固有業務と密接不可分の関係があることから、当該業務を円滑に遂行するためには市営住宅入居者に係る人的管理のノウハウを有している者が対応する必要がある。<br>選定事業者は45年以上にわたり、市営住宅の入居者募集事務・住み替え事務、家賃管理、自治会支援等の入居者に係る人的管理業務を良好に行っており、当該業務を遂行するためのノウハウが蓄積されている。<br>したがって、選定事業者は、本市と密接に連携して事業を実施していくことが可能であり、当該業務を円滑にかつ確実に実施できる唯一の事業者であるため特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 都) 市街地整備部住宅課<br>011-211-2806 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市営住宅等の管理業務</a>             | 一般財団法人札幌市住宅管理公社    | 669,000,000   | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を遂行する事業者には、公営住宅法及び市営住宅条例といった法令諸規則並びに市営住宅の各種設備に関する十分な知識、年間9,000件を超える入居者募集の受付や約22,000世帯の家賃管理といった全市で統一的に進めていく必要がある業務を正確かつ円滑に進めることができる組織体制、入居者に関する個人情報適正に管理することができる内部統制といった要素が求められる。<br>また、維持管理業務を実施するにあたっては、本市発注の公共事業と同水準の品質にて自ら発注関係事務を適正に進めることができる知識、経験等が求められる(「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条第1項より)。<br>選定事業者は昭和52年に本市の全額出資により札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び市営住宅その他の公的施設の管理に関する事業を実施するために設立された団体であり、これまで長年にわたり実施してきた市営住宅の管理業務及び市営住宅並びに学校を中心とする市有施設の保全業務を通じ、本業務に求められる知識、組織体制、経験、ノウハウ等を豊富に有している。<br>したがって、選定事業者は本業務を確実に実施できる唯一の事業者であると判断し、特定することとした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 都) 市街地整備部住宅課<br>011-211-2806 |
| R7. 4. 23 | <a href="#">市有建築物保全業務</a>                | 一般財団法人 札幌市住宅管理公社   | 2,027,469,400 | R7. 4. 3   | R7. 4. 4 ～ R8. 3. 31   | (一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。<br>本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。<br>民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に關しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。<br>以上の理由から、左記団体に特命する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 都) 建築部建築保全課<br>011-211-2816  |

| 掲載日       | 調達契約件名                                            | 契約の相手方                | 契約金額（円）    | 契約締結年月日   | 履行期間         | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当課                        |
|-----------|---------------------------------------------------|-----------------------|------------|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R7. 11. 5 | <a href="#">保全情報システム再構築業務</a>                     | 株式会社日立製作所             | 25,911,600 | R7. 6. 12 | ～ R8. 3. 31  | 本システムについて、構築及び運用保守に一貫して携わってきたのは（株）日立建設設計であり、仕様及び内部構造を熟知している。また、事業者の経験や知識に基づく技術により構築されており、既存データとの整合性を保った状態でシステムをバージョンアップする方法は、本事業者のみが把握している。<br>加えて、本システム基盤製品の最新版である「FAMS 3.1 オンプレミス版」にバージョンアップする必要があるが、ソフトウェアの著作権及び開発に伴う権利上、日立グループ以外の業者がインストーラプログラム等入手して環境構築することはできず、同グループ内において当該製品及び本案件に関する営業・受託の窓口は（株）日立製作所に一任されている。<br>以上により、本システムのバージョンアップ及びシステムの再構築を遂行できる業者は（株）日立建設設計において他になく、本業務を受託できる業者は、本案件に関する営業・受託の窓口である（株）日立製作所において他にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                          | 都）建築部建築保全課<br>011-211-2816 |
| R7. 11. 5 | <a href="#">市営住宅美香保団地建替A～C棟住宅性能評価等の申請業務</a>       | 株式会社北海道建築総合研究所        | 2,970,000  | R7. 6. 19 | ～ R7. 10. 30 | 本業務は、左記業者が履行した「市営住宅美香保団地建替A～C 棟新築工事実施設計」に基づき、新築する市営住宅美香保団地A～C棟の住宅性能評価申請及びBELS 評価申請を行い、評価書の交付を受けるものである。<br>当該業者は上記市営住宅の設計内容を熟知していることに加え、申請先の住宅性能評価機関からの質疑に対し、設計内容・意図を踏まえた回答を行うことができる。<br>以上のことから、今回の業務における住宅性能評価等の申請から評価書の交付までを円滑かつ責任を持って業務期間内に適正に履行できるのは左記業者のみであるため特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 都）建築部建築保全課<br>011-211-2816 |
| R8. 3. 11 | <a href="#">保全情報システム運用保守業務</a>                    | 株式会社日立製作所             | 7,190,040  | R8. 2. 24 | ～ R9. 3. 31  | 保全情報システム（以下「システム」という。）は、令和7年度「保全情報システム再構築業務」により、既成パッケージ製品を札幌市の要求仕様にカスタマイズしたものである。<br>今回のシステム運用保守業務を行うにあたり、既成パッケージ製品及び札幌市仕様のカスタマイズ仕様に精通している業者を選定する必要がある。<br>当該業者は、既成パッケージ製品「FAMS 3.1 オンプレミス版」の権利を有しており、あわせて、令和7年度「保全情報システム再構築業務」の受託者であることから、本市環境におけるシステム仕様や設定内容を熟知しており、高品質で信頼性の高い確実な業務履行が可能である。<br>以上のことから、本業務は当該業者が行うことが最も適格であり、円滑な業務遂行が可能な唯一の業者であると判断できるため、当該業者の特命としたい。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 都）建築部建築保全課<br>011-211-2816 |
| R8. 3. 25 | <a href="#">リフレサッポロ雨漏り修繕業務</a>                    | 板谷土建株式会社              | 5,940,000  | R8. 3. 16 | ～ R8. 6. 19  | リフレサッポロにおいて、各階で雨漏りが発生していることから、施設運営に支障があるため、雨漏り修繕を行うものである。<br>当該施設の状況としては、令和4年に実施した、「リフレサッポロ改修工事」後の令和5年に、5階の床部分で雨漏りの報告があり、施工を担当した左記業者による原因調査を行った。調査の結果、建物の3階75階に設置されているサッシ枠の構造上の理由で、サッシ枠を通じて雨漏りが発生している可能性が高いと判断された。その際、雨漏りの報告があった5階の一部分について、緊急的な対応として、シーリングの増し打ちなどの補修を行ったところ、当該部分の雨漏りについては改善された。<br>しかし、その後においても各階から雨漏りの報告がされたため、本業務の発注に際し、工事瑕疵の有無について内部協議を行った。その結果、サッシ本体は工事対象外となっていたことや、建具廻りのシーリングについても、設計のとおり施工がされていることから、瑕疵はないとした。本業務は、令和5年に実施した原因調査および補修の延長上にあり、左記業者は、原因調査で確認された、当該建物の構造や部材の複雑な納まりを詳細に把握している。また、現状、雨漏りによる支障が出ている施設の状況で、複数の原局が管理する本施設では、前回の改修工事を通じて各管理者との工事日程や動線確保に関する調整を円滑に行う必要がある。本業務の遂行には、これまでの経緯と施設特有の運営状況を熟知していることが不可欠であり、左記業者は、確実かつ迅速に施工できる唯一の業者である。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 都）建築部建築保全課<br>011-211-2816 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">令和7年度耐震診断等補助事業関連業務</a>                | 一般社団法人北海道建築士事務所協会     | 12,100,000 | R7. 4. 9  | ～ R8. 3. 13  | 左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。<br>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。<br>（左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている参加資格者ではない。）<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 都）建築指導部管理課<br>011-211-2859 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">令和7年度木造住宅耐震診断員派遣事業関連業務（単価契約）</a>      | 一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部 | 15,935,700 | R7. 4. 9  | ～ R8. 3. 13  | 左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。<br>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。<br>（左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている参加資格者ではない。）<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 都）建築指導部管理課<br>011-211-2859 |
| R7. 4. 30 | <a href="#">回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の航法データベース更新業務</a> | 株式会社海外物産              | 3,730,870  | R7. 4. 17 | ～ R8. 3. 31  | 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第5条の4に基づき作成した当局の回転翼航空機（レオナルド式AW139型、以下同じ。）の飛行規程において、航法データベースについては、最新版であることを規定しています。<br>また、当局の回転翼航空機に装備している飛行管理装置【FMS（Flight Management System）：飛行条件に応じて運航コスト上最適な速度や経路を計算し、それに基づき離陸から着陸までエンジン出力調整や操縦等の飛行管理を自動的に行う装置】のマニュアルにおいて、ハネウェル社製航法データベースを使用することとされています。<br>そのため、今回、航法データベースを更新するに当たり、ハネウェル社製航法データベースをダウンロードする必要があります。<br>なお、日本国内において、ハネウェル社製航法データベースの販売を承諾されているのは、株式会社海外物産が唯一の企業となります。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                            | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 6. 11 | <a href="#">消防団業務管理システム改修業務</a>                   | 株式会社エストコスモ            | 4,818,000  | R7. 5. 30 | ～ R8. 1. 30  | 本システムは、株式会社エストコスモのパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたもののだが、プログラムソース等が非公開であり開発者以外の履行は不可能であることから、当該事業者を特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                                    | 契約の相手方            | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                    | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-------------------|------------|------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 6. 18 | <a href="#">消防航空無線局定期検査業務</a>                             | N E C ネットエスアイ株式会社 | 1,791,900  | R7. 5. 30  | R7. 5. 30 ～ R7. 10. 31  | 当該業務の無線局は消防指令管制センターに設置の「さっぽろしょうぼう」及び石狩ヘリポートに設置の「さっしょうこうくう」であり、いずれも機体に設置されている航空機局「さっしょうへり2」との通信用無線である。当該無線局は日本電気株式会社が本市独自にカスタマイズしたものであるが、無線局の保守点検は、N E C ネットエスアイ株式会社に移管をしている。このため、当該無線局の十分な専門知識と点検のノウハウを有しているのは、保守点検を移管されているN E C ネットエスアイ株式会社のみである。<br>また、当該事業者は本業務の履行実績があり、迅速かつ確実な履行ができる唯一の業者であるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 6. 25 | <a href="#">札幌市における消防力適正配置等調査業務</a>                       | 一般財団法人 消防防災科学センター | 4,840,000  | R7. 6. 2   | R7. 6. 2 ～ R8. 3. 27    | 本業務は、札幌市における将来的な消防力の充実及び消防サービスの向上を図るべく現状消防力の充足状況を把握し、災害に最も効率的に対処できる消防署所の配置（以下、「署所配置」という。）等进行分析・検討するものである。署所配置は、総務省消防庁が定める「消防力の整備指針」に基づき、地勢、道路事情、建築物構造等の地域実情に即した整備を行うことと定められていることから、本市実情を勘案した署所配置等の分析・検討のためには、当該整備指針を含む消防防災関連知識に精通しており、かつ、政令指定都市を含む多数消防本部の調査結果を有している必要がある。また、よりよい消防サービスの向上を図るためには、本市の過去状況と比較した分析・検討結果が求められる。<br>当該事業者は、総務省消防庁が定める災害関連の指針及びマニュアル等に基づいた消防支援事業を実施しており、本業務に必要とされる消防防災関連知識に精通している。<br>また、独自開発したシステムを用いて多数消防本部の署所配置等の調査を行った実績があることから、各消防本部の調査結果を踏まえたより高度な分析・検討が可能である。加えて、本市も平成20年に調査を委託した実績があることから、過去状況を比較した分析・検討が可能である。<br>以上のことから、本業務に必要な知識及び実績を有し、かつ、本市過去状況と比較可能である唯一の事業者であるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 6. 18 | <a href="#">消防車両架装部点検等業務（その1）</a>                         | 株式会社北海道モリタ        | 1,548,800  | R7. 6. 6   | R7. 6. 6 ～ R8. 3. 31    | 消防車両は、消防活動上の必要性から、1台1台当局独自の仕様で製作され、専門的かつ特殊性の高い装置である架装部を含め、複雑に構成されている。<br>本業務における点検及び検査は、それら複雑に構成された消防車両の架装部を良好な状態に保持し、消火能力を始めとする本市の消防力を維持することが目的である。<br>点検等の実施業者については、架装部に関する設計図等を含めた専門的な知識、点検等の技術及び点検等を適切に実施できる専門器具を有するほか、各装置の構造を熟知していることが求められる。<br>本業務の対象車両全14台のうち10台は、上記選定事業者が製作した車両である。また、4台については、令和4年4月に解散（廃業）した田井自動車工業株式会社が製作した車両であり、同社製車両メンテナンス及び部品供給については、令和4年6月から、上記選定事業者が同社から点検等に必要関係設計図等の引き継ぎを受け、対応している。<br>以上のことから、上記選定事業者以外にこの業務を履行できず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約とする。                                                                                                                     | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 7. 30 | <a href="#">新川水槽車後部BOX脱落修理ほか</a>                          | 株式会社北海道モリタ        | 1,540,000  | R7. 6. 12  | R7. 6. 12 ～ R7. 9. 30   | 架装部に腐食穿孔等が生じ、火災現場等への走行及び火災現場活動に支障があることから修理を行う。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 7. 9  | <a href="#">消防団ワークスライセンス</a>                              | ソフトバンク株式会社        | 2,597,760  | R7. 7. 1   | R7. 10. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、消防団業務のDX化に向けて、業務用アプリのライセンスを調達するものである。導入アプリの選定にあたり、3者の既存製品を使用した実証実験を行った結果、当局が求める機能、仕様及び品質体制を備えた製品はソフトバンク株式会社が開発したもののみであり、製品利用時は、開発者から直接発行されるID等が必要になることから、他業者から調達することはできない。<br>以上から、履行可能業者が1者に特定されるため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 9. 17 | <a href="#">平和水槽車 車両架装部腐食修理</a>                           | 株式会社北海道モリタ        | 1,243,000  | R7. 9. 1   | R7. 9. 1 ～ R7. 12. 26   | 消防車両は、当局の消防活動上の必要性から、1台1台当局独自の仕様で制作され、専門的かつ特殊性の高い装置である架装部を含め、複雑に構成されている。<br>本業務は、それら複雑に構成された消防車両の架装部を良好な状態に修理し、消火能力を始めとする本市の消防力を維持することが目的である。<br>実施業者については、架装部に関する設計図等を含めた専門的な知識、点検等の技術及び点検等を適切に実施できる専門器具を有するほか、各装置の構造を熟知していることが求められる。<br>本業務の対象車両は、令和4年4月に解散（廃業）した田井自動車工業株式会社が製作した車両であり、同社製車両メンテナンス及び部品供給については、令和4年6月から、上記選定事業者が同社から点検等に必要関係設計図等の引き継ぎを受け、対応している。<br>以上のことから、上記選定事業者以外にこの業務を履行できず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約とする。                                                                                                                                                                       | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 9. 17 | <a href="#">Zmap-TOWN II 札幌市10区ライセンス</a>                  | 株式会社ゼンリン          | 1,726,560  | R7. 9. 1   | R7. 9. 1 ～ R7. 9. 30    | 本業務は、消防情報管理システム内で使用する住宅地図データを最新版へ更新すべく、ライセンスを調達するものである。当該システムにおける地図データは、株式会社ゼンリンから販売される住宅地図データが適するようプログラムされており、他社製の地図データでは円滑に機能しない。また、地図利用に係るライセンスについては、株式会社ゼンリンから直接発行されるため、他業者から調達することはできない。以上から、履行可能業者が1者に特定されるため、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R7. 12. 3 | <a href="#">回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の定期耐空検査等に係る整備業務（追加整備）</a> | 東邦航空株式会社          | 43,260,113 | R7. 11. 10 | R7. 11. 10 ～ R7. 12. 26 | 令和7年12月26日までを履行期間とする整備業務は、受託者の東邦航空株式会社格納庫で実施しており、10月14日、15日に行われた中間検査の結果、部品交換及び修理を要する不具合が確認された。<br>現在、回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の機体は、受託者格納庫内で分解された状態であり、受託者が不具合内容を熟知していることを考慮すると、受託者以外の者に追加整備を実施させたならば、品質の確保、整備期間及び経費等、便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 1. 14 | <a href="#">屯田水槽車 車両架装部腐食修理</a>                           | 株式会社北海道モリタ        | 1,485,000  | R7. 12. 26 | R7. 12. 26 ～ R8. 3. 27  | 消防車両は、当局の消防活動上の必要性から、1台1台当局独自の仕様で制作され、専門的かつ特殊性の高い装置である架装部を含め、複雑に構成されている。<br>本業務は、それら複雑に構成された消防車両の架装部を良好な状態に修理し、消火能力を始めとする本市の消防力を維持することが目的である。<br>実施業者については、架装部に関する設計図等を含めた専門的な知識、点検等の技術及び点検等を適切に実施できる専門器具を有するほか、各装置の構造を熟知していることが求められる。<br>本業務の対象車両は、令和4年4月に解散（廃業）した田井自動車工業株式会社が製作した車両であり、同社製車両メンテナンス及び部品供給については、令和4年6月から、上記選定事業者が同社から点検等に必要関係設計図等の引き継ぎを受け、対応している。<br>以上のことから、上記選定事業者以外にこの業務を履行できず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                            | 消) 総務部施設管理課<br>011-215-2030 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                    | 契約の相手方                   | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                        |
|-----------|-------------------------------------------|--------------------------|-------------|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R8. 2. 11 | <a href="#">札幌市民防災センター暴風体験コーナー機器交換業務</a>  | 株式会社フジヤ                  | 1,573,000   | R8. 1. 30 | R8. 1. 30 ～ R8. 3. 31 | 本業務の交換対象となる機器は、本市独自の仕様に基づき株式会社フジヤが製作し納品したシステムの一部に組み込まれるものである。当該機器の交換にあたっては、システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した株式会社フジヤのみである。また、プログラム著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため、履行可能者は1者に特定される。以上から、特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                        | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">自衛消防訓練サポート業務（単価契約）</a>        | 公益財団法人札幌市防災協会            | 36,275,390  | R8. 2. 16 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、防火・防災管理体制の向上を目的としており、災害に関する豊富な知識に基づく適切かつ高度な助言指導能力が求められる。当該事業者は、これまで数多くの防火・防災関連の講習を実施しており、札幌市民の防火・防災対応能力の向上に貢献した実績がある。また、これらの講習を通じて、過去の災害事例から最新の法令改正まで幅広い知識を有していることに加え、消防職員経験者が多く在籍していることから、消防在職時の経験を踏まえたより専門的かつ的確な助言指導が可能である。以上のことから、本業務に求められる知識及び能力を有し、かつ、実績を伴う唯一の事業者であることから、当該事業者を特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                              | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 3. 4  | <a href="#">救急隊アプリ「NSER mobile」提供保守業務</a> | T X P M e d i c a l 株式会社 | 17,056,160  | R8. 2. 16 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本アプリケーションは、TXP Medical k 部式会社が独自開発した救急医療情報システムを本市独自にカスタマイズしたものであることから、その提供・運用保守には、救急医療関連の業務やシステムへの知見と、カスタマイズの元となる救急医療情報システムの仕様精通している必要がある。これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、本アプリケーションを開発したTXP Medical株式会社のみである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                      | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 3. 11 | <a href="#">消防職員招集通知システム提供・保守業務（単価契約）</a> | 株式会社ドーン                  | 1,195,392   | R8. 2. 16 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本システムは、災害発生時、札幌圏各消防本部の職員や消防団員の招集に必要な不可欠なシステムであり、札幌圏消防指令センターの運用開始に合わせて、独自の技術及びノウハウを適用し、指令システムと緊密に連携させるための試験を重ね構築に至ったものである。仮に、システム提供者が変更となった場合、指令システムとの連携の確実性が担保できなくなるリスクが生じ、災害対応に多大な影響を及ぼす可能性がある。本システムの高い安全性と確実性を維持、さらには突発的な障害発生時に迅速かつ的確な対応を行うことができる事業者は、本システムの特性や現行指令システムとの連携構造の複雑性を熟知している、株式会社ドーンのみである。以上のことから、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                          | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 3. 18 | <a href="#">航空気象情報提供業務</a>                | 株式会社ウェザーニューズ             | 1,716,000   | R8. 3. 2  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務は、本市消防航空隊が安全運航を行ううえで必要な航空気象情報の提供を受けるものであり、有視界飛行条件をリアルタイムで配信・画像表示することが可能、かつ、24時間365日体制で航空気象専門スタッフによる気象コンサルティングを行える事業者は、（株）ウェザーニューズ以外にはいないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                              | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">ヘリコプターＴＶ電送システム等保守業務（カメラ）</a>  | 三井物産エアロスペース株式会社          | 3,126,200   | R8. 3. 3  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務の保守対象機器である赤外線探査装置は、米国のFLIR Systems社製の機器及びソフトウェアで構成されており、FLIR Systems社から日本で唯一点検修理等の承認を受けている三井物産エアロスペース（株）以外には履行不可であるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">消防局庁舎等塵芥収集運搬業務（単価契約）</a>      | 一般財団法人 札幌市環境事業公社         | 6,104,939   | R8. 3. 3  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 札幌市では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は一財）札幌市環境事業公社のみであるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">地震体験コーナー保守業務</a>              | 株式会社ＳＰフォーラム              | 2,299,000   | R8. 3. 3  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務の対象となる機器は、本市の独自の仕様に基づき（株）SPフォーラムが製作し納品したものである。当該機器の保守については、当該機器を構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した（株）SPフォーラムのみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                               | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">ヘリコプターＴＶ電送システム等保守業務（機上設備）</a> | 池上通信機株式会社                | 2,906,200   | R8. 3. 3  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本システムは、池上通信機（株）のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した池上通信機（株）のみである。またプログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                       | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">消火体験コーナー保守業務</a>              | 株式会社ムラヤマ                 | 2,024,000   | R8. 3. 9  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 本業務の対象となる機器は、本市の独自の仕様に基づき株式会社ムラヤマが製作し納品したものである。当該機器の保守については、当該機器を構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した株式会社ムラヤマのみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                   | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">救急隊増隊に伴う消防司令システム改修業務</a>      | 富士通 J a p a n 株式会社       | 2,189,000   | R8. 3. 16 | R8. 3. 16 ～ R8. 3. 31 | 本システムは、富士通Japan（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した富士通Japan（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                   | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R8. 4. 8  | <a href="#">令和8～10年度札幌市民防災センター運営業務</a>    | 公益財団法人札幌市防災協会            | 143,088,000 | R8. 3. 24 | R8. 4. 1 ～ R11. 3. 31 | 本業務は、災害への備えや行動に関すること、初期消火、応急救護等について、来館者一人一人に説明や指導をし、または質問に答える必要があり、業務の履行には、災害対策および安全管理に関する高度な専門的知識と指導技術を有することが必要とされる。加えて、札幌市が提示する「札幌市民防災センター・施設運営の方向性」を実現させるためには、日常のイベントはもとより、防火・防災行動の支援やイベントの実施等の各種事業において、魅力的で効果的な企画を立案し、実行しなければならず、これには高い創造性や技術力が求められることから、価格による競争入札等は適さないと判断し、当該要件の総合的な評価が可能な公募型企画競争（プロポーザル方式）により事業者を選定することとした。公益財団法人札幌市防災協会は、先に実施した「令和8～10年度 札幌市民防災センター運営業務公募型企画競争実施委員会」により、もっとも優れた企画案を提案した事業者と判断されたため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                                   | 契約の相手方              | 契約金額（円）      | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課                         |
|------------|----------------------------------------------------------|---------------------|--------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R8. 2. 18  | <a href="#">中央区第51回衆議院議員総選挙ポスター掲示上製作設置及び撤去作業</a>         | 株式会社なかむら美巧社         | 3, 195, 258  | R8. 1. 22  | R8. 1. 22 ～ R8. 2. 13  | 本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。<br>本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後、4日間の期間が必要であり、公示日の2日前である1月25日が設置期限であることから、掲示板を1月21日までに引き渡す必要がある。<br>一方で、ポスター掲示場の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの3日前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の2日前である1月21日までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。<br>今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和7年度当初予算に計上されておらず、市長専決を経て、契約が可能となる。市長専決が1月19日であり、上記のとおり1月21日までに契約を締結する必要があるが、競争入札による場合には、それまでに契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。<br>次に契約の相手方について、前回衆議院選挙（令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙）における同種業務の受託者で履行状況が良好であった株式会社なかむら美巧社に対し聴き取りを行ったところ、今回選挙のスケジュールにおいても履行可能との返答を得たため、短期間での設置業務となることから中央区において過去数回の実績を有する同社を契約の相手先とする。<br>以上により、地方自治法施行令第167条の2第2項に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 中) 市民部総務企画課<br>011-205-3205 |
| R7. 10. 8  | <a href="#">令和7年度宮の森まちづくりセンター運営業務</a>                    | 宮の森大倉山地区まちづくり協議会    | 5, 130, 999  | R7. 9. 30  | R7. 10. 1 ～ R8. 3. 31  | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。宮の森まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「宮の森大倉山地区まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約（特定）とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 中) 市民部地域振興課<br>011-205-3221 |
| R7. 4. 16  | <a href="#">中央区自転車等誘導整理業務</a>                            | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 10, 619, 000 | R7. 4. 4   | R7. 4. 7 ～ R7. 11. 28  | 臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 中) 土木部維持管理課<br>011-614-5800 |
| R7. 6. 18  | <a href="#">苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務</a>                          | 北海道クリーン・システム株式会社    | 2, 219, 800  | R7. 6. 12  | R7. 7. 1 ～ R7. 11. 30  | 苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を得た上で、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。さらに、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。このことから、左記事業者を選定事業者とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 中) 土木部維持管理課<br>011-614-5800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">盤渓地区雪堆積場管理業務</a>                             | ソリトン・野田・東成特定共同企業体   | 48, 620, 000 | R7. 10. 29 | R7. 11. 4 ～ R8. 7. 31  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に所在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会が採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 中) 土木部維持管理課<br>011-614-5800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">盤渓東部地区雪堆積場管理業務</a>                           | 札幌建設運送株式会社          | 15, 510, 000 | R7. 10. 29 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に所在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会が採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 中) 土木部維持管理課<br>011-614-5800 |
| R7. 7. 2   | <a href="#">木製玩具セット</a>                                  | 社会福祉法人草の実会          | 1, 983, 520  | R7. 6. 13  | R7. 6. 13 ～ R7. 12. 19 | 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設において作成された物品を購入すること、障がい者の社会福祉向上に寄与することから随意契約とする。なお、見積参加者の選定基準は以下のとおりとする。<br>(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。<br>(2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設を有し、かつ、木工製造部門を有すること。<br>(3) 本市を始め、企業・自治体等への子ども向け玩具の製造・販売実績を有していること。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 北) 市民部総務企画課<br>011-757-2403 |
| R7. 9. 24  | <a href="#">北区民センター吸収式冷凍機整備業務</a>                        | 荏原冷熱システム株式会社        | 10, 117, 800 | R7. 9. 17  | R7. 9. 17 ～ R8. 1. 16  | 吸収式冷凍機は、一般的に製造元ごとの独自ノウハウにより開発されるため、機器によって内部構造が大きく異なっている。本業務において整備対象となる、株式会社荏原製作所が設計・製造した吸収式冷凍機（機名：REPL008F）に関しても同様であり、多数の特製部品や機器で構成されているなど、製造元独自の構造を保有している。<br>そのため本業務の履行にあたっては、製造元が有する詳細な設計情報と整備方法を熟知していることはもとより、整備にかかる専門的な知識及び技術を有することが必要不可欠である。これらの条件をすべて満たし、本業務を履行できる者は、株式会社荏原製作所の完全子会社であり、かつ、冷凍機の整備を含む冷凍事業の分離である上記選定事業者において他にはない。<br>以上のとおり、本業務の性質は競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者を相手方とした特定随意契約により調達を行う。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 北) 市民部総務企画課<br>011-757-2403 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">北区役所及び北区民センターじん茶（一般ごみ・資源化ごみ）収集運搬業務（単備契約）</a> | 一般財団法人 札幌市環境事業公社    | 1, 902, 026  | R8. 3. 26  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本業務を受託するにあたっては、事業系一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となるが、本市にて当該許可を受けているのは、左記事業者のみである。よって、本契約の性質・目的が競争入札に適しないことから、左記事業者を相手方とし、見積書を徴することとする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 北) 市民部総務企画課<br>011-757-2403 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                    | 契約の相手方                    | 契約金額（円）       | 契約締結年月日    | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当課                         |
|------------|-------------------------------------------|---------------------------|---------------|------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 7. 23  | <a href="#">「ぼっぴいフェスティバル2025」企画・運営等業務</a> | 株式会社リライズ                  | 3, 995, 200   | R7. 7. 8   | R7. 7. 8 ～ R7. 12. 26 | 当該業務については、下記を理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要綱」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、公募型企画競争を採用した。本業務を円滑に履行できるのは、上記の公募型企画競争により選定した事業者に限られることから、本契約は左記事業者を相手方とした随意契約とする。<br><br>【公募型企画競争を採用した理由について】<br>本イベントは、これまで「区民交流の促進」という目的をもって例年実施していた一方、地域において類似の目的をもって自らイベントを行っている状況にあり、地域イベントとの差別化が図られていない課題があったことから、新たに「北区の歴史や伝統文化、地域の魅力などに触れる機会の創出や情報発信、地域資源の価値や地域アイデンティティ（北区の一員であるという意識）の向上」を新たな目的として見直しを図り、これまでとは違った新たなコンテンツの企画・運営を行うにあたり、民間事業者の高度な企画力や創造性に加え、それを実現するための高度な技術力かつ専門的な知識を有している必要がある。<br>見直しを図った目的の達成に向け、区民にとって魅力的かつ集客につながるようなイベントとするためには、その内容により比較することが適当であり、価格による競争は適さないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 北) 市民部地域振興課<br>011-757-2407 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">令和8年度新川まちづくりセンター運営業務</a>      | 新川まちづくり協議会                | 11, 264, 580  | R8. 3. 25  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。新川まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「新川まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 北) 市民部地域振興課<br>011-757-2407 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">令和8年度麻生まちづくりセンター運営業務</a>      | 麻生まちづくり協議会                | 11, 349, 999  | R8. 3. 25  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。麻生まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「麻生まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 北) 市民部地域振興課<br>011-757-2407 |
| R7. 4. 23  | <a href="#">北区自転車等誘導整理業務</a>              | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター       | 18, 865, 000  | R7. 4. 7   | R7. 4. 9 ～ R7. 11. 28 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 北) 土木部維持管理課<br>011-771-4211 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">上篠路第2地区雪堆積場管理業務</a>           | 共同・丸新特定共同企業体              | 57, 200, 000  | R7. 10. 29 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に隣在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 北) 土木部維持管理課<br>011-771-4211 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">拓北第2地区雪堆積場管理業務</a>            | テクノテック・道立工業・マルホン北英特定共同企業体 | 129, 426, 000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に隣在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 北) 土木部維持管理課<br>011-771-4211 |
| R8. 4. 22  | <a href="#">元町まちづくりセンター運営業務</a>           | 札幌市東区元町まちづくり連合会           | 11, 660, 000  | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。<br>元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 東) 市民部地域振興課<br>011-741-2429 |
| R7. 4. 16  | <a href="#">東区自転車誘導整理業務</a>               | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター       | 9, 765, 000   | R7. 4. 3   | R7. 4. 8 ～ R7. 11. 28 | 軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 東) 土木部維持管理課<br>011-781-3521 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">上篠路地区雪堆積場管理業務</a>             | 丸彦渡辺・丸二森建 特定共同企業体         | 155, 870, 000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 7. 31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に隣在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 東) 土木部維持管理課<br>011-781-3521 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">モエレ地区雪堆積場管理業務</a>             | 大同・中大・岩田地崎・板谷 特定共同企業体     | 22, 110, 000  | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 7. 31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に隣在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 東) 土木部維持管理課<br>011-781-3521 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">栄町駅交通広場清掃業務</a>               | 株式会社シムス                   | 1, 584, 000   | R8. 3. 26  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 栄町駅交通広場は、バス待合所と駐輪場からなる施設であり、地下鉄栄町駅で下車した乗客が多く利用している施設であることを踏まえると、同駅と密接に関連する付帯的な施設であると言える。<br>他の地下鉄駅に隣接されるバスターミナルにおいては清掃業務を地下鉄駅構内と一体的に実施していることから、当該広場においても同様に実施することが最も合理的である。<br>同駅の駅舎清掃業務（栄町清掃区）については、交通局が令和6年10月1日から令和9年9月30日まで左記業者に委託しており、当該広場について単独で清掃業務を発注するよりも、当該業者に委託することが有利であると認められるため、当該業者と契約したい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 東) 土木部維持管理課<br>011-781-3521 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                           | 契約の相手方                        | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                         |
|------------|--------------------------------------------------|-------------------------------|------------|------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 7. 16  | <a href="#">「しろいしスイーツプロジェクト2025」企画・運営業務</a>      | 株式会社リライズ                      | 1,998,920  | R7. 7. 9   | R7. 7. 9 ～ R7. 12. 15  | <p>当該業務については、下記を理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要綱」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、公募型企画競争を採用した。本業務を円滑に履行できるのは、上記の公募型企画競争により選定した事業者に限られることから、本契約は左記事業者を相手方とした随意契約とする。</p> <p>記</p> <p>【公募型企画競争を採用した理由について】</p> <p>当該業務において実施する各イベントの企画・運営にあたっては、参加する区民のほか、スタンプラリーに協力する区内菓子店等、多様な主体の価値観やニーズに応える企画力・創造性に加え、それを実現するための高度な技術力かつ専門的な知識を有している必要がある。</p> <p>多くの区民や区内の菓子店等にとって魅力的かつ集客につながるようなイベントとするためには、その内容により比較することが適当であり、価格による競争は適さないため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 白) 市民部地域振興課<br>011-861-2422 |
| R8. 4. 1   | <a href="#">白石区複合庁舎まちづくりイベント広場管理運営・企画調整業務</a>    | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会           | 2,987,500  | R8. 3. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | <p>本業務は、白石区複合庁舎地下2階「まちづくりイベント広場」（以下「広場」という。）において、利用者が効果的なイベントを実施することができるよう、広場の管理運営、企画調整、情報発信等を行うコーディネーターを配置するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、白石区複合庁舎まちづくりイベント広場等活用協議会（以下「協議会」という。）での議論を踏まえ、多世代交流の積極的な推進が必要となることから、児童会館や若者支援センターなどの支援機関との連携が必須となる。</p> <p>当該法人は、児童会館及び、各年齢層が利用する様々な施設の運営を受託しており、協議会が求める各年齢層を横断した連携を図る上で最も適した団体である。また、「ポプラ若者活動センター」を白石区複合庁舎の隣接地で運営し、地域に密着して若者の活動を支援してきた実績があり、これまでに築いたネットワークを生かし、協議会が掲げる様々な多世代交流を効率的に実現することが可能である。</p> <p>さらに、当課の隣接地に立地していることから、日々密接かつ迅速な連携を実現している。また、委託当初からこれまでの間、特段の問題を発生させていない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約としたい。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 白) 市民部地域振興課<br>011-861-2422 |
| R8. 1. 28  | <a href="#">白石区自転車等誘導整理業務</a>                    | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター           | 15,123,500 | R7. 4. 7   | R7. 4. 8 ～ R7. 11. 21  | <p>臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 白) 土木部維持管理課<br>011-864-8125 |
| R7. 10. 15 | <a href="#">白石駅自由通路・柏山路線人通橋窓ガラス等清掃業務</a>         | 北海道クリーン・システム株式会社              | 3,097,600  | R7. 6. 25  | R7. 6. 25 ～ R7. 11. 30 | <p>白石駅自由通路及び柏山路線人通橋は、JR本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。</p> <p>当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を取ったうえ、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。</p> <p>更に、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によっては、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。</p> <p>このことから、左記事業者を特定とする。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 白) 土木部維持管理課<br>011-864-8125 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">厚別区第51回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務</a> | 株式会社六書堂                       | 2,945,140  | R8. 1. 19  | R8. 1. 19 ～ R8. 2. 20  | <p>本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。</p> <p>本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後、4日間の期間が必要であり、公示日の2日前である【1月25日】が設置期限であることから、掲示板を【1月21日】までに引き渡す必要がある。</p> <p>一方で、ポスター掲示場の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの3日前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の2日前である【1月19日】までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。</p> <p>今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和7年度当初予算に計上されておらず、補正予算の議決【又は市長専決】を経て、契約が可能となる。補正予算の議決が【1月19日】であり、上記のとおり【1月19日】までに契約を締結する必要があるが、競争入札による場合には、それまでに契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。</p> <p>次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去7年間において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る制作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要がある、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去7年間に等区内で同種業務の請負実績の事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。この条件に合致する株式会社六書堂に対し聞き取りを行ったところ今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとする。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> | 厚) 市民部総務企画課<br>011-895-2424 |
| R8. 1. 28  | <a href="#">厚別区自転車等誘導整理業務</a>                    | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター           | 7,911,750  | R7. 4. 7   | R7. 4. 7 ～ R7. 11. 30  | <p>臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 厚) 土木部維持管理課<br>011-897-3800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">もみじ台南地区雪堆積場管理業務</a>                  | ケンウン・北日本・佐興・柴田特定共同企業体         | 41,228,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30  | <p>札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会が採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 厚) 土木部維持管理課<br>011-897-3800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">大曲地区雪堆積場管理業務</a>                     | 開発運輸・日本国土・拓友道路・里塚総業・坂井特定共同企業体 | 95,040,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 7. 31  | <p>札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会が採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 厚) 土木部維持管理課<br>011-897-3800 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                      | 契約の相手方                     | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                        |
|----------|---------------------------------------------|----------------------------|------------|----------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| R7.7.23  | <a href="#">豊平区町内会課題解決型健康診断業務</a>           | 株式会社K I T A B A            | 1,859,000  | R7.7.15  | R7.7.15 ～ R8.2.6   | 本業務は、各町内会がセルフチェックにより町内会の現状（健康状態）を把握し、健康な運営（課題解決）のために活用できる札幌市や豊平区の制度を確認することができる冊子の作成と併せて、ロールモデルとして課題解決事例をつくりだし、各町内会へ示すことで、町内会を課題解決の取り組みへ導くことを目的としている。<br>株式会社K I T A B Aは、一昨年度実施した「豊平区持続可能な町内会を考えるシンポジウム」のワークショップ、昨年度実施した「豊平区町内会お悩み相談会」においても、町内会の課題に対して資料を用いながら具体的なアドバイスをしている。<br>今回の事業では、当事者が独自に作成し活用している資料を用いた冊子を作成するとともに、豊平区お悩み相談会に参加した町内会に対するアドバイス内容を具体化するための支援をすることから、当事者のノウハウを活用する必要がある。<br>また、限られた時間の中で本業務を実施するため、特に類似事業の実績があることも必要となる。<br>本業務の類似事業として、株式会社K I T A B Aが実施している「町内会アドバイザー派遣」（本市市民文化局市民自治推進室で）があげられ、札幌市内のさまざまな悩みを抱える単位町内会及び連合町内会を対象に課題解決につなげるための支援を実施している。<br>必要なノウハウを持っていること、類似事業の実績から、事業の目的を達成するための条件を満たすのは株式会社K I T A B A一社のみである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 豊）市民部地域振興課<br>011-822-2427 |
| R7.4.16  | <a href="#">豊平区自転車等誘導整理業務</a>               | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター        | 10,780,000 | R7.4.10  | R7.4.14 ～ R7.11.12 | 軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |
| R7.11.12 | <a href="#">澄川南地区雪堆積場管理業務</a>               | 水谷・大伸・内村・ネオアクシア<br>特定共同企業体 | 86,900,000 | R7.10.30 | R7.11.4 ～ R8.8.31  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |
| R7.11.12 | <a href="#">真駒内第2地区雪堆積場管理業務</a>             | 宮浦ほか4社特定共同企業体              | 15,840,000 | R7.10.31 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |
| R7.11.12 | <a href="#">真栄ハイテクビル地区雪堆積場管理業務</a>          | 新立大一・スミセキ・岩崎造園<br>特定共同企業体  | 21,120,000 | R7.10.31 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |
| R7.11.12 | <a href="#">西岡第2地区雪堆積場管理業務</a>              | 杉原・北央道路特定共同企業体             | 21,725,000 | R7.10.31 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |
| R7.12.3  | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム関連道路施設等維持除雪業務</a> | 株式会社札幌ドーム                  | 3,575,000  | R7.11.21 | R7.12.1 ～ R8.3.31  | 本業務は、札幌ドームの敷地に接続する札幌ドーム羊ヶ丘連絡橋等の冬期路面維持管理を行うものであるが、現在委託中の『札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務』と同一区域である。そのため、複数の受託者が同時に業務を履行した場合、連携が図れないため非効率で緊急対応も遅くなるほか、経費面でも不利であることから、『札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定書』の第4条及び第10条に従い、現在受託している当該業者と随意契約を締結するものとする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |
| R8.3.25  | <a href="#">真駒内線路線（中の島1条3丁目）擁壁変状観測業務</a>    | 株式会社エーティック                 | 4,070,000  | R8.3.17  | R8.4.1 ～ R8.11.30  | 本業務は、主要市道真駒内線路線（中の島1条3丁目）に位置する擁壁について、安全管理を目的にリアルタイム観測によって変状の進行性を把握するものである。<br>上記選定事業者はリアルタイム観測を実施するにあたり、令和5年度業務の仕様に基づき本業務用に特化したソフトウェアを独自の技術により開発しており、動作確認及び異常時の解析等、稼働中のシステムを安定的に運用することが可能な唯一の事業者であることから特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |
| R8.4.8   | <a href="#">大和ハウス プレミストドーム関連道路施設等維持管理業務</a> | 株式会社札幌ドーム                  | 8,338,000  | R8.3.30  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 本本業務は、札幌ドーム歩道橋、札幌ドーム前広場等の清掃及び、その付帯施設である監視カメラや警報装置・エレベーター等の保守点検を行う業務である。<br>これらは、大和ハウス プレミストドーム運営（イベント）との連携の必要性が高いことから、イベント等との効率的な連携を図ることができ、緊急時に迅速な対応ができる事業者に委託する必要がある。これらのことを踏まえたうえで、平成13年5月に締結された「札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定」の第4条及び第5条に、維持管理については株式会社札幌ドームに委託するものとされていることから、選定事業者としたものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 豊）土木部維持管理課<br>011-851-1681 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                            | 契約の相手方                    | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課                         |
|------------|---------------------------------------------------|---------------------------|------------|------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 6. 25  | <a href="#">清田区第27回参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務</a> | 七欧産業株式会社                  | 6,709,021  | R7. 6. 10  | R7. 6. 10 ～ R7. 8. 1  | 本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。<br>本業務のうちポスター掲示場の設置については、事業者への聴き取り結果により、人材及び資材等の調達及び、設置期間の確保のため、契約後少なくとも20日間以上の期間が必要である。<br>よって、現時点で公示日と見込まれる7月3日の3日前である令和7年6月30日が設置期限であることから、遅くとも令和7年6月10日頃には契約する必要がある。<br>そこで、令和7年5月23日に本業務を告示し、令和7年6月5日に開札を行った。<br>しかし、1者が参加したものの、入札額が予定価格を上回り、入札不調となったところである。<br>入札の再公告を行った場合、契約から設置期限まで10日間程度しかないことが見込まれるが、その場合は上記理由から期限までに設置を完了することが極めて困難となる。また、掲示板の区画数が当初の予定から増加する見通しとなっており、資材の調達に更に時間を要することが見込まれる。<br>そこで、6月5日に行った開札に唯一参加し、本業務につき唯一履行の意思がある七欧産業株式会社に對し聞き取りを行ったところ、現時点で一定程度の人材及び資材を保有しており、かつこれまで清田区で同業務を履行した実績があり、履行前の現地確認等の準備を一部簡略化可能であることから、履行期間が20日程度あれば、確実に履行可能との返答を得た。<br>同社は、直近に実施された第20回統一地方選挙及び第50回来議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置業務を請け負っており、履行状況が良好であることから、現時点での履行能力は十分と考えられる。<br>以上から、七欧産業株式会社が唯一本業務の履行意思があり、かつ確実に履行可能な者と判断できるが、履行期間を20日程度確保できるよう、速やかに特定随意契約を締結する必要がある。<br>については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、左記事業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 清) 市民部総務企画課<br>011-889-2010 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">清田区第51回来議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務</a>  | 七欧産業株式会社                  | 2,566,520  | R8. 1. 21  | R8. 1. 21 ～ R8. 2. 20 | 本業務は、市選挙管理委員会が調達した掲示板を用い、ポスター掲示場の設置および撤去を行うものである。<br>解散表明が予定される1月19日から公示日前日の1月26日までという極めて短期間で設置を完了させねばならず、事前の現地確認等を行う時間的猶予が一切ない。加えて、実際の設置作業は掲示板が引渡される1月22日以降に限られる上、厳格特有の除雪作業を伴う困難な状況下での履行が求められる。<br>これらの過酷な条件下で確実に業務を完遂するためには、地理的状況や掲示場所を熟知している必要がある。当該事業者は、直近の第27回参議院議員通常選挙、第50回来議院議員総選挙、および第20回統一地方選挙において同業務を受託し、良好な履行実績を有しており、本業務を履行可能な唯一の事業者である。<br>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、左記事業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 清) 市民部総務企画課<br>011-889-2010 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">白旗山第2地区雪堆積場管理業務</a>                   | 真栄・松平・南香園・日本緑化工・横山特定共同企業体 | 29,040,000 | R7. 10. 30 | R7. 11. 4 ～ R8. 7. 31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 清) 土木部維持管理課<br>011-888-2800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">白旗山第3地区雪堆積場管理業務</a>                   | ノース・共創特定共同企業体             | 15,147,000 | R7. 10. 30 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 清) 土木部維持管理課<br>011-888-2800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">白旗山地区雪堆積場管理業務</a>                     | S T・新太平洋特定共同企業体           | 26,180,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 清) 土木部維持管理課<br>011-888-2800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">真栄芙蓉地区雪堆積場管理業務</a>                    | テクノ・勝栄・日本マーケティング特定共同企業体   | 30,272,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 清) 土木部維持管理課<br>011-888-2800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">有明地区雪堆積場管理業務</a>                      | 杉原・東陽・北央道路特定共同企業体         | 17,270,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 清) 土木部維持管理課<br>011-888-2800 |
| R7. 11. 19 | <a href="#">有明第2地区雪堆積場管理業務</a>                    | 新立大一・山王・北土・公清特定共同企業体      | 57,145,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 清) 土木部維持管理課<br>011-888-2800 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">藤野地区雪堆積場管理業務</a>                      | 浅野建設株式会社                  | 15,400,000 | R7. 10. 27 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 南) 土木部維持管理課<br>011-581-3811 |

| 掲載日      | 調達契約件名                                             | 契約の相手方                 | 契約金額（円）    | 契約締結年月日  | 履行期間               | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課                         |
|----------|----------------------------------------------------|------------------------|------------|----------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7.11.12 | <a href="#">駒岡地区雪堆積場管理業務</a>                       | 有限会社ソニア工業              | 14,889,600 | R7.10.28 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 南) 土木部維持管理課<br>011-581-3811 |
| R7.11.12 | <a href="#">釧路地区雪堆積場管理業務</a>                       | 南輝建設株式会社               | 18,700,000 | R7.10.29 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 南) 土木部維持管理課<br>011-581-3811 |
| R7.11.12 | <a href="#">真駒内地区雪堆積場管理業務</a>                      | 大伸・ネオアクシア・TMS工業特定共同企業体 | 27,170,000 | R7.10.29 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 南) 土木部維持管理課<br>011-581-3811 |
| R8.1.28  | <a href="#">西区第51回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務</a>    | 株式会社札幌標板製作所            | 3,245,451  | R8.1.20  | R8.1.20 ～ R8.2.20  | 本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、第50回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の設置及び撤去を行うものである。なお、本業務のうちポスター掲示場の設置については、法定上、公示日の2日前には設置を完了させなければならないとされている。<br>過去の選挙実績及び過去の請負業者への聴き取り結果により、掲示板設置作業については、ポスター掲示場の調達（レンタル）業者から掲示板を引受けた後、最低でも5日間の作業期間を要する。<br>また、ポスター掲示場の調達（レンタル）については、設置業者への引渡しの日3日前までに、引渡し場所を特定するため、本業務の請負業者を選定しておく必要がある。<br>一方で、今回の衆議院議員総選挙に係る執行経費は、令和6年度当初予算に計上されておらず、予備費の充用を経てから予算計上されることから、一般競争入札による契約締結を行うことが期間的に不可能であり、そのため特定随意契約による契約締結を進める必要がある。<br>当該業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去7年間に当区内で衆議院議員総選挙に係る同種業務の請負実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。<br>この条件に合致する株式会社札幌標板製作所及び株式会社中央ネームプレート製作所に対し聴き取りを行ったところ、株式会社中央ネームプレート製作所からは、上記日程では履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があり、株式会社札幌標板製作所からは、今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。<br>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、左記事業者を契約の相手方として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 西) 市民部総務企画課<br>011-641-6921 |
| R8.3.25  | <a href="#">西区役所(ほかにん芥（一般ごみ、資源化ごみ）収集運搬業務（単価契約）</a> | 一般財団法人 札幌市環境事業公社       | 1,409,650  | R8.3.17  | R8.4.1 ～ R9.3.31   | 札幌市において事業系一般廃棄物の収集運搬許可を有しているのは、当該事業者のみであることから、同者に特定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 西) 市民部総務企画課<br>011-641-6921 |
| R7.4.16  | <a href="#">西区自転車等誘導整理業務</a>                       | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター    | 9,369,500  | R7.4.10  | R7.4.14 ～ R7.11.21 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 西) 土木部維持管理課<br>011-667-3201 |
| R7.11.19 | <a href="#">福井地区雪堆積場管理業務</a>                       | 北陽・北海道ロード・佐野特定共同企業体    | 23,980,000 | R7.10.30 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 西) 土木部維持管理課<br>011-667-3201 |
| R7.11.19 | <a href="#">前田第2地区雪堆積場管理業務</a>                     | 八甲・丸源三上・マルコー特定共同企業体    | 15,290,000 | R7.10.30 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 西) 土木部維持管理課<br>011-667-3201 |
| R7.11.19 | <a href="#">平和第2地区雪堆積場管理業務</a>                     | 坂ノ下・鈴木東建特定共同企業体        | 20,075,000 | R7.10.31 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 西) 土木部維持管理課<br>011-667-3201 |
| R7.11.19 | <a href="#">西野平和地区雪堆積場管理業務</a>                     | 勇・朝倉・創新・タニケン 特定共同企業体   | 32,450,000 | R7.10.31 | R7.11.4 ～ R8.6.30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 西) 土木部維持管理課<br>011-667-3201 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                  | 契約の相手方                  | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                         |
|------------|-----------------------------------------|-------------------------|------------|------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R7. 11. 19 | <a href="#">平和地区雪堆積場管理業務</a>            | 株式会社坂ノ下興業               | 16,753,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 西) 土木部維持管理課<br>011-667-3201 |
| R8. 3. 4   | <a href="#">手稲区総合庁舎中央監視システムRS装置更新業務</a> | 富士通 J a p a n 株式会社      | 43,340,000 | R7. 10. 24 | R7. 10. 24 ～ R8. 3. 31 | 手稲区総合庁舎で使用している中央監視システムは、システム全体をコントロールするソフトウェアが組み込まれたセンター装置、センター装置からの信号を庁舎内各設備に伝達する末端装置及びセンター装置と末端装置を接続するためのリモートステーション（以下、「RS」という。）装置で構成されている。本来、システム全体の更新を計画的に行うところだが、このたびRS装置にてエラーが発生する不具合が生じており、故障の恐れがあるためRS装置のみを更新する本業務を行う。<br>既存のセンター装置及び末端装置と互換性を保ち、システム全体をコントロールするためには、富士通製のソフトウェアに対応するRS装置が必要であり、対応可能なのは、開発メーカーである当該業者のみである。<br>以上により、本件は競争入札に適さないことから、当該業者を選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 手) 市民部総務企画課<br>011-681-2425 |
| R7. 4. 23  | <a href="#">手稲区自転車等誘導整理業務</a>           | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター     | 6,992,999  | R7. 4. 3   | R7. 4. 7 ～ R7. 11. 30  | 臨時的かつ短期間な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 手) 土木部維持管理課<br>011-681-4011 |
| R7. 10. 29 | <a href="#">手稲区土木センター吸収冷温水機修繕業務</a>     | 株式会社日立ビルシステム            | 5,493,400  | R7. 10. 20 | R7. 10. 20 ～ R8. 3. 30 | 手稲区土木センターの吸収冷温水機は2012年10月に設置し、毎年、年3回の保守点検と消耗部品交換などを続けています。<br>こうした点検の中で、操作盤と各種センサーがメーカーの耐用年数である10年を経過し劣化も進んでいることから、交換が必要であるとの点検結果がありました。また、冷却水系統チューブの内部に錆等異物が付着し、つまること、機器で発生した熱が冷却されずオーバーヒートに近い状態となっているとの警報が発生したため、開放点検及び洗浄作業が必要であると勧められていました。<br>吸収冷温水機の冷房の仕組みは大きめに蒸発（気化熱の利用で冷やす）、吸収（吸収液が水蒸気を吸収）、再生（薄くなった吸収液を加熱し濃度を戻す）、凝縮（水蒸気を冷やして水に戻す）のサイクルが一般的なものとなっておりますが、このサイクルでの温度と圧力の設定、省エネや環境性能の向上、耐久性や安全性の確保などは、各メーカーが有する独自の技術を集約し性能の向上を図ってきたことから、独自の部品やノウハウが多くあります。<br>今回行う修繕業務のうち、操作盤等交換については、操作盤や各種センサーを機器に合わせて製造、組み立てる必要があり、既存設備との適合を考慮した作業を伴うため、専門的な知識や技術力を要します。<br>また冷却水系統チューブの開放点検・洗浄についても、機器全体の精密な構造を深く理解し、適切な箇所で水室ケースを溶接切断の必要があり、さらには機器本体にダメージを与えないための薬品洗浄のノウハウなど、長年の経験と知識と知識に裏打ちされた高度な専門技術が不可欠となります。<br>(株)日立ビルシステムは、開発メーカーである日立アプライアンス社より、自社の製品に対する品質保持と安全確保のため、その固有の技術と知識を継承し、適切な保守サービスを提供できる唯一の業者と認定されています。万が一、機器にトラブルが発生した場合、その原因究明から復旧までの緊急対応、さらには発生した問題に対する責任の所在を明確にした対応が迅速かつ確実に行えるのは、この認定された専門業者のみです。<br>以上の理由により、本件は競争入札に適さないことから、当該業者を選定します。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 土木部維持管理課<br>011-681-4011 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">山口東地区雪堆積場管理業務</a>           | 大八拓殖・東海建設・寿・福田道路特定共同企業体 | 22,220,000 | R7. 10. 30 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 手) 土木部維持管理課<br>011-681-4011 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">手稲山口地区雪堆積場管理業務</a>          | 大泉組・大八拓殖・光建特定共同企業体      | 64,460,000 | R7. 10. 30 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 手) 土木部維持管理課<br>011-681-4011 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">前田第3地区雪堆積場管理業務</a>          | スペース・男・日本庭園特定共同企業体      | 30,800,000 | R7. 10. 30 | R7. 11. 4 ～ R8. 7. 31  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 手) 土木部維持管理課<br>011-681-4011 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">前田第5地区雪堆積場管理業務</a>          | 全幸・大東・ライフユーズ・田中組特定共同企業体 | 32,890,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 6. 30  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 手) 土木部維持管理課<br>011-681-4011 |
| R7. 11. 12 | <a href="#">前田地区雪堆積場管理業務</a>            | 丸源三上・八甲・西岡特定・幸洋特定共同企業体  | 36,630,000 | R7. 10. 31 | R7. 11. 4 ～ R8. 7. 31  | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 手) 土木部維持管理課<br>011-681-4011 |

| 掲載日       | 調達契約件名                                    | 契約の相手方         | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                         |
|-----------|-------------------------------------------|----------------|-------------|-----------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市学校用ネットワークセンター運用管理業務</a>    | 札幌総合情報センター株式会社 | 387,530,000 | R7. 3. 27 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務を行うにあたっては、ネットワーク構成、セキュリティ対策及びアカウント管理等の、学校用ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、通常の運用保守や障害発生時に迅速に対応ができないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。<br>以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者において他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                           | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">統合型ID管理システム保守業務</a>           | N T T 東日本株式会社  | 20,295,000  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務の実施にあたっては、統合型ID管理システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要があり、これらの技術的な知識や経験を持たない事業者からの調達では、通常保守や障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。<br>以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、システムの構築を行った当該事業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                             | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">札幌市学校用ネットワーク回線調達業務</a>        | N T T 東日本株式会社  | 254,910,898 | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 各市立学校及び幼稚園等の学校用ネットワークにおいては、本市が整備したネットワーク設備に本業務にて調達する公衆回線を接続することによって、学校間、学校とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現している。<br>本業務によって調達する回線は、閉域網内で構成することに加え、各校に設置された既存のIP電話を継続的に利用できる必要があり、本要件を満たすことのできる回線を有するのは当該事業者のみである。<br>以上から、本業務を履行できるのは、当該業者において他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                         | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">市立札幌開成中等教育学校単位制支援システム保守業務</a> | 株式会社札幌ウチダシステム  | 1,768,800   | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務の実施にあたっては、単位制支援システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要があり、これらの技術的な知識や経験を持たない業者からの調達では、通常保守や障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。<br>以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、システムの構築を行った当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                 | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">学校用無線LAN環境保守運用業務</a>          | N T T 東日本株式会社  | 61,122,600  | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31   | 市立学校等における無線LANネットワークについては、普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室等に無線LANアクセスポイントを設置することにより、教員、児童及び生徒が無線LAN環境下で端末を活用することを可能としている。<br>本業務の履行にあたっては、本市の現行の無線LANネットワークの構成を熟知している必要があり、本要件を満たすのは、無線LAN環境の初期構築を担った当該事業者のみである。<br>以上から、本業務を履行できるのは、当該業者において他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                           | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">新聞記事検索データベースライセンス</a>         | 株式会社北海道新聞社     | 4,274,380   | R7. 5. 30 | R7. 5. 30 ～ R7. 7. 31  | 本業務で調達するソフトウェアは北海道新聞社が提供する「まなbell」であり、現在市立学校での活用がなされている。本市では学習指導要領において示されている授業における新聞の活用を推進するため、新聞記事検索データベースの整備を行っているが、頻繁なサービスの変更は教員がサービスの使い方が活用方法を都度学び、児童生徒に指導を行わなければならない。児童生徒もこれまで培ってきた知見が利用できなくなるため、新聞記事を活用した円滑な学習活動が損なわれることとなる。<br>以上から本市では引き続き「まなbell」を導入する必要があるが、「まなbell」を提供できる事業者は当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                         | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">高等学校・特別支援学校ホームページクラウド移行業務</a> | 株式会社札幌ウチダシステム  | 7,150,000   | R7. 6. 13 | R7. 6. 13 ～ R7. 12. 25 | 本業務を行うにあたっては、現行ホームページ作成用ソフトウェアとその本市における運用、移行後のクラウド版ソフトウェアとその運用及びクラウド移行の手法についての専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、業務履行に著しい支障が生じ、各学校における業務の円滑な実施が損なわれることとなる。<br>以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、現行ソフトウェア及び移行後のクラウド版ソフトウェアをいずれも制作・提供している事業者のグループ会社であり、本市における本ホームページを運用するうえで必要なサーバを整備・保守している当該事業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                          | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 15 | <a href="#">学校・保護者間連絡システムライセンス</a>        | バイザー株式会社       | 21,054,000  | R7. 6. 16 | R7. 6. 16 ～ R7. 6. 30  | 本業務で調達するソフトウェアはバイザー株式会社が提供する「すぐー」であり、現在市立学校での活用がなされている。本市では、大規模災害等緊急時の確実な学校・保護者間の連絡手段として利用するとともに、日常的な事務連絡においてもデジタル化を推進するため、当該システムを利用しているが、新たなシステムを導入し、サービス変更を行った場合、教員に校内運用の再考、さらには、保護者に再びアプリのダウンロードや使い方の学び直しを強いることとなる。<br>一方、当該システムに関して、学校現場や保護者からの苦情や問い合わせがなく、利用定着が進んでいる状況である。<br>以上から、本市では引き続き「すぐー」を導入する必要があるが、「すぐー」を提供できる事業者は当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |
| R8. 4. 22 | <a href="#">マイクロソフトエデュケーション追加ライセンス</a>    | 株式会社大塚商会       | 29,462,400  | R7. 9. 22 | R7. 9. 22 ～ R7. 9. 30  | 本業務で調達するソフトウェアは、令和7年6月に一般競争入札により落札決定、契約した「マイクロソフトエデュケーションライセンス」の追加ライセンスとなる。<br>既存ライセンスは、教育機関向け総合ライセンス契約（EES：Microsoft Enrollment for Education Solutions）であるため、契約期間中のライセンス追加発注は、LSP（Licensing Solution Partner）事業者である当該事業者しか行うことができない。<br>よって、追加ライセンスを提供できる事業者は当該事業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                 | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                            | 契約の相手方        | 契約金額（円）    | 契約締結年月日    | 履行期間        | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                           |
|------------|---------------------------------------------------|---------------|------------|------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 22  | <a href="#">統合型ID管理システム改修・Exchange Online構築業務</a> | N T T 東日本株式会社 | 37,972,000 | R7. 10. 2  | ～ R8. 3. 31 | 本業務は、現在当該事業者が学校ネットワーク再構築のために設計・構築を行っている「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」と密接に関連した、M365の一部アプリケーションの設計・構築、またこれに伴う統合型ID管理システムのプログラム改修を行うものである。<br>業務の履行にあたり、設計内容やプログラムを、現在当該事業者が設計・構築している学校ネットワークの設計書やプログラムに反映するとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響の調査・対応を行う必要がある。また、当該アプリケーション及びシステム、導入する各種セキュリティ製品のプログラム構成・各種設定等を熟知している必要がある。<br>これらの技術的な知識や経験を持たない事業者からの調達では、影響把握に必要な時間を要する、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分となるほか、複数事業者が同じアプリケーションやシステムを取扱うことで通常保守や障害発生時に責任分界点が煩雑化することとなり、迅速な対応が困難となるなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれる危険性がある。<br>以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」「統合型ID管理システム保守業務」の受託者である当該事業者において他ではなく、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当する。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826   |
| R8. 4. 22  | <a href="#">学校ネットワーク用LSW設定業務</a>                  | N T T 東日本株式会社 | 6,138,000  | R7. 10. 29 | ～ R8. 1. 30 | 本業務は学校及び教育委員会とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現しているネットワーク機器の設定を行うものである。<br>本業務の履行においては、本市が「札幌市学校用ネットワーク回線調達業務」において機器及び回線の保守を行っている、学校用ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、通常の運用保守や障害発生時に迅速に対応ができないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。<br>以上から、本業務を履行できるのは、「札幌市学校用ネットワーク回線調達業務」の受託者である当該業者において他ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826   |
| R8. 4. 22  | <a href="#">Microsoft Teams設計構築業務</a>             | N T T 東日本株式会社 | 27,236,000 | R7. 12. 15 | ～ R8. 3. 31 | 本業務は、現在当該事業者が学校ネットワーク再構築のために設計・構築を行っている「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」と密接に関連した、M365の一部アプリケーションの設計・構築を行うものである。<br>業務の履行にあたり、設計内容やプログラムを、現在当該事業者が設計・構築している学校ネットワークの設計書やプログラムに反映するとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響の調査・対応を行う必要がある。また、当該アプリケーション、導入する各種セキュリティ製品のプログラム構成・各種設定等を熟知している必要がある。<br>これらの技術的な知識や経験を持たない事業者からの調達では、影響把握に必要な時間を要する、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分となるほか、複数事業者が同じアプリケーションやシステムを取扱うことで通常保守や障害発生時に責任分界点が煩雑化することとなり、迅速な対応が困難となるなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれる危険性がある。<br>以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」の受託者である当該事業者において他ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                         | 教) 総務部学校支援課<br>011-211-3826   |
| R8. 1. 28  | <a href="#">札幌市学校施設冷房設備整備事業モニタリング支援業務</a>         | 合同会社デロイトトーマツ  | 3,516,370  | R7. 5. 1   | ～ R8. 3. 31 | 前年度までのPFI事業手続きにおけるアドバイザー業務等各種業務を受託した有限責任監査法人トーマツは、PFI事業の契約内容を始めとするこれまでの調整・検討内容を熟知しているため、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成することができるところから、本業務における契約の相手方として選定することが妥当と考えられる。ただ、当該法人では、グループ企業内における業務分担の変更を行っており、当該業務はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社に移管されている。<br>以上より、本事業の契約の相手方としては、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社を選定することが妥当であり、業務の性質又は目的が一般競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約（特定）を行う。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 教) 総務部学校施設課<br>011-211-3835   |
| R7. 9. 17  | <a href="#">札幌市学校施設新改築等整備方針策定支援業務</a>             | 株式会社長大札幌支社    | 15,972,000 | R7. 8. 27  | ～ R8. 3. 31 | 本業務は、学校施設の新改築や長寿命化改良の事業において従来手法を含む様々な整備手法を検討するにあたり、現状と課題の抽出や整備手法の整理、各整備手法の評価及び課題に対する効果並びに事業スケジュール等の調査検討を実施したうえで、包括的な整備方針の策定について支援を行うものであり、高度な専門性・経験が求められるため、公募型企画競争により事業者の選定を行うことが適当であると判断した。<br>以上より、その性質から一般競争入札に適しないものであるため、公募型企画競争実施委員会において選定された契約候補者と特定随意契約を締結するものである。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 教) 総務部学校施設課<br>011-211-3835   |
| R7. 12. 17 | <a href="#">市立札幌開成中等教育学校無線LAN環境更改業務</a>           | N T T 東日本株式会社 | 12,122,000 | R7. 12. 11 | ～ R8. 3. 31 | 本業務は、現在稼働中の市立札幌開成中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の教育用無線LANネットワークに構築している無線LAN機器の更改と合わせて、ネットワークの再設計及び既存ネットワーク機器の設定変更を行い、独自構成となっている中等教育学校の無線LAN環境を他の市立学校と同じ環境に移行するものである。<br>本業務の履行にあたっては、中等教育学校及び他の市立学校両方のネットワーク構成を熟知している必要があるが、本要件を満たすのは双方の無線LAN環境の初期構築を担い、以降継続的に無線LAN環境の保守運用業務を行っている当該事業者のみである。<br>以上から、本業務を迅速かつ確実に履行できるのは、上記選定事業者以外において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 教) 学校教育部教育推進課<br>011-211-3851 |
| R8. 4. 8   | <a href="#">令和8年度就学援助システム運用保守業務</a>               | 株式会社アイティフォー   | 1,848,000  | R8. 3. 18  | ～ R9. 3. 31 | 本業務の円滑な実施にあたっては、就学援助システム（以下、「本システム」という。）のプログラム構成やデータベース方式等について熟知していることが不可欠である。<br>本システムは、株式会社アイティフォーが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズすることにより構築したシステムであり、システムの著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムのデータベース構造、データベース方式、機能、特性及び制約条件を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。<br>以上のことから、本件委託業務の履行が可能な者は、上記選定事業者以外において他にないため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 教) 学校教育部教育推進課<br>011-211-3851 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                        | 契約の相手方              | 契約金額（円）     | 契約締結年月日   | 履行期間                  | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                           |
|------------|-----------------------------------------------|---------------------|-------------|-----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市立学校教職員等健康診断業務（単価契約）</a>        | 公益財団法人 北海道結核予防会     | 50,794,059  | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 札幌市立学校で勤務する教職員等の健康診断業務は、対象者が9,000名程度、多岐に渡る健診区分及び検査項目があり、本件業務の履行にあたっては、年間を通じて受け入れ可能な施設の提供、充分な人数の医師や保健師等の配置、受診者の実情に応じて予約変更等の希望にも柔軟に対応できる専用の予約システムの使用といった実施体制の構築が必要である。<br>札幌市内において、求められる条件を満たすことができる者として、札幌市職員共済組合と北海道結核予防会が存在するが、札幌市職員共済組合は、教職員以外の本市職員の健康診断を実施しており、新たに多数の教職員の健康診断を受け入れる体制にはない。<br>以上の理由により、受け入れ可能な施設は北海道結核予防会のみとなることから、特定随意契約とすることとし、当該法人1者を参加者として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 教) 学校教育部教職員課<br>011-211-3853  |
| R8. 4. 8   | <a href="#">教職員定期健康診断血液検査業務（互助会加入者）（単価契約）</a> | 一般社団法人 札幌市医師会       | 29,816,028  | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 当該法人は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、当該業務の実施に協力が必要となる医療従事者及び関係団体等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実かつ効率的に実施できる。<br>また、本市において、医学的知見に基づき、検診実施機関としての適格性を審査することは極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である当該医師会を窓口とし、一括して契約を締結することが適当であるものと判断され、本契約を履行できるものが当該法人1者に絞られる。<br>この他、当該法人は、これまで、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。<br>以上の理由により、特定随意契約とすることとし、当該法人1者を参加者として選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 教) 学校教育部教職員課<br>011-211-3855  |
| R8. 4. 8   | <a href="#">札幌市立学校会計年度任用職員健康診断業務（単価契約）</a>    | 札幌市職員共済組合           | 5,996,411   | R8. 3. 30 | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31  | 札幌市職員共済組合は、本市が必要と認める健診項目に柔軟に対応しているほか、人間ドック、乳がん検診及び子宮頸がん検診を低額な自己負担で実施することが可能である。<br>また、当該組合は、健診結果データを毎年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施している。<br>これまで同組合において健康診断を実施した職員に対し、過去の健診結果データを分析し、効果的な事後指導、健康教育等を実施できるのは、当該組合のみである。<br>以上の理由により、特定随意契約とすることとし、当該組合1者を参加者として選考する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 教) 学校教育部教職員課<br>011-211-3855  |
| R7. 4. 30  | <a href="#">令和7年度図書館電算システム用機器再々リース</a>        | NECキャピタルソリューション株式会社 | 4,449,357   | R7. 4. 1  | R7. 4. 1 ～ R7. 12. 31 | 令和7年3月31日をもって再リース契約期間が満了する図書館電算システム用機器については、次期システムへの更新が令和7年12月末となるため、令和7年4月1日以降も機器を継続して使用するために再々リース契約を締結する必要がある。これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-512-7330 |
| R7. 7. 23  | <a href="#">山の手図書館臨時休館による札幌市図書館システム改修業務</a>   | NECソリューションイノベータ株式会社 | 2,053,700   | R7. 7. 11 | R7. 7. 11 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、平成25年度より稼働している札幌市図書館システム（以下「システム」という。）に対して、山の手図書館臨時休館に対応するシステム改修を行い、利用者及び職員への影響を低減させることを目的とするものであり、システムの機能・仕様を熟知していることが要件となる。<br>当該システムはNEC社により開発されたが、NECグループ内の業務見直しにより、令和2年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。<br>当該事業者は、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者をおいてほかにいない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-512-7330 |
| R7. 8. 6   | <a href="#">札幌市図書館システム更新機器設定業務</a>            | NECソリューションイノベータ株式会社 | 220,111,100 | R7. 7. 25 | R7. 7. 25 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、平成25年度より稼働している札幌市図書館システム（以下「システム」という。）に係る機器類（端末、サーバ等）の設定や環境構築等を行うものであり、システムの安定稼働及び効率的な運用を行うためには、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。<br>当該システムはNEC社により開発されたが、NECグループ内の業務見直しにより、令和2年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。<br>当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者をおいてほかにいない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-512-7330 |
| R7. 10. 22 | <a href="#">令和7年度こども本の森札幌・北大開設準備支援業務</a>      | 株式会社図書館総合研究所        | 5,797,000   | R7. 9. 16 | R7. 9. 16 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、「こども本の森札幌・北大（以下「本の森」という。）に係る選書支援、ロゴデザイン及び書架サインデザインを行う業務であり、令和5年度の「「(仮称)こども本の森」基本方針策定支援業務」をもとに、令和6年度の「「(仮称)こども本の森」開設準備支援業務」にて検討した選書及びサイン計画から継続する業務である。<br>本の森は、この図書館独自のテーマに基づく選書を行うだけでなく、北海道大学の学部と紐づけた選書を行うなど、独創性のある選書が特徴である。<br>また、サインデザインについては、子どもたちに本の配架場所を分かりやすく伝えるデザインが求められるとともに、曲面書架であることから設計業者との調整も必要であり、ロゴデザインについてはサインデザインと統一感を有することが必須である。<br>上記の令和5年度業務及び令和6年度業務を受託した当該事業者は、令和5年度業務の企画競争時から本の森への理解が深く、その提案内容は令和7年2月に札幌市が策定した「(仮称)こども本の森」基本方針における本の森の3つの機能（読書・交流・体験機能）に生かされている。<br>それに加え、令和5年度業務において、小学生から大人までヒアリング調査を実施し、参加者の関心や本の森に対する意見・要望などを直接聞き取った。また、令和6年度業務においては、ヒアリングでの意見を反映した約200冊の選書を行ったほか、独自テーマに最適な配架場所を検討し、書架サイン計画を作成し必要数を検討するなど、本の森について熟知している。<br>本業務は、令和8年夏の開館に向けて令和5年度から続く継続的な業務であるため、業務遂行に当たっては、これまでに積み上げられた本の森の選書やサイン計画と一貫性を持たせることが重要である。そのため、業務の遂に不可欠な業務実績や知見、検討経過について十分な蓄積がある唯一の事業者である左記業者を選定する。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-512-7330 |

| 掲載日        | 調達契約件名                                               | 契約の相手方              | 契約金額（円）     | 契約締結年月日    | 履行期間                   | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                           |
|------------|------------------------------------------------------|---------------------|-------------|------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| R7. 11. 26 | <a href="#">令和7年度後期札幌市図書館システム運用・保守業務</a>             | NECソリューションイノベータ株式会社 | 17,117,859  | R7. 11. 17 | R8. 1. 1 ～ R8. 3. 31   | 本業務は、平成25年度より稼働している札幌市図書館システム(以下「システム」という。)の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。<br>当該システムはNEC社により開発されたが、NECグループ内の業務見直しにより、令和2年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。<br>当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者をにおいてほかにいない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                  | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-512-7330 |
| R8. 3. 4   | <a href="#">新刊書誌データ</a>                              | 株式会社図書館流通センター       | 4,510,000   | R8. 2. 9   | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 本市図書館では、膨大な蔵書に対し様々な角度から目的の本の検索が可能となるよう、「TRC MARC」の新刊書誌データ（以下「当データ」という。）を購入し、図書館システムにおいて活用している。<br>図書館システムは、当データの使用を基に構築しており、今後も高度な検索性を維持するためには、当データの継続購入が必要である。<br>当データを供給できる者は開発、販売している選定事業者1者に限られる。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-512-7330 |
| R8. 3. 11  | <a href="#">令和8年度前期札幌市図書館システム運用・保守業務</a>             | NECソリューションイノベータ株式会社 | 46,047,804  | R8. 2. 27  | R8. 4. 1 ～ R8. 9. 30   | 本業務は、平成25年度より稼働している札幌市図書館システム（以下「システム」という。）の安定稼働及び効率的な運用・保守を行うことにより、図書館における各種サービスを市民に安定的に提供することを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。<br>当該事業者は、システムの著作権を保有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者をにおいてほかにいない。<br>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-512-7330 |
| R8. 3. 25  | <a href="#">図書・情報館商用データベース（CD・Exes50）</a>            | 株式会社東京商工リサーチ        | 1,320,000   | R8. 2. 27  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | 当データベースは、販売代理店に委託せず、サービス提供元の事業者が直接契約・請求業務等行っており、当該事業者以外に本業務を履行する業者は存在しない。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 教) 中央図書館運営企画課<br>011-208-1113 |
| R7. 8. 27  | <a href="#">電子書籍（TRC・JDLコンテンツ）</a>                   | 株式会社図書館流通センター       | 2,851,220   | R7. 8. 18  | R7. 8. 18 ～ R7. 11. 28 | 現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利（複製権および公衆送信権）を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 教) 中図、利用サービス課<br>011-512-7320 |
| R8. 1. 7   | <a href="#">電子書籍（TRC・JDLコンテンツ）</a>                   | 株式会社図書館流通センター       | 4,067,310   | R7. 12. 25 | R7. 12. 25 ～ R8. 3. 31 | 現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利（複製権および公衆送信権）を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 教) 中図、利用サービス課<br>011-512-7320 |
| R8. 4. 15  | <a href="#">令和8年度中央図書館もみじ台図書コーナー運営業務</a>             | 日興美装工業株式会社          | 1,848,000   | R8. 3. 31  | R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31   | もみじ台図書コーナーが設置されているもみじ台管理センターは、平成24年に（一財）札幌市住宅管理公社から寄附を受け、本市（財産：まらづくり政策局都市計画部、運営調整：市民文化局地域振興部）が所有しながら、管理運営団体に貸付を行うことで運営を行っている。<br>図書コーナーについても、管理運営団体に包括的な運営を委ねることで、住民サービスの質の向上や運営上の効率化が図られることから、当業務はもみじ台管理センター管理運営団体への受託業務となっている。<br>このため、円滑な図書コーナーの運営に向けては、もみじ台管理センター管理運営業務と当業務は密接不可分であり、競争入札には適さないことから、管理運営団体となる当該団体を相手方として随意契約としたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                     | 教) 中図、利用サービス課<br>011-512-7320 |
| R7. 5. 14  | <a href="#">選挙人情報管理システム標準化移行業務</a>                   | 株式会社日立製作所           | 130,900,000 | R7. 5. 9   | R7. 5. 9 ～ R8. 1. 30   | 全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、基幹20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）へ移行を行う必要があり、本市の選挙人名簿管理業務については、当該事業者が提供する標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めてきたところである。<br>本業務は、ガバメントクラウド上に標準準拠システム動作環境を構築し、現行システムから標準準拠システムへデータの移行作業を行うものである。<br>以上より、本業務を履行できるのは、現行システムの開発業者であり、また、標準準拠システムを提供する当該事業者を除いて他にはないことから、当該事業者を特定した随意契約といたしたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                                                                                                                                                                        | 選) 選挙課<br>011-211-3247        |
| R7. 7. 2   | <a href="#">第27回参議院議員通常選挙に係る選挙人情報管理システム稼働環境設定等業務</a> | 株式会社日立製作所           | 7,907,900   | R7. 5. 26  | R7. 5. 26 ～ R7. 7. 21  | 本業務は、選挙人情報管理システムを活用して選挙人名簿登録事務、期日前投票事務、不在者投票事務等を遂行するに当たり、システムの安定的な稼働維持を保つとともに、不測の事態や障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知したうえで、委託者からの指示に基づき、システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要な要件となる。<br>当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務をすべて受託するとともに、各業務について確実に履行してきた実績があり、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。<br>当該事業者以外が受託した場合、選挙人情報管理システムの構成・仕様を習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは困難であることから、選挙人情報管理システムの開発業者である当該事業者を特定した随意契約とする。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)                                                                                         | 選) 選挙課<br>011-211-3247        |
| R7. 6. 4   | <a href="#">投・開票速報システム保守業務（第27回参議院議員通常選挙）</a>        | 株式会社エイチ・アイ・ディ       | 1,403,160   | R7. 5. 28  | R7. 5. 28 ～ R7. 7. 25  | 本業務は、投・開票速報システムを活用して投票当日の投・開票速報事務等を遂行するにあたり、システムの安定的な稼働維持を保つとともに、不測の事態や障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、受託業者は投・開票速報システムの構成・仕様及び投・開票速報事務処理内容について十分熟知したうえで、委託者からの指示に基づき、システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要な要件となる。<br>当該事業者は、投・開票速報システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務を受託するなど、システム全体を十分に熟知するとともに、選挙時における事務処理内容も把握するなど、限られた時間内に正確な事務処理を求められる投・開票速報において迅速かつ的確な対応が可能となる技術や知識を有しており、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。<br>一方、本業務を他事業者に委託した場合、他事業者においては投・開票速報システムの全容及び投・開票速報事務の流れについて習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することが極めて困難である。<br>以上により、当該事業者を特定した随意契約といたしたい。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 選) 選挙課<br>011-211-3247        |

| 掲載日    | 調達契約件名                                          | 契約の相手方   | 契約金額（円）    | 契約締結<br>年月日 | 履行期間             | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                     |
|--------|-------------------------------------------------|----------|------------|-------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| R7.7.2 | <a href="#">投票用紙計数機（ビルコン製）点検保守業務</a>            | 大丸株式会社   | 2,871,000  | R7.6.4      | R7.6.4 ～ R7.7.21 | 本業務で取り扱う投票用紙計数機は選挙事務用としてビルコン株式会社（本社 川崎市）により製造されたものであり、その保守点検や整備作業については、製造者又は販売特約店だけが実施できるものである。<br>製造者であるビルコン株式会社については、本市の入札参加資格者名簿の登録がないことから、本業務を履行できるのは、札幌市で唯一の販売特約店である左記業者をもって他に無い。<br>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                           | 選）選挙課<br>011-211-3247   |
| R7.7.2 | <a href="#">投票用紙計数機及び読取分類機（ムサシ製）点検整備及び保守等業務</a> | 株式会社ムサシ  | 18,110,400 | R7.6.9      | R7.6.9 ～ R7.8.1  | 本業務で取り扱う投票用紙計数機及び読取分類機は選挙事務用として製作されたものであり、その点検整備及び保守については製造メーカーのみが実施できるものであることから、本業務を履行できるのは製造メーカーである左記業者をもって他に無い。<br>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 選）選挙課<br>011-211-3247   |
| R8.4.8 | <a href="#">札幌市議会議場制御機器等保守管理等業務</a>             | 株式会社アセント | 3,300,000  | R8.3.25     | R8.4.1 ～ R9.3.31 | 当該事業者は、全国の自治体において、各々の実情に合わせ議場内の音響と映像配信を一体的に操作するシステム、いわゆる「議場システム」の構築を多数行った実績があり、本市においても令和2年度に「議場制御機器更新及び大型モニターの設置業務」を受託し、その経験や知識に基づく技術により、札幌市独自のシステム構築した豊富な実績を持ち、本業務を遂行するために必要なシステムの内部構造を熟知している唯一の事業者である。<br>また、当該事業者以外が当該システムに係る保守管理業務を実施する場合、本システムのデータベースの構造や議場システムの解析のほか特性の把握等が必要となり、これには当該システムを一から構築するのと同程度の膨大な時間と費用を要することとなることから、急な故障発生時等の際には、迅速かつ適正な対応が困難となり、議会の円滑な運営に甚大な影響を及ぼすことが明らかである。<br>以上により、左記事業者は本業務を行うことが可能な唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、上記委託予定業者と随意契約を締結することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 議）議事課<br>011-211-3166   |
| R8.4.8 | <a href="#">たよれーるDMSライセンス調達及び運用管理・保守業務</a>      | 株式会社大塚商会 | 1,942,644  | R8.3.25     | R8.4.1 ～ R9.3.31 | 現在、本市議会を導入しているタブレット端末の管理は、端末導入時の一般競争入札により調達した「たよれーるDMS」というMDMを使用している。仮に新たに他社のMDMを使用することとした場合、各議員において使用中のタブレット端末を全て回収し、改めて各種設定が必要となるが、その期間は2か月程度かかり、設定期間中はタブレット端末を使用することができなくなるため議会活動に大きな支障が生じることとなる。したがって次年度も当該MDMを継続して調達する必要がある。<br>また、タブレット端末の管理にあたり、当該MDMを活用して本市議会が要望する機能の追加や制限といった各種設定作業等を行っていく必要があるが、当該MDMを利用してこれらの業務を行うことができるのは、本MDMを設計・構築した事業者だけとなる。<br>以上の状況を踏まえると、左記事業者が本業務を確実かつ安全に履行できる唯一の事業者であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、上記委託予定業者と随意契約を締結することとした。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）                   | 議）政策調査課<br>011-211-3164 |

※（単備契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。